

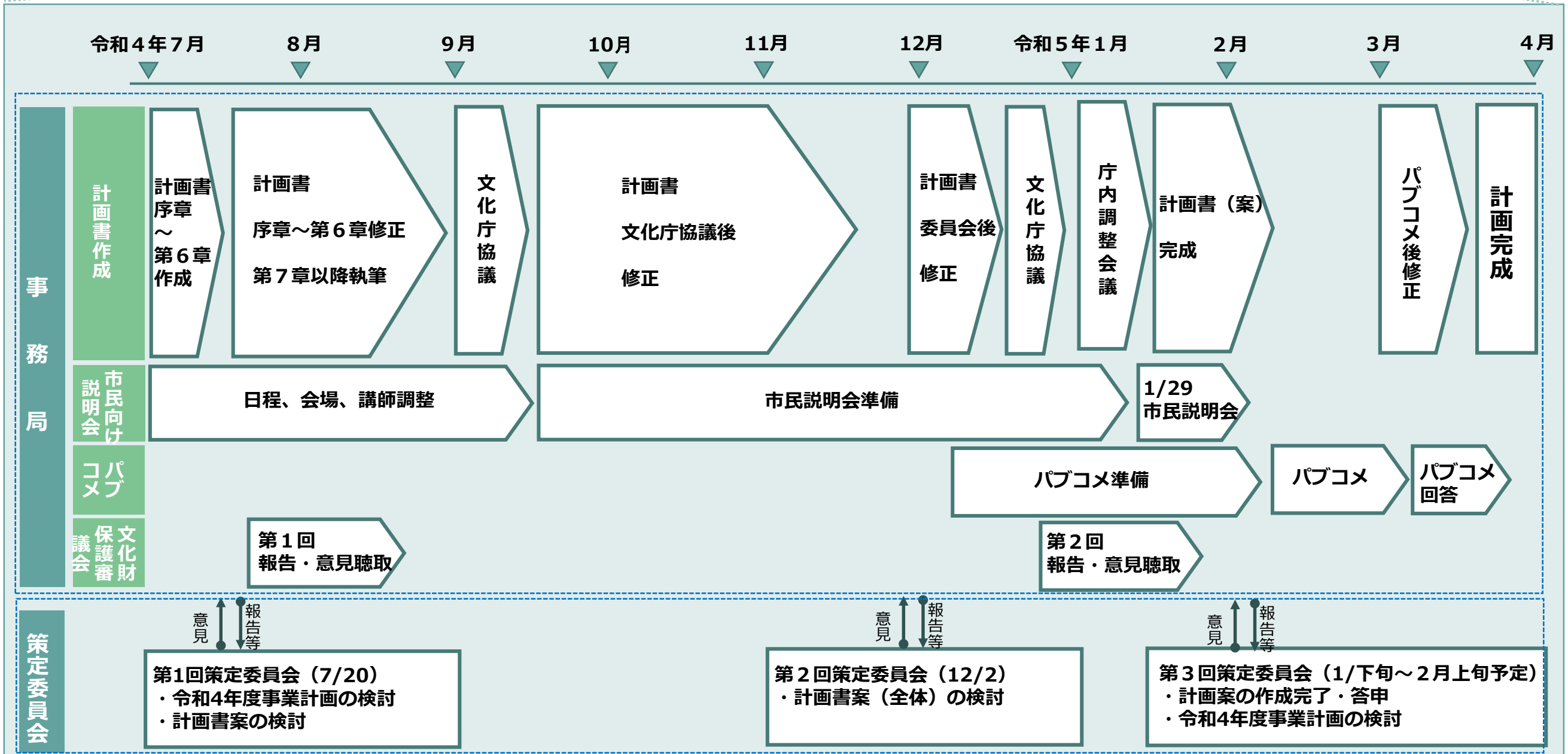
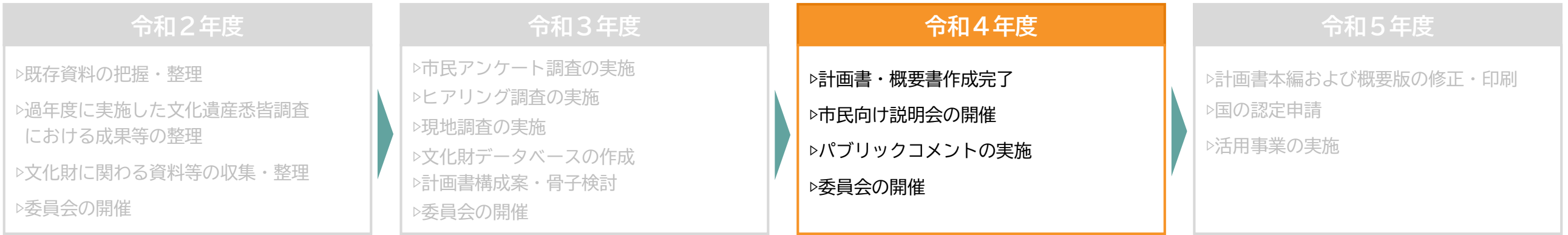
## 文化財保存活用地域計画の策定について

1. 令和4年度の事業スケジュール . . . 資料 1 - 1
2. 文化財保存活用地域計画の作成状況 . . . 資料 1 - 2
- (1) 文化財保存活用地域計画（案）のとりまとめ
- ①計画書（案）の作成
- ②概要版（案）の作成
3. 市民向け説明会の開催

開催目的	文化財保存活用地域計画作成の意義や市内の文化財の概要、「犬山市文化財保存活用地域計画（案）」の内容について市民に紹介し、犬山市の文化財の保存と活用について考える機会を創出することにより、計画作成後の市民が主体となった文化財の保存・活用推進体制構築に向けた気運の醸成を図ることができる。
開催日	令和4年1月29日（日）午後2時～午後4時
開催場所	市民交流センターフロイデ フロイデホール
内 容	<p>① 概要説明</p> <p>演 題：犬山市文化財保存活用地域計画について</p> <p>説明者：犬山市歴史まちづくり課 職員</p> <p>② 基調講演</p> <p>演 題：「犬山市文化財保存活用地域計画と犬山のまちづくり」</p> <p>講 師：國學院大學教授 西村幸夫氏</p> <p>③ トークセッション</p> <p>演 題：「歴史文化資源を活かした犬山の今後のまちづくり」</p> <p>登壇者：國學院大學教授 西村幸夫氏</p> <p>犬山市文化財保存活用地域計画策定委員会委員長 赤塚次郎氏</p>

# 令和4年度の事業スケジュール

令和4年度の事業は、以下のスケジュールに沿って推進します。



# 犬山市文化財保存活用地域計画 案

令和 5 年 ● 月

犬山市

## 目 次

序 章.....	1
1. 計画の背景と目的 .....	2
2. 計画作成の体制・経過.....	4
(1) 作成体制.....	4
(2) 作成経過.....	4
3. 計画の位置付け .....	7
(1) 体系図 .....	7
4. 計画期間と対象範囲 .....	8
(1) 計画期間.....	8
(2) 対象範囲.....	8
5. SDGs との関係.....	10
第 1 章 犬山市の概要.....	11
1. 犬山市の自然的環境 .....	12
(1) 位置・地勢.....	12
(2) 気候 .....	14
(3) 地質 .....	15
2. 犬山市の社会的環境 .....	16
(1) 市の沿革.....	16
(2) 人口動態.....	18
(3)-1 産業（全体） .....	20
(3)-2 産業（観光） .....	21
(4) 土地利用・交通.....	22
(5) 歴史文化施設.....	23
3. 犬山市の歴史的環境 .....	30
(1) 旧石器～古墳.....	30
(2) 古代～中世.....	31
(3) 近世 .....	32

(4) 近代・現代.....	34
(5) 犬山の災害史.....	35
<b>第2章 犬山市の歴史文化資源の概要.....</b>	<b>39</b>
<b>1. 指定等文化財の概要 .....</b>	<b>40</b>
(1) 有形文化財.....	41
(2) 無形文化財.....	43
(3) 民俗文化財.....	43
(4) 記念物 .....	44
<b>2. その他の歴史文化資源の概要.....</b>	<b>45</b>
(1) 有形文化財.....	47
(2) 無形文化財.....	48
(3) 民俗文化財.....	48
(4) 記念物 .....	48
(5) 文化的景観.....	49
(6) 伝統的建造物群.....	49
(7) 埋蔵文化財包蔵地 .....	49
(8) その他（自然環境・伝承物語・生活文化・伝統産業・歴史上の人物・地名や方言など）	50
<b>第3章 犬山市の歴史文化の特徴 .....</b>	<b>51</b>
<b>1. 歴史文化の特徴 .....</b>	<b>52</b>
<b>第4章 犬山市の歴史文化資源の保存と活用に関する 将来像・基本的方向性</b> <b>.....</b>	<b>55</b>
(1) 犬山市の歴史文化資源の保存と活用に関する将来像 .....	56
<b>第5章 歴史文化資源の調査 .....</b>	<b>57</b>
<b>1. 既存の歴史文化資源に関する調査の概要.....</b>	<b>58</b>
<b>第6章 歴史文化資源の保存と活用に関する方針と措置 .....</b>	<b>65</b>
<b>1. 歴史文化資源の保存と活用に関する課題.....</b>	<b>66</b>
課題 1 調査研究・共有に関する課題〈調査研究・共有〉.....	66

課題 2	保存に関する課題<保存> .....	67
課題 3	担い手に関する課題<継承> .....	69
課題 4	活用に関する課題.....	70
<b>2.</b>	<b>歴史文化資源の保存と活用に関する方針.....</b>	<b>72</b>
方針 1	歴史文化資源を理解する<調査研究・共有> .....	72
方針 2	歴史文化資源を守る<保存> .....	72
方針 3	歴史文化資源の担い手を育てる<継承> .....	73
方針 4	歴史文化資源を活かす<活用> .....	74
<b>3.</b>	<b>歴史文化資源の保存と活用に関する措置.....</b>	<b>75</b>
(1)	措置の表の見方 .....	75
(2)	措置の一覧.....	76
方針 1	歴史文化資源を理解する（調査研究・共有） .....	76
方針 2	歴史文化資源を守る（保存） .....	80
方針 3	歴史文化資源を伝承する（継承） .....	85
方針 4	歴史文化資源を活かす（活用） .....	87
<b>第 7 章</b>	<b>歴史文化資源の一体的・総合的な保存と活用 .....</b>	<b>95</b>
1.	関連文化財群の目的 .....	96
2.	関連文化財群の設定 .....	97
3.	関連文化財群及びその保存活用 .....	98
(1)	関連文化財群 1 木曽川扇状地に築かれた古代の暮らし .....	98
(2)	関連文化財群 2 風土に育まれた伝統産業.....	102
(3)	関連文化財群 3 犬山城下町の整備と発展.....	106
(4)	関連文化財群 4 木曽川と街道が繋いだ人と物の往来 .....	112
(5)	関連文化財群 5 今も語り継がれる知恵や教訓.....	116
(6)	関連文化財群 6 美濃と尾張の国境にのこる群雄割拠の痕跡.....	120
(7)	関連文化財群 7 今も紡がれる人々の祈り.....	126
(8)	関連文化財群 8 文化観光都市犬山の成り立ち.....	130
<b>第 8 章</b>	<b>歴史文化資源の防災・防犯 .....</b>	<b>137</b>
1.	歴史文化資源の防災・防犯に関する課題.....	138

(1) 想定される災害リスク .....	138
(2) 被害が想定される指定等文化財 .....	141
<b>2. 歴史文化資源の防災・防犯に関する方針 .....</b>	<b>142</b>
<b>3. 歴史文化資源の防災・防犯に関する補助 .....</b>	<b>142</b>
<b>4. 歴史文化資源の防災・防犯の推進体制と体制整備の方針 .....</b>	<b>144</b>
<b>第9章 歴史文化資源の保存・活用に関する推進体制 .....</b>	<b>145</b>
<b>1. 歴史文化資源の保存・活用の推進体制 .....</b>	<b>146</b>
(1) 推進体制 .....	146
(2) 進捗管理 .....	148
<b>2. 体制整備の課題と取組み .....</b>	<b>149</b>
(1) 歴史文化資源の保存・活用に対する考え方 .....	149
(2) 各主体における課題と取組み .....	149
<b>資料編 .....</b>	<b>153</b>
<b>1. 文化財保存活用地域計画に係る上位関連計画等 .....</b>	<b>154</b>
(1) 上位計画 .....	154
(2) 関連計画 .....	158
(3) 個別計画 .....	172
<b>2. 歴史文化資源リスト .....</b>	<b>173</b>
(1) 小学校区別 .....	173
(2) 歴史文化資源種別 .....	173





# 序 章

---

1. 作成の背景と目的
2. 計画作成の体制・経過
3. 計画の位置付け
4. 計画期間と対象範囲

# 1. 計画の背景と目的

犬山市は、愛知県の最北端に位置する地方都市であり、現存最古と言われる国宝犬山城天守が全国的に知られている。この犬山城の城下町に残る古い町並みや地割は、国の重要無形民俗文化財の犬山祭の舞台となっている。このほかにも、日本ラインと呼ばれる名勝木曾川や、史跡東之宮古墳、天然記念物ヒトツバタゴ自生地、世界かんがい施設遺産入鹿池など、豊富な歴史文化資源が所在している。これらは地域の歴史や文化を理解するために不可欠な要素であるとともに、将来の歴史文化の向上発展に必要な財産である。本市では、市内を一つの博物館として捉え、それぞれの地域が持つ歴史・文化や自然等の特性や機能を結び、関連づけることで地域のアイデンティティを育み、ひいては「犬山らしさ」を創り出すことを目的とする「全市博物館構想」を平成 14 年（2002）に策定し、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（以下、「歴史まちづくり法」という。）に基づく「歴史的風致維持向上計画（第 1 期）」を平成 21 年（2009）に策定した。そして、両計画に基づき、地域住民や所有者、文化財保護活動団体とともに地域の歴史文化資源を活かしたまちづくりを進めてきた。また、その一環として、文化遺産悉皆調査の実施やその成果をまとめた「犬山たび（平成 27 年、平成 31 年）」を刊行するなど、市の歴史や文化を守り、それらを後世に継承するための取組を推進してきた。

しかしながら、全国的に進行している人口減少や少子高齢化は本市にも迫っており、伝統行事や慣習等の担い手の減少、地域の歴史文化に対する関心の低下、コミュニティの希薄化などにより、これまで地域で伝え・受け継がれてきた歴史文化の保存継承が困難となりつつある。さらに、近年、頻発化・激甚化している大規模自然災害の発生や、管理者不在による建物等の老朽化、盗難・破損等の被害、新型コロナウイルス感染症の世界的蔓延及びそれに伴う生活のあり方の転換など、歴史文化資源を取り巻く環境は深刻化・複雑化している。また、本市は、市内に所在する魅力的な歴史文化資源を活用した観光都市として発展してきたが、その一方で特定の歴史文化資源に対するイメージが強く印象付けられるなどの課題も生じている。そのため、地域に所在する数多くの歴史文化資源が埋没されてしまっている、市の本来の姿とは異なった捉え方をされている、などの課題が生じている。

このような状況を踏まえ、市内各地域に所在する歴史文化資源の価値を市民が改めて認識し、「地域の宝」として次世代に継承することに加え、市の歴史文化の保存に対する適切な理解のもと、地域の活性化につなげられるよう計画的に施策を推進する必要がある。

そこで、市民が地域の歴史文化に対する愛着と誇りを深め、市内の各主体が市の歴史や文化の保存・活用を総合的かつ計画的に推進していくためのマスタープランかつアクションプランとして、令和 2 年度（2019）から令和 4 年度（2022）にかけて「犬山市文化財

保存活用地域計画」(以下、「本計画」という。)の作成を行った。

## 2. 計画作成の体制・経過

### (1) 作成体制

平成 30 年(2018)の文化財保護法（以下、「法」という。）の改正(平成 31 年（2019）4 月 1 日施行)を踏まえ、本市では本計画作成に関する事項について審議する犬山市文化財保存活用地域計画策定委員会を令和 2 年度(2020)に設置し、全 8 回(うち書面決議●回)の審議を行った。

また、市文化財保護審議会、庁内調整会議において審議や意見聴取を行ったほか、市民説明会の開催、市民アンケート・団体アンケート、団体ヒアリング等の実施、市民説明会の開催等により、市民から直接意見をうかがいながら計画作成を行った。

### (2) 作成経過

作成経過の概要は以下のとおり。

期日等		実施概要
令和 2 年度 (2020)	4 月 1 日	犬山市文化財保存活用地域計画策定委員会の設置
	10 月 23 日	第 1 回犬山市文化財保存活用地域計画策定委員会の開催・審議・意見聴取
	2 月 25 日	第 2 回犬山市文化財保護審議会での報告・説明
	2 月 26 日	第 2 回犬山市文化財保存活用地域計画策定委員会の開催・意見聴取（書面開催）
令和 3 年度 (2021)	7 月 19 日	第 3 回犬山市文化財保存活用地域計画策定委員会の開催・審議・意見聴取
	8 月 10 日～ 8 月 31 日	犬山市の文化財に関する市民アンケートの実施（対象 18 歳以上の市民 2,000 人）
	9 月 10 日	第 1 回犬山市文化財保護審議会での報告・説明（書面開催）
	9 月 9 日～ 9 月 30 日	犬山市の文化財に関する団体アンケートの実施（対象市内の文化財の保存と活用や地域に関わる活動をする団体 49 団体）
	11 月 5 日	第 4 回犬山市文化財保存活用地域計画策定委員会の開催・審議・意見聴取
	12 月 17 日～ 2 月 7 日	文化財の保存と活用や地域に関わる団体へのヒアリング（対象団体アンケートに回答した 47 団体のうち 20 団体）
	1 月 13 日	庁内調整会議の開催・意見聴取
	2 月 21 日	第 5 回犬山市文化財保存活用地域計画策定委員会の開催・審議・意見聴取
	3 月 22 日	第 2 回犬山市文化財保護審議会での報告・説明（書面開催）
令和 4 年度 (2022)	7 月 20 日	第 6 回犬山市文化財保存活用地域計画策定委員会の開催・審議・意見聴取

	8月24日	第1回犬山市文化財保護審議会での報告・説明
	12月20日	第7回犬山市文化財保存活用地域計画策定委員会の開催・審議・意見聴取
		庁内調整会議の開催・意見聴取
		市民説明会の開催
		第2回犬山市文化財保護審議会での報告・説明
		第8回犬山市文化財保存活用地域計画策定委員会の開催・審議・意見聴取
		パブリックコメントの実施

### 犬山市文化財保存活用地域計画策定委員会 委員名簿

No.	職名	氏名	所属	備考(交代時期)
1	副会長	赤塚 次郎	犬山市文化財保護審議会	委員長
2	学芸員	笥 真理子	(公財)犬山城白帝文庫	
3	専門委員	鬼頭 秀明	文化庁文化審議会	
4		佐藤 正知	元文化庁主任調査官 (史跡部門)	
5		村上 恵美子	元犬山市教育委員	
6	副センター長	四辻 秀紀	名古屋経済大学 犬山学研究センター	
7	専務理事	奥村 好樹	犬山商工会議所	
8	専務理事	中田 哲夫	(一社)犬山市観光協会	
9	会長	丸山 和成	犬山歴史研究会	
10	主任研究員	望月 友恵	(特非)古代瀬波の里・ 文化遺産ネットワーク	
11	室長	川口 佐織	愛知県県民文化局文化部 文化芸術課文化財室	令和2年4月1日～ 令和3年3月31日
12	室長補佐	洲崎 和宏	愛知県県民文化局文化部 文化芸術課文化財室	令和3年4月1日～ 令和4年3月31日
13	主査	浅岡 宏司	愛知県県民文化局文化部 文化芸術課文化財室	令和4年4月1日～

## 犬山市文化財保護審議会 委員名簿

令和5年3月31日

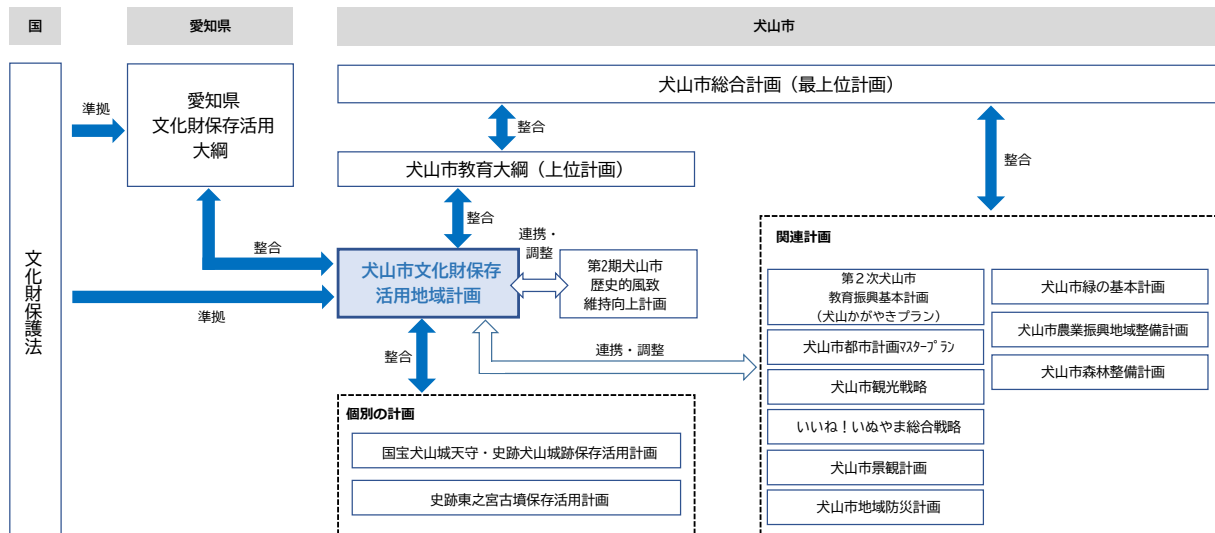
No.	役職	氏名	専門分野	備考
1	会長	長谷川 良夫	有形文化財（建造物）	
2	副会長	赤塚 次郎	有形文化財・記念物（考古・歴史資料、遺跡）	
3		小嶋 毅	有形文化財（歴史資料）・民俗文化財	
4		林 進	記念物（植物）	

### 3. 計画の位置付け

本計画は、法第 183 条の 3 に基づき、文化財の保存と活用を総合的に推進する法定計画として位置付けられる。また、県の「愛知県文化財保存活用大綱」をはじめ、本市の最上位計画である「犬山市総合計画」、教育分野の上位計画にあたる「犬山市教育大綱」との整合性を図りつつ、関連計画等と連携・調整しながら計画を推進するものである。

#### (1) 体系図

計画の体系図は以下のとおり。



## 4. 計画期間と対象範囲

### (1) 計画期間

計画期間は、令和5年度（2023）から令和14年度（2032）の10年間とするが、本市の市政運営の最上位計画である犬山市総合計画の見直しへの対応を考慮し、令和5年度（2023）から令和14年度（2032）の10年間とする。また、計画の進捗状況等を毎年度確認するとともに、本市を取り巻く社会情勢、法令・国の施策等及び歴史文化資源の状況次第では、計画期間内であっても適宜見直しを図る。

見直しの結果、計画期間の変更、市町村の区域内に存する歴史文化資源の保存に影響を及ぼすおそれのある変更、本計画の実施に支障を生じるおそれのある変更が生じた場合は、文化庁長官による変更の認定を受ける。

その他、軽微な変更が発生した場合は、愛知県を通じて文化庁に報告するものとする。

### (2) 対象範囲

法は、その目的を「文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献すること」と定めている。以下の6種類、これに埋蔵文化財、文化財の保存技術を加えたものを文化財と定義する。このうち、国や県及び市から指定・選定を受けた「指定文化財」や、文化財としての価値に鑑み保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを文化財登録原簿に登録する「登録文化財」に対しては、様々な保護措置が図られている。

#### 【文化財】

文化財保護法で規定される文化財（6種類）	有形文化財	建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料
	無形文化財	演劇、音楽、工芸技術、その他の無形の文化的所産で我が国にとって歴史上または芸術上価値の高いもの
	民俗文化財	衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの
	記念物	貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている



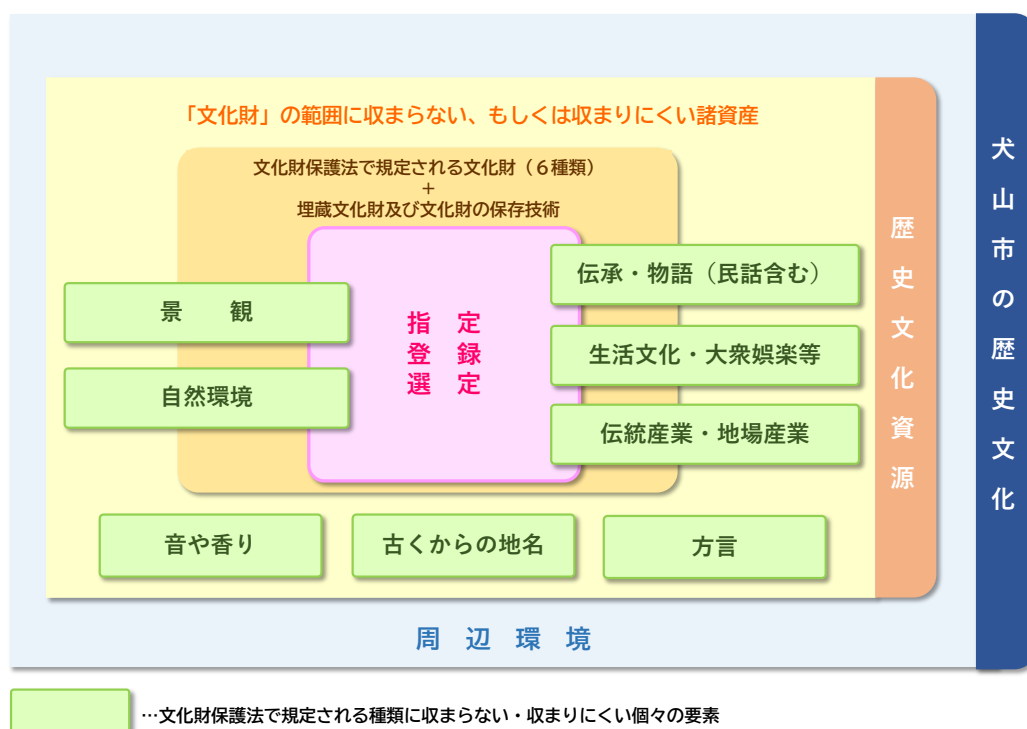
		土地を含む。) で我が国にとって学術上価値の高いもの
	文化的景観	地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの
	伝統的建造物群	周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの
その他	埋蔵文化財	土地に埋蔵されている文化財
	文化財の保存技術	文化財の保存に必要な材料や用具の生産政策、修理・修復の技術等

一方、現在に至るまで文化財として認識されてこなかったものの、地域の人々の暮らしと深く関わり、人々の精神的な拠り所となってきた歴史的・文化的・自然的資源が数多く存在している。これらは個別の価値の上に成り立つ文化財とは異なり、自然環境や周囲の景観、文化財を支える人々の活動等、周辺環境との関係によって価値が醸し出されるものではあるが、本市の歴史や文化、風土等を語る上でなくてはならないものである。

そこで本計画では、文化財保護法で規定される文化財に埋蔵文化財と文化財の保存技術を加えたものに、「景観」、「自然環境」、「伝承・物語（民話含む）」、「生活文化・大衆娯楽等」、「伝統産業・地場産業」、「音や香り」、「古くからの地名」、「方言」など、本市における長い営みの中で生まれ、育まれてきた全ての歴史的・文化的・自然的諸資産を加えた総体を「歴史文化資源」とする。そして、歴史文化資源とそれらを取り巻く自然環境や周囲の景観などの「周辺環境」を一体的に捉えたものを「歴史文化」とする。

本計画では、これら全ての歴史文化資源を保存・活用の対象とし、歴史文化資源を未来へつなげていくことを目的とする。

### 【文化財・歴史文化資源・歴史文化のイメージ図】



## 5. SDGs との関係

SDGs とは、「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）」の略であり、2015 年（平成 27 年）9 月の国連サミットにおいて採択された国際社会の共通目標を指す。17 のゴールと 169 のターゲットから構成され、「誰一人取り残さない（leave no one behind）」を基本理念としている。

採択から 7 年が経過した現在において、経済・社会・環境の三側面から統合的に取り組み、持続可能な世界の実現を目指す SDGs が果たす役割はますます大きくなっている。そのため、本計画においても 17 のゴールを関連づけることで、SDGs を一体的に推進する。

本計画においても施策の方向性の SDGs のゴールを関連づけることで、SDGs を意識して取組みを進める。



# 第 1 章

## 犬山市の概要

---

### 1. 犬山市の自然的環境

- (1) 位置・地勢
- (2) 気候
- (3) 地質

### 2. 犬山市の社会的環境

- (1) 市の沿革
- (2) 人口動態
- (3) 産業
- (4) 土地利用・交通
- (5) 歴史文化施設

### 3. 犬山市の歴史的環境

- (1) 原始
- (2) 古代～中世
- (3) 近世
- (4) 近代・現代

# 1. 犬山市の自然的環境

## (1) 位置・地勢

本市は濃尾平野の北東部及び愛岐丘陵の北西端に位置し、名古屋市からは北へ約 25km の距離にある。市域は東西に約 12.3km、南北に約 12.6 km、面積は 74.9 km<sup>2</sup>である。北は木曽川を隔てて岐阜県各務原市や坂祝町と接し、東は岐阜県可児市や多治見市、南は愛知県小牧市や春日井市、さらに西は愛知県丹羽郡扶桑町や大口町と接する。

市域の北端を流れる木曽川は、生活用水の供給源としてだけでなく、交通手段、生産手段として木曽川の恩恵をもたらすなど、この地で暮らしてきた人々の営みの基盤であった。また、木曽川の堆積物によって形成された扇状地には市街化が形成されるなど、今もなお本市との強い結びつきを感じることができる。加えて、八曽山を水源として市の東西を貫流する五条川、合瀬川などの人口河川や農業用水、全国屈指の規模を誇るため池である入鹿池など、豊かな水系が市内を巡っている。

一方、市域の東半分は八曽山、本宮山、尾張富士など 300m級の山地がそびえており、このような環境の下で育まれた特有の文化や伝統は、今に伝えられている。

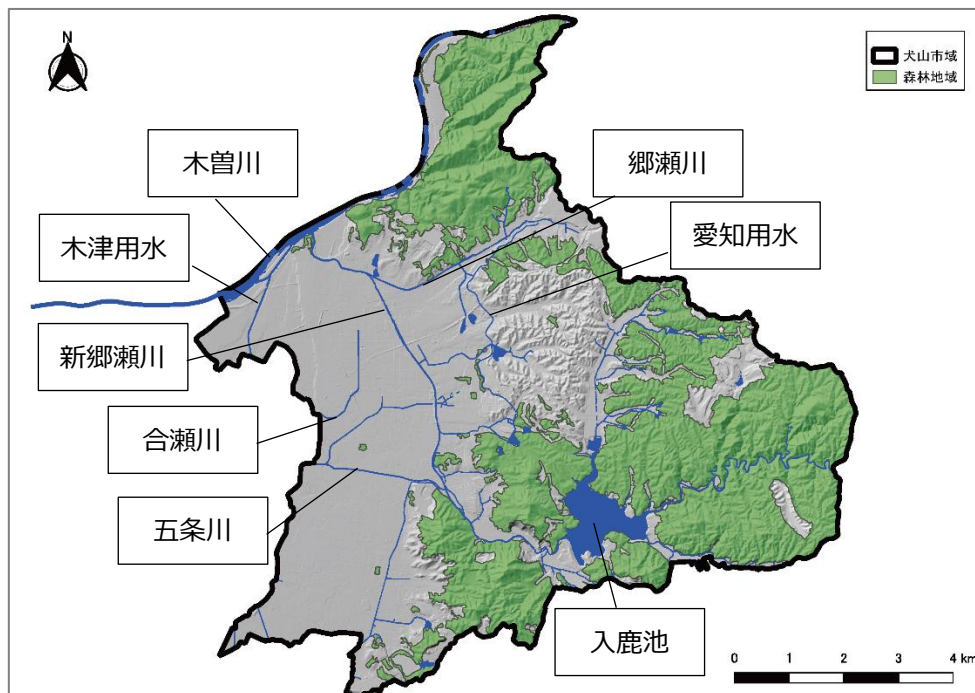
これら山々や水系が作り出す風光明媚な景観の数々は、名勝や観光スポットとして高い評価を得ている。

【図 1 犬山市の位置】



出典：国土交通省 国土数値情報を基に作成

【図 2 犬山市の地形・水系】



出典：国土交通省 国土数値情報を基に作成

市東部に位置する城東地区の東部及び池野地区は標高 130～200mの丘陵地帯であり、城東地区西部から犬山地区・楽田地区・羽黒地区にかけては標高 30～50mの扇状地と河岸段丘上の台地が形成されている。また、市北西部に位置する犬山地区には木曽川を北に臨む犬山城を北端として南へ広がる台地の上に犬山城下町が展開している。

【犬山市の小学校区】



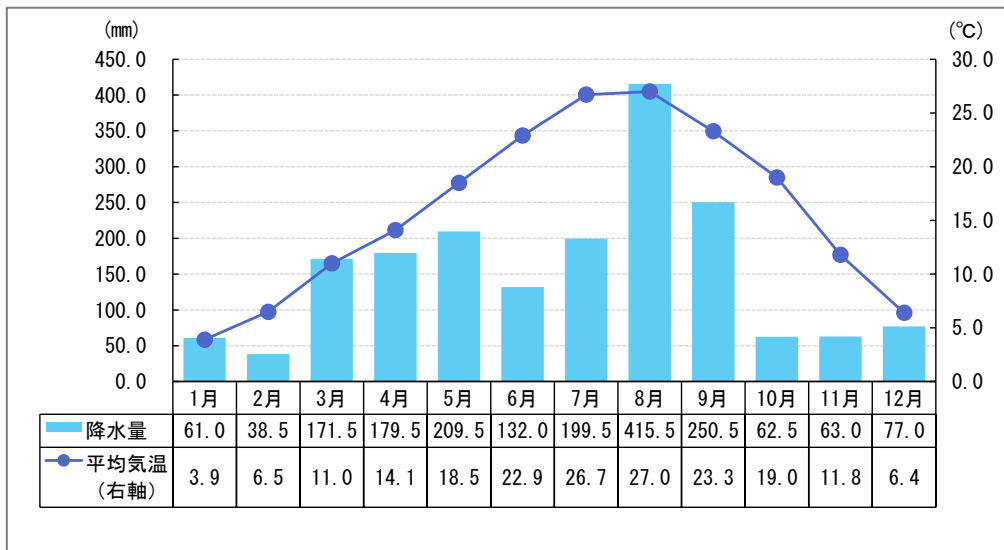
出典：犬山市ホームページ等を基に作成

## (2) 気候

本市の気候は、温暖な太平洋気候区に属しているため、夏は南東からの季節風の影響を受けて雨が多く、蒸し暑い天气が多い。また、冬は北西からの季節風の影響によって山越しに冷たい乾いた風が吹き、晴天が多い。

令和3年(2021)の平均気温は、1月が3.9℃で最も低く、8月が27.0℃で最も高い。平均降水量も気温と同様、8月が最も多く、415.5mmである。

【図3 降水量と平均気温(令和3年(2021))】



出典：犬山市の統計

写真

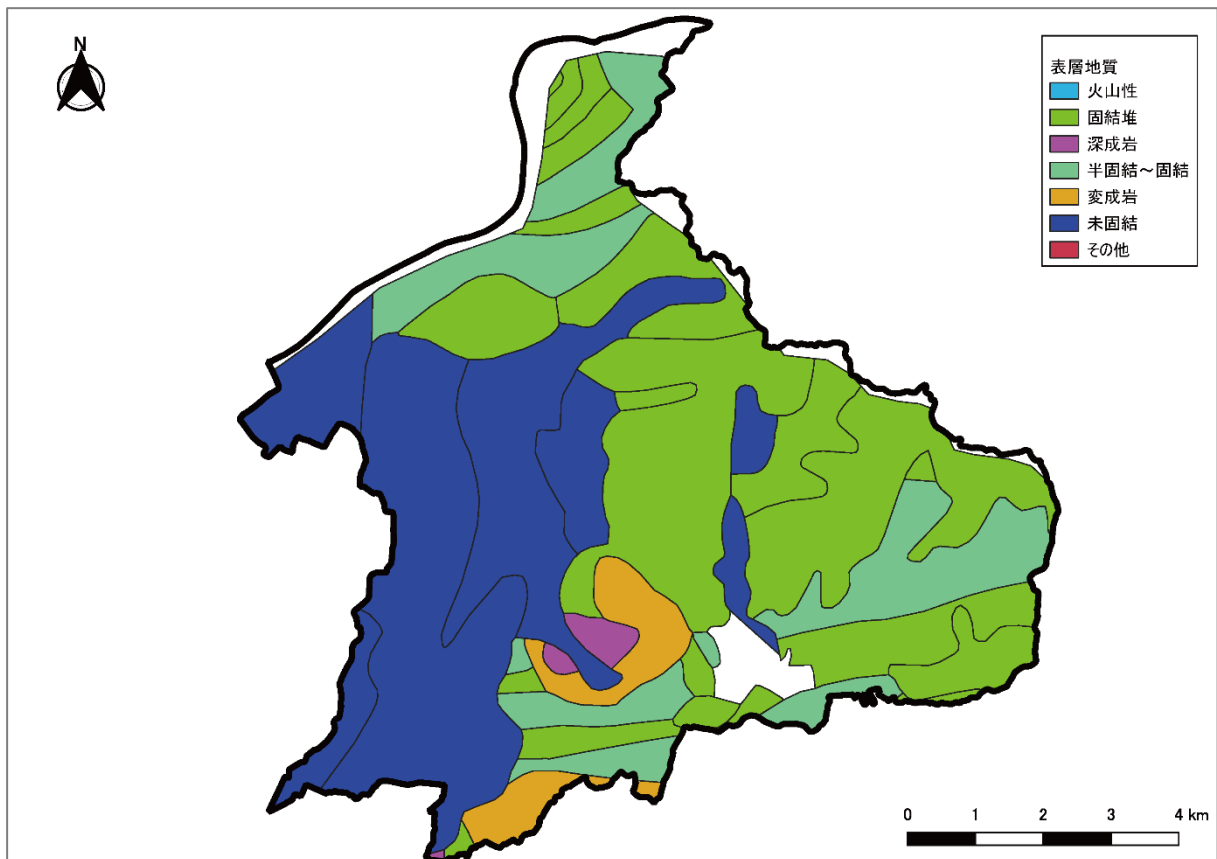
写真

### (3) 地質

本市は、西南日本内帯に広く分布する美濃帯の南部にあたり、美濃帯を構成する岩石はチャート（陸から離れた深海底で堆積した放射虫等のプランクトンの殻が固まった岩石）・砂岩・泥岩・石灰岩・玄武岩質火山岩類などである。犬山地域のチャート層は厚さ約 100m で、構成時期は、三畳紀中期からジュラ紀前期である。

犬山のチャートは赤茶色をしている部分が多く、これは海水中の鉄分と酸素が結合してできる赤鉄鉱の色である。赤茶色の層状チャートは、栗栖地区から犬山橋下流の木曽川河畔周辺で見られる。これらチャートは石器の材料となったほか、東之宮古墳の墓石や犬山城の石垣の石材としても利用されており、地質を活かした当時の生活がうかがえる。

【図 4 犬山市の地質】



出典：国土交通省 国土数値情報を基に作成

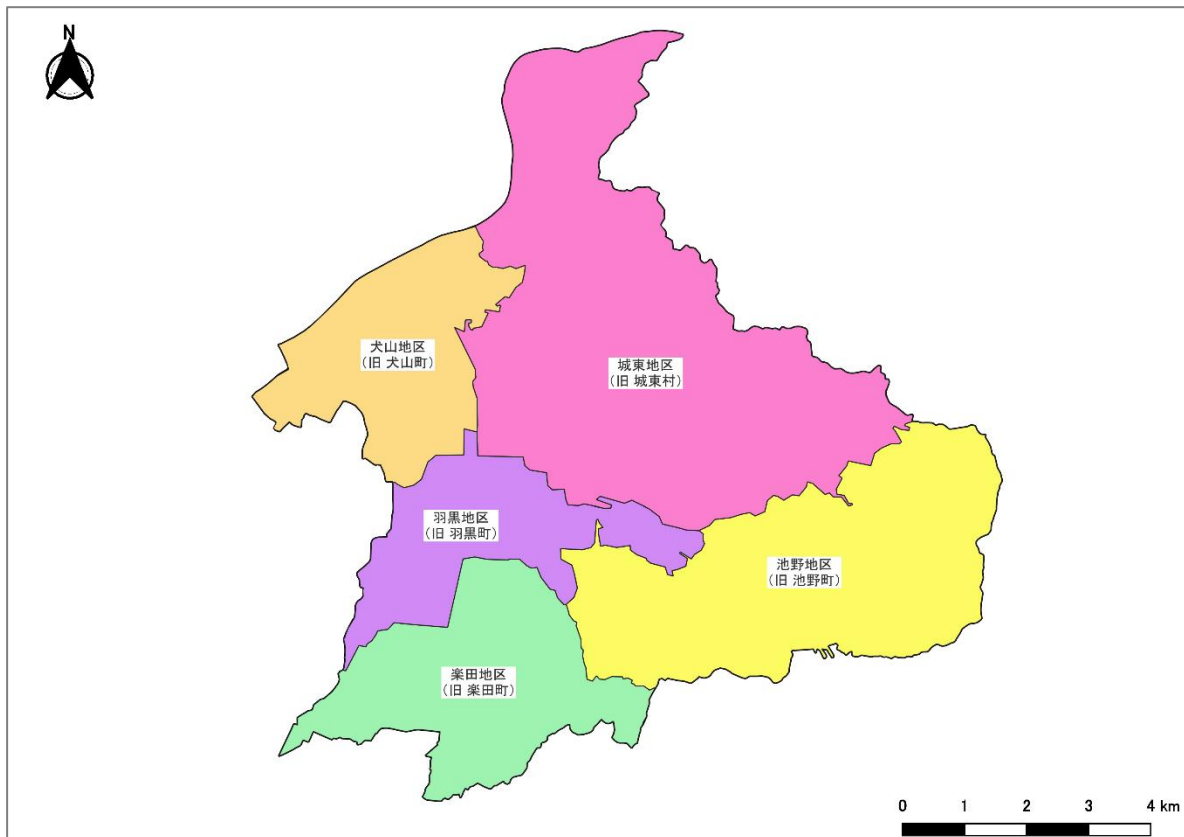
## 2. 犬山市の社会的環境

### (1) 市の沿革

明治 22 年（1889）に施行された市制町村制を受けて、明治 22 年（1889）10 月 1 日に犬山町制が施行され、善師野村、岩田村、今井村、楽田村、羽黒村、犬山町、岩橋村、高雄村の 1 町 7 村が誕生した。以降、交通の要衝として商業の発展が進み、昭和に入ると豊かな自然と歴史を併せ持つ観光都市として発展した。そして、昭和 29 年（1954）4 月 1 日に犬山町、城東村、池野村、楽田村、羽黒村の 1 町 4 村からなる犬山市が誕生した。

現在、本市を分ける 5 つの地区（犬山地区、城東地区、羽黒地区、楽田地区、池野地区）は、この時に定められた行政単位が基になっている。

【図 5 本市の地区】

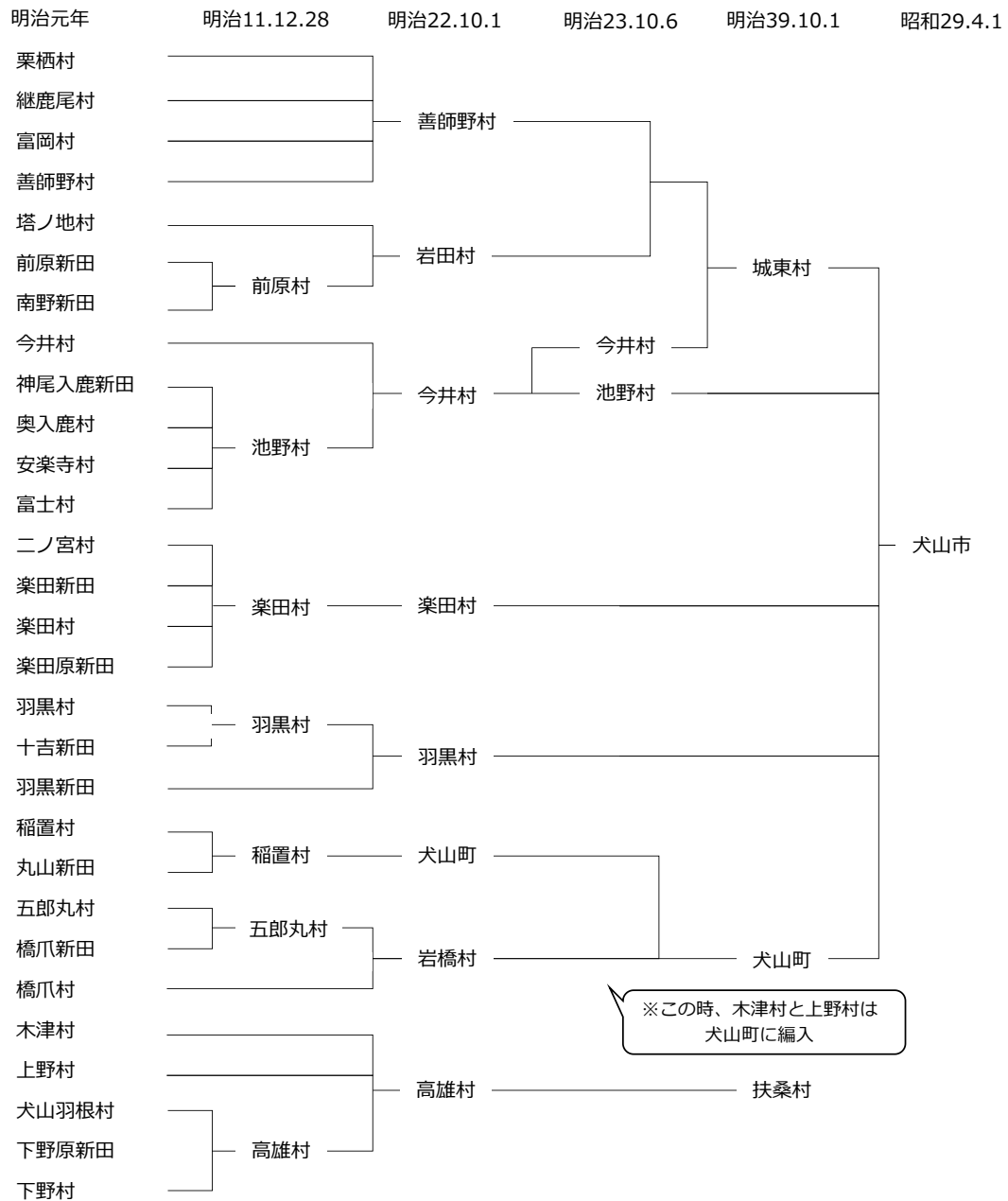


出典：犬山市都市計画課 大字境界表示図面を基に作成



■市域の形成（町村合併）

明治以降において町村合併が繰り返し行われ、犬山城を中心とした城下町や農村集落地域、東部丘陵地域などの様々な特性を有する地域が本市に含まれ、現在の犬山市の姿が形づくられた。町村合併の経緯を以下に示す。

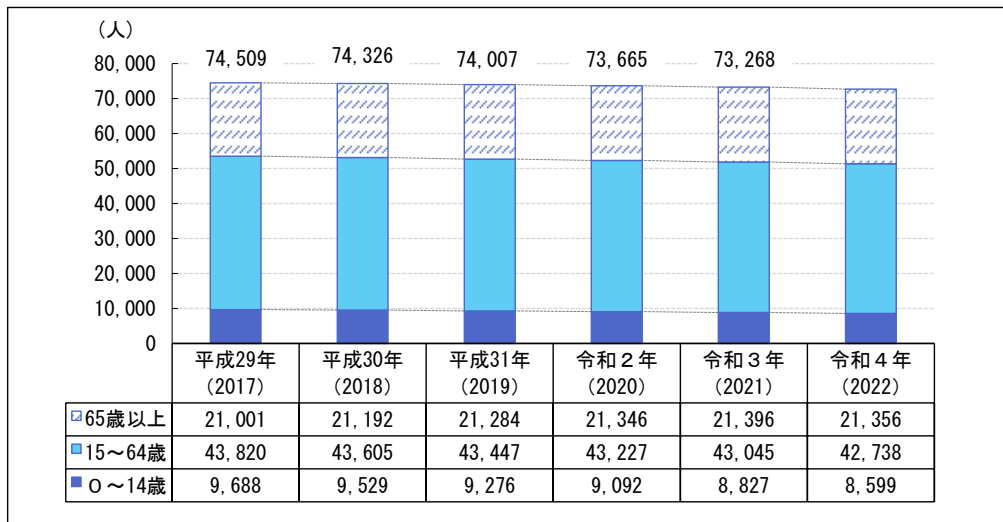


## (2) 人口動態

令和4年（2022）3月31日現在の市内人口は72,693人であり、市内人口は減少傾向を辿っている。年齢3階級別人口をみると、0～14歳人口は平成29年（2017）対比で1,089人の減少（▲11.2%）、15～64歳人口は1,082人減少（同▲2.5%）であった。65歳以上人口は355人増加（同1.7%）しており、全国的な傾向と同様、本市も少子高齢化の進行がうかがえる。

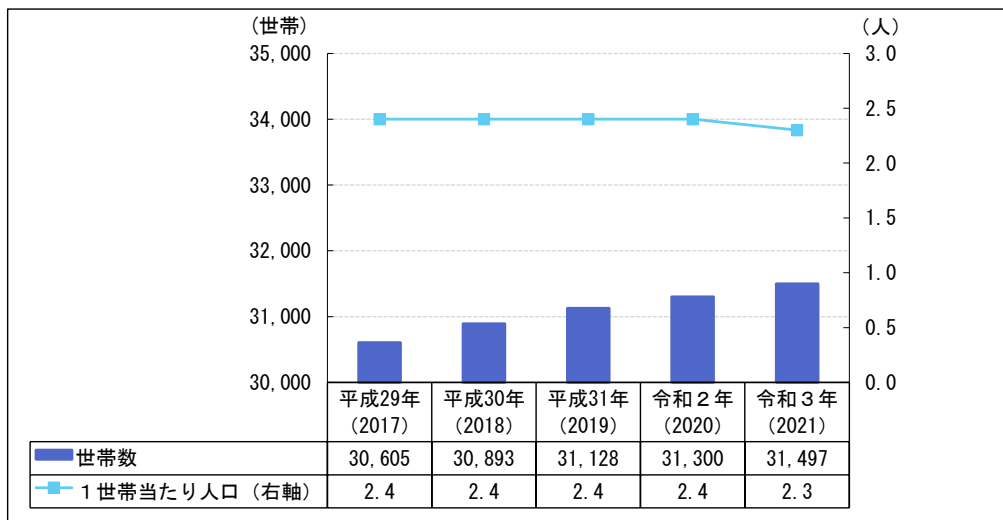
市内人口が減少傾向にある一方、世帯数は増加傾向となっている。令和3年（2021）は平成29年（2017）対比で892世帯増加した。1世帯当たり人口は2.3人となっており、わずかではあるものの減少した。

【図6 年齢3階級別人口の推移】



出典：令和3年（2021）までは犬山市の統計、  
令和4年（2022）は地区別人口集計表（令和4年（2022）3月31日時点）

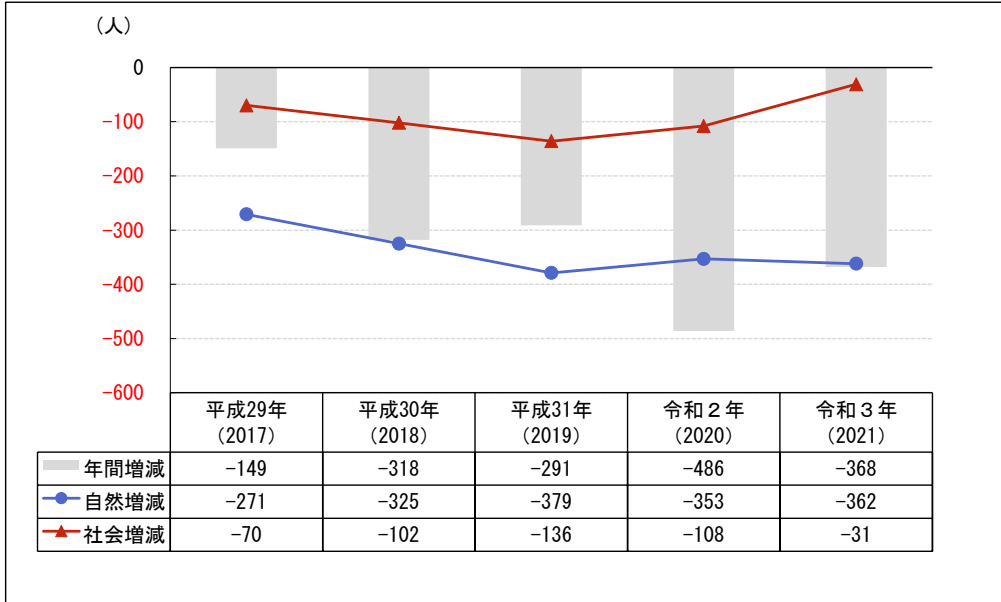
【図7 世帯数及び1世帯当たり人口の推移】



出典：犬山市の統計

人口移動の推移をみると、自然増減（出生数と死亡数の差）及び社会増減（住民の転入数と転出数の差）ともに減少傾向である。特に、自然増減は毎年 300～400 人程度が減少している。

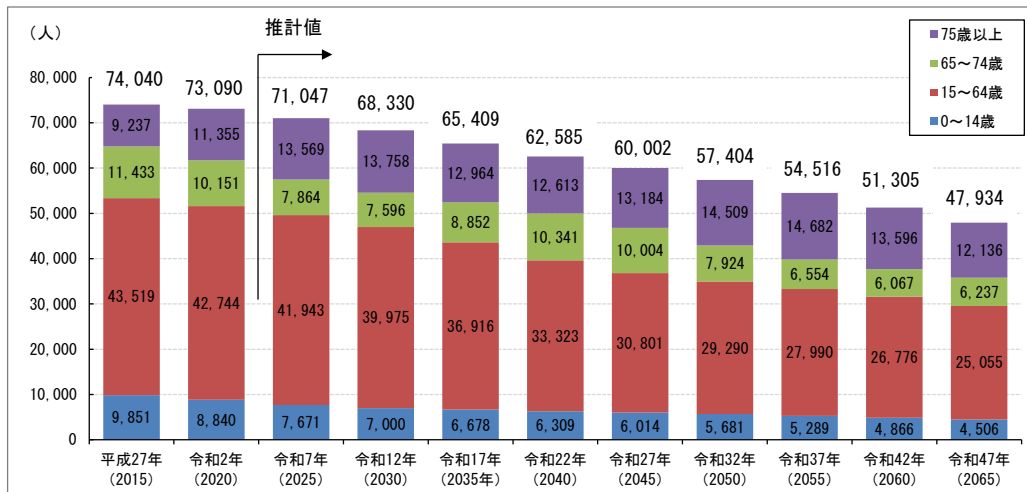
【図 8 自然増減・社会増減の推移】



出典：犬山市の統計

「第6次犬山市総合計画」によると、本市の将来人口は減少を続け、令和47年（2065）には47,934人になると推計されている。そのうち約4割を65歳以上人口が占めている。

【図 9 将来人口推計】



【65歳以上及び75歳以上人口比率】

	平成27年 (2015)	令和2年 (2020)	令和7年 (2025)	令和12年 (2030)	令和17年 (2035年)	令和22年 (2040)	令和27年 (2045)	令和32年 (2050)	令和37年 (2055)	令和42年 (2060)	令和47年 (2065)
65歳以上人口比率	27.9%	29.4%	30.2%	31.3%	33.4%	36.7%	38.6%	39.1%	39.0%	38.3%	38.3%
75歳以上人口比率	12.5%	15.5%	19.1%	20.1%	19.8%	20.2%	22.0%	25.3%	26.9%	26.5%	25.3%

出典：第6次犬山市総合計画データを基に作成

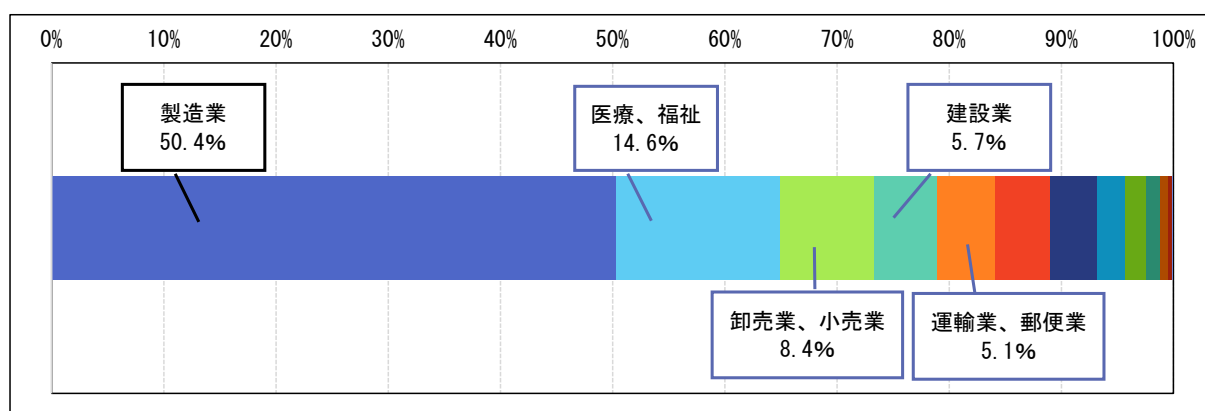
### (3)-1 産業（全体）

市内の産業構造をみると、付加価値ベース（売上高－費用総額（売上原価＋販売費及び一般管理費）＋給与総額＋租税公課）では基幹産業である「製造業」が 50.4%と過半を占めており、次いで「医療、福祉」の 14.6%、「卸売業、小売業」の 8.4%が続いている。

また、平成 27 年（2015）の国勢調査によると、15 歳以上就業者数のうち第 1 次産業の就業者数割合は 1.2%、第 2 次産業の就業者数割合は 34.8%、第 3 次産業の就業者数割合は 60.6%であり、第 2 次産業の従業者数割合が全国（25.0%）に比べて高い。

本市は、名古屋市へのアクセス性に優れた地域特性を活かして工業団地の建設を推進するなど、工業集積地としての性格を有している。

【図 10 業種別付加価値の内訳】



出典：RESAS「総務省・経済産業省『経済センサス－活動調査』再編加工」（2016 年）

【表 1 産業大分類の就業者数】

	総数	男	女	構成比
総数	35,015 人	20,253 人	14,762 人	100.0%
A 農業、林業	415 人	269 人	146 人	1.2%
B 漁業	-	-	-	-
C 鉱業、採石業、砂利採取業	6 人	5 人	1 人	0.0%
D 建設業	1,970 人	1,586 人	384 人	5.6%
E 製造業	10,216 人	7,350 人	2,866 人	29.2%
F 電気・ガス・熱供給・水道業	136 人	107 人	29 人	0.4%
G 情報通信業	571 人	455 人	116 人	1.6%
H 運輸業、郵便業	2,440 人	1,673 人	767 人	7.0%
I 卸売業、小売業	4,857 人	2,334 人	2,523 人	13.9%
J 金融業、保険業	561 人	238 人	323 人	1.6%
K 不動産業、物品賃貸業	438 人	273 人	165 人	1.3%
L 学術研究、専門・技術サービス業	1,088 人	725 人	363 人	3.1%
M 宿泊業、飲食サービス業	1,762 人	595 人	1,167 人	5.0%
N 生活関連サービス業、娯楽業	1,146 人	449 人	697 人	3.3%
O 教育、学習支援業	1,530 人	636 人	894 人	4.4%
P 医療、福祉	3,559 人	835 人	2,724 人	10.2%
Q 複合サービス事業	195 人	109 人	86 人	0.6%
R サービス業（他に分類されないもの）	1,941 人	1,176 人	765 人	5.5%
S 公務（他に分類されるものを除く）	1,011 人	715 人	296 人	2.9%
T 分類不能の産業	1,173 人	723 人	450 人	3.3%
（再掲）第 1 次産業	415 人	269 人	146 人	1.2%
（再掲）第 2 次産業	12,192 人	8,941 人	3,251 人	34.8%
（再掲）第 3 次産業	21,235 人	10,320 人	10,915 人	60.6%

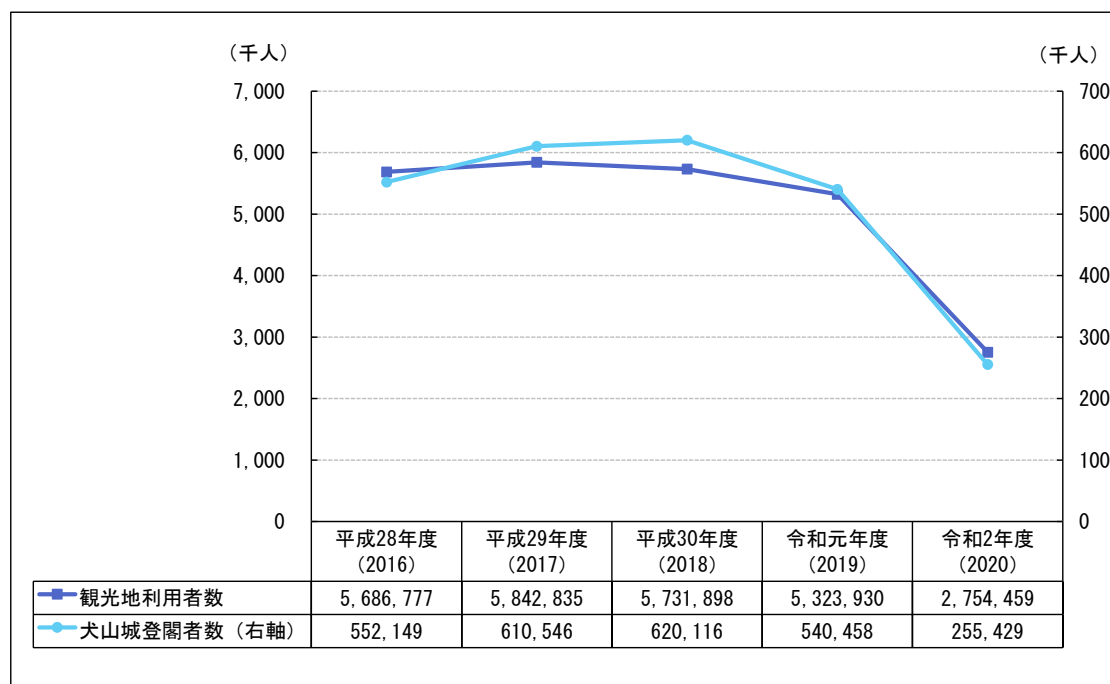
### (3)-2 産業（観光）

本市は、犬山城天守と如庵の2つの国宝をはじめ、国指定史跡の東之宮古墳や青塚古墳、ユネスコ無形文化遺産で国指定重要無形民俗文化財の犬山祭や、350年以上の歴史を誇る木曾川鵜飼、明治時代の建築物を集めた博物館明治村、世界の民族資料を展示する野外民族博物館リトルワールド、尾張二ノ宮の大縣神社など豊富な歴史文化資源があり、まちの中に豊かな歴史や伝統文化が息づく歴史観光都市であるとともに、国際会議観光都市に認定されるなど、その価値は広く認知されている。

年間の観光客入込者数は、官民一体となってインバウンド誘致を積極的に展開したこともあり、平成29年度（2017）は600万人に迫るまでに増加した。しかし、令和元年（2019）末から世界的に流行した新型コロナウイルス感染症の影響によって、人々の往来が断絶されたことにより、観光客数は大きく減少した。令和4年（2022）現在は移動制限の緩和等によって観光客数が回復傾向にあるものの、依然として予断を許さない状況が続いている。こうした観光需要の大幅減の中にあっても、犬山焼の絵付け体験や座敷鵜飼、茶道体験など歴史文化を体験できる宿泊施設や、インテリアや食、調度品やアートワークなど犬山ならではの歴史、文化、自然などの物語を取り込んだ宿泊施設が開業しており、ウィズコロナの時代に向けた観光客誘致の取組みが続けられている。

令和4年（2022）現在は、徐々に回復しつつあるものの、このような状況はしばらく続くことが予想される。

【図 11 市内の観光客数推移】



出典：犬山市の統計



## (5) 歴史文化施設

令和 5 年（2023）3 月現在、犬山市内には次の歴史文化施設が開館している。天守及び史跡指定地の一部は犬山市教育委員会が管理を行っている。

### ① 犬山城

犬山城は、天文 6 年（1537）に、織田信長の叔父である織田信康（のぶやす）によって築城されたと伝えられている。現存する天守は、国宝に指定されている。なお、犬山市は国宝犬山城天守及び史跡犬山城跡の管理団体に指定されており、日常の管理業務は犬山城管理事務所が行っている。

### ② 文化史料館本館(城とまちミュージアム)

文化史料館本館（城とまちミュージアム）は昭和 62 年（1987）に建築され、平成 24 年（2012）に犬山城と城下町のガイダンス施設としての役割のもと、江戸時代の武家文化や町人文化を中心とした施設にリニューアルオープンした。

武家文化、町人文化が花ひらいた江戸時代を中心に、犬山の歴史や文化を展示紹介している。館内では江戸時代の犬山城下町を再現したジオラマなどの常設展示のほか、犬山の歴史文化の魅力を掘り起こす企画展示を行っている。また、展示施設の一部を公益財団法人犬山城白帝文庫に貸出し、犬山城主成瀬家の所蔵品の常設展示を行っている。



写真

### ③ 文化史料館南館（IMASEN 犬山からくりミュージアム 玉屋庄兵衛工房）

文化史料館南館は令和 2 年（2020）にからくり文化の発信拠点として建築された施設。

犬山祭の山車からくりの古人形や、座敷からくりをはじめとした、からくり文化にまつわる様々な資料を展示している。



写真

#### ④ どんでん館（中本町まちづくり拠点施設）

どんでん館は平成12年（2000）に建てられた地域住民によるまちづくり活動の拠点施設である。展示ホールではユネスコ無形文化遺産に登録された犬山祭の13輛の車山のうちの4輛を展示している。また、住民のまちづくり活動を行う交流サロンがある。

どんでん館の名称は、犬山祭の車山が城下町の辻で豪壮に180度方向転換する様を「どんでん」と呼んでおり、そこから名付けられている。



写真

#### ⑤ 旧磯部家住宅復原施設（国登録有形文化財）

旧磯部家住宅は、幕末から明治初年にかけて建築された建物で、平成16年（2004）に犬山市がまちづくり拠点施設として用地を購入し、建物の平成16年（2004）に寄附を受け、屋根の葺き替え等の保存工事を行った犬山の伝統的な町家を復元整備した町家まちづくりの拠点施設である。

建物は主屋、裏座敷、土蔵、奥土蔵、展示蔵の5棟から成り、いずれも国の登録有形文化財となっている。



写真



### ⑥ 旧堀部家住宅（国登録有形文化財）

堀部家住宅は、犬山城下町に残る唯一の武家風住宅である。平成 21 年（2009）に公有化し、修理工事を行い、平成 24 年度（2012）から一般公開を行っている施設。主屋、高塀、離座敷、渡り廊、土蔵、作業場から成り、主屋のつくりや建物の配置などに武家住宅の面影が残っており、これらの建物はいずれも国の登録有形文化財となっている。



写真

### ⑦ 小弓の庄（旧加茂郡銀行羽黒支店復原施設）

旧加茂郡銀行羽黒支店復原施設は、地元の吉野利左衛門が明治 40 年代に「加茂郡銀行羽黒支店」として建築し、大正 11 年（1922）に「東濃銀行」に改称され、昭和 3 年（1928）には大垣共立銀行の支店となった。その後、昭和 5 年（1930）に羽黒支店は廃止されたため、翌年の 3 月から個人所有の住宅として使用されていたが、所有者の解体意向を機に、犬山市歴史的建造物保存審査会での「地域の文化材として保存活用すべき」という答申を受け、平成 11 年（1999）に貸館機能を備えた羽黒のまちづくり拠点施設として復原した。平成 25 年（2017）には国の登録有形文化財となっている。



写真

### ⑧ 犬山里山学センター、環境保全ボランティアセンター

犬山里山学センターは、平成 18 年（2006）に日本の原風景である里山を保全、後世に伝え自然の大切さを発信する拠点として建てられた施設。森が里山にとってどれだけ大切か、里山が人々にとってどれだけ大切な存在であるかを考え、学び、知り、未来の社会に対して活かしていける文化、伝統の価値を発見できる場である。

### ⑨ 青塚古墳史跡公園・青塚古墳ガイダンス施設

青塚古墳史跡公園は、古墳の保存・活用を目的に史跡公園として周辺を整備し、平成 12 年（2000）にオープンした。公園内にはガイダンス施設があり、国の史跡に指定されている青塚古墳（愛知県で 2 番目に大きい全長 123 メートルの前方後円墳）には、復元した壺形埴輪をめぐらせ、古墳の周囲には芝生広場があり、散策・憩いの場として楽しめる。

ガイダンス施設では、青塚古墳をはじめとする市内の遺跡の出土品を展示公開している。また、施設では、様々な事業や企画を実施しており、学芸員による案内や解説を聞くことができる。



写真

### ⑩ 博物館明治村

博物館明治村は、明治建築の保存展示する野外博物館として、入鹿池に面した美しい風景の丘陵地に昭和 40 年に開村した。これまでに移築・復元した建造物の数は現在 60 を超え、建造物では 11 件が国の重要文化財、1 件が愛知県の有形文化財、歴史資料では、2 件が国の重要文化財に指定され、その他、ほとんどの建造物が国の有形登録文化財に登録されている。移築した建造物は文化財としての価値が最もよく発揮されるように配置され、周囲の苑路や庭園、植樹などを配慮して村の環境を創作している。それぞれの建築は室内に家具調度等を陳列して公開するだけでなく、その建物に関連する資料や明治時代の歴史資料の展示も行っている。管理運営は公益財団法人博物館明治村である。



写真

### ⑪ 日本モンキーセンター

日本モンキーセンターは、サル類の総合的研究、野生ニホンザルの保護などを目的に、昭和 31 年（1956）に財団法人として設立された。平成 26 年（2014 年）に公益財団法人となり、「霊長類に関する調査研究を基盤に、その保護と生息地の保全を行い、社会教育・普及活動や図書等の刊行、標本等の資試料の収集、さらには福祉に配慮した動物園の

設置および経営等を通じて、学術・教育・文化の発展及び地域社会の調和ある共存に資すること（定款より）」を目的とした活動を行っている。

附属世界サル類動物園では、サル類の特徴を活かした展示、たくさんのガイドやイベント、キュレーターによる博物館活動を行っている。

管理運営は公益財団法人日本モンキーセンターである。



写真



写真

【表 2 各施設の状況】

番号	名称	所在地	年度別入館者数（人）		
			令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)
1	犬山城 犬山城管理事務所	大字犬山字北古券 65-2	540,458	255,429	298,707
2	文化史料館本館 (城とまちミュージアム)	大字犬山字北古券 8	88,439	28,866	33,646
3	文化史料館南館 (IMASEN 犬山からくりミュージアム 玉屋庄兵衛工房)	大字犬山字北古券 8			
4	どんでん館 (中本町まちづくり拠点施設)	大字犬山字東古券 62	52,343	19,057	24,806
5	旧磯部家住宅復原施設	大字犬山字東古券 72	1,187,220	60,791	72,558
6	旧堀部家住宅	大字犬山字南古券 272	4,170	2,313	4,252
7	小弓の庄 (旧加茂郡銀行羽黒支店復原施設)	大字羽黒字古市場 53-1	5,266	3,108	-
8	犬山里山学センター	大字塔野地字大畔 364-2	6,904	4,137	5,046
9	青塚古墳史跡公園 青塚古墳ガイダンス施設	字青塚 22-3	16,064	10,960	12,214
10	博物館明治村	内山 1	517,363	304,061	
11	日本モンキーセンター	大字犬山官林 26	108,030	67,947	



## 3. 犬山市の歴史的環境

### (1) 旧石器～古墳

#### 【水とともに歩んだ暮らし】

犬山では、木曾川によって運ばれた砂や礫の堆積した扇状地が広がっており、縄文・弥生時代に小集落が生まれた。犬山市域では、尾張最古の部類に入る斜刃器や握斧状の石器が発見されており、入鹿池の付近は礫の多い地層を成し、旧石器時代から弥生時代にかけての土器や石器が池周辺の至るところに散布している。また、羽黒の北屋敷遺跡は、洪積世の段丘縁辺に所在し、搔器や石刃、削器、彫刻刀、尖頭器などが出土している。石器の剥離技術から見ると、旧石器文化の終わり頃の遺跡として把握される。木曾川の河岸段丘にある材木町遺跡は、北屋敷遺跡よりやや新しい遺跡である。田口洞遺跡は塔野地に所在する遺跡であり、この遺跡は西側斜面の尾根付近から愛知用水の堤防までに広がっている。このように、市内では、旧石器時代の生活の跡が数多く見られる。

縄文時代の生活の跡として、犬山市域で唯一の縄文早期の遺跡である上野遺跡が所在しており、犬山扇状地の扇頂部から段丘下までの広範な地域でその跡が見られる。弥生時代になると、生活の基盤は狩猟から農耕へと移りつつあったが、犬山扇状地の扇頂部にあった上野遺跡は低湿地に恵まれず、常に木曾川の洪水にさらされる危険が絶えない位置にあったため、狩猟や漁労・採集にも多く依存していたことが分かる。また、扇状地形に立地する遺跡は広い高地に恵まれなかったため、大規模な集落は構成されず、微高地で洪水の害を受けない安全な場所に2～3戸のまとまった家の痕跡が見られる。住居跡では、各戸から貯蔵庫や炉跡が検出されている。

弥生時代後期になると、集落の拡大が見られ、自然をうまく利用すると同時に、土地環境に働きかけて可耕地を有効に活用するようになった。犬山市四郎丸遺跡・国正遺跡・青塚南遺跡・木津遺跡など、犬山市域から扶桑町・大口町にかけて弥生時代後期の遺跡数が急増したが、扇状地としての制約から、大集落になることはなかった。

三世紀後半になると、前期古墳として東之宮古墳が築造されたほか、これに続く形で青塚古墳や妙感寺古墳、甲塚古墳、城屋敷古墳、左近塚古墳等の前方後円墳が築造された。これら古墳は、ムラの有力者の権威を示すものであり、農耕を営む集落がこの周辺に造られていたことを物語っている。



写真

### 【畿内政権との関わり】

大王（現在の天皇）を中心に中央集権体制が確立されると、畿内政権の支配が強まった。それに伴い屯倉が設置され、人・土地・建物が政権の直轄地として位置付けられた。尾張には入鹿屯倉が設置され、正確な場所は把握されていないものの、入鹿池周辺がその対象とされている。この屯倉は、畿内政権の勢力範囲が美濃・尾張・伊勢の三国と密接な関係であったことを物語っている。

このことから、木曾川の扇状地である犬山及びその周辺地域は『続日本書紀』などに記載される「邇波県」の存在と密接に関係する古代「邇波」地域であると推定される。

## (2) 古代～中世

### 【「犬山」の成り立ち】

律令制が敷かれた頃には、国・群・里制とよばれる行政区画がつくられ、中央集権体制が進んだ。市内に残る「西三条」、「東三条」の地名は、律令制下における条里制の名残とされる。延喜式によると、尾張国は上国とされるなど、国として高い地位を獲得していた。小弓荘は、藤原道長が建立した持仏堂法成寺に良峰季光が寄進して成立したとされる。羽黒地内には当時の地方行政の末端組織である「郷」として、市内で唯一確認できる小弓郷が成立しており、この地は後に丹羽郡司を代々務めた椋橋氏から藤原道長に寄進された。これが荘園「小弓荘」となり、さらには近衛家に相伝されたことから、建長5年（1253）の近衛家所領目録にも、その記述が見られる。

11世紀前半には、市域内の東部丘陵地で焼物が盛んにつくられるようになり、これらの跡は堂ヶ洞古窯や橋爪池古窯からも確認される。また、中世の羽黒では鋳物師集団が活躍し、主として青銅製仏具の鋳造を職業とした技術者集団の根拠地となった。中でも、一宮市妙興寺の鐘は、羽黒金屋の作品の中で最も古いとされている。

犬山の地名は、この頃から使われ始め、美濃の横蔵寺に架蔵されている大般若波羅蜜多經奥書（永和4年（1378））からも確認できる。文亀3年（1514）には、のちに城下町を形成していく現市街地も「犬山」と称されるなど、中世の「犬山」は、少なくとも現在の市街地から継鹿尾・善師野の丘陵地帯までを含む地名であったことが知られる。この「犬山」の地名は、南北朝期には定着していった。

### 【中世犬山と戦国武将】

応仁の乱前後の尾張の争乱では、守護斯波家と守護代織田家に二分され、争乱が20年に及んだことで、織田信秀が尾張を統一の機運に向かわせるまでは分裂状態が続いていた。

戦乱期においては、源平合戦で勇名を馳せた源頼朝の重臣・梶原景時の子孫である梶原茂助景義が、天正10年（1582）に本能寺の変で討死して梶原家が途絶えるまで梶原一族

によって治められた。天文 6 年（1537）に織田信康によって築城されたとされる犬山城は、本能寺の変における後継者争いから天正 12 年（1584）に豊臣秀吉と徳川家康・織田信雄との間で「小牧・長久手の戦い」が行われて以降、城主がめまぐるしく変わった。その後、元和 3 年（1617）に成瀬正成が城主となってからは、幕末まで成瀬家が代々城主を務めることとなった。

### (3) 近世

---

#### 【成瀬氏による統治】

成瀬氏はもともと三河国足助庄（現豊田市足助町）を本拠地としていたが、同国松平郷（現豊田市松平町）の松平親氏に仕えたことをきっかけに、徳川氏との関係を築いた。元和 2 年（1617）に成瀬正成は秀忠の命により犬山城を預けられ、成瀬氏として初代の犬山城主となった。犬山城は、正成入部後の元和年間に城の整備が行われて以降、代々にわたって改修工事が行われ、4代正幸の代には、ほぼ城郭が整備されている。

また、犬山の城下町は、町の中央部に町人地を置き、武家町はそれを取り巻くように配置され、町全体を土井や堀で取り囲んでおり、成瀬正成が入部する以前から、ほぼ、その基本となる形を整えていた。犬山城下町は、近世身分制社会の支配機軸であった身分、職業、居住地が三位一体として固定化されていたことを受け、町並み構成についても、士・農・工・商に町割りがなされていた。商・工の同業者を同じ町内に住まわせるなどして、町の発展を促すとともに、成瀬氏における支配統制が図られていた。犬山の町人地に存した鍛冶屋町・魚屋町・鶉飼町等の地名がそれを物語っている。

#### 【城下町で発展した産業と祭礼】

犬山城下では、酒造業や紺屋職、製瓦業、鍛冶・刀工などの工業が発展し、また、町ごとに日を定めて市が開催されたことで、町の繁栄に大きく影響した。犬山焼は元禄年間に起源を持つ「今井窯」から始まったとされているが、今井焼は天明 7 年（1781）に廃絶した。その約 30 年後の文化 7 年（1810）には、島屋宗九郎が城下東郊の丸山新田に窯を築き、いわゆる犬山焼を創業した。その後は経営難や資金不足等に悩まされながらも陶業者によって受け継がれ、今日では犬山を代表する伝統工芸品として桜・紅葉を描いた雲錦手や、赤絵の手法による絵付けの花瓶・壺・抹茶茶碗等が人気を博している。

犬山城下町では、寛永 12 年（1635）に針綱神社の祭礼である「犬山祭」が始まったと言われている。慶安 2 年（1649）頃、3代城主成瀬正虎によって車山や練り物を出して祭るようになると祭礼が奨励されたため、翌年の慶安 3 年（1650）には、各町内が車山や練り物を出すようになった。祭礼に曳山の類を巡行する祭りの形式は、今日においても全国各地で見受けられ、それぞれの土地で「鉾」「山車」「屋台」「車楽」などと呼ばれているが、犬山では「車山」と表記し、「やま」と言い慣わされている特徴がある。安永年間（1771～1780）には、犬山祭の車山に唐子などのからくり人形が乗り、車山が一層豪華



になり始めた。これら車山は、曳山の形態では「屋台」に属し、さらに人形を有することから「人形屋台」に類別することができる。この形態は、三層式の屋台の中では起源が最も古いものと言われており、「犬山式人形屋台」と、独立して分類される場合もある。

そのほか、万治3年（1660）頃には、鵜匠により操られた鵜が、灯された篝火の下で鮎を獲る独特の漁法である「鵜飼漁」が本格化し、近年の観光鵜飼の基となった。

犬山は木曾川を隔てて美濃に接している地域特性から、往来の人が多く立ち寄った。それに加え、名古屋方面との交流も盛んであり、随筆・紀行をはじめ、伝説・物語、和歌・狂歌など多くの文化が花開いた。

#### 【治水と利水】

近世の初頭、尾張藩は木曾川の治水とともに水利の確保を図り、耕地の拡張に力を注いだ。当時の木曾川は現在のように堤防によって本流が固定しておらず、犬山を出ると枝分かれして一の枝、二の枝、三の枝などと呼ばれる分流支川が尾張地方へ流れ込んでいた。

慶長12年（1607）徳川義直が尾張に封ぜられると、尾張地方を洪水から守るために、慶長14年（1609）から翌年にかけて、木曾川の分流支川を締め切って尾張側への流入を防ぐ第築堤工事を行い、犬山から河口まで木曾川の流れを固定した（御囲堤）。

尾張地方東部の台地上の地域における開発構想が生まれ、寛永5年（1628）江崎善左衛門らは成瀬隼人正の取り次ぎで尾張藩主に願い出て、寛永9年（1632）に許可を得て入鹿池築造に着手。棚付き工法で堤をつくり、寛永10年（1633）に完成した。

その他、犬山は古くから木曾川の水運による恩恵を受けてきた。木曾川の水運の歴史は古く、南北朝時代には木曾の檜材を伊勢神宮の遷宮に利用した記録がある。犬山は近世に入り、材木の中継湊として発展した。

街道については、木曾川の対岸にある東山道は内田の渡しで渡河し、内田、丸山、富岡、善師野を経て美濃に入るルートがあった。

写真

写真

## (4) 近代・現代

### 【明治以降の犬山】

明治元年（1868）に尾張藩から犬山藩が独立し、明治4年（1871）、廃藩置県により犬山藩は犬山県に改められた。この廃藩置県によってこれまでの藩体制は解体され、犬山県は同年11月に名古屋県に市域の村々とともに合併されたことで、全て名古屋県の管下に属することとなった。明治維新後には、江戸詰め・名古屋詰め武士が帰郷して居住した結果、開発可能な周辺部が宅地化された。近世封建社会から近代社会への変化に伴い、様々な活動の制限が解消された。明治6年（1873）には地租改正法が公布され、金納制度に転化した租税体系が確立された。明治11年（1878）には地方官会議が開かれ、町村制が敷かれた。犬山市域の町村制は明治22年（1889）に施行され、新しく善師野村、岩田村、今井村、楽田村、羽黒村、犬山町、岩橋村、高雄村の一町七か村が誕生した。

### 【観光業の開花】

明治維新以降、主要道路の整備などによる交通の発達と相まって、犬山町は武士の町から商人の町へと変容し、明治の末頃には、戸数2,100余戸、人口11,000人を超えるに至った。大正元年には名古屋電気鉄道株式会社が岩倉経由で名古屋の押切から東一宮間（本線）、犬山から岩倉間（支線）が開業され、この鉄道敷設が商業活動に一層の活力を与えることとなった。商業の発達に加えて観光業も発達し、木曽川（日本ライン）が昭和2年（1927）に日本八景に当選したこともあって観光客が増加したことで商業の更なる振興につながった。

昭和28年（1953）から始まった町村合併は、近代的地方自治行政を必要とする新しい市町村の発足のための一大変革であり、「町村合併促進法」の施行を契機として各地で合併の機運が盛り上がった。同年には、犬山町・城東村・羽黒村・楽田村・池野村の五か町村の合併問題に関する協議が重ねられ、昭和29年（1954）3月に犬山市が誕生した。市制施行当時の市の面積は74.24平方メートル、人口は35,995人であった。

木曽川が名勝に、犬山城が国宝に指定されたことで、全国的にも犬山市が知られるようになってとともに、明治村の開村や国宝如庵の移設などにより、観光地としての発展が見られるようになった。一方、商業の活性化を図るため、城下町などに残る町家の改修が進み、改修が進んだ城下町の町家は、その伝統的な意匠を後世に伝えるためかつての姿に修景され、城下町の景観が復元されつつある。



写真

## (5) 犬山の災害史

---

### 【風水害】

犬山では、古くから大雨により木曽川が氾濫し、被害を受けてきた。天正 14 年（1586）の大洪水では、木曽川の河道が現在のように変化するなどの大きな被害が生じている。尾張藩では、木曽川の分流支川を締め切り、尾張地方を洪水から守るために慶長 14（1609）から翌年にかけて築堤工事（御囲堤）を実施している。御囲堤完成後も、貞享 4 年（1687）、明治 6 年（1873）に大洪水が発生しており、これが「ヤロカ水」という伝承として伝わっている。犬山で発生した水害のうち、一番被害の大きなものは明治元年（1868）の長雨による入鹿池の決壊「入鹿切れ」である。入鹿池から流れ出た濁水は周辺の 62 か村を飲み込み、死者 941 人、負傷者 1471 人、流失家屋 807 戸、浸水家屋 11709 戸の未曾有の被害が生じている。昭和 34 年（1959）には東海地方を襲った伊勢湾台風により市内でも死傷者や倒壊家屋が出る等大きな被害が発生している。平成 12 年（2000）に東海地方の広い範囲で被害が発生した東海豪雨等、近年の記録的集中豪雨による被害も発生している。

### 【地震】

これまで、大きな被害を受けた地震としては、明治 24 年（1891）に発生した濃尾地震がある。この地震により、旧犬山町では、死者 29 人、負傷者 56 人、全壊家屋 356 戸、半壊家屋 342 戸等大きな被害が発生している。また、この地震により犬山城の石垣が崩壊し、犬山城天守の壁が崩れ落ちる等の被害が発生している。

### 【火災】

犬山城下町では、幾度となく火災による被害を受けている。天保 13 年（1842）に世坂村からの失火による火災では、町家だけでなく武士の屋敷地や町奉行所、犬山城櫓まで類焼するなどの大きな被害が発生している。

## 犬山市の年表

西暦	年号	できごと
BC. 100	弥生中期	・小集落が数箇所に散在し、各戸に貯蔵穴や炉を持つ（上野遺跡）
	垂仁 27	・大縣神社が本宮山より現在位置に遷座
AD. 300	古墳前期	・前方後円（前方後方）墳が丘陵の尾根や先端部に築造される（東之宮古墳）
		・前方後円（前方後方）墳が、台地の末端部や平野部に築造される（青塚古墳、妙感寺古墳等）
729	天平 元	・大宮浅間神社が創建
990	正暦年中	・小弓荘が成立
1143	康治 2	・これより以前、大縣神社が尾張二宮となる
1378	永和 4	・「犬山」の地名初見
		・文安3年以降、「犬山荘」「犬山郷」と史料に散見する
1469	文明 元	・この頃、織田広近が木之下城を築城
1504	永正 元	・この頃、楽田城築城
1537	天文 6	・この頃、織田信康が木之下城を城山に移す
1544	16	・織田信清、犬山城主となる
1565	永禄 8	・織田信清、信長に犬山城を攻められ、犬山城落城
1584	天正 12	・小牧・長久手の戦い
		・加藤光泰、犬山城を預かる（このとき、羽黒城に山内一豊、楽田城に堀秀政、小口城に稲葉一鉄）
1592	文禄 元	・秀吉、信雄に犬山城を返還
1594	3	・この頃、犬山の刀鍛冶が活躍
1607	慶長 12	・この頃、「木曾川」の呼び名が一般的となる
1611	16	・針綱神社、白山平から名栗町に遷座
1612	17	・犬山の刀工兼武、奉納太刀（熱田神宮）を打つ
1613	18	・犬山の鋳物師彦六郎、二ノ宮の鐘を鋳造
1616	元和 2	・鋳物師彦六郎、天道宮（入鹿村）の鐘を鋳造
1617	3	・神戸家、飛騨山林からの材木仕出しを始める
1623	9	・正成、義直の付家老となり、成瀬初代犬山城主となる
1624	寛永 元	・義直、木曾街道（上街道）を開く
1625	2	・この頃、神戸家、木曾山林からの材木仕出しを行う
1633	10	・正虎、寛永年間、犬山（稲置）街道を開く
1635	12	・入鹿池完成
		・犬山祭が始まる
1660	万治 3	・天道宮、虫鹿神社、入鹿池築造により前原に遷座
1689	元禄 2	・この頃、犬山の鵜飼が本格的となる
1691	4	・犬山祭に傘鉾が出始める
1742	寛保 2	・犬山祭、閏祭を行うようになる
1768	明和 5	・練屋町のからくり「文殊菩薩人形」を名古屋矢場町の甚四郎がつくる
1774	安永 3	・この頃から、犬山鵜飼が衰退
1775	4	・魚屋町の、乱杭渡り唐子を、名古屋の人形師竹田藤吉がつくる
1776	5	・下本町の、唐子の大人形の肩に小人形が乗るからくりを文吉離三がつくる
1809	文化 6	・中本町のからくり「西王母唐子遊び綾渡り」を、竹田藤吉がつくる
1810	7	・正典、鵜匠を犬山から追放
1831	天保 2	・島屋宗九郎、丸山新田に窯を築き、犬山焼（丸山窯）を再興
		・加藤清蔵、犬山焼丸山窯の窯主となり、松原惣兵衛（水野吉平）と赤絵の焼成を始める
1835	6	・この年、犬山祭の車山13両が揃う
1866	慶応 2	・絵工道平、犬山焼絵付け（呉須赤絵）に活躍する
1868	明治 元	・尾関作十郎信業、犬山焼の再生に尽力
		・犬山藩（3万5千石）成立
1869	2	・「入鹿切れ」
。1870	3	・名栗町のからくり人形を名古屋の人形師土井新三郎が製作
1871	4	・犬山藩支配地の戸数11,782戸・人口53,302人（士族1364人、卒族1073人）
		・廃藩置県により犬山藩を犬山県とする
1873	6	・犬山県、名古屋県に合併
1882	15	・太政官達により、犬山城が廃城となる
1889	22	・針綱神社を現在地に遷座
		・町村制により、市域に犬山町・岩橋村・善師野村・岩田村・今井村・羽黒村・楽田村・高雄村の1町7村が誕生
1891	24	・郡制により、丹羽・葉栗郡がそれぞれ独立、犬山市域は丹羽郡に属す
1895	28	・濃尾地震発生
1899	32	・犬山城、愛知県より旧犬山藩主成瀬正肥へ条件付で無償譲与

1902	35	・鵜飼鎌次郎、犬山鵜飼を再興
1906	明治 39	・犬山水産会社を設立、観光鵜飼始まる
1912	大正 元	・市域の町村が犬山町、城東・羽黒・楽田・池野各村の1町4村となる（昭和29年まで続く）
1913	2	・名古屋電気鉄道株式会社、岩倉經由で名古屋の押切～東一宮（本線）・犬山～岩倉間（支線）開業
1914	3	・志賀重昂、「日本ライン」命名
1917	6	・犬山通船株式会社設立、ライン下りを開業
1918	7	・東部丘陵地の縁辺で、かんがい溜池利用130余池
1923	12	・大縣神社、国幣中社に昇格
1925	14	・「ヒトツバタゴ自生地」、国の天然記念物に指定
		・名古屋鉄道、今渡線（犬山口～今渡）開通
		・名古屋鉄道、犬山遊園地を開園
1926	昭和 元	・犬山橋竣工、これにより「内田渡し」は廃止
		・名古屋鉄道、犬山～犬山橋間開通
1927	2	・名古屋鉄道、犬山橋～新鵜沼間開通
		・犬山駅、現在地に移転
1929	4	・木曾川（日本ライン）が日本八景に当選
		・名古屋鉄道、今渡～広見間開通。これにより、犬山口～広見間が直通となり、東濃鉄道（広見～御嵩）と接続
1930	5	
1931	6	・桃太郎神社創建
1935	10	・「木曾川」国の名勝指定
1954	29	・「犬山城」、国宝に指定
		・「犬山市」誕生（合併時人口35,995人、市庁舎は旧犬山町役場）
1959	34	・日本ライン県立公園に指定
1961	36	・伊勢湾台風の被害により、「栗栖渡し」廃止
1962	37	・犬山城の解体修理始まる
		・名鉄犬山遊園駅～動物園駅間にモノレール開通
1964	39	・木曾川周辺地域、「飛騨木曾川国定公園」に指定
		・「犬山祭の山車」、県の有形民俗文化財に指定
		・第1回「日本ライン犬山お城まつり」開催
1965	40	・「犬山鵜飼」が市営となる
		・博物館「明治村」開村
1972	47	・犬山城修理完工開城式挙行
1973	48	・有楽苑に「如庵」と「旧正伝院書院」の移築完工
1975	50	・犬山祭山車保存会結成
1980	55	・「東之宮古墳」、国の史跡に指定
1981	56	・第1回「日本ライン犬山夏まつり」開催
1983	58	・大縣神社（本殿・祭文殿など）、国の重要文化財に指定
1987	62	・「青塚古墳」、国の史跡に指定
		・犬山城築城450年記念事業「犬山・立山雪祭り」開催
1996	平成 8	・犬山市文化史料館開館
2000	12	・犬山市文化史料館別館「からくり展示館」開館
		・第1回「犬山お城まつり」開催
		・東海豪雨発生
2006	18	・「青塚古墳史跡公園」開園
2012	24	・「犬山祭の山車行事」国の無形民俗文化財に指定
2015	27	・「犬山市文化史料館（城とまちミュージアム）」リニューアル
2016	28	・「入鹿池」世界かんがい施設遺産に登録
2018	30	・犬山祭を含む「山・鉾・屋台行事」ユネスコ無形文化遺産に登録
2019	令和 元	・「犬山城跡」国の史跡に指定
2020	2	・犬山城天守の保存修理工事完了
2021	3	・犬山市文化史料館（南館）開館
2022	4	・史跡東之宮古墳整備完了
		・ヒトツバタゴ自生地公有化

犬山市史（年表）に加筆



# 第 2 章

## 犬山市の歴史文化資源の概要

---

### 1. 指定等文化財の概要

- (1) 有形文化財
- (2) 無形文化財
- (3) 民俗文化財
- (4) 記念物

### 2. その他の歴史文化資源の概要

- (1) 有形文化財
- (2) 無形文化財
- (3) 民俗文化財
- (4) 記念物
- (5) 文化的景観
- (6) 伝統的建造物群
- (7) 埋蔵文化財包蔵地
- (8) その他

# 1. 指定等文化財の概要

本市の指定・登録文化財件数は、令和4年度（2022）末時点で 221 件であり、指定の内訳は国指定 25 件、県指定 7 件、市指定 38 件、国登録 151 件である。

種類別では、有形文化財が 206 件と最も多く、次いで記念物の 10 件、民俗文化財 4 件、うち、無形文化財 1 件である。文化的景観・伝統的建造物群の指定等はされていない。

＜犬山市指定等文化財一覧表＞ 令和5年3月末日現在

	有形文化財								無形文化財		民俗文化財		記念物					文化的景観	伝統的建造物群	合計		
	建造物	絵画	彫刻	工芸品	書跡・典籍	古文書	考古資料	歴史資料	民俗芸能	工芸技術	有形	無形	遺跡	名勝地	天然記念物							
															動物	植物	鉱物					
国指定	15	0	1	1	0	0	0	2	0	0	0	1	3	1	0	1	0	0	0	0	0	25
小計	19								0	0	1		5					0	0	25		
県指定	2	1	0	2	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	7
小計	5								0	0	1		1					0	0	7		
市指定	0	13	5	13	0	0	0	0	1	0	0	2	4	0	0	0	0	0	0	0	0	38
小計	31								1	0	2		4					0	0	38		
国登録	151	0							0	0	0	0	0					0	0	151		
合計	206								1	0	4		10					0	0	221		

指定等文化財は、犬山北小学校区、次いで池野小学校区に多く分布する。犬山北小学校区には、全体の 56%の指定等文化財が存在する。これは木曾川が濃尾平野に流れ出る犬山扇状地で古くから人々の営みが始まり、木曾川を活かし、交通や物流、政治の要所として町が発展していく中で多種多様な文化財が生まれたことが理由として挙げられる。池野地区には全体の 32%の指定等文化財が存在する。これは、公益財団法人博物館明治村が市内全体の指定等文化財の 32%を所有することが要因である。

指定等文化財の特徴としては、文化財建造物が多く、全体の 76%を占める。これは、犬山城下町に寺院や町家が集中しているため、また、先に記した公益財団法人博物館明治村に全国から移築保存した明治時代の建築物が多いためである。次に多い文化財は美術工芸品である。これは、犬山城下町に古くから立地する寺院が所持する絵画、公益財団法人犬山城白帝文庫が所持する成瀬氏とのゆかりの深い工芸品、犬山の伝統工芸である犬山焼に関連するものが多い。

このほかにも、犬山祭、犬山城跡や東之宮古墳、青塚古墳等の史跡、栗栖地区から犬山地区にかけて広い範囲で指定される名勝木曾川、天然記念物ヒトツバタゴ自生地等多様な



文化財がある。

## (1) 有形文化財

### 1) 建造物

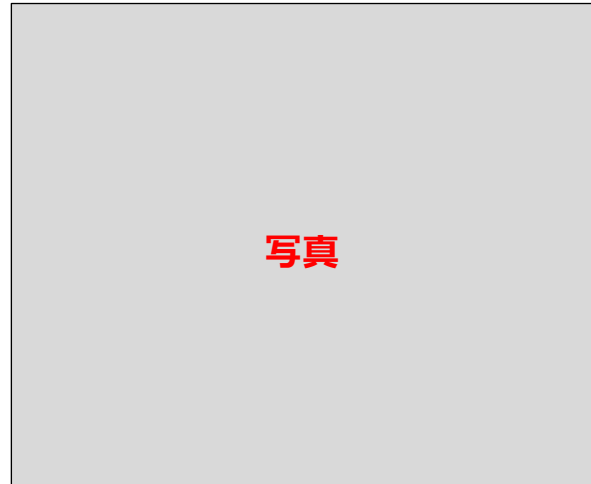
市内には指定等文化財が 168 件所在する。当市を代表する建築物としては、国宝に指定されている「犬山城天守（国宝）」と「如庵（国宝）」が挙げられる。犬山城天守の築城時期は諸説あるが、近年の調査では、天守に使用されている木材が 1585～1588 年頃に伐採されたものを使用していることが判明し、最古の現存天守である可能性が高くなった。如庵は国宝三名席の 1 つで元和 4 年（1618）に織田信長の弟・織田

有楽斎によって京都の建仁寺の塔頭である「正伝院」が再興された際に書院（現・「旧正伝院書院」）とともに築造した茶室である。これまで、京都から東京、神奈川、犬山へと移築され、現在に至っている。

寺社建築では、尾張地方の神社に見られる尾張造（本殿（後）、祭文殿（中）、拝殿（前）を回廊で繋いだ左右対称の建築様式）で建造された「大縣神社（尾張二ノ宮）」の「本殿・祭文殿・拝殿（重要文化財）」、入鹿池の築造に際し、寛永 10 年（1633）に現在地に移されたと言われている「天道宮神明社楼門（県指定）」、犬山城下町にある寺院などがある。

住宅建築は、犬山城下町を中心に、江戸末期から昭和初期に建てられた町家が登録有形文化財建造物となっている。

近代建築は、博物館明治村に全国から移築・展示された建造物（指定 12 件、登録 56 件）である。



## 2) 絵画

市内には指定等文化財が 14 件所在する。大半は社寺が所有するものであり、信仰の対象となる者や所縁のある武将の肖像などが描かれている。また、このほかにも、公益財団法人犬山城白帝文庫が所有する天正 3 年（1575）5 月 21 日、設楽原（新城市）において織田信長・徳川家康連合軍と武田勝頼軍の決戦の様子を描いた「長篠合戦図屏風（市指定）」（長篠・長久手合戦図）、天正 12 年（1584）、徳川家康・織田信雄と羽柴秀吉の間で天下の覇権をかけた合戦の様子を描いた「長久手合戦図屏風（市指定）」、大正から昭和にかけて活躍した大正広重と呼ばれた鳥瞰図絵師である吉田初三郎が描いた「継鹿尾山図（市指定）」などがある。



写真



写真

## 3) 彫刻

市内には指定等文化財が 6 件所在する。その全ては社寺が所有する仏像彫刻である。時代の古いものでは天平 6 年（734）に行基が開山したといわれている青龍山薬師寺の本尊である「木造薬師如来坐像（重要文化財）」がある。このほかにも、中世につくられた大泉寺の懸け仏、東海地方に多く見られる仏師円空が作成した「円空仏（市指定）」がある。

## 4) 工芸品

市内には指定等文化財が 16 件所在する。公益財団法人犬山城白帝文庫が所蔵する「短刀（銘左安吉作 正平十二年二月日）（重要文化財）」や小牧・長久手合戦の際に羽柴秀吉が持参したと伝わる「菊桐紋蒔絵鎧櫃・菊桐紋蒔絵風呂道具（ともに県指定）」など成瀬家とゆかりの深い金工品・木工品がある。また、文化 7 年（1810）に始まった伝統工芸品の「犬山焼（市指定）」がある。

## 5) 歴史資料

市内には指定等文化財が 2 件所在する。公益財団法人明治村が所蔵する日本の近代化に大きく貢献した「リング精紡機（重要文化財）」や「みのくち渦巻ポンプ（重要文化財）」がある。なお、このほかにも、岩手県が所有し、明治村が管理する「菊花御紋章付平削盤

(重要文化財)」がある。

## (2) 無形文化財

### 1) 芸能

市内には指定等文化財が 1 件所在する。江戸後期から伝わる獅子芝居である「塔野地獅子舞（市指定）」がある（現在は休止中）。

## (3) 民俗文化財

### 1) 有形民俗文化財 犬山祭の山車（十三台）

市内には指定等文化財が 1 件所在する。「犬山祭の山車（県指定）」は、重要無形民俗文化財の犬山祭の車山行事で犬山城下町を運行する。山車は 13 輛あり、全てにからくり人形が搭載されている。



写真

### 2) 無形民俗文化財

市内には指定等文化財が 3 件所在する。毎年 4 月の第 1 土・日曜日に犬山城下の針綱神社の例祭として執り行われる「犬山祭の車山行事（重要文化財）」がある。犬山祭は寛永 12 年（1635）から始まり、現在まで引き継がれている。犬山城下 13 町内から出される車山や 3 町内から出される練り物で構成される。犬山祭は国内 33 件の祭りとともに「山・鉦・屋台行事」としてユネスコ無形文化遺産に登録されている。また、犬山城 3 代城主成瀬正親が御料鵜飼として万治 3 年（1660）に始めたとされる「木曾川犬山鵜飼漁法（市指定）」、真夏に標高 275m の尾張富士の頂上まで巨石を担いで登る「石上げ祭（市指定）」がある。



写真

## (4) 記念物

### 1) 遺跡

市内には指定等文化財が 8 件所在する。古墳は尾張地域を代表する 3 世紀後半につくられた「東之宮古墳（国指定）」、4 世紀中ごろにつくられた「青塚古墳（国指定）」、5 世紀前半に造られた「妙感寺古墳（県指定）」がある。東之宮古墳や青塚古墳については、調査・整備が行われ、古墳学習の場として利用されている。城跡については、「犬山城跡（国指定）」がある。犬山城跡は、国宝犬山城天守がある城山全体が含まれており、犬山市が管理団体として調査・整備を進めている。また、犬山城の前身となった「木ノ下城跡（市指定）」がある。また、このほかに、旧稲木神社跡地である「田中天神跡（市指定）」、犬山焼の「絵工道平の墓（市指定）」、八代城主の成瀬正住が創設した「敬道館跡（市指定）」がある。



写真

### 2) 名勝地

市内には指定等文化財が 1 件所在する。長野県の鉢盛山を水源とする一級河川であり、市内の北部を流れる「木曽川（国指定）」が名勝に指定されている。木曽川の沿岸風景はヨーロッパ中部を流れるライン川の絶景に似ていることから、大正 2 年（1913）に志賀重昂が日本ラインと命名し、その風致景観の優秀さと学術的価値の高さから、岐阜県美濃加茂市から犬山市までの広大な範囲が指定地となっている。

### 3) 天然記念物（植物・動物）

市内には指定等文化財が 1 件所在する。池野地区に所在する「ヒトツバタゴ自生地（国指定）」である。ヒトツバタゴ自生地は木曽川中流域と対馬に分布し、集団での自生は非常に珍しい。

このほか市内には、地域を定めない天然記念物として特別天然記念物「オオサンショウウオ」、特別天然記念物「ニホンカモシカ」などが生息する。



写真

## 2. その他の歴史文化資源の概要

既往調査や文献等により把握された指定等文化財を除いた歴史文化資源は、令和 4 年(2022)3 月末時点で 2,352 件である。

種類・分類を見ると、有形文化財が 1,691 件と最も多く、うち 1,425 件(84.3%)を美術工芸品が占める。美術工芸品のうち、工芸品(648 件)、絵画(292 件)、彫刻(170 件)が多数を占める。

また、平成 24 年度(2012)及び平成 25 年度(2013)に実施した悉皆調査の成果から、507 件の歴史文化資源の把握が行われている。

その他に、本計画作成に伴い実施した、市民アンケート調査や団体アンケート調査、団体ヒアリング、現地確認調査により新たに 93 件の歴史文化資源が把握できている。

これら歴史文化資源について、小学校区別では、犬山北小学校区が 399 件と最も多く、特に工芸品の件数が多い。次いで、楽田小学校区、城東小学校区、池野小学校区が続く。いずれの地区においても、多様な歴史文化資源が市内全域に多数所在している状況である。

## ＜指定等文化財を除いた歴史文化資源の件数一覧＞

種別	件数
有形文化財（建造物）	266 件
有形文化財（絵画）	292 件
有形文化財（彫刻）	170 件
有形文化財（工芸品）	648 件
有形文化財（書跡典籍）	44 件
有形文化財（古文書）	2 件
有形文化財（考古資料）	121 件
有形文化財（歴史資料）	144 件
無形文化財（演劇・音楽・工芸技術等）	4 件
有形民俗文化財	46 件
無形民俗文化財（風俗慣習）	59 件
無形民俗文化財（民俗芸能）	7 件
無形民俗文化財（民俗技術）	2 件
記念物（遺跡）	164 件
記念物（名勝地）	22 件
記念物（天然記念物_動物）	56 件
記念物（天然記念物_植物）	98 件
記念物（天然記念物_地質鉱物）	12 件
文化的景観	29 件
伝統的建造物群	1 件
文化財の保存技術	0 件
埋蔵文化財	92 件
自然環境	24 件
伝承物語（民話含む）	1 件
生活文化（食文化大衆娯楽 等）	5 件
伝統産業・地場産業	10 件
歴史上の人物とその業績	15 件
歴史的に継承されてきた音や香り、古くからの地名、方言など	18 件
総計	2,352 件

小学校区	件数
栗栖小学校区	39 件
犬山北小学校区	399 件
犬山西小学校区	51 件
犬山南小学校区	86 件
城東小学校区	138 件
東小学校区	68 件
羽黒小学校区	88 件
楽田小学校区	148 件
今井小学校区	50 件
池野小学校区	118 件
犬山市全域	86 件
所在未特定	1,081 件
総計	2,352 件

※文献に所在地が記載されていない、もしくは所在地が広範にわたっており特定できない等の理由により小学校区を定められなかったものは「所在未特定」としている。

## (1) 有形文化財

### 1) 建造物

建造物は 266 件あり、針綱神社や尾張富士大宮浅間神社をはじめとする神社の本殿等や、瑞泉寺と塔頭群、犬山城下町の寺院の本堂（堂宇）、城下町の加藤家住宅や松山家住宅をはじめとする歴史的風致形成建造物が 14 件（登録有形文化財を除く）ある。このほかに、大正 14 年（1925）に造られた三連トラス橋の鉄道橋犬山橋、昭和 37 年（1962）に創業し、平成 20 年（2008）に廃線となった日本初の跨座式モノレールの橋脚跡など犬山の観光を支えてきた工作物もみられる。

### 2) 美術工芸品

美術工芸品は 1,425 件ある。

彫刻は 170 件あり、白雉 5 年（654 年）に創建されたといわれる寂光院や城下町に位置する寺院等の本尊、木曾街道や稲木街道沿いで人々の往來を見守ってきた馬頭観音等の石造仏がある。このほかに、市内各地にみられる山神や水神の石碑、浅野祥雲が作成した桃太郎神社や成田山のコンクリート像等多くの石造物がある。

絵画は 292 件あり、大半は社寺が所有するもので、阿弥陀如来や涅槃図など信仰の対象となる者が描かれている。また、次いで公益財団法人犬山城白帝文庫が所持するものが多く、成瀬正泰（5代）や正典（6代）が描いた絵画、寛文 8 年（1668）犬山御城当分之絵図や天保 10 年（1839）犬山城下絵図などの犬山城に関連する絵図が多い。その他には、犬山祭車山の運行状況を描いた犬山祭車山図や犬山神祭古版、郷土の偉人である村瀬太乙が記したものなどがある。

古文書は 2 件あり、公益財団法人犬山城白帝文庫が所持する成瀬家に関連するものが多い。

工芸品は 648 件あり、公益財団法人犬山城白帝文庫や犬山市文化史料館が所蔵するものが多い。代表するものとしては、明智光秀の旧蔵と伝わる「脇指 明智兼光」をはじめとする成瀬家が徳川家から賜った刀類、犬山城下の鍛冶屋町で作られた刀類、成瀬家に関連する甲冑・羽織・馬具・調度品、犬山市の伝統産業である犬山焼がある。

考古資料は 121 件あり、大半は市が所有するもので、青塚古墳をはじめ、市内の古墳、遺跡、窯跡等で発掘調査の際に出土したものが多い。代表するものとしては、旧石器時代では北屋敷遺跡から見つかった石器、縄文時代では上野遺跡から出土した押型文土器や尾崎遺跡の縄文式土器、弥生時代では上野遺跡から出土した土器や磨製石包丁、古墳時代では青塚古墳から出土した石鏃や円筒・壺形埴輪、白山神社古墳から出土した鳥形のつまみ付き高坏などである。

書跡典籍は 44 件あり、徳川家や成瀬家、武田家の書状、寺院の扁額等がある。

歴史資料は 144 件あり、公益財団法人犬山城白帝文庫が所持するものが多く、犬山の歴

史を記した犬山里語記や犬山視聞図会、雑話犬山旧事記をはじめ、各村の高帳・検地帳覚書などの記録がある。その中には明治元年（1868）の入鹿切れに関する資料がある。

## (2) 無形文化財

### 1) 演劇、音楽

なし

### 2) 工芸技術

工芸技術は 4 件あり、慶長 2 年（1597）に小島弥次右衛門が創業し、一子相伝の醸造方法で現在まで続く葱蔘酒の醸造技術、伝統工芸品である犬山焼の製造技術がある。

## (3) 民俗文化財

### 1) 有形民俗文化財

有形民俗文化財は 46 件あり、犬山祭の下山で小太鼓を演奏する子どもたちの衣裳「金襦袢」をはじめ、二の宮組稚児山、市内各地で行われる祭礼で使用される道具がある。

### 2) 無形民俗文化財

無形民俗文化財のうち祭礼は 33 件あり、江戸中期まで遡るとされている「虫送り」や「だんだんもうせ」が犬山地区から城東地区にかけて行われている。また、大縣神社の豊年祭や天道宮神明社の鬼まつり等、各地で様々な祭礼が行われている。

風俗慣習は 59 件あり、地域にもよるが、正月行事であるヤギトウやお日待ち、どんど焼き（左義長）、お盆行事である棚盆や施餓鬼、オシヨロイ送りなどの慣習が残っている。

民俗芸能は 7 件あり、大宮浅間神社で行われる太々神楽がある。

## (4) 記念物

### 1) 遺跡

遺跡は 164 件あり、代表するものとしては、旧石器時代の遺物の散布地である西山遺跡、縄文時代から古墳時代にかけての遺物が見られる上野遺跡がある。

古墳については、古墳時代末期の永洞古墳や、古墳時代中期から後期にかけての古墳が多く残る入鹿池古墳群がある。また、現状滅失しているが、かつては 70m を超える甲塚古墳、市内最大規模の 30 基を超える古墳が造られた上野古墳群もあった。

古代寺院については、奈良時代につくられた勝部廃寺、神宮寺跡があった。

城跡については、梶原氏が居館を構え、小牧・長久手の戦いの際には山内一豊が守備し



た羽黒城跡、小牧・長久手の戦いの際に秀吉が本陣を置いた楽田城跡がある。

窯跡については、東部丘陵に多くあったと言われており、奈良時代から平安時代にかけて焼物を生産していた、堂ヶ洞古窯、江戸から近世まで続く犬山焼に関連する今井焼窯跡、丸山古窯などがある。

この他に、五郎丸地区のキリシタン供養塔、街道沿いにある一里塚、五里塚などがある。

## 2) 名勝地

名勝地は 22 件あり、栗栖地区の不老の滝や、池野地区の平成の名水百選にも選ばれている八曾の滝、世界かんがい施設遺産に登録された寛永 10 年（1633）につくられたため池入鹿池、五条川の桜等がある。また、このほかに庭園としては、国宝如庵や重要文化財旧正院書院が建つ堀口捨巳が築庭した有楽苑がある。

## 3) 天然記念物

天然記念物は 166 件ある。

動物は、哺乳類ではミズモグラやアズマモグラ、魚類ではウシモツゴ、昆虫ではギフチヨウ等希少な動物が生息している。

植物は、市内全域で見られる巨樹巨木、東部丘陵には絶滅危惧 IA 類のマメナシの自生地、絶滅危惧 II 類のシデコブシの自生地などの東部丘陵要素植物など貴重な植物が生息している。

鉱物は、木曽川周辺で見られる赤茶色をしたチャートの岩石、栗栖地区で見つかったといわれるアンモナイトの化石、善師野地区に分布する珪化木、植物化石などがある。

## (5) 文化的景観

文化的景観は 29 件あり、木曽川と犬山城下町の景観、東部丘陵の里山空間などがある。

## (6) 伝統的建造物群

伝統的建造物群は 1 件あり、犬山城下町がある。

## (7) 埋蔵文化財包蔵地

市内には、92 件の埋蔵文化財包蔵地が存在する。その構成は古墳 62 件、古窯 4 件、遺跡散布地 1 件などである。

## (8) その他

### (自然環境・伝承物語・生活文化・伝統産業・歴史上の人物・地名や方言など)

石上げ祭の起源となる山の背比べや、山姥物語、木曾川のやろか水や入鹿切れ等の災害をもとにした伝承物語、継鹿尾山や尾張三山、八曾や間などの自然環境、犬山城主の成瀬氏、入鹿池築造を手掛けた入鹿六人衆、大正広重と呼ばれた吉田初三郎などの歴史上の人物、城下町に残る町名や地名など様々な歴史文化資源がある。

# 第 3 章

## 犬山市の歴史文化の特徴

---

## 1. 歴史文化の特徴

木曾川が市域を南北に貫流し、八曾山、本宮山、尾張富士の山が連なる本市は、木曾川扇状地の平野部から東部の丘陵まで地形の変化に富み、それぞれの地域特性を活かして人の営みが生まれ、様々な歴史を織りなしてきた。これらは犬山市特有の特徴であり、犬山市における歴史文化の多様性の源となっている。

そこで、本市の歴史文化を概観し、特徴を以下の7つに整理した。

### 特徴1 古代『邇波』地域の古墳群

木曾川がもたらした肥沃な大地は、水陸の交通の要所として古くから栄え、縄文時代・弥生時代から人々の暮らしが営まれてきた。古墳時代になると、市内には国史跡の東之宮古墳、青塚古墳等の大型古墳をはじめとして、数多くの古墳が築造された。

また、6世紀から7世紀にかけて東部丘陵に入鹿池古墳群が築造されたが、その地名や立地条件から一帯は『日本書紀』に記載されるヤマト王権直轄地「入鹿の屯倉」の推定地とされ、犬山及びその周辺は『続日本後紀』などに記載される「邇波県（にわのあがた）」の存在と密接に関係する古代『邇波』地域であると推定できる。『邇波』地域の古墳は、現在も市内の各所に残されている。

### 特徴2 戦国の動乱を今に伝える城跡・古戦場

応仁の乱後の美濃国守護代斎藤妙椿による尾張地域攻略に備えて、文明元年（1469）に「美濃に対する備えの城」として、織田広近により木之下城が築かれた。その後、天文6年（1537）に織田信康が本城を木之下城から城山に移し、犬山城が築城された。

一方、楽田では、永正年間（1504～1521）に織田久長によって楽田城が築かれ、羽黒には、鎌倉時代の建仁年間（1201～1204）に築城されたと伝わる羽黒城があった。

犬山城、羽黒城、楽田城は、天正12年（1584）の小牧・長久手の戦いの際に、秀吉方の陣として利用された。その他にも、小牧・長久手の戦いの前哨戦となった「羽黒合戦」が行われた八幡林や青塚古墳を利用した青塚砦など、戦国期の動乱を物語る城跡や古戦場が随所に残っている。また、小牧・長久手の戦い等の合戦図や戦国武将に関わる刀や古文書等が伝わっている。

### 特徴3 犬山城と城下町

犬山城は、東西を結ぶ要衝に位置することから軍事上・経済上の重要性が高く、その歴史は尾張支配者の交代と密接に関連していた。やがて、犬山城主には尾張国主の最も信頼

する人物が置かれるようになり、尾張第二の城下町へと発展する素地が形成された。

犬山城下町は、小笠原吉次や平岩親吉の頃までにその基本となる形が整えられ、成瀬氏入部後、街道の付替えにより、今日に至る本町通を主軸とする「タテ町型城下町」が完成した。城下町では、酒造や茶の湯などの様々な文化が花開き、犬山焼や葱苺酒などは、伝統産業として現在も受け継がれている。また、針綱神社の例祭として寛永 12 年（1635）に始められた犬山祭は、今日まで 380 余年にわたり続けられている。

#### 特徴 4 流通・交通の要衝地

木曾川沿いに位置する犬山は、木曾川を下る材木の中継、あるいは荷物の発着など、湊としての機能を有し、木曾川の水運による恩恵を受けてきた。通船も多く、元禄 3 年（1690）頃には、年一万艘にも上る往来が記録されるなど、物流の要衝地としての役割を果たしてきた。

江戸時代に入ると、幕府は江戸から地方へと延びた幹線街道である五街道と、その支線にあたる付属街道を造成整備した。犬山市域でも木曾街道、犬山街道などが整備され、尾張藩家中や商人の往来を支えてきた。

木曾川と街道は数多くの人と物を繋ぎ、現在も、路傍に佇む石仏や一里塚、渡船場跡や宿場跡の常夜燈などが、道行く人々を見守っている。

大正元年（1912）には、岩倉－犬山間の鉄道が開通し、犬山駅はその後、4 路線が交わるターミナル駅として発展した。

#### 特徴 5 治水と利水

木曾川は地域に豊かな恵みをもたらす一方、洪水により飢饉や凶作が発生し、民衆を苦しめる要因にもなっていた。慶長 13 年（1608）から翌年にかけて徳川家康が実施した木曾川治水上最大規模の築堤工事（御囲堤）により洪水の危険性は減少したが、濃尾平野に流れ込む大小の河川が締め切られた。そのため、水源確保に向けて宮田用水、木津用水などの用水路が整備された。

寛永 10 年（1633）には入鹿池が築造され、安定的な水の供給により、新田開発など地域の発展に大きく貢献した。ところが、明治元年（1868）5 月、連日の大雨によって堤が決壊し、丹羽郡の広範囲が浸水して多数の死傷者を出す大災害が発生した（後の「入鹿切れ」）。

このように、犬山の歴史は水と深い関わりがあり、市内には、用水路やため池などの治水、利水に関わる施設が多く残されている。また、水に対する感謝と畏敬の念を忘れないよう、木曾川や入鹿池をはじめとした水にまつわる伝承や物語が数多く伝えられている。

## 特徴 6 多様な伝統行事

本市には、380 余年の伝統を誇る犬山祭や尾張富士と本宮山の背比べ伝説が伝わる石上げ祭、大縣神社（姫之宮）の豊年祭など、市内外から多くの観光客を集める祭りがある。

その一方で、市内の各地域に目を向けると、五穀豊穡を祈願する虫送りや疫病除けの祭りであるだんだんもうせ、各神社に伝わる祭礼など、個性豊かな伝統行事が数多く行われている。

これら伝統行事は、人々の祈りや込められた思いを今に伝え、関連する歴史文化資源とともに地域の人たちによって大切に受け継がれている。

## 特徴 7 歴史文化資源の利用と観光地の整備

「犬山町」では、明治末期から観光客を対象とした遊興地・旅館などが増加し、大正期における鉄道敷設により観光開発が進んだ。加えて、昭和 2 年（1927）に木曾川が日本八景に選定されたことで観光客が増加し、観光業の更なる発展につながった。

昭和 29 年（1954）には、市政施行にともない「犬山市観光協会」が発足し、地域資源観光事業の推進が図られたことで、市全体として観光都市の歴史を歩み始めた。市内に所在する名勝木曾川や国宝犬山城天守をはじめ、日本モンキーセンター、明治村、リトルワールド、国宝如庵などの豊富な歴史文化資源は、古くから観光資源として活用され、観光地犬山としての発展に大きく寄与してきた。

# 第 4 章

## 犬山市の歴史文化資源の保存と活用に関する 将来像・基本的方向性

---

(1) 犬山市の歴史文化資源の保存と活用に関する将来像と基本的方向性

## (1) 犬山市の歴史文化資源の保存と活用に関する将来像

先述のとおり、本市は木曽川をはじめとした豊かな水系と市域に幅広く連なる山々に囲まれた環境の下で歴史文化が形成され、数多くの歴史文化資源が生み出されてきた。そのため、水と緑は本市の歴史を語る上で欠かすことのできない重要な要素であるといえる。また、第6次犬山市総合計画では、まちの将来像を「水と緑と伝統 みんなつながり みんなうらおう 豊かさ実感都市犬山」を掲げている。

以上を踏まえ、本計画における将来像と実現に向けた4つの基本的方向性を以下のとおり定める。4つの基本的方向性は相互に関係しており、一体的な運用を図ることが重要である。

【図 15 将来像と基本的方向性の関係】





# 第 5 章

## 歴史文化資源の調査

---

### 1. 既存の歴史文化資源に関する調査の概要

## 1. 既存の歴史文化資源に関する調査の概要

調査は種類別の歴史文化資源を対象とする把握調査や、個別の歴史文化資源を対象とする詳細調査があり、本市におけるこれまでの歴史文化資源の調査は、主に文化庁、愛知県及び犬山市によって実施されている。

### <文化庁>

近代遺跡に関する調査、名勝に関する総合調査、文化的景観に関する把握調査などを実施してきた。

### <愛知県>

愛知県史関係調査をはじめ、近代化遺産（建造物等）総合調査、近代和風建築総合調査、中世城館調査などを実施してきた。

### <犬山市>

本市の歴史文化資源に関する把握調査は文化財部局や都市計画部局によって実施している。昭和 54 年（1979）から〇年（●●）にかけて実施した市史編さんに伴う調査、平成 24 年（2012）、平成 25 年（2013）に実施した悉皆調査により市内の有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物等の多くの歴史文化資源を把握している。

また、個別の調査については、次のとおりである。

- ・有形文化財（建造物）は、城下町の伝統的建造物の把握調査や個別物件の調査を行っている。
- ・民俗文化財は、犬山祭や石上げ祭の調査を行っている。
- ・記念物については、犬山城跡、東之宮古墳、青塚古墳の指定など文化財の発掘調査、埋蔵文化財包蔵地の開発に伴う発掘調査を行っている。

上記調査のほか、公益財団法人犬山城白帝文庫や犬山歴史研究会、特定非営利活動法人古代瀬波の里・文化遺産ネットワーク等の民間団体が調査研究を行っている。

## 【把握調査】

## ＜文化庁が実施した把握調査＞

分野	調査名	調査主体	報告書等	刊行年
史跡	近代遺跡調査	文化庁	『近代遺跡調査報告書－軽工業－第 1 分冊』	2014
			『近代遺跡調査報告書－軽工業－第 2 分冊』	2015
			『近代遺跡調査報告書－鉱山－』	2002
			『近代遺跡調査報告書－政治(官公庁等)－』	2014
名勝地	近代の庭園・公園等に関する調査研究	文化庁	『近代の庭園・公園等に関する調査研究報告書』	2012
	名勝に関する総合調査－全国的な調査(所在調査)	文化庁	『名勝に関する総合調査－全国的な調査(所在調査)の結果－』報告書	2013
文化的景観	農林水産業に関連する文化的景観の保護に関する調査研究	文化庁	『農林水産業に関連する文化的景観の保護に関する調査研究(報告)』	2003
	採掘・製造、流通・往来及び居住に関連する文化的景観の保護に関する調査研究	文化庁	『採掘・製造、流通・往来及び居住に関連する文化的景観の保護に関する調査研究(報告)』	2010

## ＜愛知県が実施した把握調査＞

分野	調査名	調査主体	報告書等	刊行年
有形文化財	民家緊急調査	県教育委員会	『愛知の民家－愛知県民家緊急調査報告書』	1975
	近世社寺建築緊急調査	県教育委員会	『愛知県の近世社寺建築－近世社寺建築緊急調査報告書』	1980
	近代化遺産(建造物等)総合調査	県教育委員会	『愛知県の近代化遺産－愛知県近代化遺産(建造物等)総合調査報告書－』	2005
	近代和風建築総合調査	県教育委員会	『愛知県の近代和風建築－愛知県近代和風建築総合調査報告書－』	2007
	文化財集中地区特別総合調査	文化庁 県教育委員会	『文化財集中地区特別総合調査報告書 愛知県の文化財』	1995
	近代建築調査	日本建築学会	『日本近代建築総覧』	1980
民俗文化財	愛知県民俗芸能総合調査	県教育委員会	『愛知の民俗芸能－昭和 61～63 年度 愛知県民俗芸能総合調査報告書－』	1989
	あいちの祭り行事調査	県教育委員会	『あいちの祭り行事－あいちの祭り行事調査事業報告書』	2001

	愛知県民俗芸能緊急調査	県教育委員会	『愛知県の民俗芸能 - 愛知県民俗芸能緊急調査報告 - 』	2014
	養蚕民俗資料緊急調査	県教育委員会	『養蚕民俗資料緊急調査報告 2 (犬山市)』	1977
	民俗調査	県教育委員会	『愛知県史民俗調査報告書 5 犬山・尾張東部』	2002

分野	調査名	調査主体	報告書等	刊行年
史跡	歴史の道調査	県教育委員会	『愛知県歴史の道調査報告書 V-木曾街道-』	1991
			『愛知県歴史の道調査報告書 VI-下街道-』	1991
文化的景観	農林水産業に関連する文化的景観の保護に関する調査研究	文化庁	『農林水産業に関連する文化的景観の保護に関する調査研究(報告)』	2003
	採掘・製造、流通・往来及び居住に関連する文化的景観の保護に関する調査研究	文化庁	『採掘・製造、流通・往来及び居住に関連する文化的景観の保護に関する調査研究(報告)』	2010
埋蔵文化財	重要遺跡指定促進調査	県教育委員会	『愛知県重要遺跡指定促進調査報告 I ~VIII』	1974~1984
	愛知県古窯跡群分布調査	県教育委員会	『愛知県古窯跡群分布調査報告』 III (尾北地区・三河地区)	1983
	愛知県中世城館跡調査	県教育委員会	『愛知県中世城館跡調査報告 I (尾張地区)』	1991
	愛知県内窯業遺跡保存検討会	県教育委員会	『愛知県内窯業遺跡保存検討会報告』	2004

＜愛知県史関係調査（愛知県史資料編・別編）＞

巻構成		時代・年代・区分等	収録内容等	刊行年	
愛知県史資料編	1	考古 1	旧石器・縄文	遺跡一覧・主要遺跡解説	2002
	2	考古 2	弥生	遺跡一覧・主要遺跡解説	2003
	3	考古 3	古墳	遺跡一覧・主要遺跡解説	2005
	4	考古 4	飛鳥～平安	遺跡一覧・主要遺跡解説	2010
	5	考古 5	鎌倉～江戸	遺跡一覧・主要遺跡解説	2017
	6	古代 1	507 年～988 年	継体天皇元年以降の文献資料	1999
	7	古代 2	1362 年～1469 年	室町	2005
	8	中世 1	1185 年～1362 年	鎌倉・南北朝	2001
	9	中世 2	1362 年～1469 年	室町	2005
	10	中世 3	1470 年～1559 年	桶狭間の戦い前年まで	2009
	11	織豊 1	1560 年～1582 年	桶狭間の戦いから清須会議まで	2003
	12	織豊 2	1582 年～1590 年	秀吉の小田原平定まで	2007
	13	織豊 3	1590 年～1600 年	関ヶ原の戦い後まで	2011
	14	中世・織豊	中世・織豊	補遺・非編年資料など	2014
	15	近世 1	名古屋・熱田	現名古屋地域の資料	2014

	16	近世 2	尾西・尾北	尾西・尾北地域の資料	2006
	17	近世 3	尾東・知多	尾東・知多地域の資料	2010
	18	近世 4	西三河	西三河地域の資料	2003
	19	近世 5	東三河	東三河地域の資料	2008
	20	近世 6	学芸	門人帳、書簡、出版関係等	2012
	21	近世 7	領主 1	尾張藩、尾張徳川家関係資料	2014
	22	近世 8	領主 2	三河諸藩、旗本・幕府関係	2015

巻構成		時代・年代・区分等	収録内容等	刊行年	
愛知県史資料編	23	近世 9	維新	1868年～1871年	2016
	24	近代 1	政治・行政 1	1871年～1888年	2013
	25	近代 2	政治・行政 2	1888年～1905年	2009
	26	近代 3	政治・行政 3	1905年～1931年	2004
	27	近代 4	政治・行政 4	1931年～1945年	2006
	28	近代 5	農林水産業	1871年～1945年	2000
	29	近代 6	工業 1	軽工業(繊維・窯業・食品等を含む)	2004
	30	近代 7	工業 2	重工業、戦時経済、エネルギー産業	2008
	31	近代 8	流通・金融・交通	1871年～1945年	2013
	32	近代 9	社会・社会運動 1	1871年～1918年	2002
	33	近代 10	社会・社会運動 2	1919年～1945年	2007
	34	近代 11	教育	1871年～1945年	2004
	35	近代 12	文化	1871年～1945年	2012
36	現代	昭和戦後	戦後から1989年頃	2016	
愛知県史別編	1	窯業 1	古代・猿投系	窯跡一覧・主要窯跡・重要資料解説	2015
	2	窯業 2	中世・近世 瀬戸系	窯跡一覧・主要窯跡・重要資料解説	2007
	3	窯業 3	中世・近世 常滑系	窯跡一覧・主要窯跡・重要資料解説	2012
	4	民俗 1	総説		2011
	5	民俗 2	尾張	尾張の民俗	2008
	6	民俗 3	三河	三河の民俗	2005
	7	文化財 1	建造物・史跡	戦争遺跡、産業遺産を含む	2006
	8	文化財 2	絵画	宗教画・世俗絵等	2011
	9	文化財 3	彫刻	仏像、面、獅子頭、狛犬、円空仏等	2013
	10	文化財 4	典籍	古筆、国書、漢籍、仏典等	2015
	11	文化財 5	工芸	金工、漆工、染織、刀剣、仏具、陶磁器等	2018
	12	自然	2億年前～現在	自然の成り立ちと人間との係り	2010

## ＜犬山市史関係調査＞

		時代・年代・区分等	収録内容等	刊行年
犬山市史	資料編一	近世絵図集		1976
	資料編二	自然		1982
	資料編三	考古・古代・中世		1983
	資料編四	近世 上		1987
	資料編五	近世 下		1989
	資料編六	近代・現代		1990
	別巻	文化財・民俗		1985
	通史編上	原始古代・中世・近世		1997
	通史編下	近代・現代		1995
	資料第一集	正成公伝		1981
	資料第二集	内藤文草		1985
	資料第三集	犬山城物語		1989
	通史編年表	－		1998
	その他	楽田村史	－	
池野村誌		－		1981
城東村誌		－		－

## 【詳細調査】

## ＜犬山市が実施した詳細調査＞

分野	調査名	調査主体	報告書等	刊行年
建造物	城下町における伝統的建造物の把握調査	犬山市	・犬山伝統的建造物群保存対策調査報告書 ・犬山城下町地区伝統的建造物群保存対策調査報告書	1997 2007
	城下町における個別物件の調査	〃	・犬山城下町武家住宅・堀部家住宅調査報告書	2007
民俗文化財	犬山祭の調査	〃	・犬山祭総合調査報告書	2005
		〃	・犬山祭のからくり調査報告書	2015
	石上げ祭の調査	〃	・尾張富士の石上げ祭調査報告書	2020
記念物	犬山城跡発掘調査	〃	・犬山城範囲確認調査（第1次～第3次） ・犬山城総合調査報告書 ・旧犬山市体育館跡地（犬山城西御殿跡）発掘調査報告書 ・犬山城跡第5次発掘調査報告書 ・犬山城跡第6・7次発掘調査報告書	2010～2012 2017 2018 2021 2022

	東之宮古墳発掘調査	〃	・史跡東之宮古墳調査報告書 ・史跡 東之宮古墳（第1次～第4次調査概要） ・史跡 東之宮古墳 範囲確認調査報告書 ・史跡東之宮古墳調査報告書 ・史跡 東之宮古墳	2005 2006 2009 2005 2014
	青塚古墳発掘調査	〃	・史跡 青塚古墳整調査報告書	2001
その他	埋蔵文化財包蔵地の開発に伴う発掘調査	〃	・上野古墳群 ・十三塚第3号墳 熊野第1号墳 ・上野第5号墳 ・上野第六号墳 岩神古墳 坂下第一号墳 ・丸の内遺跡 ・三光寺遺跡 ・丸ノ内遺跡・丸ノ内鍛冶遺跡	1968 1972 1973 1978 1988 1997 2019

＜市内歴史文化資源の把握調査の状況＞

種類・分類		調査状況※	
有形文化財	建造物	◎	
	美術工芸品	絵画	◎
		彫刻	◎
		工芸品	◎
		書跡	◎
		典籍	◎
		古文書	◎
		考古資料	◎
		歴史資料	◎
無形文化財		△	
民俗文化財	有形民俗文化財	○	
	無形民俗文化財	○	
記念物	遺跡	○	
	名勝地	○	
	動物、植物、地質鉱物	○	
文化的景観		△	
伝統的建造物群		△	
文化財の保存技術		△	
埋蔵文化財		◎	
その他		○	

※ ◎：着手済 ○：一部着手 △：未着手

上表のとおり、本市では有形文化財や埋蔵文化財を概ね把握ができています。今後も継続的な調査を実施することで、これら歴史文化資源の価値付けを行い、本市に眠る歴史文化を明らかにしていくとともに、保護を図る。

また、埋蔵文化財もおおむね把握ができています。今後も継続的な発掘調査等の実施を通じて、これら歴史文化資源の価値付けを行うことで、本市に眠る歴史文化を明らかにしてい

く必要がある。

民俗文化財や記念物については一部着手されている。今後は、ポストコロナ時代の到来に伴う生活様式の変容等によって、特に無形民俗文化財の滅失等の可能性が高まっていることから、生業・信仰・年中行事等の実施状況を詳細に把握していく必要がある。

その他の歴史文化資源については、今後、調査を充実させていく必要がある。特に無形文化財は把握調査がほとんど実施できていない状況である。無形文化財は無形民俗文化財と同様、今後の社会情勢の状況によっては存続が危ぶまれる恐れがあるため、早急な対応が必要である。



# 第 6 章

## 歴史文化資源の保存と活用に関する方針と措置

---

1. 歴史文化資源の保存と活用に関する課題
2. 歴史文化資源の保存と活用に関する方針
3. 歴史文化資源の保存と活用に関する措置

## 1. 歴史文化資源の保存と活用に関する課題

第5章までは本市の特徴や文化財行政の現状及び今後の方向性について示した。これらの結果と各種アンケート調査、ヒアリング調査の結果を踏まえ、犬山市における歴史文化資源の保存・活用の妨げとなっている課題を「調査研究・共有」「保存」「継承」「活用」の4項目とした。

### 課題1 調査研究・共有に関する課題<調査研究・共有>

#### 【把握調査】

本市では、現在に至るまで定期的な把握調査の実施によって一定の成果を挙げてきた。しかし、実施主体は文化財部局や都市計画部局が中心となっており、専門知識を有する職員の確保や継続的な調査を可能とする庁内体制が進んでいないため、包括的な調査が進んでいない。具体的には、有形文化財を対象とした調査は充実しているのに対し、特に無形文化財に関してはほとんど実施できていないなど、調査対象となる歴史文化資源に偏りが生じている。

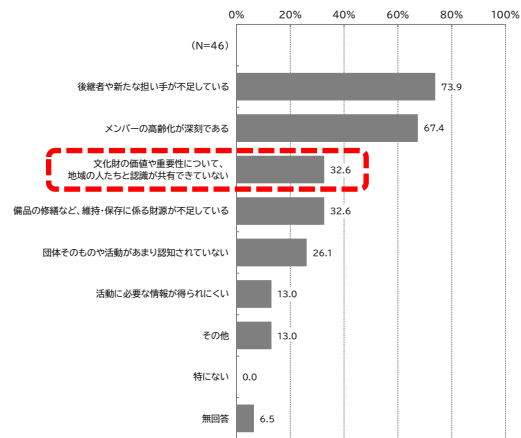
また、市内では公益財団法人犬山城白帝文庫や犬山歴史研究会、特定非営利活動法人古代瀬波の里・文化遺産ネットワークなどの民間団体がそれぞれ独自に調査研究を積み重ねており、研究紀要等を刊行している。しかし、これら調査結果の統一的な管理・共有が図られていない状況である。

#### 【詳細調査】

本市では、犬山城や東之宮古墳、犬山祭などの歴史文化資源については、継続的な調査が実施されており、適切な価値付けが図られるなど、相応の成果を上げている。また、平成24年度（2012）及び平成25年度（2013）に実施した悉皆調査や令和3年度（2021）に実施した文献等の調査によって、市内に眠る歴史文化資源が確認された。しかし、寺社の保有する史資料をはじめ、学校や地域団体に保管されている歴史文化資源に関する調査が進んでいないなど、全容解明に向けた調査が今後も必要であるが、実際、市全域にわたって所在する歴史文化資源を市職員のみで調査していくことは極めて困難であるため、専門家や地域住民、民間団体等の各主体との協働は必要不可欠である。そのためには、まず、地域の歴史文化の魅力や歴史文化資源の価値の共有を図ったうえで、地域に眠る歴史文化資源の掘り起こし等を進めていく必要がある。

令和3年度(2021)に実施した団体アンケート調査によると、「文化財の価値や重要性について、地域の人たちと認識が共有できていない」が上位となっていることから、市民が歴史文化資源に対して正しい認識を持ち、地域の歴史文化に対する関心を高められるよう、既往調査等の成果を積極的に情報発信するなど、情報共有のための措置を講じる必要がある。

貴団体が活動を行ううえで、課題と感じていることは何ですか。



団体アンケート調査

### 調査研究・共有に関する課題

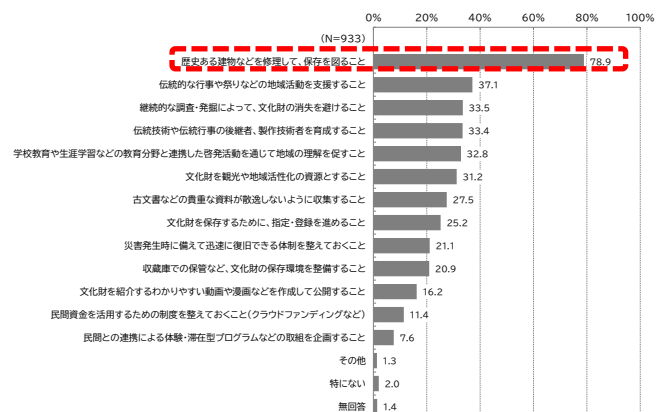
- 調査対象となる歴史文化資源の偏りを是正する必要がある
- 包括的な調査に向けて、専門知識を有する職員の育成や庁内体制の整備を進める必要がある
- 地域の各主体と協働した調査体制を構築する必要がある
- 研究成果の統一的な整理・共有を図る必要がある
- 調査結果の情報発信によって、歴史文化資源の価値や魅力の共有を図る必要がある

## 課題2 保存に関する課題<保存>

### 【適切な保存・維持】

文化財の保存には、専門家による指導に基づく継続的な保存修理が必要である。また、歴史文化資源の保存に向けて、適切な保存環境の整備も必要である。市内に所在する指定等文化財は定期的な保存修理の推進を通じて価値の維持が図られている一方、大部分の歴史文化資源は収蔵スペースの確保に苦慮している。今後、継続的な把握調査の実施によって、更なる歴史文化資源の掘り起しが進んだ

文化財の保存・活用に関する取組の中で、重要だと思うことは何ですか。



市民アンケート調査

際、これらの保管場所不足が懸念される。

指定等文化財以外の歴史文化資源は基本的に所有者によって保存管理されることが基本である。修繕費用をはじめ、点検費用など維持管理に係る費用が大きな負担となり、歴史文化資源の滅失につながるおそれがある。また、家族や親戚が遠方に住んでいる場合など、適切な相続が行われずに管理者不在のまま放置される建造物等が増加することも考えられる。このような事態を回避するため、地域の協力を得ながら定期的なモニタリングなど、地域ぐるみで維持管理の体制整備に努める必要がある。

人が織りなす技や祭事・風俗慣習など形として残すことが難しい歴史文化資源については、映像保存や電子化などデジタル技術の活用も検討し、歴史文化資源の特徴に応じた適切な保存管理を図る必要がある。

### 【防災・防犯】

平成 27 年（2015）に犬山城下町で発生した火事の際は、火の手が広範囲に広がったことで、多くの歴史的な価値を有する建物が焼失した。また、令和元年（2019）には、火災によってノートルダム大聖堂や首里城が多大な被害を受けた。これらを教訓として防火対策や日常的な見回り体制の構築など、歴史文化資源の管理状況や地域の状況に応じて適切な形で防災・防犯対策を推進していく必要がある。加えて、近年はゲリラ豪雨の発生や巨大台風の上陸などによる被害が頻発化・激甚化していることから、木曾川の氾濫や入鹿池の水位上昇に伴う浸水被害などを想定しておく必要がある。また、近い将来に発生が予想されている南海トラフ地震が発生した場合に備え、耐震化や防災設備の充実を図るほか、火災の発生など二次災害の発生も念頭に置き、美術工芸品等の避難先をあらかじめ設定しておく必要がある。

日常的な管理が行き届かない歴史文化資源が増加することによって、汚損や破損などの経年劣化が進むだけでなく、盗難、不法占拠など日常の防犯機能の低下が考えられる。そのような状態が続くことで、歴史文化資源のみならず周辺環境を含めた地域全体の悪化が懸念される。

### 保存に関する課題

- 専門家による指導の下、適切な形で保存修理を行う必要がある
- 収蔵スペースの確保など適切な保管環境を用意する必要がある
- デジタル技術の活用など、歴史文化資源の特徴に応じた適切な保存管理を図る必要がある
- 管理者不在の事態に備え、地域の協力を得ながら維持管理の体制整備を進める必要がある
- 防火対策や日常的な見回りなど防犯対策の充実を図る必要がある
- 大規模自然災害に対する備えが必要である

### 課題3 担い手に関する課題<継承>

#### 【担い手の減少】

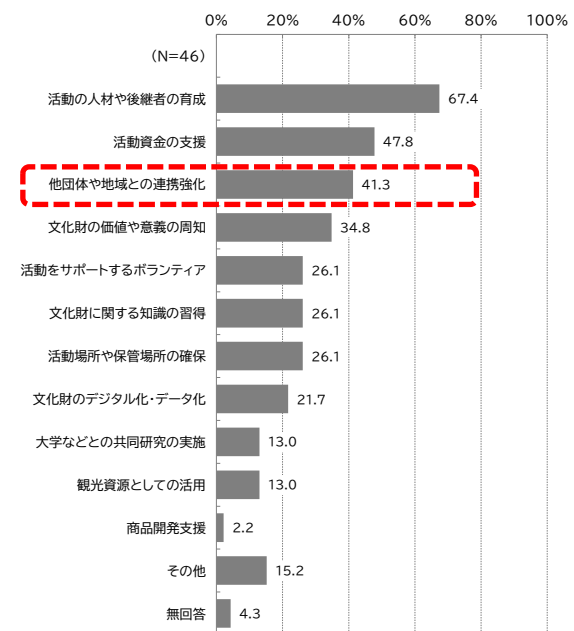
歴史文化資源の保存・活用にとって「人」は欠かせない存在であり、特に年中行事や祭礼など実体を持たない歴史文化資源にとって、後継者の育成は非常に重要である。令和3年度（2021）に実施した団体アンケート調査結果によると、今後も団体活動を行うにあたり、活動の人材や後継者の育成に関する支援を望む声が最も多いことから、その重要性がうかがえる。

本市では、NPO やボランティア等の団体が市内で精力的に活動しており、文化財行政にも多大な貢献をしている。しかし、これまで祭事や行事を支えてきた人々が高齢化している、次代の担い手となるはずの子どもの数が減少し続けているなど、歴史文化資源を継承していくための基盤が揺らいでいる。また、このような事態に関して団体間で情報の共有や、対応策等のノウハウの共有が図られていない。

近年は、情報通信技術の目覚ましい発展や多様性を尊重する社会への転換によって、人々の生活環境が大きく変化している。この変化とともに地域と歴史文化資源との関わりが希薄になってきており、歴史文化資源を継承することに対する意識が低下している。

これまで活動するための資金を会費で賄っていたが、加入者の減少により資金不足が生

貴団体がこれからも活動を行うにあたり、どのような支援があれば良いと思いますか。



団体アンケート調査

じている団体もあり、金銭面においても継承に向けた取組が困難になりつつある。

### 【ポストコロナへの備え】

令和元年（2019）末頃から世界中で猛威を奮った新型コロナウイルス感染症（以下、「新型コロナ」という。）の影響によって、令和2年（2020）は多くの活動が中止を余儀なくされた。これが一つの契機となり、行事等を行わないことが常態化する、あるいは再開を望まない声が出てくる可能性が考えられる。このような状態が続くことで、行事の段取りや作法が忘れ去られてしまうおそれがある。

#### 継承に関する課題

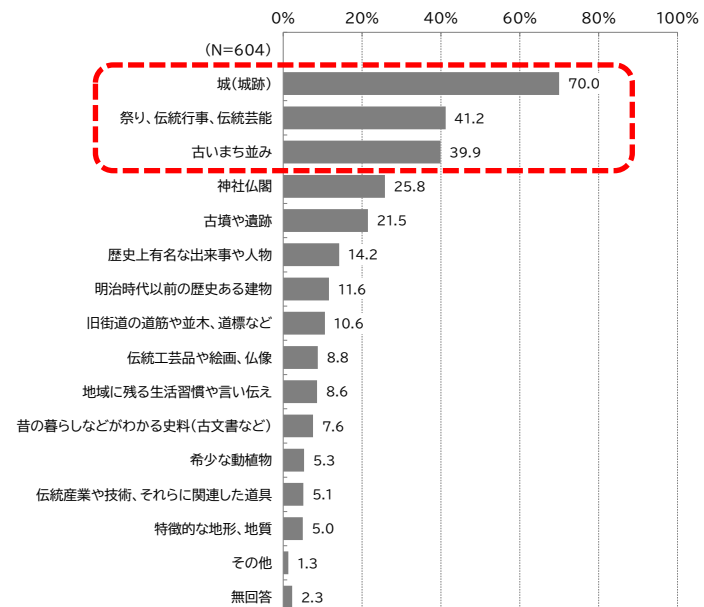
- 少子高齢化の進行によって、歴史文化資源を継承する基盤が揺らいでいる
- 生活環境の変化に伴い、歴史文化資源を継承することの意識が希薄になっている
- 団体の活動資金が不足しており、活動自体が困難になりつつある
- 新型コロナを契機として、行事が行われなくなる可能性がある
- 団体間での情報共有が十分でない

## 課題4 活用に関する課題

### 【歴史文化資源をつなぐ仕組み】

本市には、犬山城をはじめ、犬山祭、木曾川鶺鴒、文化史料館等、市の歴史と文化に触れ合える歴史文化資源や関連施設等が随所にあり、これらは市民のみならず市外の人々も魅了している。ところが、令和3年度（2021）に実施した市民アンケート調査結果によると、文化財に接する機会は観光・旅行や祭り、年中行事といったイベント時に集中しており、関心を持っている文化財は「城（城跡）」「祭り、伝統行事、伝統芸能」「古いまち並み」に集中するな

あなたが関心を持っている文化財はどのようなものですか。



市民アンケート調査

ど、活用の取組が特定の地域や歴史文化資源に偏っている。また、それぞれの歴史文化資源における横断的なストーリーが分かりづらいため、面として捉えられずに、個々の歴史

文化資源単体で完結している。

本市には国内だけでなく海外からも観光客が来訪している。本市の歴史文化資源は、これら外国人観光客に数多くの驚きや感動を提供しているが、案内板や、解説板等の充実、パンフレットや解説版等の多言語化・ユニバーサルデザイン化などの整備が十分ではなく、市に所在する歴史文化資源の魅力を伝えきれているとは言い難い。また、ボランティア団体が外国人観光客に対するガイドを行っているが、それぞれの歴史文化資源が持つ魅力をより一層伝えられるよう、行政や研究機関等からの情報提供を持続的に進める必要がる。

#### 【まちづくりへの活用】

本市の歴史文化資源は、所有者や保存団体などの努力によって現在まで伝えられてきたが、積極的な公開を控え、人目に触れる機会がめったにないものも多い。そのため、日常的に市民が接することができる機会を提供する必要がある。また、学校教育や地域活動にも歴史文化資源を使い、地元への深い理解を持った人を育成するなど、本市のまちづくりに歴史文化資源を活用していく必要がある。

#### 活用に関する課題

- 幅広く歴史文化資源を捉え、分かりやすいストーリーで伝えていく必要がある
- 多言語化などの環境整備、ガイド内容の充実が必要である
- 市民が歴史文化資源と日常的に接することのできる機会の提供が必要である
- 歴史文化資源をまちづくりに活用していく必要がある

## 2. 歴史文化資源の保存と活用に関する方針

市の歴史文化資源に係る各種課題を踏まえ、保存と活用に関する方針を以下のとおり定めた。

### 方針1 歴史文化資源を理解する〈調査研究・共有〉

市内に所在する歴史文化資源の保存・活用の推進のためには、まずはそれぞれの歴史文化資源が有する価値や魅力の理解が必要である。そのため、計画的かつ継続的な調査を通じて歴史文化資源の把握を進め、新たな価値や魅力を見出していく。また、特定の地域や種別に偏ることなく、指定・未指定に関わらず、市内に所在する歴史文化資源の包括的な調査を実施する。そのためには、専門知識を有する職員の育成や庁内体制の整備に加え、地域住民や事業者、NPO、研究機関など市内の各主体と協働できる体制を構築する。

研究成果は一元管理し、共有できるようにする。なお、将来的な文化財行政のデジタル化を見据え、紙媒体からデータベース化への切り替えが考えられる。これら情報を積極的に発信し、それぞれの歴史文化資源が持つ価値や魅力の共有を図る。

#### 〈方針1における考え方〉

- 調査対象の幅を広げ、偏りを解消する
- 専門知識を有する人材の育成に努めるとともに、調査研究機関等との連携を図り、多様な歴史文化資源に対応可能な庁内体制を構築する
- 地域住民、事業者、NPO、研究機関など市内の各主体と協働できる体制を構築する
- 将来的な文化財行政のデジタル化を見据え、データベースの作成や歴史文化資源に関する情報の一元化等を推進する
- 積極的に情報発信を行い、価値や魅力の共有を図る

### 方針2 歴史文化資源を守る〈保存〉

歴史文化資源の適切な保存に向けて、専門家による指導のもと保存修理を進めていく。収蔵スペースの確保に関しては、施設の空きスペースや市内小中学校の空き教室の利用など、既存ストックの活用に努める。また、技術や祭事、風俗慣習など形に残らない歴史文化資源については、映像保存や電子化などデジタル技術を活用することで保存に努める。

管理者不在の歴史文化資源については、状況に応じて所有者等に対し適切な管理を促すための啓発を行う。また、地域住民や警察・消防署・地元消防団との連携を図り、地域の見回りなどを実施することで、犯罪や火災の発生を未然に防ぐ。

大規模自然災害については、発災時の被害を最小限に留めるとともに早急な復旧ができるような体制整備を検討する。



### <方針2における考え方>

- 専門家による指導の下、適切な方法で保存修理を実施する
- 施設の空きスペースの活用や、学校との連携によって収蔵スペースを確保する
- 形に残らない歴史文化資源は、映像保存やデジタル技術を活用した保存を行う
- 所有者への指導・啓発や地域住民と連携したモニタリングを実施する
- 警察・消防署・地元消防団・地域住民との緊密な連携を図り、犯罪や火災を未然に防ぐ
- 耐震化の推進や関係機関との連絡体制を整備する

### 方針3 歴史文化資源の担い手を育てる<継承>

少子高齢化の進行は一朝一夕で解決できる問題ではない。そのため、限られた人的資源の中で一人ひとりが確実な継承に向けた高い意識を持ち、取り組んでいく必要があり、とりわけ、子どもに対する教育・啓発が重要となる。そこで、小中学校などの学校現場との連携を深め、地域の歴史文化資源を題材とした授業や体験学習などを通じて、子どもたちが地域の歴史や伝統文化を学習する機会の拡充に努める。地元に対する愛着や誇りを醸成することで、歴史文化資源を後世に伝えるための素地を形成する。

単独での活動が困難になった団体に対する支援として、団体同士が交流し、情報交換や人材交流などができる場所を提供することで、限られた人的資源を団体間で共有する。また、クラウドファンディングや企業からの協賛金募集などの資金調達手段の模索や、民間資金の積極的な活用も視野に入れた支援を行う。

ポストコロナの時代を見据えた措置も検討する。今後も「3つの密（密閉・密集・密接）」を避ける状況が続いた場合、行事の再開が困難になる可能性がある。そのため、いつでも再開できるよう、運営マニュアルの作成を支援するなどの保護措置を図る。なお、様々な措置を講じた上でも滅失を避けることができない歴史文化資源は、記録保存なども検討する。

### <方針3における考え方>

- 小中学校との連携を通じて、歴史文化資源を継承する意義や価値を子どもに伝える
- 活動団体が交流できる場所を提供し、限られた人的資源の有効活用を図る
- クラウドファンディングや協賛金など、民間資金を積極的に活用できるよう支援を行う
- 行事が休止した場合も滞りなく再開できるよう、運営マニュアルの作成の支援など、積極的な保護措置に努める

**方針 4 歴史文化資源を活かす〈活用〉**

市内に所在する歴史文化資源をストーリーでつなぎ、相乗効果によってそれぞれ価値や魅力を高め、面として捉えられる仕組みをつくる。現地では、案内看板や説明看板の設置、パンフレットの多言語化などの環境整備を行い、それぞれの歴史文化資源が持つ魅力を十分に伝える。また、歴史文化資源の紹介や活用に関するマニュアルなどを作成し、観光ボランティアガイドとの共有を図る。

歴史文化資源の所有者や管理者等との連携を強化し、積極的な公開につなげる。また、小中学校や地域などと連携し、各地域における歴史文化資源を活かしたイベントを開催するなど、まちづくりにつなげる取組みを地域一体となって推進する。

**〈方針 4 における考え方〉**

- 歴史文化資源をストーリーでつなぎ、面として捉えられる仕組みをつくる
- 看板設置や多言語化など周辺環境整備を推進するとともに、歴史文化資源の紹介や活用に関するマニュアルなどを作成し、観光ボランティアとの共有を図る
- 所有者や管理者等との連携を強化し、歴史文化資源の積極的な公開につなげる
- 小中学校、高等学校及び大学、並びに地域団体等と連携し、地域が一体となって歴史文化資源を活かしたまちづくりを推進する

### 3. 歴史文化資源の保存と活用に関する措置

歴史文化資源の保存と活用に関する方針を踏まえた措置は以下のとおりである。なお、方針が複数にわたる場合は、それぞれの番号を付している。費用負担については、市費・県費・国費、その他クラウドファンディングをはじめとした民間資金を活用し、国費については、文化財補助金・地方創生推進交付金等を活用する。

#### (1) 措置の表の見方

No. 1-1	犬山城の調査研究 等						
事業内容	国宝犬山城天守、史跡犬山城跡の調査研究、整備、講演会等を実施する。						
財政措置	国、市						
事業主体 (主体者…○ 関係者・協力者…△)				事業期間			
行政 (文化財)	行政 (他部署)	所有者 保護団体等	地域・ 学校・ 企業等	前期 (1~3年)	中期 (4~7年)	後期 (8~10年)	次期
○	△	△	△	←—————→			

①	事業番号及び事業名
②	事業（措置）の内容
③	措置の財源
④	○…措置の実施において中心となる主体 △…措置の実施に関連する主体、もしくは実施に協力する主体
⑤	事業期間 ※期間内の実現が難しい事業は「次期」としている

## (2) 措置の一覧

**方針 1** 歴史文化資源を理解する（調査研究・共有）

No. 1-1	<b>犬山城の調査研究 等</b>						
事業内容	国宝犬山城天守、史跡犬山城跡の調査研究を進めるとともに、犬山城の価値をホームページや講演会等により周知・共有する。						
財政措置	国、市						
事業主体（主体者…○ 関係者・協力者…△）				事業期間			
行政 （文化財）	行政 （他部署）	所有者 保護団体等	地域・ 学校・ 企業等	前期 （1～3年）	中期 （4～7年）	後期 （8～10年）	次期
○	△	△	△				
No. 1-2	<b>『犬山市史平成編』編さん</b>						
事業内容	市史編さんに伴う調査、市史（資料編・通紙片）発行による調査成果の周知、関係機関との調査成果の共有を行う。						
財政措置	市						
事業主体（主体者…○ 関係者・協力者…△）				事業期間			
行政 （文化財）	行政 （他部署）	所有者 保護団体等	地域・ 学校・ 企業等	前期 （1～3年）	中期 （4～7年）	後期 （8～10年）	次期
○	△	△	△				
No. 1-3	<b>木曾川鵜飼調査</b>						
事業内容	木曾川犬山鵜飼漁法の総合調査を実施、調査成果を専門家等との共有、地域や生涯学習等の場での周知を行う。						
財政措置	市						
事業主体（主体者…○ 関係者・協力者…△）				事業期間			
行政 （文化財）	行政 （他部署）	所有者 保護団体等	地域・ 学校・ 企業等	前期 （1～3年）	中期 （4～7年）	後期 （8～10年）	次期
○	△		△				
No. 1-4	<b>埋蔵文化財調査</b>						
事業内容	埋蔵文化財の発掘調査、調査内容をまとめた報告書の発行による専門機関との共有、市民への周知を行う。						
財政措置	市						
事業主体（主体者…○ 関係者・協力者…△）				事業期間			
行政 （文化財）	行政 （他部署）	所有者 保護団体等	地域・ 学校・ 企業等	前期 （1～3年）	中期 （4～7年）	後期 （8～10年）	次期
○		△	△				

No. 1-5	<b>市内歴史文化資源調査</b>						
事業内容	無形や民俗等の市内歴史文化資源調査、調査成果の専門機関との共有、市民への周知を行う。						
財政措置	市						
事業主体 (主体者…○ 関係者・協力者…△)				事業期間			
行政 (文化財)	行政 (他部署)	所有者 保護団体等	地域・ 学校・ 企業等	前期 (1~3年)	中期 (4~7年)	後期 (8~10年)	次期
○	△	△	△	←—————→			
No. 1-6	<b>文化史料館の活動</b>						
事業内容	資料の調査研究及び調査成果の展示を行う。						
財政措置	市						
事業主体 (主体者…○ 関係者・協力者…△)				事業期間			
行政 (文化財)	行政 (他部署)	所有者 保護団体等	地域・ 学校・ 企業等	前期 (1~3年)	中期 (4~7年)	後期 (8~10年)	次期
○	△	○	△	←—————→			
No. 1-7	<b>古墳の調査・活用</b>						
事業内容	東之宮古墳や青塚古墳等の調査研究、講演会や研究会等での調査成果を周知・共有する。						
財政措置	市						
事業主体 (主体者…○ 関係者・協力者…△)				事業期間			
行政 (文化財)	行政 (他部署)	所有者 保護団体等	地域・ 学校・ 企業等	前期 (1~3年)	中期 (4~7年)	後期 (8~10年)	次期
○	△	△	△	←—————→			
No. 1-8	<b>小牧・長久手の戦いゆかりの地域との連携</b>						
事業内容	小牧・長久手の戦いに関連する城跡・合戦後の調査研究、関連市町村と連携した調査成果の共有、イベント出展等により調査成果を周知する。						
財政措置	市						
事業主体 (主体者…○ 関係者・協力者…△)				事業期間			
行政 (文化財)	行政 (他部署)	所有者 保護団体等	地域・ 学校・ 企業等	前期 (1~3年)	中期 (4~7年)	後期 (8~10年)	次期
○	△	△	△	←—————→			

<b>No. 1-9</b>		<b>地域コミュニティ団体等の活動</b>					
<b>事業内容</b>		地域の歴史文化資源の調査、共有・周知等を実施する。					
<b>財政措置</b>		団体、市（助成）					
<b>事業主体（主体者…○ 関係者・協力者…△）</b>				<b>事業期間</b>			
行政 （文化財）	行政 （他部署）	所有者 保護団体等	地域・ 学校・ 企業等	前期 （1～3年）	中期 （4～7年）	後期 （8～10年）	次期
△	△	△	○	←—————→			
<b>No. 1-10</b>		<b>文化財の指定・登録の推進</b>					
<b>事業内容</b>		指定・登録に向けた調査等を実施する。					
<b>財政措置</b>		市					
<b>事業主体（主体者…○ 関係者・協力者…△）</b>				<b>事業期間</b>			
行政 （文化財）	行政 （他部署）	所有者 保護団体等	地域・ 学校・ 企業等	前期 （1～3年）	中期 （4～7年）	後期 （8～10年）	次期
○	△	△	○	←—————→			
<b>No. 1-11</b>		<b>犬山学研究センター 犬山学ネットワークの活動</b>					
<b>事業内容</b>		調査・研究・共有に関する関連団体との交流を支援する。					
<b>財政措置</b>		学校					
<b>事業主体（主体者…○ 関係者・協力者…△）</b>				<b>事業期間</b>			
行政 （文化財）	行政 （他部署）	所有者 保護団体等	地域・ 学校・ 企業等	前期 （1～3年）	中期 （4～7年）	後期 （8～10年）	次期
○	△	△	○	←—————→			
<b>No. 1-12</b>		<b>研究機関などの活動</b>					
<b>事業内容</b>		各種歴史文化資源の調査研究、調査研究成果の公開や講演会等による周知を図る。					
<b>財政措置</b>		団体					
<b>事業主体（主体者…○ 関係者・協力者…△）</b>				<b>事業期間</b>			
行政 （文化財）	行政 （他部署）	所有者 保護団体等	地域・ 学校・ 企業等	前期 （1～3年）	中期 （4～7年）	後期 （8～10年）	次期
△	△	△	○	←—————→			

No. 1-13		犬山学研究センター 犬山学ネットワークの活動					
事業内容		活用に関する関連団体と連携した歴史文化資源を活かしたまちづくりを推進する。					
財政措置		学校					
事業主体 (主体者…○ 関係者・協力者…△)				事業期間			
行政 (文化財)	行政 (他部署)	所有者 保護団体等	地域・ 学校・ 企業等	前期 (1~3年)	中期 (4~7年)	後期 (8~10年)	次期
△	△	△	○	←—————→			
No. 1-14		NPO 法人古代瀬波の里・文化遺産ネットワークの取組み					
事業内容		所有者と連携した歴史文化資源の公開、地域と連携した歴史文化資源を活かしたイベントの開催等を実施する。					
財政措置		団体、市(助成)、民間					
事業主体 (主体者…○ 関係者・協力者…△)				事業期間			
行政 (文化財)	行政 (他部署)	所有者 保護団体等	地域・ 学校・ 企業等	前期 (1~3年)	中期 (4~7年)	後期 (8~10年)	次期
△	△	△	○	←—————→			

## 方針 2 歴史文化資源を守る（保存）

No. 2-1		犬山城の管理運営					
事業内容		犬山城天守や史跡犬山城跡の適切な維持管理、保存修理等を行う。					
財政措置		市、所有者					
事業主体（主体者…○ 関係者・協力者…△）				事業期間			
行政 （文化財）	行政 （他部署）	所有者 保護団体等	地域・ 学校・ 企業等	前期 （1～3年）	中期 （4～7年）	後期 （8～10年）	次期
○	△	○	△	←—————→			
No. 2-2		歴史文化施設による歴史文化資源の保存修理					
事業内容		歴史文化施設による各種歴史文化資源の維持管理、保存修理等を行う。					
財政措置		市					
事業主体（主体者…○ 関係者・協力者…△）				事業期間			
行政 （文化財）	行政 （他部署）	所有者 保護団体等	地域・ 学校・ 企業等	前期 （1～3年）	中期 （4～7年）	後期 （8～10年）	次期
○	△			←—————→			
No. 2-3		青塚古墳の保存活動					
事業内容		青塚古墳の草刈りや清掃による保存活動の実施を行う。					
財政措置		市					
事業主体（主体者…○ 関係者・協力者…△）				事業期間			
行政 （文化財）	行政 （他部署）	所有者 保護団体等	地域・ 学校・ 企業等	前期 （1～3年）	中期 （4～7年）	後期 （8～10年）	次期
○	△	△	△	←—————→			
No. 2-4		犬山祭の保存の取組み					
事業内容		犬山祭の車山やからくり、幕、用具等の保存修理等を行う。					
財政措置		国、県、市、団体					
事業主体（主体者…○ 関係者・協力者…△）				事業期間			
行政 （文化財）	行政 （他部署）	所有者 保護団体等	地域・ 学校・ 企業等	前期 （1～3年）	中期 （4～7年）	後期 （8～10年）	次期
△	△	○	△	←—————→			



<b>No. 2-5</b>	<b>石上げ祭伝承保存会の活動</b>						
<b>事業内容</b>	石上げ祭の用具の保存修理等を行う。						
<b>財政措置</b>	団体、市（助成）						
<b>事業主体（主体者…○ 関係者・協力者…△）</b>				<b>事業期間</b>			
行政 （文化財）	行政 （他部署）	所有者 保護団体等	地域・ 学校・ 企業等	前期 （1～3年）	中期 （4～7年）	後期 （8～10年）	次期
△	△	○	△	←—————→			
<b>No. 2-6</b>	<b>木曾川鶺鴒の活動</b>						
<b>事業内容</b>	木曾川鶺鴒の用具などの保存修理等を行う。						
<b>財政措置</b>	市						
<b>事業主体（主体者…○ 関係者・協力者…△）</b>				<b>事業期間</b>			
行政 （文化財）	行政 （他部署）	所有者 保護団体等	地域・ 学校・ 企業等	前期 （1～3年）	中期 （4～7年）	後期 （8～10年）	次期
	○		△	←—————→			
<b>No. 2-7</b>	<b>民俗文化財保存伝承事業</b>						
<b>事業内容</b>	地域の祭礼で使用する用具等の保存・修理を行う。						
<b>財政措置</b>	市、団体						
<b>事業主体（主体者…○ 関係者・協力者…△）</b>				<b>事業期間</b>			
行政 （文化財）	行政 （他部署）	所有者 保護団体等	地域・ 学校・ 企業等	前期 （1～3年）	中期 （4～7年）	後期 （8～10年）	次期
○		○		←—————→			
<b>No. 2-8</b>	<b>登録文化財等の修理に関する支援</b>						
<b>事業内容</b>	登録有形文化財等の保存修理に対する支援を実施する。						
<b>財政措置</b>	市、所有者、団体						
<b>事業主体（主体者…○ 関係者・協力者…△）</b>				<b>事業期間</b>			
行政 （文化財）	行政 （他部署）	所有者 保護団体等	地域・ 学校・ 企業等	前期 （1～3年）	中期 （4～7年）	後期 （8～10年）	次期
△	○	△	△	←—————→			

<b>No. 2-9</b>		<b>防災・防犯対策支援</b>					
<b>事業内容</b>		歴史文化資源の防災・防犯に対して助成する。					
<b>財政措置</b>		団体、市（助成）					
<b>事業主体（主体者…○ 関係者・協力者…△）</b>				<b>事業期間</b>			
行政 （文化財）	行政 （他部署）	所有者 保護団体等	地域・ 学校・ 企業等	前期 （1～3年）	中期 （4～7年）	後期 （8～10年）	次期
△	○	△	△				
<b>No. 2-10</b>		<b>文化財防火デー</b>					
<b>事業内容</b>		文化財防火デー実施に伴う防火管理体制強化周知、所有者・消防署等と連携した防火訓練を実施する。					
<b>財政措置</b>		市、民間					
<b>事業主体（主体者…○ 関係者・協力者…△）</b>				<b>事業期間</b>			
行政 （文化財）	行政 （他部署）	所有者 保護団体等	地域・ 学校・ 企業等	前期 （1～3年）	中期 （4～7年）	後期 （8～10年）	次期
○	○	○	△				
<b>No. 2-11</b>		<b>NPO 法人犬山城下町を守る会の活動</b>					
<b>事業内容</b>		歴史的建造物保存修理に関する指導を行う。					
<b>財政措置</b>		団体					
<b>事業主体（主体者…○ 関係者・協力者…△）</b>				<b>事業期間</b>			
行政 （文化財）	行政 （他部署）	所有者 保護団体等	地域・ 学校・ 企業等	前期 （1～3年）	中期 （4～7年）	後期 （8～10年）	次期
△	△	△	○				
<b>No. 2-12</b>		<b>地域の団体による清掃活動</b>					
<b>事業内容</b>		地域のまちづくり団体等による歴史文化資源の清掃活動を行う。					
<b>財政措置</b>		団体					
<b>事業主体（主体者…○ 関係者・協力者…△）</b>				<b>事業期間</b>			
行政 （文化財）	行政 （他部署）	所有者 保護団体等	地域・ 学校・ 企業等	前期 （1～3年）	中期 （4～7年）	後期 （8～10年）	次期
△	△	○	○				

No. 2-13		公益財団法人犬山城白帝文庫の活動					
事業内容		犬山城及び成瀬家に関する歴史文化資源の保存修理等を行う。					
財政措置		団体、市（助成）					
事業主体（主体者…○ 関係者・協力者…△）				事業期間			
行政 （文化財）	行政 （他部署）	所有者 保護団体等	地域・ 学校・ 企業等	前期 （1～3年）	中期 （4～7年）	後期 （8～10年）	次期
△	△	○		←—————→			
No. 2-14		空き家バンク事業					
事業内容		空家の紹介、利活用支援を行う。					
財政措置		市					
事業主体（主体者…○ 関係者・協力者…△）				事業期間			
行政 （文化財）	行政 （他部署）	所有者 保護団体等	地域・ 学校・ 企業等	前期 （1～3年）	中期 （4～7年）	後期 （8～10年）	次期
	○	△		←—————→			
No. 2-15		犬山学研究センター 犬山学ネットワークによる連携					
事業内容		保存に関する地域・関連団体との連携体制を構築する。					
財政措置		市・学校					
事業主体（主体者…○ 関係者・協力者…△）				事業期間			
行政 （文化財）	行政 （他部署）	所有者 保護団体等	地域・ 学校・ 企業等	前期 （1～3年）	中期 （4～7年）	後期 （8～10年）	次期
○	△	△	○	←—————→			
No. 2-16		文化財レスキューの検討					
事業内容		市が実施した把握調査等によりまとめた歴史文化資源のリストを基に文化財レスキュー台帳の作成を検討する。					
財政措置		市					
事業主体（主体者…○ 関係者・協力者…△）				事業期間			
行政 （文化財）	行政 （他部署）	所有者 保護団体等	地域・ 学校・ 企業等	前期 （1～3年）	中期 （4～7年）	後期 （8～10年）	次期
○	△	△	△				○

<b>No. 2-17</b>		<b>地域の偉人の顕彰活動</b>					
<b>事業内容</b>		地域の偉人の顕彰活動を実施する。					
<b>財政措置</b>		団体					
<b>事業主体 (主体者…○ 関係者・協力者…△)</b>				<b>事業期間</b>			
行政 (文化財)	行政 (他部署)	所有者 保護団体等	地域・ 学校・ 企業等	前期 (1~3年)	中期 (4~7年)	後期 (8~10年)	次期
		○	△	←—————→			

### 方針3 歴史文化資源を伝承する（継承）

No. 3-1		犬山祭の伝承の活動					
事業内容		犬山祭の担い手の確保や、犬山祭の囃子等の演奏、からくり操作技術の継承等を行う。					
財政措置		団体					
事業主体（主体者…○ 関係者・協力者…△）				事業期間			
行政 （文化財）	行政 （他部署）	所有者 保護団体等	地域・ 学校・ 企業等	前期 （1～3年）	中期 （4～7年）	後期 （8～10年）	次期
△	△	○	△	←—————→			
No. 3-2		木曾川鵜飼の継承					
事業内容		犬山木曾川鵜飼漁法の総合調査成果をもとに、漁法の継承を図る。また、船頭の育成等担い手の確保を図る。					
財政措置		市、企業					
事業主体（主体者…○ 関係者・協力者…△）				事業期間			
行政 （文化財）	行政 （他部署）	所有者 保護団体等	地域・ 学校・ 企業等	前期 （1～3年）	中期 （4～7年）	後期 （8～10年）	次期
○	○	△	△	←—————→			
No. 3-3		石上げ祭伝承保存会の活動					
事業内容		学校現場との連携や体験学習などの石上げ祭の継承を行う。					
財政措置		団体、市（助成）					
事業主体（主体者…○ 関係者・協力者…△）				事業期間			
行政 （文化財）	行政 （他部署）	所有者 保護団体等	地域・ 学校・ 企業等	前期 （1～3年）	中期 （4～7年）	後期 （8～10年）	次期
△	△	○	△	←—————→			
No. 3-4		民俗文化財の保存・伝承					
事業内容		地域の祭礼の実施に伴う後継者育成に対する支援を行う。					
財政措置		団体、市（助成）					
事業主体（主体者…○ 関係者・協力者…△）				事業期間			
行政 （文化財）	行政 （他部署）	所有者 保護団体等	地域・ 学校・ 企業等	前期 （1～3年）	中期 （4～7年）	後期 （8～10年）	次期
○		○	△	←—————→			

No. 3-5	犬山学研究センター 犬山学ネットワークの活動						
事業内容	継承に関する関連団体との交流、情報交換、人材交換の支援を行う。						
財政措置	学校						
事業主体 (主体者…○ 関係者・協力者…△)				事業期間			
行政 (文化財)	行政 (他部署)	所有者 保護団体等	地域・ 学校・ 企業等	前期 (1~3年)	中期 (4~7年)	後期 (8~10年)	次期
○	△	△	○	←—————→			
No. 3-6	NPO 法人古代瀬波の里・文化遺産ネットワークの取組み						
事業内容	関連団体との連携、学校現場との連携を行う。						
財政措置	団体、市(助成)、民間						
事業主体 (主体者…○ 関係者・協力者…△)				事業期間			
行政 (文化財)	行政 (他部署)	所有者 保護団体等	地域・ 学校・ 企業等	前期 (1~3年)	中期 (4~7年)	後期 (8~10年)	次期
△	△	△	○	←—————→			
No. 3-7	犬山市特産品協会の活動						
事業内容	特産品・伝統産業の体験学習の実施						
財政措置	団体、市(助成)						
事業主体 (主体者…○ 関係者・協力者…△)				事業期間			
行政 (文化財)	行政 (他部署)	所有者 保護団体等	地域・ 学校・ 企業等	前期 (1~3年)	中期 (4~7年)	後期 (8~10年)	次期
	△		○	←—————→			
No. 3-8	犬山城みらいサポーターの活動						
事業内容	犬山城天守の床磨きを実施する。						
財政措置	市、所有者、団体、市民						
事業主体 (主体者…○ 関係者・協力者…△)				事業期間			
行政 (文化財)	行政 (他部署)	所有者 保護団体等	地域・ 学校・ 企業等	前期 (1~3年)	中期 (4~7年)	後期 (8~10年)	次期
○	○	○	○	←—————→			

## 方針 4 歴史文化資源を活かす（活用）

No. 4-1		犬山城の取組み					
事業内容		犬山城の解説板整備などの環境整備、パンフレット・ホームページの多言語化、観光ボランティアガイドとの連携等を実施する。					
財政措置		市、所有者					
事業主体（主体者…○ 関係者・協力者…△）				事業期間			
行政 （文化財）	行政 （他部署）	所有者 保護団体等	地域・ 学校・ 企業等	前期 （1～3年）	中期 （4～7年）	後期 （8～10年）	次期
○	△	△	△	←—————→			
No. 4-2		文化史料館の活動					
事業内容		所有者等と連携した歴史文化資源の公開、ボランティアガイドとの連携を図る。					
財政措置		市					
事業主体（主体者…○ 関係者・協力者…△）				事業期間			
行政 （文化財）	行政 （他部署）	所有者 保護団体等	地域・ 学校・ 企業等	前期 （1～3年）	中期 （4～7年）	後期 （8～10年）	次期
○	△	○	△	←—————→			
No. 4-3		歴史文化資源関係施設の活用					
事業内容		関連する歴史文化資源の周知を図る。					
財政措置		市					
事業主体（主体者…○ 関係者・協力者…△）				事業期間			
行政 （文化財）	行政 （他部署）	所有者 保護団体等	地域・ 学校・ 企業等	前期 （1～3年）	中期 （4～7年）	後期 （8～10年）	次期
○	△	△	△	←—————→			
No. 4-4		市内古墳の活用					
事業内容		青塚古墳、東之宮古墳をはじめとする市内古墳の看板整備、地域団体等と連携したイベントの開催を行う。					
財政措置		市					
事業主体（主体者…○ 関係者・協力者…△）				事業期間			
行政 （文化財）	行政 （他部署）	所有者 保護団体等	地域・ 学校・ 企業等	前期 （1～3年）	中期 （4～7年）	後期 （8～10年）	次期
○	△	△	△	←—————→			

No. 4-5	<b>木曾川鵜飼の価値の向上</b>						
事業内容	木曾川鵜飼の価値を高めるガイダンス施設等の整備に関する研究・検討を行う。						
財政措置	市						
事業主体 (主体者…○ 関係者・協力者…△)				事業期間			
行政 (文化財)	行政 (他部署)	所有者 保護団体等	地域・ 学校・ 企業等	前期 (1~3年)	中期 (4~7年)	後期 (8~10年)	次期
△	○	△	△	←—————→			
No. 4-6	<b>小牧・長久手の戦いゆかりの地域との連携</b>						
事業内容	小牧・長久手の戦いの舞台となった歴史文化資源を一体的に周知するとともに、看板設置などの周辺環境整備手法を検討する。同盟市と連携した活用手法の検討を行う。						
財政措置	市						
事業主体 (主体者…○ 関係者・協力者…△)				事業期間			
行政 (文化財)	行政 (他部署)	所有者 保護団体等	地域・ 学校・ 企業等	前期 (1~3年)	中期 (4~7年)	後期 (8~10年)	次期
○	△	△	△	←—————→			
No. 4-7	<b>木曾川河畔の魅力向上</b>						
事業内容	木曾川河畔を憩いの場、滞在の場としての整備を図る。(社会実験、実装)						
財政措置	市						
事業主体 (主体者…○ 関係者・協力者…△)				事業期間			
行政 (文化財)	行政 (他部署)	所有者 保護団体等	地域・ 学校・ 企業等	前期 (1~3年)	中期 (4~7年)	後期 (8~10年)	次期
△	○		△	←—————→			
No. 4-8	<b>市内文化財看板整備</b>						
事業内容	既存歴史文化資源周知看板の修理、新設などの環境整備を実施する。						
財政措置	市						
事業主体 (主体者…○ 関係者・協力者…△)				事業期間			
行政 (文化財)	行政 (他部署)	所有者 保護団体等	地域・ 学校・ 企業等	前期 (1~3年)	中期 (4~7年)	後期 (8~10年)	次期
○	△	△	△	←—————→			



<b>No. 4-9</b>		<b>犬山北のまちづくり推進協議会</b>					
<b>事業内容</b>		城下町の歴史的な建造物を活用したイベントの実施、磯部家住宅復元施設を活用したイベントの開催等を実施する。					
<b>財政措置</b>		団体、市（人的支援）					
<b>事業主体（主体者…○ 関係者・協力者…△）</b>				<b>事業期間</b>			
行政 （文化財）	行政 （他部署）	所有者 保護団体等	地域・ 学校・ 企業等	前期 （1～3年）	中期 （4～7年）	後期 （8～10年）	次期
△	△	△	○	←—————→			
<b>No. 4-10</b>		<b>地域コミュニティ団体等による取組み</b>					
<b>事業内容</b>		地域の歴史文化資源の看板設置や歴史文化資源を活かしたイベント開催等を実施する。					
<b>財政措置</b>		団体、市（助成）					
<b>事業主体（主体者…○ 関係者・協力者…△）</b>				<b>事業期間</b>			
行政 （文化財）	行政 （他部署）	所有者 保護団体等	地域・ 学校・ 企業等	前期 （1～3年）	中期 （4～7年）	後期 （8～10年）	次期
△	△	△	○	←—————→			
<b>No. 4-11</b>		<b>文化財のガイド</b>					
<b>事業内容</b>		観光客（外国人観光客を含む）向けの犬山城や有楽苑、城下町のガイドを実施する。					
<b>財政措置</b>		団体、市（支援）					
<b>事業主体（主体者…○ 関係者・協力者…△）</b>				<b>事業期間</b>			
行政 （文化財）	行政 （他部署）	所有者 保護団体等	地域・ 学校・ 企業等	前期 （1～3年）	中期 （4～7年）	後期 （8～10年）	次期
△	△	△	○	←—————→			

<b>No. 4-12</b>		<b>文化財建造物の活用</b>					
<b>事業内容</b>		所有者と連携した文化財建造物の公開、文化財建造物の宿泊施設としての活用に関する検討を行う。					
<b>財政措置</b>		市、所有者、団体					
<b>事業主体 (主体者…○ 関係者・協力者…△)</b>				<b>事業期間</b>			
行政 (文化財)	行政 (他部署)	所有者 保護団体等	地域・ 学校・ 企業等	前期 (1~3年)	中期 (4~7年)	後期 (8~10年)	次期
△	△	○	△	←—————→			
<b>No. 4-13</b>		<b>公益財団法人犬山城白帝文庫の活動</b>					
<b>事業内容</b>		犬山城及び成瀬家に関する歴史文化資源の展示等を行う。					
<b>財政措置</b>		団体、市(助成)					
<b>事業主体 (主体者…○ 関係者・協力者…△)</b>				<b>事業期間</b>			
行政 (文化財)	行政 (他部署)	所有者 保護団体等	地域・ 学校・ 企業等	前期 (1~3年)	中期 (4~7年)	後期 (8~10年)	次期
△	△	○		←—————→			
<b>No. 4-14</b>		<b>一般社団法人犬山市観光協会の活動</b>					
<b>事業内容</b>		犬山市の観光PR、観光ボランティアの支援、観光情報の多言語化等を行う。					
<b>財政措置</b>		団体					
<b>事業主体 (主体者…○ 関係者・協力者…△)</b>				<b>事業期間</b>			
行政 (文化財)	行政 (他部署)	所有者 保護団体等	地域・ 学校・ 企業等	前期 (1~3年)	中期 (4~7年)	後期 (8~10年)	次期
△	△	△	○	←—————→			
<b>No. 4-15</b>		<b>犬山商工会議所の活動</b>					
<b>事業内容</b>		市内の事業者に対する支援を図る。					
<b>財政措置</b>		団体					
<b>事業主体 (主体者…○ 関係者・協力者…△)</b>				<b>事業期間</b>			
行政 (文化財)	行政 (他部署)	所有者 保護団体等	地域・ 学校・ 企業等	前期 (1~3年)	中期 (4~7年)	後期 (8~10年)	次期
△	△	△	○	←—————→			

<b>No. 4-16</b>		<b>犬山まちづくり株式会社の活動</b>					
<b>事業内容</b>		中心市街地の活性化や空き店舗の活用、城下町地区のまちづくり活動等を行う。					
<b>財政措置</b>		企業					
<b>事業主体 (主体者…○ 関係者・協力者…△)</b>				<b>事業期間</b>			
行政 (文化財)	行政 (他部署)	所有者 保護団体等	地域・ 学校・ 企業等	前期 (1~3年)	中期 (4~7年)	後期 (8~10年)	次期
	△	△	○	←—————→			



# 第 7 章

## 歴史文化資源の一体的・総合的な保存と活用

---

1. 関連文化財群の目的
2. 関連文化財群の設定
3. 関連文化財群及びその保存活用

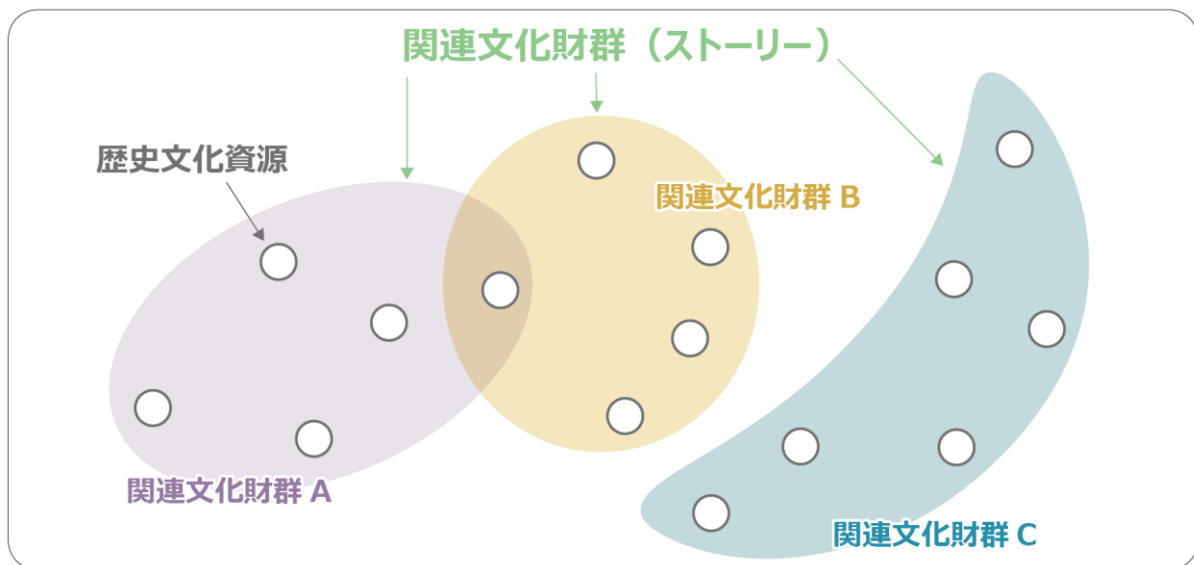
## 1. 関連文化財群の目的

関連文化財群は、指定・未指定にかかわらず多種多様な有形・無形の歴史文化資源を、歴史文化に基づく関連性、テーマ、ストーリーによって一定のまとまりとして捉えたもの、あるいは、構成する複数の歴史文化資源を総合的・一体的に保存・活用するための枠組を指す。歴史文化資源をまとまりとして扱うことで、未指定文化財についても構成要素としての価値付けが可能となり、また、相互に結びついた歴史文化資源の多面的な価値・魅力を明らかにすることができる。

本市には旧石器時代から現代に至るまで多種多様で魅力的な歴史文化資源が所在している。複数の歴史文化資源を市の歴史文化の特徴から導かれるキーワードによってまとまり（群）として捉えることで、市の歴史文化の特徴や価値の分かりやすい発信、総合的な調査研究や包括的な保存管理及び防災・防犯対策、関連文化財群を活用した周遊ルート形成など、様々な効果が期待できる。

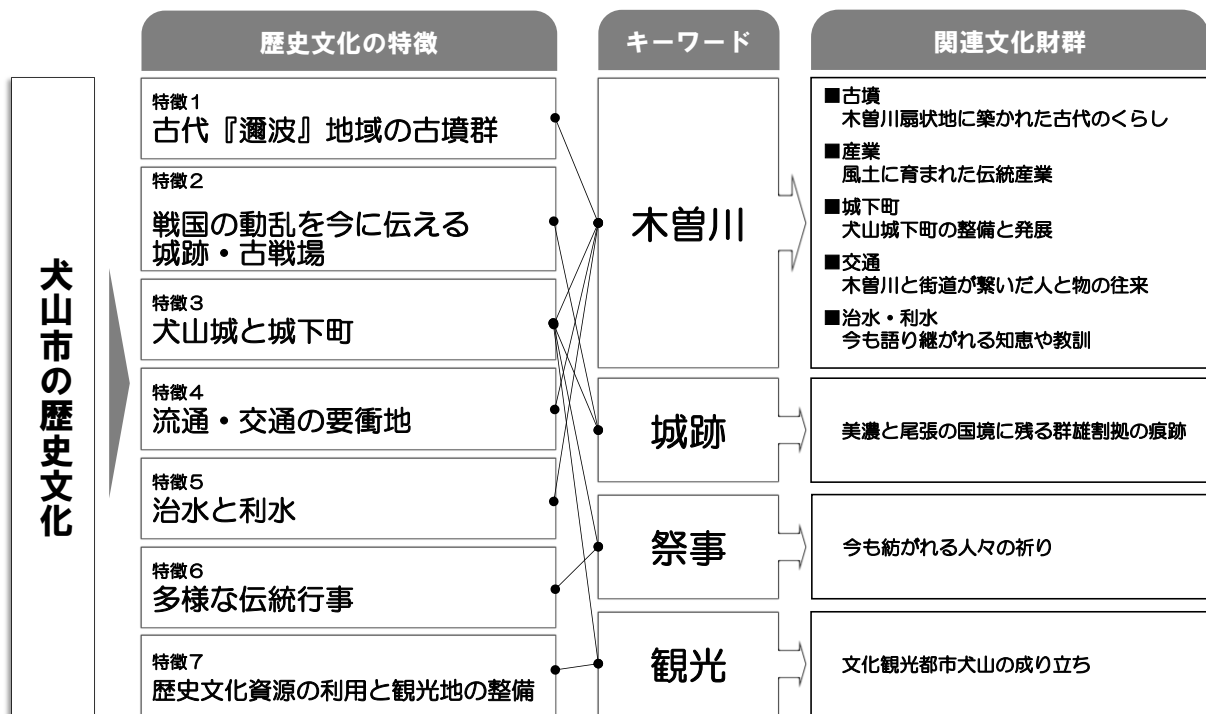
また、今後の把握調査の進捗次第では、新たな歴史文化資源を関連文化財群へ追加することも想定される。このような改善を通じて、関連文化財群の適切な運用を図っていく。

関連文化財群のイメージ



## 2. 関連文化財群の設定

関連文化財群は歴史文化の特徴を踏まえて設定するが、歴史文化の特徴と関連文化財群は必ずしも一対一の関係にはなっておらず、複数の特徴にまたがって構成されている。そこで、歴史文化の特徴から想起されるキーワードで集約し、両者の関係性を以下のとおり整理した。



No.	関連文化財群の名称	対応する歴史文化の特徴
1	木曽川扇状地に築かれた古代の暮らし	特徴1 特徴3 特徴4 特徴5
2	風土に育まれた伝統産業	
3	犬山城下町の整備と発展	
4	木曽川と街道が繋いだ人と物の往来	
5	今も語り継がれる知恵や教訓	
6	美濃と尾張の国境にのこる群雄割拠の痕跡	特徴2 特徴3
7	今も紡がれる人々の祈り	特徴3 特徴6
8	文化観光都市犬山の成り立ち	特徴3 特徴7

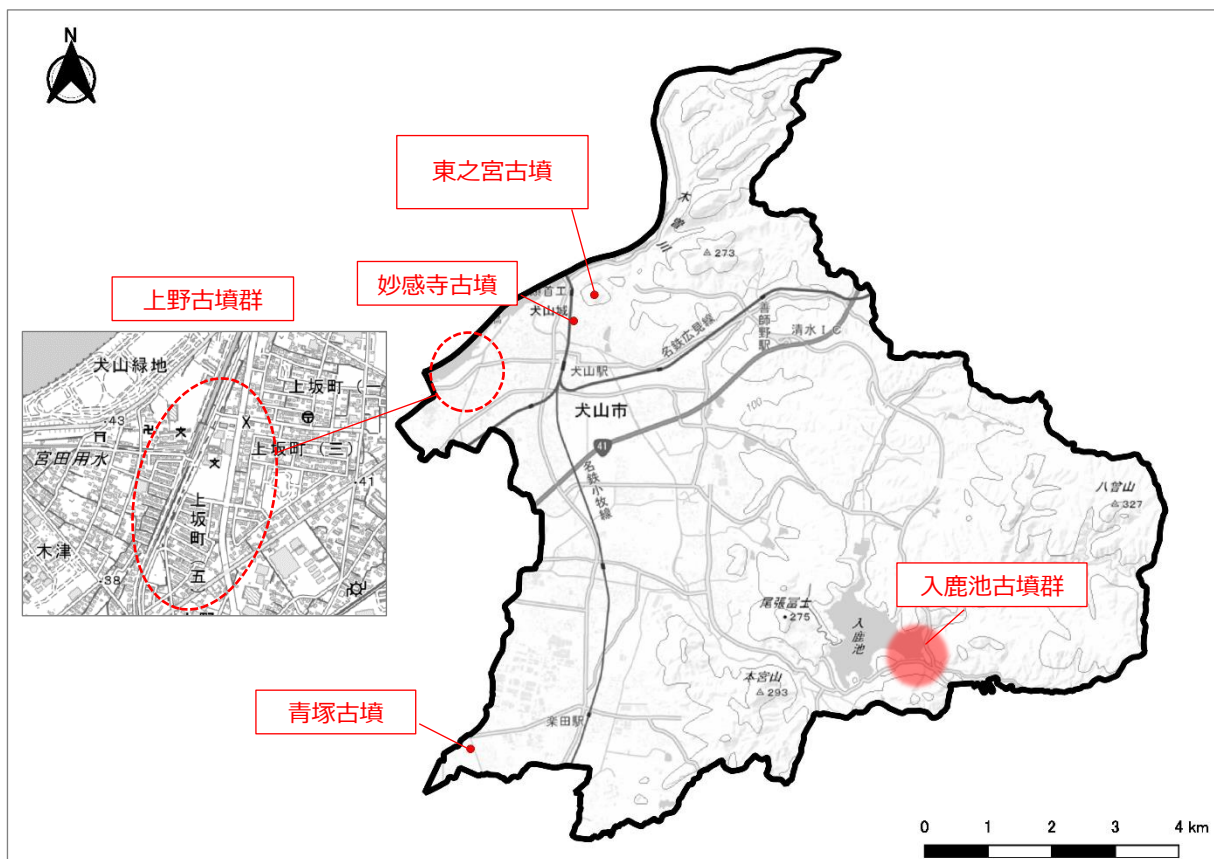
### 3. 関連文化財群及びその保存活用

#### (1) 関連文化財群 1 木曽川扇状地に築かれた古代のくらし

##### <ストーリー>

古代『邇波』地域の人々は、木曽川や乱流する派川による洪水の影響を受けながらも、肥沃な大地の恩恵を受け、暮らしを営んできた。この地域には、古墳時代になると地域的・地縁的關係を基軸とする部族社会が誕生し、3世紀後半～5世紀にかけて東之宮古墳や青塚古墳、妙感寺古墳等この地域を代表する大型古墳が造営された。大型古墳の造営が終焉を迎えた後も、6～7世紀にかけて上野古墳群や入鹿池周辺の古墳群が作られるなど市内全域に多くの古墳が築造された。開発に伴い無くなったものもあるが、市内には現在も多くの古墳が残されている。

##### <関連文化財群の分布図>



No. 1 東之宮古墳



No. 17 妙感寺古墳



No. 18 青塚古墳





## ＜関連文化財群の構成要素＞

No.	名称	類型	指定・登録	備考
1	東之宮古墳	記念物（遺跡）	国指定	東之宮古墳
2	人物禽獸文鏡 A、D	有形（考古資料）	国指定（重文）	〃
3	鳥頭獸文倭鏡	〃	〃	〃
4	三角縁波文帯三神三獸鏡	〃	〃	〃
5	三角縁天・王・日・月・唐草文帯二神二獸鏡	〃	〃	〃
6	玉類	〃	〃	〃
7	石製品	〃	〃	〃
8	三角縁唐草文帯三神二獸鏡	〃	〃	〃
9	斜縁同向式二神二獸鏡	〃	〃	〃
10	人物禽獸文鏡 C	〃	〃	〃
11	方格規矩四神倭鏡	〃	〃	〃
12	人物禽獸文鏡 B	〃	〃	〃
13	鉄刀	〃	〃	〃
14	鉄剣鉄槍	〃	〃	〃
15	鉄斧	〃	〃	〃
16	妙感寺古墳	記念物（遺跡）	県指定	妙感寺古墳
17	青塚古墳	〃	国指定	青塚古墳
18	壺形埴輪 A 類	有形（考古資料）	未指定	〃
19	樽型埴輪	〃	〃	〃
20	鍬形石製品	〃	〃	〃
21	入鹿池古墳群	記念物（遺跡）	〃	入鹿池
22	入鹿池遺跡	〃	〃	〃
23	入鹿屯倉	〃	〃	〃
24	上野古墳群	〃	〃	上野古墳群
25	上野遺跡	〃	〃	〃
26	田口洞 1・2 号墳	〃	〃	〃
27	大平山 1 号墳	〃	〃	その他
28	大平山 2 号墳	〃	〃	〃
29	甲塚古墳	〃	〃	〃
30	橋爪 1～4 号墳	〃	〃	〃
31	蓮池古墳	〃	〃	〃
32	花塚 1・2 号墳	〃	〃	〃
33	永洞古墳	〃	〃	〃
34	高橋古墳（天燈塚古墳）	〃	〃	〃
35	大畔 2 号墳	〃	〃	〃
36	明治村古墳（入鹿村古墳）	〃	〃	〃
37	羽黒城屋敷古墳	〃	〃	〃
38	入鹿池古墳群（十三塚古墳）	〃	〃	〃

## 1)現状

- ・国指定史跡の東之宮古墳や青塚古墳は実態の把握が進んでおり、発掘調査を通じて全体像の確認や遺物の出土等、解明に向けた調査が行われている。
- ・東之宮古墳では土あげ祭、散策会などのイベントや氏子による清掃活動が行われており、青塚古墳では出土品をガイダンス施設で紹介するなどの積極的な情報発信やボランティア団体による草刈り・清掃が行われている。
- ・入鹿池古墳群は、入鹿池築造や近年の開発によりその一部が破壊されてしまったが、多くは開発を免れ、良好な状態で保存されている。

## 2)課題

- ・東之宮古墳や青塚古墳は本市の起源を表顕する歴史文化資源である。更なる史実を明らかにするため、継続的な調査を通じて価値や魅力の解明に努める必要がある。
- ・多様な主体と連携し、調査の成果を市民に広く周知していく必要がある。
- ・埋蔵文化財の調査を進めていくことは必要であるが、専門的な知識を有する人材の育成が図れていないため、積極的な推進が困難な状況である。
- ・場所が特定しづらい埋蔵文化財は、立ち入りやごみの投棄などによって保存状態が悪化する恐れがある。

## 3)方針・措置

### <方針>

- ・継続的な調査研究を実施し、更なる解明を図る。
- ・定期的な伐採等、周辺環境の維持に努める。
- ・調査結果を広く周知し、郷土愛の醸成を図る。
- ・専門知識を有する人材の育成や人員の充実等、文化財行政の体制強化を図る。
- ・京都国立博物館が所蔵する東之宮古墳出土副葬品の里帰り展の実施を検討する。

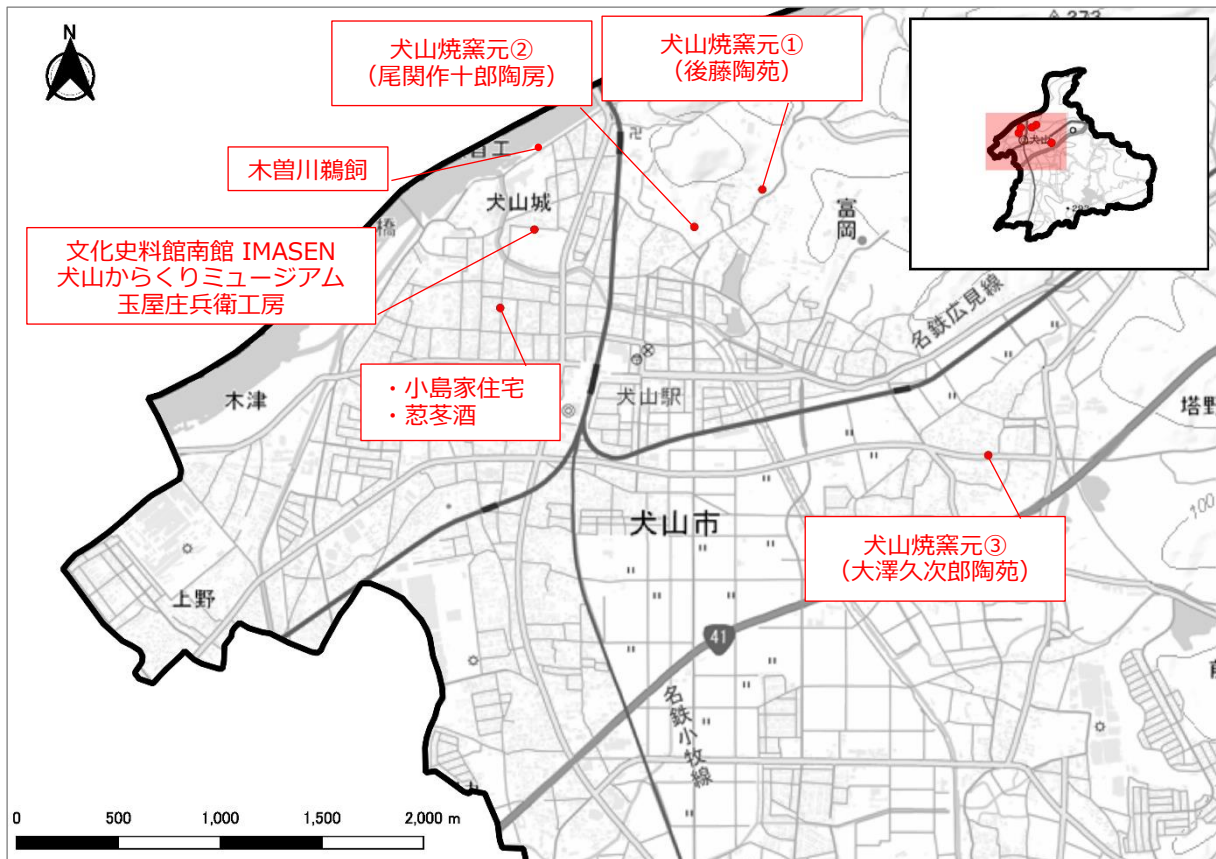
## &lt;措置&gt;

No.	名称	措置番号	措置の内容	取組主体	取組年度			
					前期	中期	後期	次期
1	埋蔵文化財調査	1-4	再掲	行政（文化財）	←	→		
2	青塚古墳史跡公園の活動	1-7	青塚古墳の調査研究、講演等による調査成果の周知	行政（文化財）	←	→		
		2-3	再掲	行政（文化財）	←	→		
		4-4	青塚古墳を活用したイベントの実施	行政（文化財）	←	→		
3	東之宮古墳普及啓発	1-7	東之宮古墳の調査研究、講演等による調査成果の周知	行政（文化財）	←	→		
		4-4	東之宮古墳を活用したイベント（土あげ祭り）の開催、里帰り展の検討	行政（文化財）	←	→		
4	研究機関などの活動	1-12	再掲	地域・学校・企業等	←	→		
		3-6	再掲	地域・学校・企業等	←	→		
5	地域コミュニティ団体等の活動	1-9	再掲	地域・学校・企業等	←	→		
		4-10	再掲	地域・学校・企業等	←	→		
6	地域の団体による清掃活動	2-12	再掲	地域・学校・企業等	←	→		
7	市内文化財看板整備	4-8	再掲	市	←	→		
8	犬山学研究センター 犬山学ネットワークの活動	1-11	再掲	学校	←	→		
9	文化財の指定・登録の推進	1-14	再掲	市	←	→		
10	市民総合大学文化遺産学科	1-15	古墳時代の歴史文化資源の調査研究成果の周知	行政（他部署）	←	→		

## (2) 関連文化財群2 風土に育まれた伝統産業

慶長2年（1597）の創業から一子相伝で現在まで伝わる「葱苧酒」や奥村伝三郎が元禄年間（1688～1704）に今井で窯を築いたことを起源とし、成瀬家の御庭焼として発展した犬山焼、万治3年（1660）に幕府の御料鶺鴒として始まったといわれる木曾川鶺鴒漁法をはじめとする伝統産業は、木曾川や丘陵地等の恵まれた地勢や成瀬氏による庇護のもと生まれ、その技術は現在に至るまで引き継がれている。

### <関連文化財群の分布図>



No.1 犬山焼



No.20 葱苧酒



No.24 木曾川鶺鴒漁法



## ＜関連文化財群の構成要素＞

No.	名称	類型	指定・登録	備考
1	犬山焼		未指定	
2	犬山焼今井窯 渋紙手油壺	有形（工芸品）	市指定	犬山焼
3	犬山焼今井窯 水瓶	〃	〃	〃
4	犬山焼今井窯 灰釉茶入	〃	〃	〃
5	犬山焼今井窯 飴釉茶壺	〃	〃	〃
6	犬山焼今井窯 黄瀬戸酒壺	〃	〃	〃
7	犬山焼今井窯 おろし目鉢	〃	〃	〃
8	犬山焼今井窯 瀬戸黒茶盃	〃	〃	〃
9	犬山焼丸山窯 祥瑞写青華磁器唐草文風炉	〃	〃	〃
10	犬山焼今井窯 水指	〃	〃	〃
11	犬山焼丸山窯 狛犬	〃	〃	〃
12	犬山焼丸山窯 瓶子	〃	〃	〃
13	尾関家住宅	有形（建造物）	国登録	〃
14	犬山焼古窯跡群	記念物（遺跡）	未指定	〃
15	犬山焼窯元	伝統産業・地場産業	〃	〃
16	絵工道平の墓	記念物（遺跡）	市指定	〃
17	後藤陶逸	人物	－	〃
18	大澤久次郎	〃	－	〃
19	尾関作十郎	〃	－	〃
20	葱冬酒	無形（工芸技術）	未指定	葱冬酒
21	小島家住宅	有形（建造物）	国登録	〃
22	東洋白慢	無形（工芸技術）	未指定	東洋白慢
23	小弓鶴	〃	〃	小弓鶴
24	木曾川犬山鵜飼漁法	無形民俗（風俗慣習）	市指定	鵜飼
25	鵜飼町	地名	－	〃
26	鵜飼坂	〃	－	〃
27	鵜飼の渡し	記念物（遺跡）	未指定	〃
28	鵜飼渡常夜燈	有形（工芸品）	〃	〃
29	材木町	地名	－	－
30	鍛冶屋町	〃	－	－
31	金屋	〃	－	－
32	羽黒鋳物師	伝統産業・地場産業	未指定	その他
33	羽黒竹	〃	〃	〃
34	兼武(刀鍛冶)	人物	－	〃
35	尾張仏具	有形（工芸品）	未指定	〃
36	漆工よこい（尾張仏具）	〃	〃	〃
37	からくり	〃	〃	〃

## 1)現状

- ・ 苧苳酒は「小島醸造」として慶長2年（1597）に小島弥次右衛門が創業し、犬山焼は奥村伝三郎が元禄年間（1688～1704）に今井で窯を築いたことが起源とされるなど、市が誇る伝統産業である。
- ・ 木曾川犬山鵜飼漁法は市指定の無形文化財である。犬山城3代城主成瀬正親が御料鵜飼として万治3年（1660）に始めたとされ、現在も夏の風物詩として観光客を楽しませている。
- ・ 今でも市内には、これら伝統産業に関連する歴史文化資源が数多く残されているとともに、その産業の名残が地名として残っている。

## 2)課題

- ・ 伝統産業の維持や次代への継承につなげるため、継続的な調査研究や支援が必要である。
- ・ 電子記録等の手段を用いて、伝統産業の「技」を引き継ぐ必要がある。
- ・ 開発行為に伴い、かつての風情が損なわれる恐れがある。また、地域のかつての姿を表す地名の消失等を防ぐ必要がある。

## 3)方針・措置

### <方針>

- ・ 継続的な調査研究、周知を行う。
- ・ 無形文化財の登録制度を活用するなど、「技」を守る取組を推進する。
- ・ 事業の支援を行い、地場産業の振興を図る。

## &lt;措置&gt;

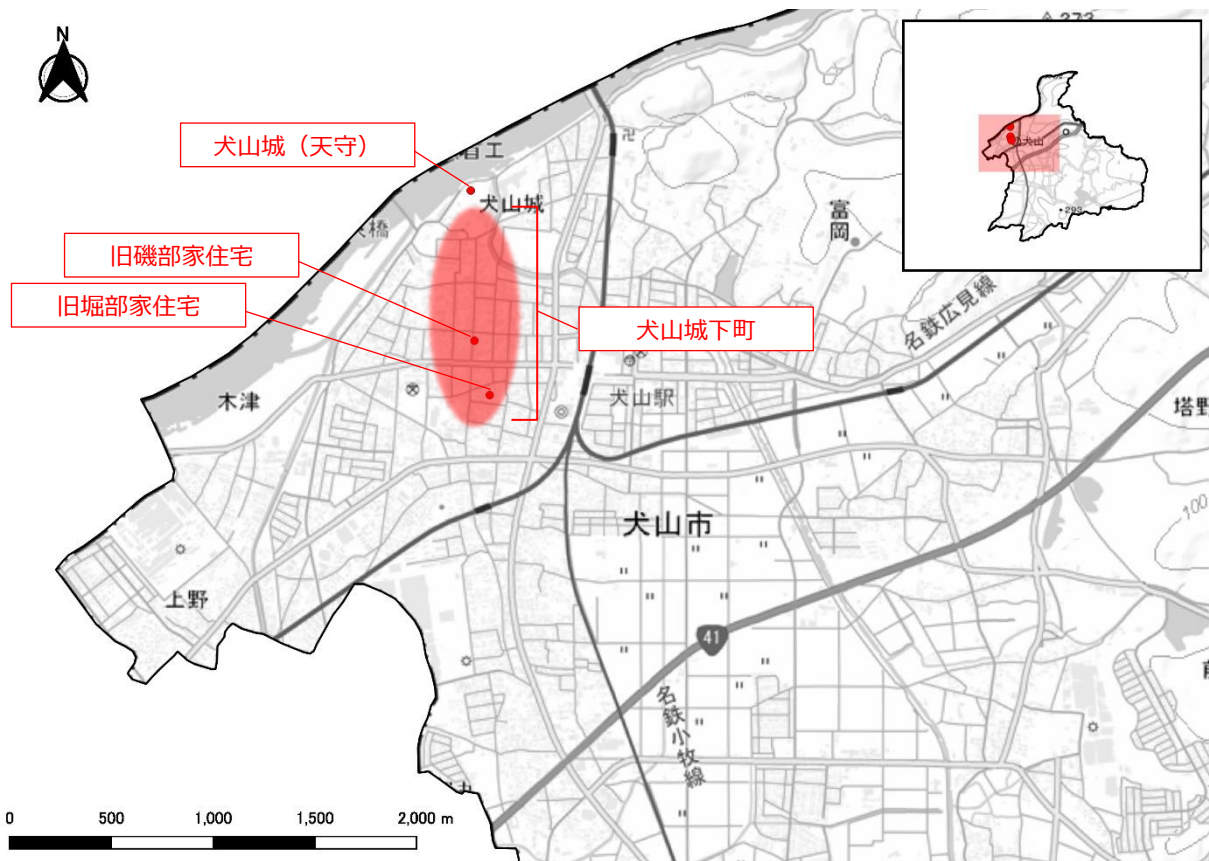
No.	名称	措置番号	措置の内容	取組主体	取組年度			
					前期	中期	後期	次期
11	『犬山市史平成編』編さん	1-2	再掲	行政（文化財）	●			
12	木曽川鶴飼調査	1-3	再掲	行政（文化財）	●			
		3-2	再掲	行政（文化財）	●			
13	市内歴史文化資源調査	1-5	再掲	行政（文化財）	←	→		
14	文化史料館の活動	1-6	再掲	行政（文化財） 所有者・ 保護団体等	←	→		
		4-2	再掲	行政（文化財） 所有者・ 保護団体等	←	→		
15	木曽川鶴飼の運営	2-6	再掲	行政（他部署）	←	→		
		4-5	再掲	行政（他部署）	←	→		
16	犬山市特産品協会の活動	3-7	再掲	地域・ 学校・企業等	←	→		
17	市民総合大学文化遺産学科	1-15	伝統産業に関連した歴史文化資源の調査研究内容の周知	行政（他部署）	←	→		
18	犬山市特産品協会の活動	3-7	再掲	地域・ 学校・企業等	←	→		
19	犬山商工会議所の活動	4-15	再掲	地域・ 学校・企業等	←	→		
20	文化財の指定・登録の推進	1-14	再掲	市	←	→		
21	犬山学研究センター 犬山学ネットワークの活動	1-11	再掲	学校	←	→		

No.16 と 18 は重複？

### (3) 関連文化財群3 犬山城下町の整備と発展

木曾川を背にした地理的・軍事的要衝の犬山城を中心に、尾張第二の城下町へと発展した犬山城下町は、成瀬氏の支配を通じて名古屋御城下、熱田奉行支配の熱田、岐阜奉行支配の岐阜と並んで町地としての地位を有するまでに発展した。現在、城下町に残る建造物の多くは明治期に建て替えられたものではあるが、町割りとともに往時の面影をよく残している。また、犬山城下町は、寛永 12 年（1635）からはじまり、現在まで引き継がれている犬山祭の舞台となり、祭りの息遣いが感じられる。

<関連文化財群の分布図>



No.1 犬山城（天守）



No.5 犬山城下町



No.9 旧磯部家住宅





## ＜関連文化財群の構成要素＞

No.	名称	類型	指定・登録	備考
1	犬山城（天守）	有形（建造物）	国指定（国宝）	犬山城
2	犬山城のアベマキ	記念物（植物）	未指定	〃
3	犬山城跡	記念物（遺跡）	国指定	〃
4	大手門枡形跡	〃	未指定	〃
5	犬山城城下町（総構え）	文化的景観 伝統的建造物群	未指定	犬山城下町
6	旧磯部家住宅	有形（建造物）	国登録	〃
7	堀部家住宅	〃	〃	〃
8	奥村家住宅	〃	〃	〃
9	高木家住宅	〃	〃	〃
10	梅田家住宅	〃	〃	〃
11	三井家住宅	〃	〃	〃
12	遠藤家住宅	〃	〃	〃
13	大島家住宅	〃	〃	〃
14	旧小守家住宅	〃	〃	〃
15	小島家住宅	〃	〃	〃
16	真野家住宅	〃	〃	〃
17	宮田家住宅	〃	〃	〃
18	吉野家住宅	〃	〃	〃
19	井上家住宅	〃	〃	〃
20	川村家住宅	〃	〃	〃
21	小島家住宅	〃	〃	〃
22	山田家住宅	〃	〃	〃
23	佐橋家住宅	〃	〃	〃
24	犬山祭	無形民俗（風俗慣習）	国指定（重文）	犬山祭
25	車山（十三台）	有形民俗	県指定	〃
26	車山蔵	有形（建造物）	国登録	〃
27	どんでん館	〃	未指定	〃
28	余遊亭別館	〃	〃	その他
29	城下町の町並み	文化的景観 伝統的建造物群	〃	〃
30	城下町の寺院	有形（建造物）	〃	〃
31	犬山市文化史料館	〃	〃	〃
32	余坂木戸跡	〃	〃	〃

## 1)現状

- ・犬山城や如庵は国宝に指定されており、特に犬山城天守は全国で5箇所、国宝に指定される天守の一つとして、歴史の趣を感じることでできる日本有数の貴重な歴史遺産である。
- ・城下町では、重要無形民俗文化財に指定されている犬山祭の車山祭が行われ、城下町の佇まいを一層際立たせている。
- ・城下町は建物が密集しており、また、特徴的な建物の構造は、火災が発生した際に延焼を招きやすい。平成 27 年（2015）に発生した火災では、広範囲にわたって被害が拡大した。

## 2)課題

- ・追加的な調査を通じて、新たな価値の発見や史実の解明を推進していく必要がある。
- ・群としての価値や魅力を磨き上げ、個々の歴史文化資源が持つ価値を広く周知する必要がある。
- ・火災が発生しない環境整備を推進するとともに、発生時に迅速に対応できる体制を構築しておく必要がある。

## 3)方針・措置

### <方針>

- ・犬山城跡の発掘調査を継続的に実施する。
- ・歴史文化施設の活用や既存の建物を活用した体験の場などを提供し、創出し、多くの人が歴史文化資源に接する機会を創出する。
- ・防災設備の充実及び地域住民と連携した防災体制の強化を図る。

## &lt;措置&gt;

No.	名称	措置番号	措置の内容	取組主体	取組年度			
					前期	中期	後期	次期
22	犬山城跡の調査研究	1-1	再掲	行政（文化財）	←		→	
23	埋蔵文化財調査	1-4	再掲	行政（文化財）	←		→	
24	市内歴史文化資源調査	1-5	市内歴史文化資源調査、調査成果の共有・周知	行政（文化財）	←		→	
25	文化史料館の活動	1-6	再掲	行政（文化財） 所有者・保護団体等	←		→	
		4-2	再掲	行政（文化財） 所有者・保護団体等	←		→	
26	小牧・長久手の戦いにゆかりの地域との連携	1-8	再掲	行政（文化財）	←		→	
		4-6	再掲	行政（文化財）	←		→	
27	公益財団法人犬山城白帝文庫の活動	1-9	再掲	所有者・保護団体等	←		→	
		2-13						
		4-18						
28	研究機関などの活動	1-12	再掲	地域・学校・企業等	←		→	

No.29 を「研究機関などの活動」にして、No.28 と集約する？

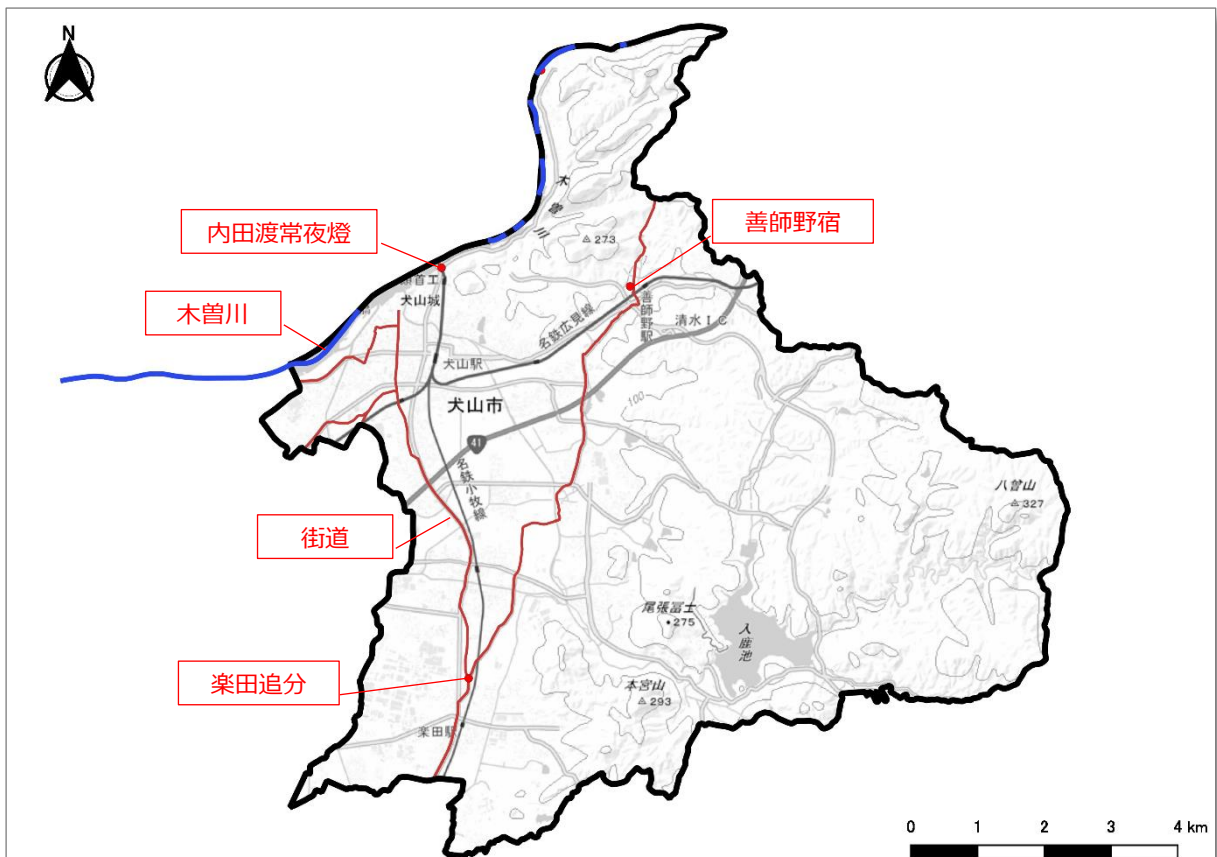
No.	名称	措置番号	措置の内容	取組主体	取組年度			
					前期	中期	後期	次期
29	NPO 法人古代瀬波の里・文化遺産ネットワークの取組み	1-12	再掲	地域・学校・企業等	←	→		
		3-6	再掲	地域・学校・企業等	←	→		
		4-12	再掲	地域・学校・企業等	←	→		
30	犬山城の管理運営	2-1	再掲	行政（文化財）	←	→		
		4-1	再掲	行政（文化財）	←	→		
31	歴史文化資源関係施設の活用	2-2	再掲	行政（文化財）	←	→		
		2-2	堀部家住宅の保存修理、民間活用	行政（文化財）				
		4-3	再掲	行政（文化財）	←	→		
32	犬山市文化財保存事業費補助金	2-8	登録有形文化財等の保存修理に対する助成	所有者・保護団体等	←	→		
33	登録有形文化財建造物の所有者研修会	2-8	登録有形文化財所有者に対する制度の周知等	行政（文化財）	←	→		
		4-17	登録有形文化財を活用した事業の展開	行政（文化財）所有者・保護団体等	←	→		
34	街頭消火器設置事業補助	2-9	街頭消火器設置に対する助成	行政（他部署）	←	→		
35	初期消火器具整備費補助	2-9	初期消火器具整備に対する助成	行政（他部署）	←	→		
36	文化財防火デー	2-10	再掲	行政（文化財）行政（他部署）所有者・保護団体等	←	→		
37	NPO 法人犬山城下町を守る会の活動	2-11	再掲	地域・学校・企業等	←	→		

No.	名称	措置番号	措置の内容	取組主体	取組年度			
					前期	中期	後期	次期
38	地域の団体による清掃活動	2-12	再掲	所有者・保護団体等	←	→		
39	一般社団法人犬山祭保存会の活動	3-1	犬山祭の保存・運営・継承・周知など	所有者・保護団体等	←	→		
40	国宝犬山城の世界遺産への取組み	4-1	犬山城の世界遺産登録へ向けた調査研究等	行政（文化財）	←	→		
41	市内文化財看板整備	4-8	再掲	行政（文化財）	←	→		
42	市民総合大学文化遺産学科	1-15	犬山城下町に関連した歴史文化資源の周知	行政（他部署）	←	→		
43	文化財のガイド	4-11	再掲	地域・学校・企業等	←	→		
44	犬山北のまちづくり推進協議会	4-13	再掲	地域・学校・企業等	←	→		
45	文化財の指定・登録の推進	1-14	再掲	市	←	→		
46	犬山学研究センター 犬山学ネットワークの活動	1-11	再掲	学校	←	→		
47	空き家バンク事業	2-14	再掲	市	←	→		

#### (4) 関連文化財群4 木曾川と街道が繋いだ人と物の往来

犬山は、木曾川を下る材木の中継、荷物の発着などの港としての機能を有し、古くから物を運搬する流通の要衝地として、また、人が移動する交通の要衝地として重要な役割を果たしてきた。江戸時代には、木曾街道や犬山街道などが整備され、人々の往来を支え、街道は現在も主要な道路として利用されている。木曾川や街道沿いには今も常夜燈や馬頭観音などの歴史文化資源が残り、道行く人々を見守っている。近代以降には鉄道の整備が進み、犬山駅はターミナル駅となり、交通の要衝地として発展した。

<関連文化財群の分布図>



No. 1 内田渡常夜燈



No.15 善師野宿



No.25 木曾川



## ＜関連文化財群の構成要素＞

No.	名称	類型	指定・登録	備考
1	内田渡常夜燈	有形（工芸品）	未指定	－
2	栗栖の渡し	記念物（遺跡）	〃	－
3	木曾街道	〃	〃	－
4	街道の石造物	有形（彫刻）	〃	－
5	犬山街道（稻置街道）	記念物（遺跡）	〃	－
6	岩倉街道	〃	〃	－
7	巡見街道	〃	〃	－
8	織田街道	〃	〃	－
9	栗栖街道	〃	〃	－
10	追分駅跡	〃	〃	－
11	楽田追分	〃	〃	－
12	五里塚跡	〃	〃	－
13	善師野宿の常夜燈	有形（工芸品）	〃	－
14	善師野一里塚跡	記念物（遺跡）	〃	－
15	善師野宿	〃	〃	－
16	中山道一里塚跡	埋蔵文化財	〃	－
17	岡田式渡船	記念物（遺跡）	〃	－
18	川湊	〃	〃	－
19	磐座	記念物（名勝地）	〃	－
20	石拾峠	記念物（遺跡）	〃	－
21	駅（近代交通）	記念物（遺跡）	〃	－
22	犬山橋	有形（建造物）	〃	－
23	犬山頭首工ライン大橋	〃	〃	－
24	木津用水	記念物（名勝地）	〃	－
25	木曾川	〃	国指定	－

## 1)現状

- ・木曽川沿いに位置する犬山は、木曽川を下る材木の中継や荷物の発着など、湊としての機能を有し、水の道として物流の要衝地としての役割を果たしてきた。
- ・市内には木曽街道・稲置街道・岩倉街道・巡見街道など、多くの街道が縦横に走っている。これら街道は、現在も主要な陸の道として人々の生活を支えている。
- ・街道脇には、道標や石造物など数多くの歴史文化資源が残されているが、その一部は地域の開発や土地区画整理等によって元の場所から移動させられたり、散逸したりしている。

## 2)課題

- ・地域に息づく未だ知られていない歴史文化資源の価値付けを図る必要がある。
- ・開発等による毀損や散逸から歴史文化資源を守る必要がある。
- ・街道沿いの生活様式や信仰等の歴史文化環境の様相を明らかにし、地域の歴史を後世に伝えていく必要がある。

## 3)方針・措置

### <方針>

- ・街道の石造物等調査を継続的に実施する。
- ・地域住民や団体等と連携した保護体制を構築する。
- ・郷土学習の機会を利用し、郷土愛の醸成を図る。



## &lt;措置&gt;

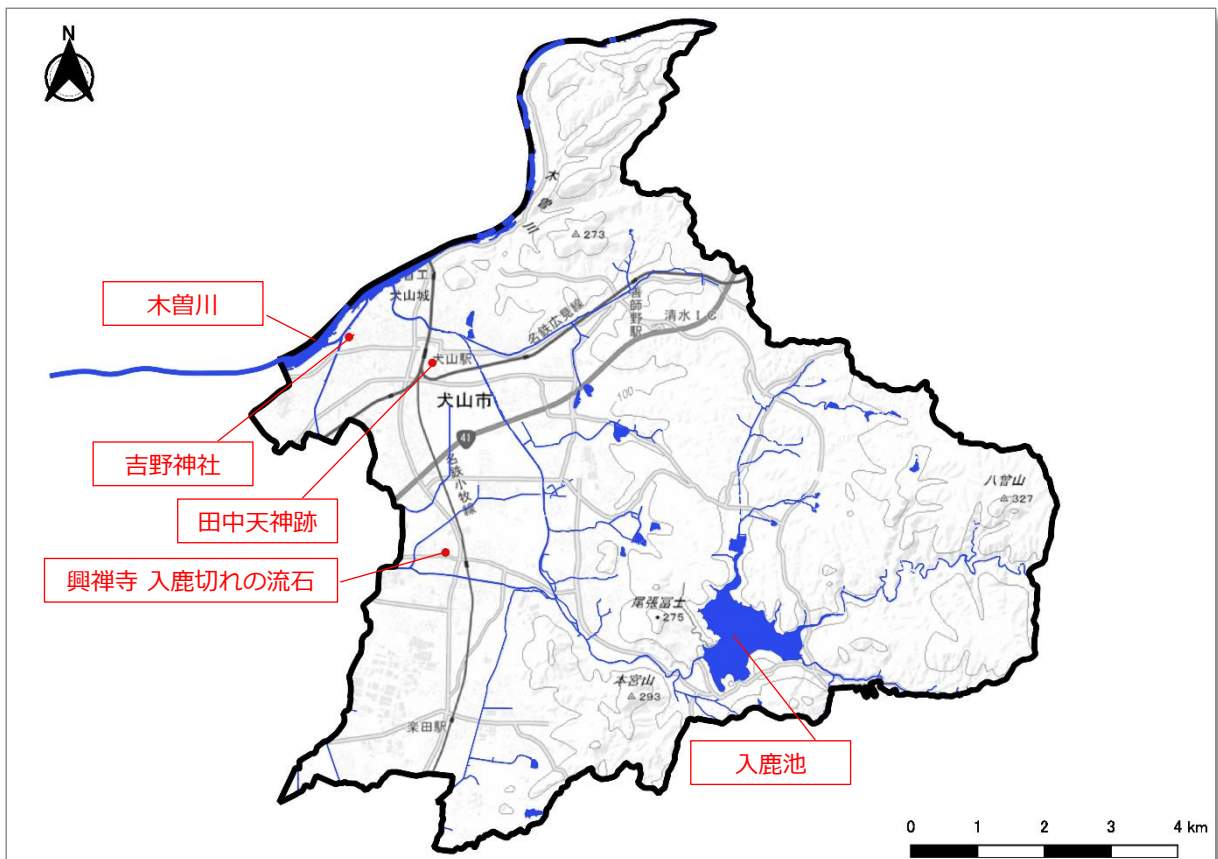
No.	名称	措置番号	措置の内容	取組主体	取組年度			
					前期	中期	後期	次期
48	『犬山市史平成編』編さん	1-2	再掲	行政（文化財）	●			
49	市内歴史文化資源調査	1-5	再掲	行政（文化財）	←	→		
50	文化史料館の活動	1-6	再掲	行政（文化財） 所有者・ 保護団体等	←	→		
		4-2	再掲	行政（文化財） 所有者・ 保護団体等	←	→		
51	NPO 法人古代瀬波の里・文化遺産ネットワークの取組み	1-12	再掲	地域・ 学校・企業等	←	→		
		3-6	再掲	地域・ 学校・企業等	←	→		
		4-12	再掲	地域・ 学校・企業等	←	→		
52	羽黒地区コミュニティ推進協議会 歴史部会の活動	1-13	羽黒地区の歴史文化資源の調査、調査成果の共有・周知、看板設置や歴史文化資源を活かしたイベントの開催	地域・ 学校・企業等	←	→		
		4-15						
53	郷土・城東の歴史を知る会の活動	1-13	城東地区の歴史文化資源の調査、調査成果の共有・周知など	所有者・ 保護団体等	←	→		
		4-15	城東地区の歴史文化資源の看板設置や歴史文化資源を活かしたイベントの開催	所有者・ 保護団体等	←	→		
54	楽田地区コミュニティ推進協議会 歴史文化部会の活動	1-13	楽田地区の歴史文化資源の調査、調査成果の共有・周知、歴史文化資源を活かしたイベントの開催	地域・ 学校・企業等	←	→		
		4-15						
55	地域コミュニティ団体等の活動	1-9	再掲	地域・ 学校・企業等	←	→		
		4-10	再掲	地域・ 学校・企業等	←	→		
56	犬山学研究センター 犬山学ネットワークの活動	1-11	再掲	学校	←	→		
57	文化財の指定・登録の推進	1-14	再掲	市	←	→	64	
58	市民総合大学文化遺産学科	1-15	木曾川や街道に関連した歴史文化資源調査研究成果の周知	行政（他部署）	←	→		
59	街道ウォーキングの実施	1-9	地域や団体などによる街道ウォーキングを実施する	行政（文化財） 地域・ 学校・企業等	←	→		
		1-12						

No.52～54 を No.55 「地域コミュニティ団体等の活動」に集約する？

## (5) 関連文化財群5 今も語り継がれる知恵や教訓

犬山では、古くから木曽川の派川による乱流や洪水の影響を受けてきた。近世の初頭になると、尾張藩による木曽川の分流支川を締め切り、尾張地方を洪水から守るための築堤工事（御囲堤）を進めてきた。また、木津用水や入鹿池の築造等の利水整備により、新田開発が進み、地域が発展してきた。一方で、木曽川の洪水や入鹿切れ等の災害も発生しており、水に対する感謝や畏怖の念を忘れないような伝承物語や、災害の悲惨さを今に伝える供養塔が残されている。

### <関連文化財群の分布図>



No.2 入鹿池



No.9 吉野神社



No.16 田中天神跡



## ＜関連文化財群の構成要素＞

No.	名称	類型	指定・登録	備考
1	木曾川	記念物（名勝）	国指定	－
2	入鹿池	〃	未指定	入鹿池
3	入鹿池洪水溺死群霊塔	記念物（遺跡）	〃	〃
4	興禅寺 入鹿切れ供養地蔵	有形（彫刻）	〃	〃
5	興禅寺 入鹿切れ供養塔	〃	〃	〃
6	興禅寺 入鹿切れの流石	記念物（地質・鉱物）	〃	〃
7	入鹿切れ（物語）	伝承・物語	〃	〃
8	やろか水（物語）	伝承・物語	〃	－
9	吉野神社	有形（建造物）	〃	－
10	金刀比羅社石碑（吉野神社）	有形（彫刻）	〃	－
11	山神石碑（吉野神社）	〃	〃	－
12	水神石碑（吉野神社）	〃	〃	－
13	標柱（吉野神社）	〃	〃	－
14	田中天神の森	伝承・物語	〃	－
15	田中天神跡	〃	〃	－

## 1)現状

- ・本市の歴史は木曽川と深く関わっている。前述のとおり、木曽川は水運に利用され、多くの人や物が行き交っていたほか、木曽川鵜飼の漁法が盛んに行われていた。木曽川鵜飼は現在も続いている。
- ・入鹿池は、寛永 5 年（1628）に築造工事が開始され、寛永 10 年（1633）に完了した。犬山とその周辺地域の田畑を潤すこととなった入鹿池は、築造に伴う壮大な構想とその技術が評価され、平成 27 年（2015）に世界かんがい施設遺産に登録された。
- ・木曽川や入鹿池は地域に多大な恩恵をもたらし、まちの発展に寄与した。その一方、頻繁に起きる氾濫や決壊等によって人々は水の脅威にさらされてきた歴史があり、そこで得られた知恵と教訓は伝承や物語に形を変えて現在まで伝えられている。

## 2)課題

- ・人口の流出入が頻繁な地域を中心に地域の歴史に詳しい人が減少しつつあり、災害時のリスクや過去の教訓が語り継がれず忘れられる恐れがある。
- ・楽田地区や羽黒地区では入鹿切れによって多くの資料が流出している。そのため、それぞれの歴史文化資源のつながりが不明瞭である。

## 3)方針・措置

### <方針>

- ・地元の歴史を語り伝えることのできる後継者の育成を図る。
- ・物語や伝承と地域の歴史文化資源を紐付け、一体として捉えられるようにする。
- ・市内だけでなく、周辺地域の資料の調査研究を継続し、地域に眠る歴史文化資源の掘り起こしを図る。

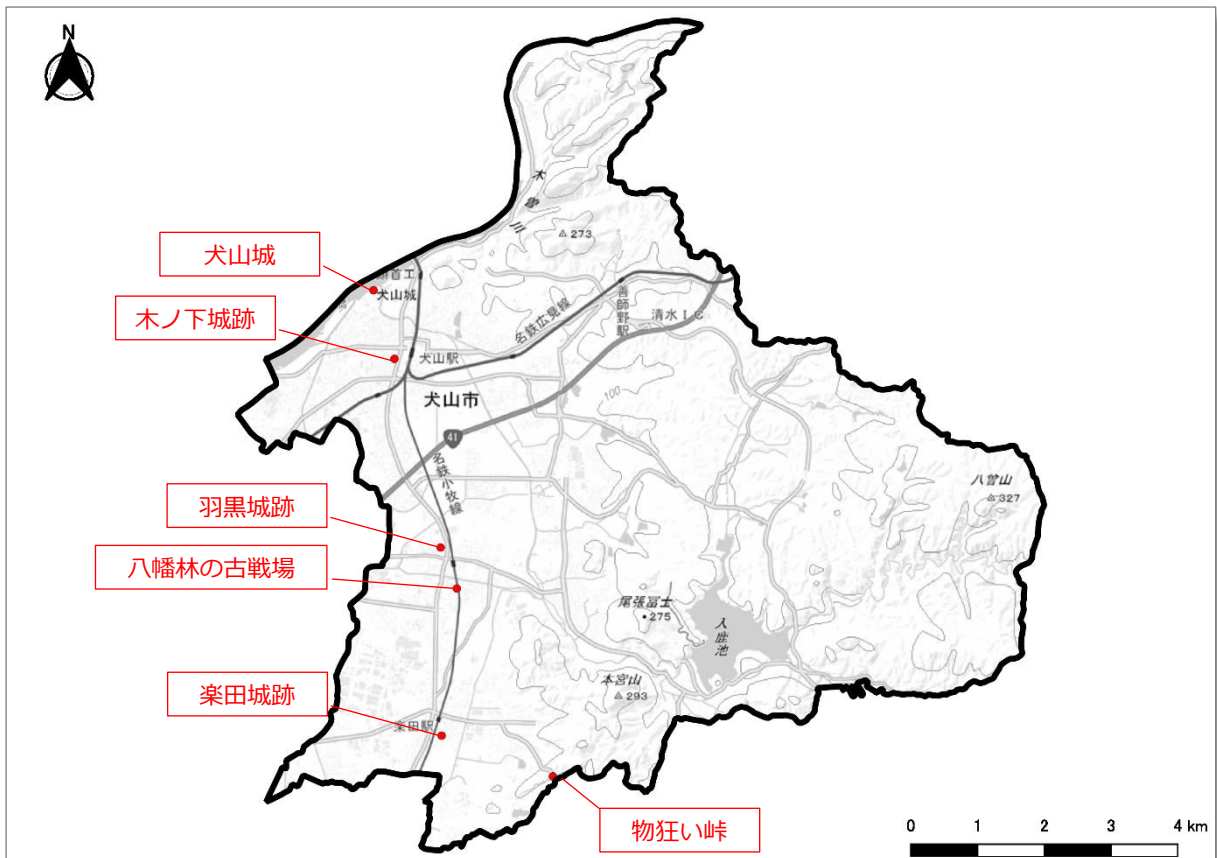
## &lt;措置&gt;

No.	名称	措置番号	措置の内容	取組主体	取組年度			
					前期	中期	後期	次期
60	『犬山市史平成編』編さん	1-2	再掲	行政（文化財）	●			
61	市内歴史文化資源調査	1-5	再掲	行政（文化財）	←	→		
62	NPO 法人古代瀬波の里・文化遺産ネットワークの取組み	1-12	再掲	地域・学校・企業等	←	→		
		3-6	再掲	地域・学校・企業等	←	→		
		4-12	再掲	地域・学校・企業等	←	→		
63	地域コミュニティ団体等の活動	1-9	再掲	地域・学校・企業等	←	→		
		4-10	再掲	地域・学校・企業等	←	→		
64	犬山学研究センター 犬山学ネットワークの活動	1-11	再掲	学校	←	→		
65	文化財の指定・登録の推進	1-14	再掲	市	←	→		
66	市民総合大学文化遺産学科	1-15	災害に関連した歴史文化資源の調査研究成果の周知	行政（他部署）	←	→		

## (6) 関連文化財群 6 美濃と尾張の国境にのこる群雄割拠の痕跡

美濃と尾張の国境にあたるこの地域では、戦国時代には尾張出身の戦国武将たちが数多く活躍し、今も語り継がれる様々な歴史をつくりあげてきた。特に、後の天下人である豊臣秀吉と徳川家康が直接対決した天正 12 年（1584）の「小牧・長久手の戦い」では、犬山城や楽田城が、秀吉が他の陣として利用され、「羽黒合戦」（八幡林古戦場）が行われるなど、重要な場所となり、戦国期の動乱を物語る痕跡が多く残されている。

### <関連文化財群の分布図>



No.2 木ノ下城跡



No.3 羽黒城跡



No.5 八幡林の古戦場



## ＜関連文化財群の構成要素＞

No.	名称	類型	指定・登録	備考
1	犬山城	有形（建造物）	国指定（国宝）	－
2	木ノ下城跡	記念物（遺跡）	市指定	－
3	羽黒城跡	〃	未指定	－
4	楽田城跡	〃	〃	－
5	八幡林古戦場	〃	〃	－
6	物狂い峠	〃	〃	－
7	楽田城北之門旧跡	〃	〃	－
8	楽田城南門	〃	〃	－
9	野呂塚	〃	〃	－
10	青塚砦	〃	〃	－
11	小牧・長久手の戦い	その他	－	－
12	短刀 銘左安吉作 正平十二年二月日	有形（工芸品）	国指定（重文）	－
13	菊桐紋蒔絵鎧櫃	有形（工芸品）	県指定	－
14	菊桐紋蒔絵風呂道具	〃	〃	－
15	長篠・長久手合戦図	有形（絵画）	市指定	－
16	内久保砦	記念物（遺跡）	未指定	－
17	木曾川	記念物（名勝地）	国指定	－
18	平手政秀	人物	－	－

## 1)現状

- ・ 武将にまつわる歴史文化資源は市内に幅広く点在しており、地域の成り立ちと軍事的な要衝地としての歴史を物語っている。
- ・ 住宅地の区画の一部が城跡であることが確認されるなど、日常生活に溶け込んでいるものも少なくない。
- ・ 人目につかない場所にひっそりと佇む歴史文化資源も数多くあり、市の至るところに戦国時代の痕跡が残されている。

## 2)課題

- ・ 歴史的な価値を明らかにするための継続的な調査が必要である。
- ・ 開発行為等によって市内に所在する城跡等の一部が切り崩されるなど、住宅地にある歴史文化資源の消失が危惧される。
- ・ 市内に所在する豊かな歴史文化資源が、それぞれ個別に点在しているため、歴史的なつながりや歴史文化資源同士の関わりが分かりづらい。

## 3)方針・措置

### <方針>

- ・ 戦国期の動乱を物語る歴史文化資源の調査を実施し、解明する。
- ・ 価値の減少や消失を避けるため、復元や周辺環境の整備等、価値の共有を図る。
- ・ 回遊ルートの設定や案内看板の設置により、本市の歴史を面として捉えられるようにする。



## &lt;措置&gt;

No.	名称	措置番号	措置の内容	取組主体	取組年度			
					前期	中期	後期	次期
67	犬山城の調査研究	1-1	再掲	行政（文化財）	←	→		
68	埋蔵文化財調査	1-4	再掲	行政（文化財）	←	→		
69	文化史料館の活動	1-6	再掲	行政（文化財） 所有者・ 保護団体等	←	→		
		4-2	再掲	行政（文化財） 所有者・ 保護団体等	←	→		
70	青塚古墳史跡公園の活動	1-7	青塚古墳（青塚砦）や楽田城跡等の調査研究、調査成果の共有・周知	行政（文化財）	←	→		
		4-4	青塚古墳を活かした地域と連携したイベントの開催	行政（文化財）	←	→		
71	小牧・長久手の戦いゆかりの地域との連携	1-8	再掲	行政（文化財）	←	→		
		4-6	再掲	行政（文化財）	←	→		
72	公益財団法人犬山城白帝文庫の活動	1-9	再掲	所有者・ 保護団体等	←	→		
		2-13						
		4-13						
73	研究機関などの活動	1-11	再掲	地域・ 学校・企業等	←	→		
		4-21						

No.73 4-21の事業は？

No.	名称	措置番号	措置の内容	取組主体	取組年度			
					前期	中期	後期	次期
74	NPO 法人古代瀬波の里・文化遺産ネットワークの取組み	1-12	再掲	地域・学校・企業等	←	→		
		3-6	再掲	地域・学校・企業等	←	→		
		4-12	再掲	地域・学校・企業等	←	→		
75	地域コミュニティ団体等の活動	1-9	再掲	地域・学校・企業等				
		4-10	再掲	地域・学校・企業等				
76	犬山城の管理運営	2-1	再掲	行政（文化財）	←	→		
		4-1						
77	歴史文化資源関係施設の活用	2-2	再掲	行政（文化財）	←	→		
		4-3	再掲	行政（文化財）	←	→		
78	犬山城跡整備復元を盛り上げる会による清掃活動、勉強会 等	2-12	犬山城に関する研究、清掃活動	地域・学校・企業等	←	→		
79	犬山学研究センター 犬山学ネットワークの活動	3-5	再掲	地域・学校・企業等	←	→		
		4-11	再掲	地域・学校・企業等	←	→		
80	地域の偉人の顕彰活動	2-17	再掲	所有者・保護団体等	←	→		
81	国宝犬山城の世界遺産への取組み	4-1	犬山城の世界遺産登録へ向けた調査研究等	行政（文化財）	←	→		

No.	名称	措置 番号	措置の内容	取組主体	取組年度			
					前 期	中 期	後 期	次 期
82	市内文化財看板整備	4-8	再掲	行政（文化財）	←		→	
83	犬山学研究センター 犬山 学ネットワークの活動	1-11	再掲	学校	←		→	
84	文化財の指定・登録の推進	1-14	再掲	市	←		→	



## ＜関連文化財群の構成要素＞

No.	名称	類型	指定・登録	備考
1	犬山祭	無形民俗（風俗慣習）	国指定（重文）	－
2	針綱神社	有形（建造物）	〃	－
3	御旅所	〃	〃	－
4	犬山祭行粧絵巻	有形（工芸品）	市指定	－
5	車山（十三台）	有形民俗	県指定	－
6	車山蔵	有形（建造物）	国登録	－
7	石上げ祭	無形民俗（風俗慣習）	市指定	－
8	尾張富士大宮浅間神社	有形（建造物）	未指定	－
9	虫送り（蝗除祭）	無形民俗（風俗慣習）	〃	－
10	虫鹿神社	有形（建造物）	〃	－
11	だんだんもうせ	無形民俗（風俗慣習）	〃	－
12	大縣神社豊年祭	〃	〃	－
13	大縣神社（本殿、祭文殿、東西回廊）	有形（建造物）	国指定（重文）	－
14	天道宮神明社	有形（建造物）	未指定	－
15	天道宮神明社楼門	有形（建造物）	県指定	－
16	鬼まつり	無形民俗（風俗慣習）	未指定	－
17	桃太郎まつり	〃	〃	－
18	二ノ宮組稚児山	有形民俗	未指定	－
19	本宮社祭	無形民俗（風俗慣習）	未指定	－
20	火振り神事（石上げ祭）	無形民俗（風俗慣習）	市指定	－
21	地域の神楽屋形	有形民俗	未指定	－

## 1)現状

- ・市内では民俗文化財の行事が今でも数多く行われている。特に夏の人形送りは、愛知県内において数として一番多い。これは本市の特徴であり、将来に残していくべき風習である。
- ・現在は、少子高齢化の進行によって人手や資金が集まらなくなっている。そのため、地域の垣根を越えて開催するなど、従来からの変化が生じている。
- ・令和 2 年（2020）は、新型コロナが世界的に流行したことによってほぼ全ての行事や祭事が中止となった。この猛威は今なお続いており、今後も人々が密集しないことを前提とした生活様式が想定されている。

## 2)課題

- ・人口の流出入の多さや少子高齢化の進行によって、地域で引き継がれてきた行事が途絶える恐れがある。
- ・行事の開催に必要な衣装や楽器、諸道具の調達あるいは修繕に必要な資金が不足している。
- ・新型コロナの影響により行事の多くが中止を余儀なくされた。これが常態化することで、行事を行うことに対する機運の低下や実行するにあたってのノウハウの喪失が懸念される。

## 3)方針・措置

### <方針>

- ・地域で営まれてきた行事等の意義や重要性を地域で共有し、今後も後世に引き継いでいく機運の向上を図る。
- ・行政による助成等の支援策を継続するとともに、民間資金の積極的な活用を検討する。
- ・ノウハウの喪失を防ぐため、電子記録等を活用した行事の作法や手順等、代替手法を検討する。

## &lt;措置&gt;

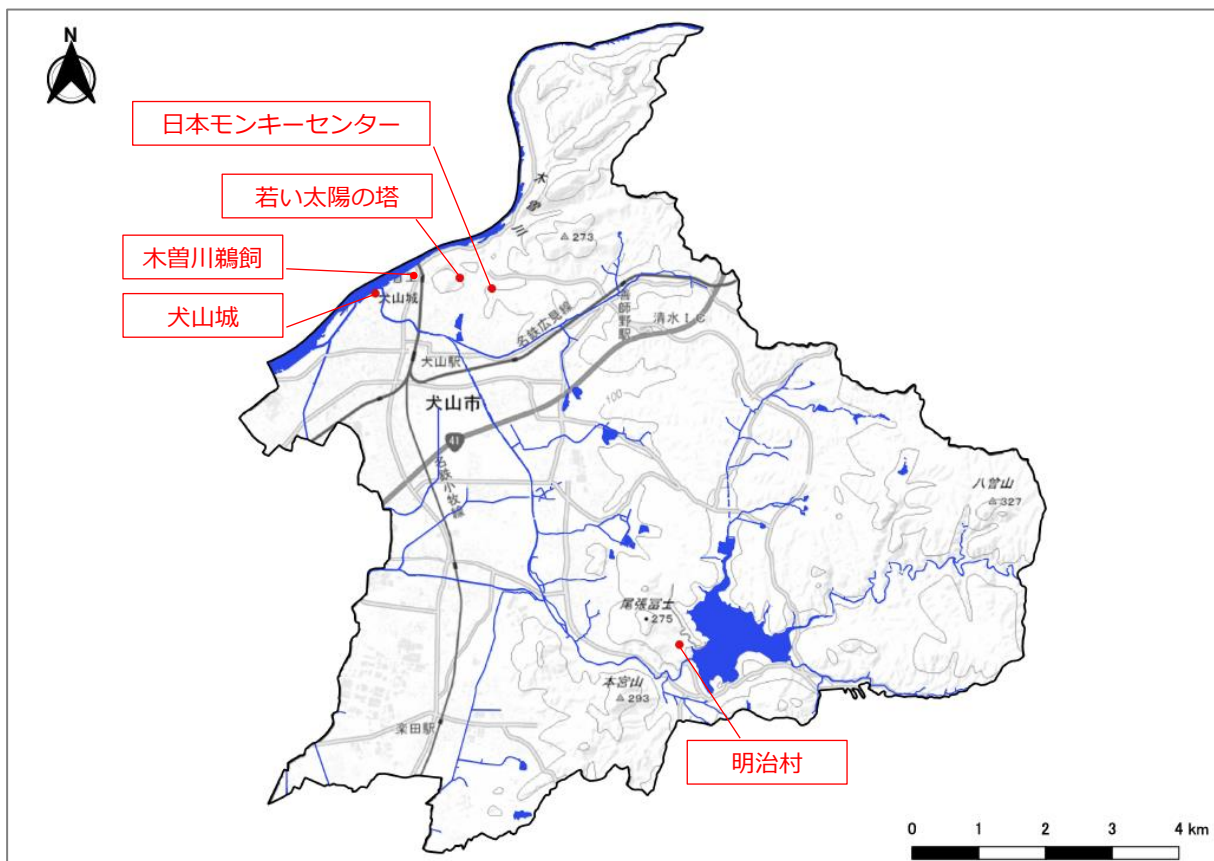
No.	名称	措置番号	措置の内容	取組主体	取組年度			
					前期	中期	後期	次期
85	『犬山市史平成編』編さん	1-2	再掲	行政（文化財）	●			
86	市内歴史文化資源調査	1-5	再掲	行政（文化財）	←	→		
87	文化史料館の活動	1-6	再掲	行政（文化財） 所有者・ 保護団体等	←	→		
		4-2	再掲	行政（文化財） 所有者・ 保護団体等	←	→		
88	研究機関などの活動	1-12	再掲	地域・ 学校・企業等	←	→		
89	歴史文化資源関係施設の活用	2-2	再掲	行政（文化財）	←	→		
		4-3	再掲	行政（文化財）	←	→		
90	犬山祭の保存の取組み	2-4	再掲	所有者・ 保護団体等	←	→		
91	犬山祭の伝承の活動	3-1	再掲	所有者・ 保護団体等	←	→		
92	民俗文化財保存伝承事業	2-7	再掲	行政（文化財） 所有者・ 保護団体等	←	→		
		3-4	再掲	行政（文化財） 所有者・ 保護団体等	←	→		
93	地域の祭礼活動	3-4	祭礼の実施、用具の保存修理、 後継者育成実施（26 団体）	所有者・ 保護団体等	←	→		
94	市民総合大学文化遺産学科	1-15	民俗行事に関連した歴史文化資源の調査研究成果の周知	行政（他部署）	←	→		
95	犬山学研究センター 犬山学ネットワークの活動	1-11	再掲	学校	←	→		
96	文化財の指定・登録の推進	1-14	再掲	市	←	→		

## (8) 関連文化財群 8 文化観光都市犬山の成り立ち

犬山は、江戸時代から名古屋城下と犬山城下、街道を結ぶ人や物資の集散地として賑わった。明治 35 年（1902）には観光目的の鶺鴒が始まり、大正期には地理学者 志賀重昂による日本ラインの命名、昭和期には日本八景の選定、犬山城天守の国宝指定等があり、歴史文化資源を活かした観光都市として多くの観光客が訪れるようになった。名古屋鉄道の延線とともにテーマパーク等の観光開発が進み、鉄道会社と協力した観光キャンペーンの実施等、観光は犬山にとって重要な産業になるまで発展した。

観光産業を支える豊富な歴史文化資源は多くの人を魅了し、訪れる人を迎えている。

### <関連文化財群の分布図>



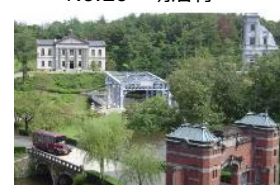
No. 1 犬山城



No.12 若い太陽の塔



No.20 明治村





## ＜関連文化財群の構成要素＞

No.	名称	類型	指定・登録	備考
1	犬山城	有形（建造物）	国指定（国宝）	－
2	犬山城城下町（総構え）	文化的景観 伝統的建造物群	未指定	－
3	如庵	有形（建造物）	国指定（国宝）	－
4	旧正伝院書院	有形（建造物）	国指定（重文）	－
5	有楽苑	記念物（名勝地）	未指定	－
6	三光稲荷神社	〃	未指定	－
7	旧磯部家住宅	〃	国登録	－
8	旧堀部家住宅	〃	〃	－
9	日本ライン（木曾川）	記念物（名勝地）	国指定	－
10	木曾川鵜飼漁法	無形民俗（風俗慣習）	市指定	－
11	日本モンキーセンター	有形（建造物）	未指定	－
12	若い太陽の塔	〃	〃	－
13	モノレール跡	有形（建造物）	未指定	－
14	リトルワールド	〃	〃	－
15	桃太郎公園	記念物（名勝地）	〃	－
16	圓明寺	有形（建造物）	国登録	－
17	木曾川遊歩道	その他	－	－
18	寂光院（本堂、随求堂、弁天堂、山門）	有形（建造物）	国登録	－
19	入鹿池	記念物（名勝地）	未指定	－
20	明治村	有形（建造物）	国指定 県指定 国登録	－
21	名鉄犬山線	有形（建造物）	〃	－
22	吉田初三郎	人物	〃	－
23	継鹿尾山図	有形（絵画）	市指定	－
24	犬山駅	有形（建造物）	未指定	－
25	犬山遊園駅	〃	〃	－

## 1)現状

- ・本市には犬山城や城下町、犬山祭等の民俗行事、古墳や遺跡、伝統産業、近代建築、レジャー施設など、幅広い時代や種別にわたる数多くの歴史文化資源が息づいている。
- ・これら歴史文化資源は犬山市民の郷土愛を育む要素であるとともに、多くの人々を魅了する観光資産でもある。本市では、これら歴史文化資源を積極的に活用し、観光都市としてのまちづくりを推進してきた。
- ・市内では観光ボランティアガイドが活動しており、国内の観光客だけでなく海外からの観光客にも対応している。また、市内各所に設置された案内看板や説明看板は、市の歴史や魅力を多くの人に伝えている。

## 2)課題

- ・観光客の関心が有名な歴史文化資源等に集中しており、その他の歴史文化資源が持つ価値や魅力が伝わっていない。
- ・展示内容が長らく見直されていない施設や、経年劣化の修繕や復原がされないまま時間が経過している歴史文化資源がある。
- ・災害発生時に被害を最小限に留められるよう、防火施設や防火体制の充実や建物の耐震化等を図る必要がある。
- ・観光ボランティアに加入する若い人材が少ない。

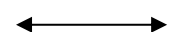
## 3)方針・措置

### <方針>

- ・核となる歴史文化資源を中心に、ゆかりのある歴史文化資源を繋いで本市の新たな魅力を周知・発信する。
- ・活用が歴史文化資源の継承に悪影響を及ぼす恐れがある場合は、関係者との協議によって今後の方向性を決める。
- ・歴史文化資源の被災を回避・低減させるとともに、被災した際の迅速な救援・復旧が行えるような体制構築の支援を行う。
- ・若い人材を中心とした観光ボランティアガイドの人材確保及び育成を推進する。

## &lt;措置&gt;

No.	名称	措置番号	措置の内容	取組主体	取組年度			
					前期	中期	後期	次期
97	犬山城の調査研究	1-1	再掲	行政（文化財）	←	→		
98	『犬山市史平成編』編さん	1-2	再掲	行政（文化財）	●			
99	市内歴史文化資源調査	1-5	再掲	行政（文化財）	←	→		
100	文化史料館の活動	1-6	再掲	行政（文化財）所有者・保護団体等	←	→		
		4-2	再掲	行政（文化財）所有者・保護団体等	←	→		
101	青塚古墳史跡公園の活動	1-7	青塚古墳の調査研究、講演等による調査成果の周知	行政（文化財）	←	→		
		4-4	青塚古墳を活用したイベントの実施	行政（文化財）	←	→		
		2-3	再掲	行政（文化財）	←	→		
102	小牧・長久手の戦いゆかりの地域との連携	1-8	再掲	行政（文化財）	←	→		
		4-6	再掲	行政（文化財）	←	→		
103	研究機関などの活動	1-12	再掲	地域・学校・企業等	←	→		
104	地域コミュニティ団体等の活動	1-9	再掲	地域・学校・企業等	←	→		
		4-10	再掲	地域・学校・企業等	←	→		
105	犬山祭の保存の取組み	2-4	再掲	所有者・保護団体等	←	→		
106	犬山祭の伝承の活動	3-1	再掲	所有者・保護団体等	←	→		
107	NPO 法人古代瀬波の里・文化遺産ネットワークの取組み	1-12	再掲	地域・学校・企業等	←	→		
		3-6	再掲	地域・学校・企業等	←	→		
		4-12	再掲	地域・学校・企業等	←	→		



No.	名称	措置番号	措置の内容	取組主体	取組年度			
					前期	中期	後期	次期
108	犬山城の管理運営	2-1	犬山城の保存・管理・運営・活用	行政（文化財）	←	→		
		4-1						
109	歴史文化資源関係施設の活用	2-2	再掲	行政（文化財）	←	→		
		4-3	再掲	行政（文化財）	←	→		
110	犬山市文化財保存事業費補助	2-8	登録有形文化財等の保存修理に対する助成	所有者・保護団体等	←	→		
111	登録有形文化財建造物の所有者研修会	2-8	登録有形文化財所有者に対する制度の周知等	行政（文化財）所有者・保護団体等	←	→		
112	街頭消火器設置事業補助	2-9	街頭消火器設置に対する助成	行政（他部署）	←	→		
113	初期消火器具整備費補助	2-9	初期消火器具整備に対する助成	行政（他部署）	●			
114	文化財防火デー	2-10	再掲	行政（文化財） 行政（他部署） 所有者・保護団体等	←	→		
115	ミラマチ栗栖の活動	2-12	竹林の整備、解説板の設置、イベントの開催	地域・学校・企業等	←	→		
116	一般社団法人犬山市観光協会の活動	4-19	再掲	地域・学校・企業等	←	→		
117	犬山学研究センター 犬山学ネットワークの活動	3-5	再掲	地域・学校・企業等	←	→		
		4-11	再掲	地域・学校・企業等	←	→		
118	木曽川河畔の魅力向上	4-7	再掲	行政（他部署）	←	→		
119	市内文化財看板整備	4-8	再掲	行政（文化財）	←	→		
120	犬山の文化財	4-9	再掲	行政（文化財）	R5	R8		
121	市民総合大学文化遺産学科	1-15	再掲	行政（他部署）	←	→		
122	ユニークベニユー	4-	文化財建造物を活用したイベント開催	所有者・保護団体等	次期計画			

No.110,111 は重複？

No.	名称	措置番号	措置の内容	取組主体	取組年度			
					前期	中期	後期	次期
123	文化財等でのフィルムコミッション	4-	文化財建造物等での撮影の誘致	地域・学校・企業等	←	→		
124	犬山商工会議所の活動	4-15	再掲	地域・学校・企業等	←	→		
125	木曽川鶴飼調査	1-3	再掲	市	●			
126	犬山学研究センター 犬山学ネットワークの活動	1-11	再掲	学校	←	→		
127	文化財の指定・登録の推進	1-14	再掲	市	←	→		
128	文化財レスキューの検討	2-16	再掲	市	次期計画			



# 第 8 章

## 歴史文化資源の防災・防犯

---

1. 歴史文化資源の防災・防犯に関する課題
2. 歴史文化資源の防災・防犯に関する方針
3. 歴史文化資源の防災・防犯に関する措置
4. 歴史文化資源の防災・防犯の推進体制と体制整備の方針

# 1. 歴史文化資源の防災・防犯に関する課題

本市では、「犬山市地域防災計画」における「文化財保護対策」として、「防災思想の普及」、「管理者に対する指導・助言」、「適切な修理の実施」、「防火・消防施設等の設置」など、ソフト・ハード両面からの対策を掲げている。また、全国的に毎年1月26日を「文化財防火デー」とし、文化財防火運動が展開されていることを受け、本市も貴重な文化財を後世まで存続させるため、毎年消防合同訓練や査察等の運動を実施している。

特に、近年は頻発化・激甚化している大規模自然災害から歴史文化資源を守るためには、「平時より所有者等や市民との情報共有を図る」、「いざという時に迅速に対応できる体制を整えておく」「地域全体として防災・防犯意識の向上を図る」など、平時からの備えが重要である。そこで本章では、歴史文化資源に係るリスクを以下のとおり想定するとともに、それらに関する課題を整理した。

## (1) 想定される災害リスク

### 1) 地震災害

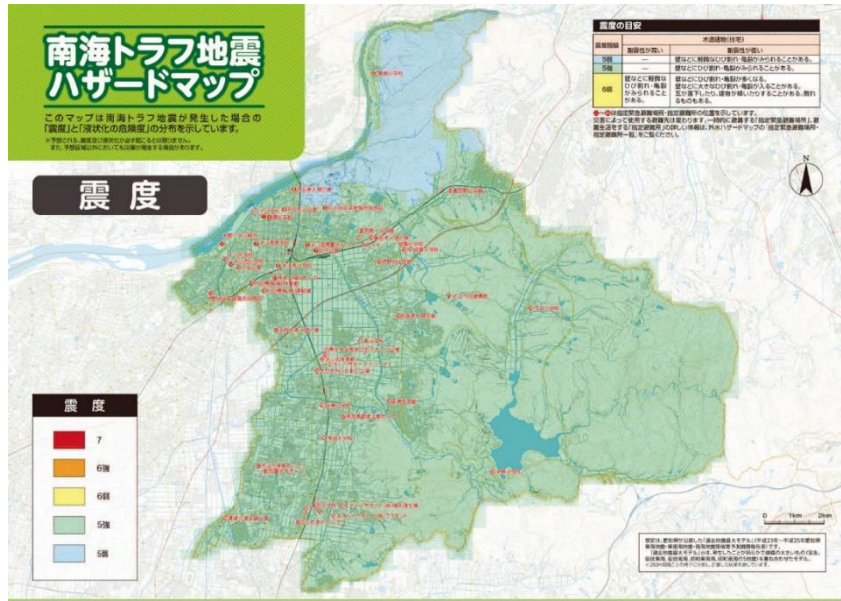
本市で想定される地震災害として、南海トラフ地震の発生した場合に以下のような被害が想定されている。また、平成27年(2015)に犬山城下町で発生した火事の際は、火の手が広範囲にわたって広がり、多くの建物が延焼した。これらを踏まえ、地震災害だけでなく、二次被害についても想定しておく必要がある。

#### 南海トラフ巨大地震の予測結果(平成25年(2013)5月 県防災会議発表の被害予測調査より)

		項目	予測結果	
想定する地震		想定した地震断層	内閣府モデル検討会 陸側ケース	
		発生位置	南海トラフ	
		地震の規模	マグニチュード9.0	
		想定震度	5強～6弱(県内～7まで)	
被害の想定	冬夕 風速5m/s 早期避難率低	振動による建物の倒壊	全壊	被害わずか (県内236,000棟)
		液状化による建物の倒壊	全壊	20棟 (県内26,000棟)
	冬深夜 風速5m/s 早期避難率低	出火件数	消失	被害わずか (県内116,000棟)
		死者数	建物倒壊	被害わずかか (県内15,000人)
			火災	被害わずか (県内2,400人)



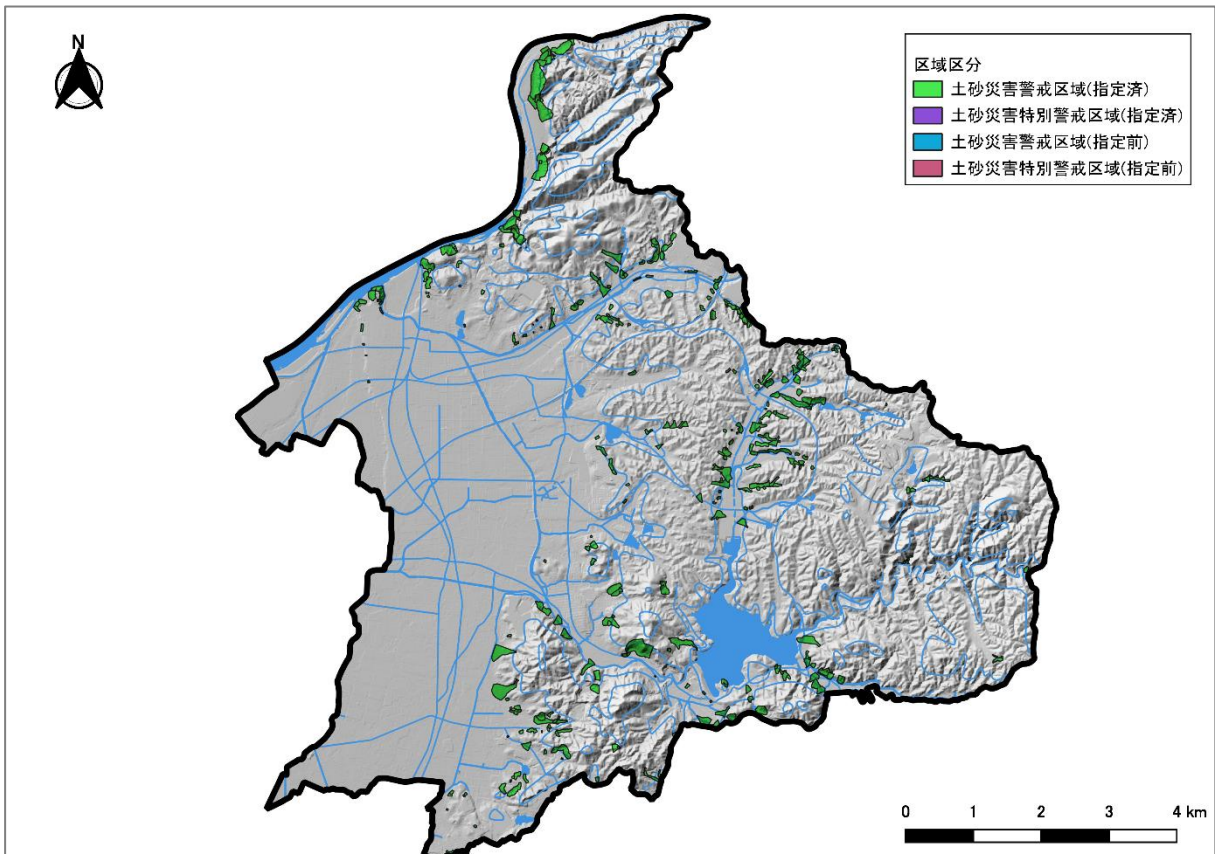
【図 16 南海トラフ地震発生時の想定被害】



## 2) 土砂災害

本市の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域は以下のとおりである。発災時は羽黒地区に所在する指定等文化財の一部が被害を受けることが想定されている。

【図 17 想定される土砂災害の範囲】



出典：国土交通省 国土数値情報を基に作成

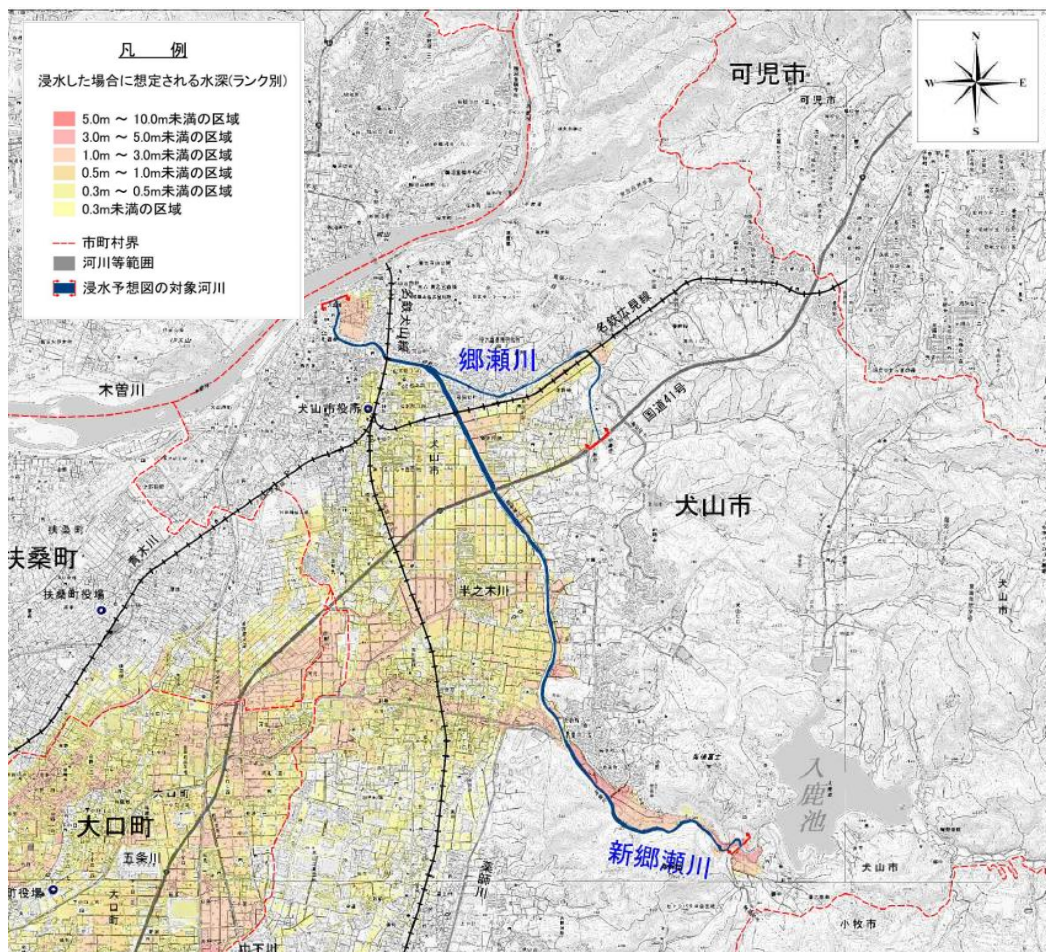
### 3) 火災被害

前述のとおり、平成 27 年（2015）に発生した火災では、広範囲にわたって被害が拡大した。城下町は建物が密集していることに加え、城下町を特徴づける建物の構造は、火災が発生した際に延焼を招くリスクを抱えている。また、発生時期や時間帯によっては過去の被害を上回ることも想定される。

### 4) 浸水被害

本市には市内を南北に流れる木曽川をはじめ、市内を合瀬川、新郷瀬川、半ノ木川など複数の川が流れている。また、全国で一・二を争う規模を誇る入鹿池が市内南部に位置しており、豪雨等の影響によって広範な地域が被害を受けることが想定されている。

【図 18 木曽川水系 郷瀬川流域浸水予想図（想定最大規模）】



出典：愛知県 浸水予想図より該当地域を抜粋

【図 19 入鹿池浸水時の想定被害】



出典：犬山市ハザードマップを抜粋

## (2) 被害が想定される指定等文化財

大規模災害の発生によって、以下のとおり指定等文化財の被害が想定される。地区別の特성에応じた適切な措置を講じ、市内の歴史文化資源を毀損・滅失等から保護するとともに、次世代に継承していく必要がある。

### 災害の種類と被害が想定される指定等文化財一覧

被害が想定される指定・登録文化財			想定される災害			
区分	種別	名称	土砂災害	外水氾濫	内水氾濫	入鹿池決壊及び浸水
国宝	建造物	犬山城天守	○			
国宝	建造物	如庵		○	○	
重要文化財	建造物	旧正伝院書院		○	○	
重要文化財	建造物	大縣神社本殿、祭文殿、東西回廊	○			
史跡（国指定）	—	犬山城跡	○			
名勝（国指定）	—	木曾川	○			
有形文化財（市指定）	絵画	千手観音二十八部衆像	○			
有形文化財（市指定）	絵画	道昭和尚画像	○			
有形文化財（市指定）	絵画	織田信長画像	○			
有形文化財（市指定）	絵画	繼鹿尾山図	○			
登録有形文化財	—	寂光院本堂	○			
登録有形文化財	—	寂光院随求堂（ずいくどう）	○			
登録有形文化財	—	寂光院弁天堂	○			
登録有形文化財	—	寂光院山門	○			
登録有形文化財	—	興禪寺本堂		○		○
登録有形文化財	—	興禪寺山門		○		○
登録有形文化財	—	吉野家住宅主屋		○		○
登録有形文化財	—	吉野家住宅離れ		○		○
登録有形文化財	—	吉野家住宅新座敷		○		○
登録有形文化財	—	吉野家住宅庭門及び土塀		○		○
登録有形文化財	—	吉野家住宅土蔵		○		○
登録有形文化財	—	旧加茂郡銀行羽黒支店		○		○

## 2. 歴史文化資源の防災・防犯に関する方針

本市では、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、令和 4 年(2022) 2 月に犬山市防災会議が「犬山市地域防災計画（風水害等災害対策編・地震災害対策編・原子力災害対策編）」を修正している。同計画における歴史文化資源の防災に関しては、「文化財の保護」の中で整理している。それらの内容との整合性を図りながら、以下の方針を立て、措置を講じていく。

- 災害・盗難・滅失の予防のため、歴史文化資源の現況を把握する。また、同データを用いて、被災・盗難・滅失から防ぐために適切な管理、保管、保存方法等を検討する。
- 発災時に適切な措置等を行い、火災や散逸などの二次災害の防止を図る。
- 発災後の速やかな復旧・復興・復元を可能とするため、平時より歴史文化資源に関する情報の蓄積を図る。
- 行政と市民が歴史文化資源の重要性や意義を共有し、綿密な連携体制の下、歴史文化資源を地域全体で守る。

## 3. 歴史文化資源の防災・防犯に関する補助

歴史文化資源の防災・防犯に関する方針を踏まえ、措置を以下のとおり設定する。

### 防災に関する補助

補助名	感震ブレーカー設置費補助事業
補助対象	『感震ブレーカー等の性能評価ガイドライン（内閣府）』に定める性能評価に基づく「一般社団法人日本配線システム工業会」又は「一般社団法人日本消防設備安全センター」の認証を有するもの又はこれと同等の機能を有すると認められるもの。
補助内容	感震ブレーカーの購入及び設置に要する費用の 2 分の 1（上限 5,000 円・100 円未満切捨） ※補助金の交付は、1 世帯につき 1 回に限る。
担当部署	防災交通課
関連	建造物、歴史文化資源所有者

**防火に関する補助**

補助名	街頭消火器設置事業補助金
補助対象	この事業は火災に対する初期消火体制を確立するため、町内会が街頭に消火器又はその格納箱を設置（既存の消火器、格納箱の更新を含む。）する事業に係る経費を補助する。
補助内容	補助金の額は、消火器及び格納箱の設置に要する経費の 3 分の 1 に相当する額
担当部署	犬山市消防署
関連	建造物

補助名	犬山市初期消火器具整備費補助金
補助対象	地域における初期消火能力及び防火意識の向上を目的とし、町内会等の初期消火器具購入に係る費用の一部を補助するもの。
補助内容	補助金額は、初期消器具の購入に係る費用に 2 分の 1 を乗じた額とし、上限が 150,000 となる。
担当部署	犬山市消防署
関連	建造物、歴史文化資源所有者

**防犯に関する補助**

補助名	防犯対策費補助金
補助対象	自宅を犯罪から守る対策として購入された費用の一部を補助する。
補助内容	防犯対策（住宅対象）に要した費用（消費税含む）の 2 分の 1（100 円未満切捨）。10,000 を上限。
担当部署	防災交通課
関連	建造物、歴史文化資源所有者

補助名	犬山市防犯カメラ設置費補助事業
補助対象	防犯カメラの購入及び設置に係る費用（本体、設置工事費、看板）
補助内容	補助対処卯経費の額に 2 分の 1 を乗じて得た額。年 500,000 を上限。
担当部署	防災交通課
関連	建造物、歴史文化資源所有者

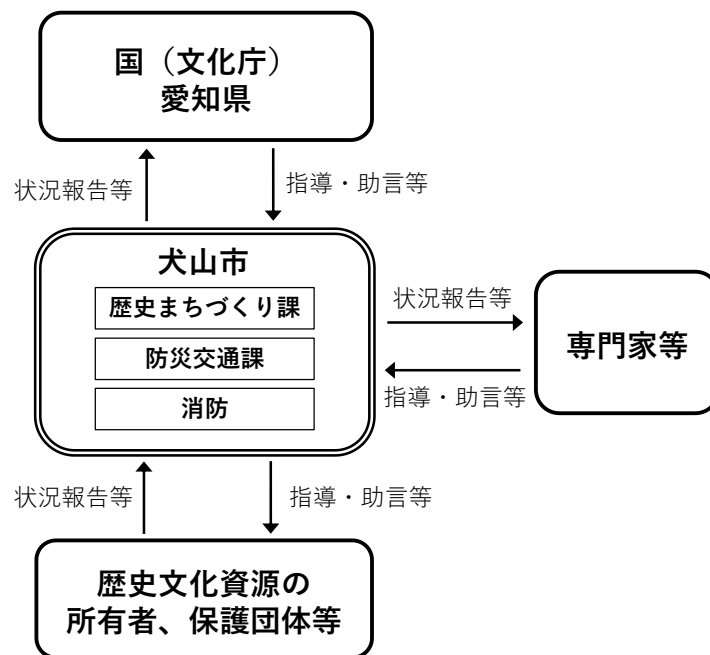
## 4. 歴史文化資源の防災・防犯の推進体制と体制整備の方針

令和元年（2019）に文化庁より「国宝・重要文化財（建造物）等の防火対策ガイドライン」及び「国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等の防火対策ガイドライン」、「世界遺産・国宝等における防火対策5か年計画」が定められた。これにより、関係自治体は歴史文化資源や収蔵施設の点検を実施し、防火対策に取り組むこととなっている。

また、令和2年（2020）9月に愛知県が策定した「愛知県文化財保存活用大綱」では、大規模災害への対応として「文化財ハザードマップの作成と事前の被災回避措置」「文化財の防災を目的としたネットワークの構築」「文化財のレスキュー活動」を掲げ、歴史文化資源の保護を確実にするための体制の方向性を示している。

本市においても地域の各主体が連携することで、災害や犯罪等から歴史文化資源を守るとともに、日頃からの確認や連携等によって、被害を未然に防ぐことができる体制の整備に努める。

【図 20 本市における防災・防犯体制】



# 第 9 章

## 歴史文化資源の保存・活用に関する推進体制

---

1. 歴史文化資源の保存・活用の推進体制

2. 体制整備の課題・方針

# 1. 歴史文化資源の保存・活用の推進体制

## (1) 推進体制

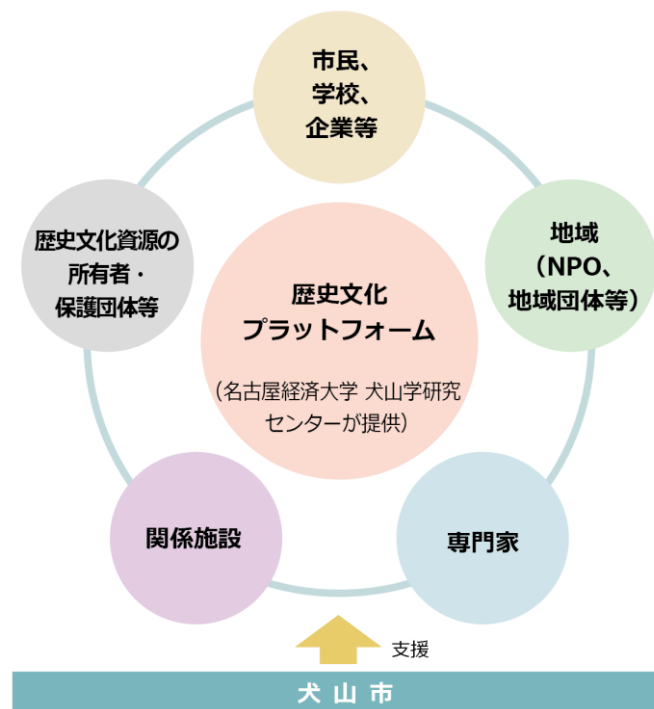
### 1) 市の体制

歴史文化資源の保存と活用の措置は、犬山市教育委員会歴史まちづくり課を中心に市内の関係部局と連携して進める。その際、同課で担ってきた文化財行政を継続しながら、教育及び地域づくりや観光の分野での活用を展開していくためには、各所管の部署が本計画の方針・目標を認識し、互いに関係部局と連携して取組を進めていくことが重要である。今後も、関係部局との連携を図るため、継続的な情報共有を行う。

また、本計画作成以降に事業を実施していく中で、保存・活用の更なる改善や多様化が進むことが想定されるため、関係各課の役割と組織体制のあり方については適宜検討を図る。

### 2) 市内の各主体との連携体制

市内には、歴史文化資源の所有者をはじめ、保存または研究に取り組む団体、市内の歴史文化資源を紹介する観光ボランティア団体などがある。これら各主体の連携が図られる環境の整備を進める。具体的には、市民や地域の活動団体、専門家、関係施設、歴史文化資源の所有者・管理者が相互に協働・連携を図るための緩やかなプラットフォームを名古屋経済大学犬山学研究センターが提供し、行政がその推進を支援する。





【表 3 保存・活用に係る主体】

主体	主な役割
<b>○行政（関係施設等を含む）</b>	
・教育委員会 歴史まちづくり課	歴史文化資源の保護、歴史文化資源の調査・研究、埋蔵文化財の調査 等
・観光課	観光案内、観光宣伝、鶴飼事業の運営
・環境課	自然保護、環境保全、犬山里山学センター
・産業課	商工業支援、犬山市特産品協会の支援
・地域協働課	町内会、地縁団体、市民活動、ボランティア、コミュニティの支援、楽田ふれあいセンター、まちづくり拠点施設・市民交流センター運営
・防災交通課	防災、防犯
・都市計画課	景観、建築、開発、耐震診断
・文化スポーツ課	生涯学習の普及振興、芸術、文化の普及振興
・消防本部予防課	火災・救急・救助
・消防署	火災予防歴史文化資源の防火
<b>○地域（NPO, 地域団体等）</b>	
・コミュニティ	城東小学校区、羽黒地区、楽田地区、東、犬山西地区、今井小学校区
・まちづくり団体	犬山北のまちづくり協議会
・犬山市観光協会	観光支援、観光 PR
・犬山商工会議所	商工業支援
<b>○専門家</b>	
・犬山市文化財保護審議会	教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存や活用に関する重要事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して教育委員会に建議する附属機関
・名古屋経済大学犬山学研究センター	犬山とその周辺地域に関する学際研究プラットフォーム、地域社会の課題解決のためのシンクタンク機能
・公益財団法人犬山城白帝文庫	犬山城や成瀬家に関する調査、研究
・特定非営利活動法人古代瀬波の里・文化遺産ネットワーク	市内の歴史文化資源に関する調査、研究
・特定非営利活動法人犬山里山学研究所	市内の歴史文化資源（自然）に関する調査、研究
・特定非営利活動法人犬山城下町を守る会	市内の伝統的建造物の調査、修理指導
<b>○関係施設</b>	
・犬山城・犬山城管理事務所	犬山城の管理、運営
・文化史料館本館（城とまちミュージアム）	歴史文化資源の保存、企画・展示
・文化史料館南館（IMASEN 犬山からくりミュージアム 玉屋庄兵衛工房）	からくり文化の発信
・どんでん館（中本町まちづくり拠点施設）	犬山祭の車山の展示
・旧磯部家住宅復原	犬山の町家の実物展示
・旧磯部家住宅	犬山の武家風住宅の実物展示

・小弓の庄（旧加茂郡銀行羽黒支店復原施設）	まちづくり拠点施設の運営
・犬山里山学センター、環境保全ボランティアセンター	市内の歴史文化資源（自然）の展示、講座の実施
・青塚古墳史跡公園・青塚古墳ガイダンス施設	青塚古墳や市内の遺跡の情報発信

## (2) 進捗管理

本計画に定める歴史文化資源の保存・活用の取組を効果的に進めるためには、進行管理を適切に行う必要がある。そのため、PDCAサイクルの考えを取り入れて計画的な進捗管理を実施する。

本計画は計画期間が10年と長期にわたるため、5年経過した時点で事業計画の進捗状況の確認と中間評価を行う。その結果を踏まえ、事業計画について必要な更新・修正を加え効果的な取組ができるようにする。

さらに計画期間経過後は最終的な進捗確認・評価を行い、次期計画作成時の計画立案・事業実施に取り組むこととする。

## 2. 体制整備の課題と取組み

### (1) 歴史文化資源の保存・活用に対する考え方

推進体制において地域の各主体の協働・連携を実現するため、名古屋経済大学犬山学研究センターがプラットフォームを形成し、犬山市のサポートを得ながら、まずは保存・活用に対する認識を地域全体で共有することが必要である。そして、このような共通認識の下、歴史文化資源に関わる各主体が協力し、相互に補完しながら、それぞれの役割を積極的に担っていくことが求められる。

そのため、歴史文化資源の保存・活用の推進にあたっては、行政だけでなく、関係機関や市民団体、地域住民や専門家等が連携しながら行うことを前提とする。

### (2) 各主体における課題と取組み

#### 1) 行政

歴史文化資源の保存と活用を進める中で、文化財の指定や歴史文化資源の保存と活用の前提となる歴史文化資源の調査については、未だ指定や登録がなされていないものが地域に多く眠っていることから、専門知識を有する職員の確保や継続的な調査実施を可能とする庁内体制の整備が必要である。また、保存と活用については、教育委員会の範囲を越えて様々な分野にまたがっているなど複雑化・多様化していることから、庁内の横断的な連携を強化することが求められる。

本市の歴史文化を活かしたまちづくりに関しては、従来の保存・活用に関する事業を推進しながら問題点や課題を浮き彫りにし、その解決に向けた方策を講じていくことが求められる。特に、現役時代は歴史文化資源の保存と活用のための協働が少なかった高齢世代をはじめ、女性・子どもの参加機会の創出につなげる必要がある。

#### <取組み内容>

- ・ 専門職員の増加
- ・ 永続的な調査体制の整備
- ・ 全庁的な推進体制の構築
- ・ 多様な主体の参加機会の創出
- ・ SNS 等を活用した積極的な周知

#### 2) 地域（NPO、地域団体等）

歴史文化資源の保存・活用の推進に向けて地域の活動団体が果たす役割は大きく、地域の歴史文化資源を活かしたウォーキングイベント等、今後も継続発展が望まれる。また、

地域間の情報共有や連携が大切であるため、これらについても地域活動団体の役割が求められる。

加えて、学校等の教育機関との連携を通じて世代間を越えた交流を図るとともに、次世代のまちづくりの担い手を育成し、地域力の向上に寄与することが求められる。

#### <取組み内容>

- ・ 平時の活動を通じた歴史文化資源の掘り起こし
- ・ 地域の活動団体と地域住民間の地域の歴史文化資源に関する積極的な情報共有
- ・ 教育機関との連携を通じた世代間の交流及び担い手の育成

### 3) 専門家

専門家は、その知見を活かして、行政等との連携の下、様々な観点から調査研究を行い、新たな歴史文化資源の掘り起こしや価値付け、保護等の対応に関する指導、助言が求められる。

その他、審議会等を通じて行政が歴史文化資源の価値や魅力を損なわず継承するための適切な措置を講じることができるよう指導や助言等が求められる。

#### <取組み内容>

- ・ 各種調査研究を通じた歴史文化資源の価値付け
- ・ 行政に対する助言・指導・協力等

### 4) 関係施設

関係施設は、歴史文化資源の保存・活用に係る方針や目標を共有し、行政との緊密な連携のもと、本市の歴史文化資源を適切に保管・管理するとともに、イベントの企画・開催や積極的な情報発信等を推進していく必要がある。

また、歴史文化資源の保存・活用に係る拠点の一つとして、市民が身近に足を運び、紹介したくなるような施設となるよう、魅力を高める取組を推進する必要がある。

#### <取組み内容>

- ・ イベントの企画・開催
- ・ 魅力ある歴史文化資源の拠点づくり

### 5) 歴史文化資源の所有者・保護団体等

歴史文化資源の所有者・保護団体等は、市内の歴史文化資源を直接管理する立場としての重要性を認識し、その適切な保存管理を継続的に行う必要がある。また、地域の魅力づくりや活性化等に資する歴史文化資源の公開や情報発信等が求められる。

#### <取組み内容>

- ・歴史文化資源の適切な保存管理の継続
- ・歴史文化資源の公開や情報発信の推進

## 6) 市民・学校・企業等

市内には、未だ未指定・未登録の歴史文化資源が多く眠っており、地域住民による継続的な掘り起こしが求められる。また、自分達が住む地域の魅力や将来について考え、できることから協力して、行政や地域団体等との連携を図りながら歴史文化資源の保存と活用を進めることが求められる。

企業も地域の一員として、企業活動を通して歴史文化資源の保存と活用に貢献することが求められる。特に、地域の歴史文化の魅力を高めることは、観光業やまちづくりの振興に大きく貢献し、ひいては地域で営業する企業にとって大きなビジネスチャンスとなる潜在性を秘めている。そのような視点を持って歴史文化資源の保存・活用に取り組むことも必要である。

### <取組み内容>

- ・歴史文化資源の継続的な掘り起こし
- ・行政や地域団体等との緊密な連携
- ・歴史文化資源の保存・活用とビジネスの有機的な結びつけ

## 7) 周辺自治体

令和3年11月30日に、小牧・長久手の戦いにゆかりのある自治体（犬山市・小牧市・長久手市・日進市・春日井市）が、小牧・長久手の戦いに関する情報共有や情報発信などを促進するために小牧・長久手の戦い同盟を結成した（翌年1月28日に尾張旭市・瀬戸市・可児市が加盟）。

人口減少の進行、社会のあり方の転換とそれに伴う人々の生活環境の変化等によって、地域や歴史文化資源に対する関わりの希薄化が避けられない中において、周辺自治体と連携しながら地域の歴史を改めて評価し、守り・伝えていく取組みの推進が求められる。

### <取組み内容>

- ・ \* \* \*
- ・ \* \* \*
- ・ \* \* \*



# 資料編

---

1. 文化財保存活用地域計画に係る上位関連計画等
2. 歴史文化資源リスト

# 1. 文化財保存活用地域計画に係る上位関連計画等

## (1) 上位計画

### 1) 第5次犬山市総合計画改定版【現在、第6次計画を策定】

<b>計画の概要</b>
<p>市の最上位計画として、長期的な市政の方向性を示し、市民と行政が主体的かつ計画的にまちづくりを進めるために定めるもの。平成23年3月に策定された第5次犬山市総合計画では、目指すまちの姿を「人が輝き 地域と生きる “わ”のまち 犬山」と定め、その実現に向けて市民と行政が共に実施していく施策を10のまちづくり宣言として取りまとめている。令和4年度までの12年間を計画期間とし、平成29年度以降の後期計画は、中間見直しによって「第5次犬山市総合計画 改訂版」となっている。</p>
<b>基本施策 13 観光</b>
<p><b>観光資源の整備・充実</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 城下町地区の街並み、歴史、文化、伝統を活かした観光客の増加を図る。整備が進んだ電線類等の地中化や道路の美装化により歩いて楽しめるまちづくりを進めるほか、木曾川うかいかや伝統的建造物などの観光資源の魅力を向上させ活用していく。</li> <li>・ 木曾川を軸とする広域観光連携により、犬山での滞在時間を延ばすことで観光需要の増加を図る。</li> <li>・ 関係機関等と連携し、犬山城を起点として多彩なテーマパークや豊かな自然との間を円滑に移動できる環境の整備を図る。また、観光客用駐車場の整備や渋滞緩和を促進し、観光客の満足度の向上を図る。</li> </ul> <p><b>観光宣伝・情報発信の充実</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ホームページやメディア等を活用して観光に関する積極的な情報発信を図るとともに、外国人観光客の誘致に向けた海外への情報発信を進める。</li> <li>・ 広域観光圏による事業の実施を通じて、観光客の集客や海外でのインバウンド誘致活動を積極的に進める。</li> <li>・ 犬山観光のブランド力を高めるとともに、県外での犬山の認知度や知名度を高め、イメージアップを図る。</li> </ul> <p><b>観光推進体制の充実</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高齢者や障害者、外国人にもわかりやすい看板を効率的に設置する。</li> <li>・ 観光案内所の機能の強化やスタッフの増員を図るとともに、観光マップの充実や</li> </ul>



新たな宣伝媒体の導入も検討しながら、案内機能の充実を図る。

- ・ ボランティアガイドの知識や話術の向上に加え、外国人観光客にも満足していただけるように通訳ボランティアガイドを育成し、受け入れ態勢を充実させる。
- ・ 観光客へのおもてなしを強化するため、接客術の向上を図る。
- ・ 休憩・食事場所に関する情報提供の充実やキャンペーン時の臨時店舗の設置など、来訪者の利便性を高める休憩・食事場所づくりを進める。
- ・ 観光を産業として広がりを持たせるために観光戦略会議を開催し、多様な主体の参画と活躍を促進する。

## 基本施策 38 歴史・文化財

### 歴史文化財の理解と意識の高揚

- ・ 犬山の歴史や文化財を教材として地域の伝統や文化を学ぶ機会を設け、地域に愛着と誇りを持つ市民を育む。
- ・ 市民団体に対する情報の提供や団体事務局への活動支援・研修などを通して、行政と市民団体が連携して文化の担い手を育成できるネットワークづくりを進める。
- ・ 文化財などの地域資源について、保存の手法や活用のアドバイスを行うとともに、文化財の普及と啓発に努める。

### 歴史・文化財の保存・活用

- ・ 指定・登録文化財の保存や修理、犬山城の調査や修理などを推進する。東之宮古墳については、整備基本計画に基づいて史跡整備を進め、未調査の文化財については、調査、収集、研究を推進する。
- ・ 多様な主体が連携して歴史的風致の維持・向上を図るとともに、住民との協働により、施設の活用と整備を進める。また、重点区域の追加や変更などによる計画の見直しを行う。
- ・ 文化財の保存に影響が及ばない範囲で、教育や普及のために文化財の活用を推進する。文化史料館の活動の充実を図り、「犬山城と城下町地区を結び、人と文化をつなぐ施設」としての機能を強化する。

### 歴史・文化のネットワークづくり

- ・ 「犬山」固有の歴史的・文化的資源をネットワークで結んで相互に関わりのある地域資源としてその価値と魅力を発信することにより、地域を愛し、郷土に誇りを持つ人材を増やす。
- ・ 文化史料館で、犬山城と城下町地区を中心とした歴史文化に関する情報発信を行うとともに、企画展示や案内機能の充実を図る。
- ・ 犬山城と城下町地区の情報発信を行うため、旧犬山城主成瀬家にまつわる文物の

保存・管理や研究などを行っている公益財団法人犬山城白帝文庫と連携した事業を実施する。

- ・ 犬山祭の伝承保存と普及啓発のために、保存会との連携のもと記録を蓄積し、適切な保存修理と公開を促進する。また、行事の継承や保存会運営に対する支援を行う。
- ・ 文化財の保存や普及啓発、町並み保存、歴史文化探訪などの活動を行っている市民グループと連携して講座やイベントなどを開催し、次世代への歴史文化の継承を図る。

#### 城下町地区の整備

- ・ 城下町地区の景観などに配慮した住環境の整備を推進し、住民にも来訪者にも配慮した整備や車両・歩行者動線の望ましい交通体系の確立を計画的に推進する。
- ・ 伝統的建造物の保護の手法として伝統的建造物群保存地区指定などを検討し、修理・修景などの基準を定め、防火対策を促進して城下町地区の伝統的な町並みを後世に伝える。また、地域において歴史及び文化面から価値の高い建造物を文化財として登録・指定し、後世への継承を図る。
- ・ 景観や都市計画と調整を図り、歴史的風致形成建造物の指定などを通して、城下町地区の歴史的風致の維持と向上を図る。

## 2) 犬山市教育大綱【平成 29 年（2017）3 月策定 期間 6 年 令和 4 年度（2022）改定】

計画の概要
<p>「犬山市総合計画」に掲げる「人が輝き 地域と生きる “わ”のまち 犬山」の実現のために、市の教育の根本的な方針として、(1) 基本理念（生涯にわたって自ら学び続ける感性豊かなひとづくり）(2) 教育の担い手（家庭、地域、子ども未来園・学校、市・教育委員会）の役割 (3) 取組みの方向性（学ぶ、繋がる、創る）を定めたもの。対象は、学校教育だけでなく、幼児教育、生涯学習、歴史文化など教育に関わるすべての分野にわたり、期間は平成 29 年度(2017)から令和 4 年度(2022)までの 6 年間となっている。</p>
学びのまち犬山をめざして
<p><b>個性あふれる地域資源を活かす！</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・豊かな自然や文化財など個性あふれる地域資源に恵まれていて、都心へのアクセスも良好である点を活かしてひとづくりを行っていく。</li> </ul> <p><b>「暮らしたい」「訪れたい」まちへ！</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民自らが、地域の中で学び続けることによって、それぞれの地域の魅力を再認識し、愛着を持ってまちづくりを推進することで、「学びのまち」として魅力を高めていく。</li> </ul>
取組の方向性
<p><b>繋がる</b></p> <p><b>【活躍の場づくり】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・豊富な地域資源を活かし、まちを舞台にいろいろなテーマで出会い、参加し、活躍できる場づくりを支援する。</li> </ul> <p><b>【郷土愛と豊かな心の育成】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・伝統・文化・芸術・スポーツなどを通じた人の繋がりを大切にして、他を思いやり礼節や約束を守り、「ふるさと犬山」を愛する豊かな心と人間性を育てる教育を充実させる。</li> </ul>

## (2) 関連計画

### 1) 第2期犬山市歴史的風致維持向上計画

【平成 21 年（2009）認定、平成 31 年（2019）第二期計画認定、  
令和 4 年（2022）3 月修正 期間 10 年】

計画の概要
<p>「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（歴史まちづくり法）」に基づき、文化財などを歴史的な資産として位置付け、それらを核にした歴史まちづくりの基本的な方針を示し、犬山固有の歴史的風致の維持及び向上を図ることを目的として策定された計画。平成 31 年（2019）3 月に国の認定を受けた第二期計画の計画期間は令和元年度（2019）から 10 年度（2028）までの 10 年間としている。</p> <p>犬山市における維持向上すべき歴史的風致として「犬山祭にみる歴史的風致」、「犬山城と町衆文化にみる歴史的風致」、「木曽川周辺に見る歴史的風致」、「古代『邇波』地域の古墳群とその周辺にみる歴史的風致」、「石上祭にみる歴史的風致」、「地域の祭礼にみる歴史的風致」の 6 つを位置付け、歴史的風致の維持及び向上に関する方針、文化財の保存及び活用に関する事項等について定めている。</p>
文化財の保存及び活用に関する事項 1 市域全体に関する事項
<p><b>文化財の保存・活用の現況と今後の方針</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・文化財保存活用地域計画の策定を目指す。</li> <li>・文化財の継承者育成をはじめ、地域や活用団体への支援、文化財の調査及び啓発と広域的な連携を進めながら、周辺環境と一体となった歴史・文化資源の保存活用を図っていく。</li> </ul> <p><b>文化財の修理(整備)に関する方針</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・専門機関の指導・助言を得るとともに、愛知県や国と連携を図り、所有者への支援を行いながら、適切に修理・修繕を行う。</li> </ul> <p><b>文化財の保存・活用を行うための施設に関する方針</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・からくり展示館の移設・整備が検討されている。</li> <li>・文化財の魅力発信基地としての役割を持つ施設の連携を強化することで、全市一体となった文化財の啓発に努める。</li> </ul> <p><b>文化財の周辺環境の保全に関する方針</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・景観計画や都市計画マスタープランに基づく景観誘導を図ることにより、文化財の魅力向上を図る。</li> <li>・市内の案内看板や公共施設の整備の際には、文化財やその周辺環境と調和したものとする。</li> </ul>

#### 文化財の防災・防犯に関する方針

- ・ 自動火災報知設備や消火器具の設置及び更新を図るほか、屋内消火栓や放水銃等の消火設備や避雷針などの設置を推進する。
- ・ 防災にかかわる周知を行うほか、防災訓練の実施と推進を行う。
- ・ 文化財の耐震診断と耐震補強工事を推進する。
- ・ 敷地内において防犯に関する看板を設置する等の対策を行う。必要に応じて管理及び警備体制を見直し、万が一被害を受けた場合の早期発見を可能とするため、日頃の現状確認に努めることとする。

#### 文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する方針

- ・ 期間限定での非公開文化財の公開、現地見学、公開講座等を実施する。
- ・ ホームページやSNS等を通じた情報発信を強化する。
- ・ 国際対応化による外国人観光客の受け入れ強化と誘客を行う。

#### 埋蔵文化財の取扱いに関する方針

- ・ 周知の埋蔵文化財包蔵地における土木工事等の実施の際の届出について周知し、その義務を徹底する。周知の埋蔵文化財包蔵地以外の場所での土木工事等の実施については、未発見の埋蔵文化財の保護を図るため、民間事業者の開発行為等における庁内関係部局との連携を図り、事前把握に努めるほか、事業者と協議し、必要に応じて試掘調査を行うなど、開発事業と文化財保護の整合を図るよう努める。

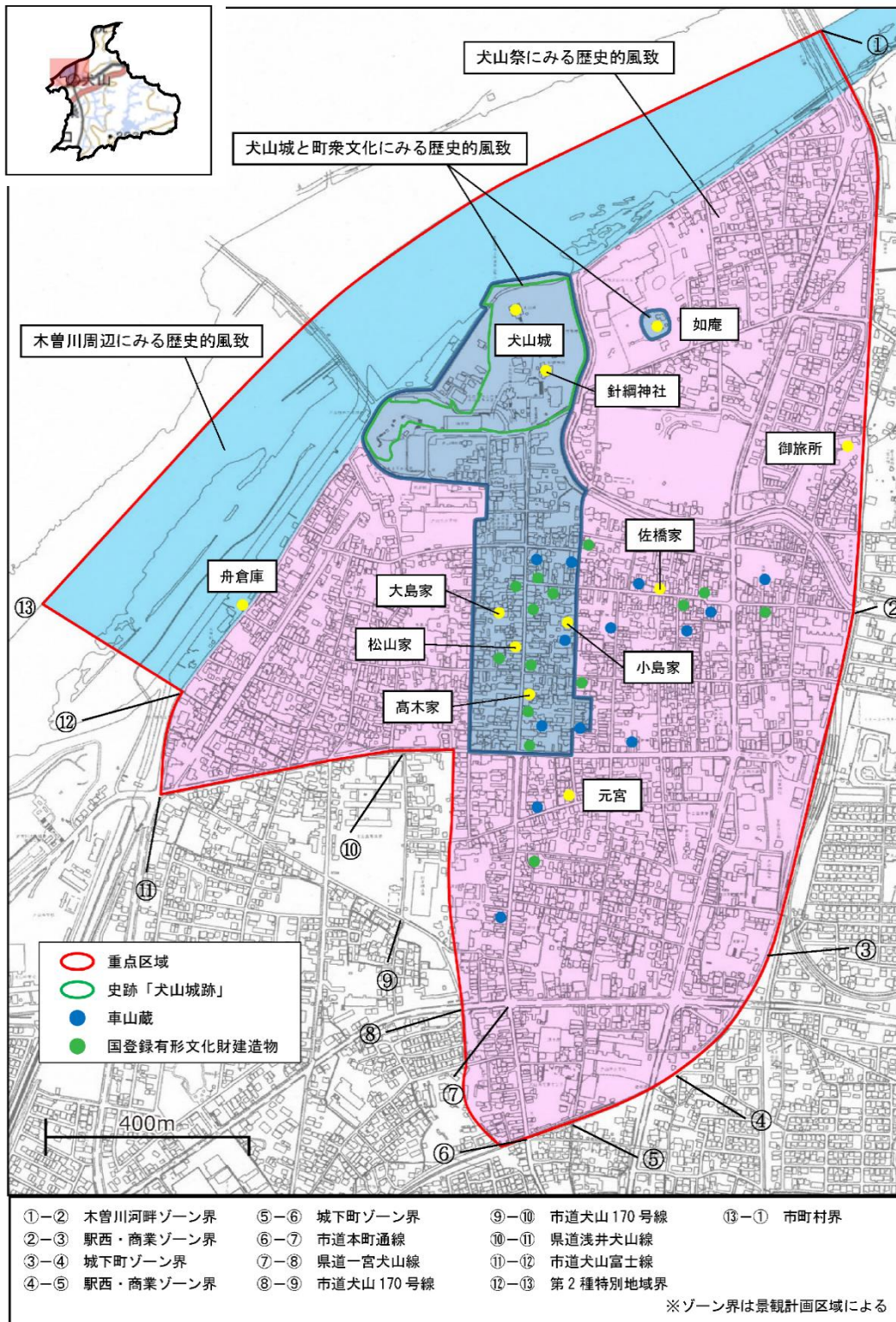
#### 文化財行政の体制と今後の方針

- ・ 犬山市教育委員会歴史まちづくり課が文化財の保存・活用の取組についての主な役割を担う。
- ・ 諮問機関は犬山市文化財保護審議会が担い、教育委員会の諮問に応じて文化財の保存及び活用に関する事項を調査・審議し、答申する。

#### 文化財の保存・活用に関わる各種団体の状況及び今後の体制整備の方針

- ・ 文化財の保存・活用に関わる様々な団体への活動の助成や情報提供を通じた支援を継続する。
- ・ 祭礼等伝統文化の後継者の育成を図るための支援を継続しながら、地域住民を主体とした文化財保護事業を推進していく。

【(参考) 歴史的風致維持向上計画の重点地区】



## 2) 第2次犬山市教育振興基本計画（犬山かがやきプラン）

【平成30年（2018）作成 期間5年 令和4年度（2022）改定】

計画の概要
<p>第5次犬山市総合計画中間見直し、犬山市教育大綱の策定、子ども未来課の教育委員会への移管等、市の教育を取り巻く現状を踏まえ、教育に関する個別の施策と具体的な取組を定めた計画。</p> <p>「①子どもの育ち、親の育ちを支えることにより、子育てしやすいまちづくりを進めます。」「②豊かな心と確かな学力の育成に努め、幅広い舞台で活躍できる感性豊かな人づくりを進めます。」「③文化・スポーツ活動の充実を図り、いつでも、どこでも、だれもが学ぶことのできるまちづくりを進めます。」「④歴史や文化、自然などの豊かな地域資源の活用を図り、だれもが誇りと愛着のもてるまちづくりを進めます。」「⑤すべての人が犬山のまちづくりの担い手となり、だれもが暮らしたい、訪れたいと思えるようなまちづくりをすすめます。」の5つの視点に立ち、学びのまちづくりを進めることで、新しい価値を創造する力の育成を目指している。</p>
目標1 歴史・文化財の保存・活用を図ります。
<p><b>施策1 犬山城城郭保存活用事業</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大手門跡地である福祉会館の敷地について、福祉会館除却後に発掘調査を実施し、大手門に関する遺構の確認を行う。</li> <li>・史跡の保存活用計画を策定し、計画に基づいた適切な保存、管理を行いつつ、門、櫓、切岸など城山の整備に向けた検討を進める。</li> </ul> <p><b>施策2 犬山城天守保存修理事業</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・文化庁及び専門家の指導・助言の下、保存修理工事を実施する。</li> </ul> <p><b>施策3 史跡東之宮古墳整備事業</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・関係者と協議を進めながら史跡整備を推進する。また、東之宮古墳を市内外へ周知するための普及啓発活動を推進する。</li> </ul> <p><b>施策4 民俗文化財保存伝承事業</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・後継者育成を含めた総合的な支援を実施する。</li> <li>・神楽屋形、伝統行事等に使用される道具などの保存修理及び新調、後継者育成事業に対して助成を行う。</li> </ul> <p><b>施策5 犬山祭伝承保存事業</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・犬山祭及び車山 13 輛、練り物3種について、文化財保護の立場から現状を把握し、有形・無形の双方併せた保護施策の推進を図る（犬山祭の伝承保存）。</li> </ul>

- ・ 車山などの保存修理事業に対しては、犬山市文化財保存事業費補助金の交付による支援を行う（保存修理事業に対する支援）。

施策 6 「歴史的風致維持向上計画」の推進に関する事業

- ・ 歴史的風致維持向上計画の達成度と効果を検証し、今後の方向性を検討する（最終評価の実施）。
- ・ 第一期計画の最終評価を踏まえ、第二期計画を策定する（第二期計画の策定）。



## 3) 第2期 いいね！いぬやま総合戦略【令和2年（2020）3月策定 期間5年】

計画の概要
<p>平成 21 年をピークに市内人口が減少傾向に転じたことを受け、今後も市全体に活力があり、自立したまちを維持していくため、平成 28 年（2016）に「いいね！いぬやま総合戦略(人口ビジョン・総合戦略)」を策定。また、令和 2 年（2020）3 月に第 1 期総合戦略を見直した「(第 2 期) いいね！いぬやま総合戦略」を策定した。</p> <p>同戦略では、戦略の方向性を「犬山に暮らす人も 犬山を訪れた人も “豊かさを実感できるまち”」と定め、その達成に必要な目標「暮らしたいまち」、「活躍したいまち」、「訪れたいまち」のもと、令和 42 年（2060）における人口目標 61,000 人の堅持に向けた具体的な取組みを定めている。</p> <p>計画期間は令和 2 年度（2020）から令和 6 年度（2024）までの 5 年間となっている。</p>
基本目標 居場所と出番 活躍したいまちがある
<p><b>新たな地域ブランド開発を応援します</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新たな特産品の開発支援</li> <li>・特産品・工業製品を通じた市外への犬山PR作戦</li> <li>・新たに開発・商品化した事業者に対する販売促進活動などへの助成（第6次産業化支援事業など）</li> </ul> <p><b>みんなで地域緑UP！にチャレンジ</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の課題解決支援事業</li> </ul> <p><b>市民が主役のまちづくりをすすめます</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・協働プラザの整備・運営</li> <li>・市民活動支援施策の推進</li> <li>・市民活動団体が自立するための団体経営に関する支援の強化</li> <li>・協働のまちづくり基本条例の推進</li> <li>・市民活動支援条例の改正</li> <li>・“活躍の場”づくり（フューチャーセッション）</li> <li>・地域資源バンクの活用</li> </ul>
基本目標 人の流れ 訪れたいまちがある
<p><b>シティプロモーションを積極展開します</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市ホームページリニューアルなどによる効果的な情報発信</li> <li>・シティプロモーション強化事業</li> </ul>

**戦略ある“観光まちづくり”をすすめます**

- ・観光戦略を策定し、戦略に基づいた観光まちづくりを推進
- ・観光と異分野のかけ合わせ事業に挑戦

**木曽川河川空間を活性化します**

- ・木曽川河畔の整備（栗栖地区）
- ・地域の魅力づくりと発信（栗栖地区）
- ・飲食・物販やイベントを通じたにぎわいと地域活力の創出（内田地区）

**文化財を保存し、魅力を創出・発信します**

- ・歴史的資料等の収集・編纂
- ・文化財保存活用地域計画の策定
- ・（犬山城）城山などの史跡整備

## 4) 犬山市都市計画マスタープラン

【平成 23 年（2011）3 月策定 期間 10 年 令和 4 年度（2022）改定】

計画の概要
<p>第 5 次犬山市総合計画や愛知県が定める「尾張都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）」に即して、目指すべき将来の姿や都市づくり、都市計画の基本的な考え方を示すもの。目指すべき将来像の実現に向け、将来の土地利用など個々の都市計画の大きな方針を明らかにする「全体構想」と、市内を 5 地域に区分し、各地域の具体的なまちづくり方針を明らかにした「地域別構想」で構成されている。</p> <p>計画期間は平成 23 年度（2011）から令和 4 年度（2022）で、総合計画の改訂に合わせて平成 28 年度（2016）に見直しが行われた。</p> <p>「第 5 次犬山市総合計画」において掲げられた「人が輝き 地域と生きる “わ” のまち 犬山」を将来都市像とし、将来都市像実現のための 4 つの都市づくりの目標と目標ごとの都市づくりの方針を定めている。</p>
全体構想
<p><b>都市づくりの目標：交流を生み、にぎわいがあふれる都市</b></p> <p><b>城下町地区の歴史文化と地元住民の暮らしを礎とした観光交流拠点の形成</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・城下町地区の観光資源の魅力向上などにより、市民と来訪者の交流を促進する。</li> <li>・景観計画の運用により歴史的な城下町の雰囲気維持向上するように努める。</li> </ul>
目標実現に向けた都市整備の基本方針
<ul style="list-style-type: none"> <li>・城下町地区では多様な観光交流機能の集積を高めることにつながる魅力とにぎわいある都市空間の形成を図る。</li> <li>・既存の歴史的建造物の修理や復原を進めるとともに、歴史的町並みと調和した景観形成や伝統的建造物群保存地区の指定を検討するなどにより、道路の美装化等とあわせ魅力ある町並みの再生を図り、地域への誇りや愛着を高めることで、地域住民の暮らしぶりや商売の仕方も含めたまち全体の更なる質的向上を目指す。</li> <li>・古くからの木造建築物が数多く集積する城下町の防災性の向上を図るため、町内での防災設備の充実や、地域住民による防災活動の一層の取組を支援する。</li> <li>・にぎわいや交流を生み出すため、内田地区に整備中の新たな駐車場により、地区内への過度な自動車交通の進入を抑制する。</li> </ul>

土地利用の方針
<p><b>歴史的市街地(城下町地区)の土地利用方針</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 城下町地区は「商業業務地」及び「住商複合地」として、その周辺地は「一般住宅地」としての土地利用の維持・誘導を図る。</li><li>・ 城下町地区での伝統的建造物保存地区の指定や建築の高さの規制等についての検討を進める。</li></ul>
市街地整備等の方針
<p><b>歴史的市街地(城下町地区)</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 既存の歴史的建造物の修理・復原や来訪者に対する武家文化と町人文化の情報発信施設の充実を図るとともに、地域住民や来訪者が安全で安心して歩ける歩行空間の整備等、来訪者が増加することによる住環境の変化に配慮した整備を計画的に推進する。</li></ul>
都市防災等の方針
<p><b>建築物の不燃化・耐震化・減災化等の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 城下町地区では、歴史的建物の保全を考慮し、適切な消防水利の配置、火災を未然に防ぐ地域の自主的な取組み等、地域の実情に応じた防災対策を実施する。</li><li>・ 住宅の安全性の向上を図るため、民間木造住宅の耐震診断を実施するとともに、耐震改修に対する補助を行う。</li></ul>

## 5) 犬山市観光戦略【令和4年（2022）3月策定 期間10年】

計画の概要
<p>観光客の行動の変容や新型コロナウイルス感染症の蔓延等、観光を取り巻く情勢の変化に対応するため、これまでの取組みによる成果を踏まえつつ、観光に関する課題を市・市民・及び関係者が共有し、地域が一体となることで、犬山観光の更なる飛躍と観光分野の産業としての成長、ひいては持続可能な観光まちづくりを実現することを目的として策定された。</p>
基本理念② 犬山ならではの感動が得られる（オリジナリティ）
<p><b>方向性の趣旨</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 既にある資源を磨き上げるとともに、新たな資源を発掘・創造することで、犬山観光のブランド力と魅力を高めます。</li> </ul> <p><b>チャレンジする施策</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自然・歴史資源を活かした多彩な学びのツーリズムの企画実施（犬山頭首工、入鹿池、青塚古墳など）</li> <li>・ 犬山温泉の再興（ホテルインディゴ犬山有楽苑とともに）</li> <li>・ 木曽川うかいの更なる充実</li> <li>・ 里山を活かしたアウトドア・スポーツ観光（トレイルランニングレース開催など）</li> <li>・ 入鹿池（世界かんがい施設遺産）の資源磨き上げ（ツーリズム、視点場、ワカサギ）</li> <li>・ 国宝犬山城の世界遺産登録に向けた取組み</li> <li>・ （大本町/下本町/魚新通など）城下町ストリートの特徴を出す（にじみだし）</li> <li>・ 既存イベントなどを観光資源としてブラッシュアップ・活用</li> <li>・ 尾張の奥座敷としてのブランドイメージ向上に向けた取組み</li> <li>・ 世界でも希少な施設「日本モンキーセンター」「博物館明治村」のブランド力向上</li> <li>・ 犬山焼の新たな価値づくり（ブランディング）</li> <li>・ 名古屋市との連携による犬山のブランディング</li> <li>・ 街道に関する観光資源の開発（インバウンド、アクティブシニア）</li> <li>・ 異分野連携、多様な主体の参加による観光商品・体験メニュー開発と磨き上げ</li> <li>・ 高単価・高付加価値商品造成取組み支援</li> <li>・ 文化財・芸術・スポーツ分野の連携と活用（スポーツコミッション等との連携など）</li> <li>・ デジタルコンテンツの充実</li> <li>・ 首都圏、関西圏、名古屋圏でのアンテナショップ・商品セールス展開・PR活動など</li> <li>・ 犬山祭がつなぐ観光まちづくりの推進</li> <li>・ 「水・城・緑」を意識したコンテンツ造成などの取組み促進</li> </ul>

## 6) 犬山市景観計画【平成 20 年（2008）策定】

計画の概要
<p>市全域をとらえた美しい景観づくりのための方針を取りまとめ、市民や事業者が主役となって行政と協働しながら、犬山らしい魅力ある景観づくりに取り組んでいくための“羅針盤”とするため、景観法に基づき定められたもの。市全域を「景観計画区域」とし、景観計画区域を3つの地域（①犬山城周辺地域、②市街地地域、③東部丘陵・里山地域）に大別し、それらをさらに詳細な8つの範囲（ゾーン）に分け、それぞれについて、良好な景観形成に関する方針と建築物の形態・意匠に対するルールを設定している。</p>
景観形成の基本的な考え方 2. 目標景観像と基本目標
<p><b>木曾の流れと里山の緑を暮らしに取り込む景観づくり</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・木曾川や東部丘陵は、犬山市だけでなく、近隣市町も含めた市街地の背景という資源として、広域的に保存と活用に取り組んでいく必要がある。</li> <li>・河川やため池などの水辺や田園、里山については、生態系への配慮を十分に意識した上でその保全を図る。</li> <li>・眺望の保全のためにも建築物や工作物の高さや色彩についての規制誘導を図っていく。</li> </ul> <p><b>城の歴史と車山(やま)の文化が暮らしを彩る景観づくり</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の歴史や文化を継承しつつ、観光振興などにも目を向けて、より一層愛着と親しみ、そして誇りを持てるような景観づくりを行っていく。</li> <li>・長く受け継がれてきた地域固有の歴史や伝統を地域住民一人ひとりが再認識し、地域固有の資源を守り、育み、次世代に伝えていくことで地域に対して誇りと愛着を持つことができるような景観形成を目指す。</li> </ul>

## 7) 犬山市地域防災計画【令和4年（2022）2月修正 毎年修正】

計画の概要
<p>市民のかけがえのない生命、身体及び財産を風水害や地震をはじめとした、様々な災害から保護することを目的とした計画。</p> <p>災害対策基本法（昭和36年法律第223号 法律はそのまま？）第42条の規定に基づき、犬山市防災会議が犬山市の地域に係る防災計画として位置付けられており、毎年検討に加え、必要があるときは適宜修正する。計画は、「風水害対策編」「地震災害対策編」「原子力災害対策編」「資料編」から構成されている。</p>
風水害等災害対策計画・地震災害対策編
<p><b>1 市における措置</b></p> <p>(1) 防災思想の普及 文化財に対する市民の愛護精神を高め、防災思想の普及を図る。</p> <p>(2) 管理者に対する指導・助言 管理者に対する防災知識の普及を図るとともに管理、保護について指導、助言を行う。</p> <p>(3) 連絡・協力体制の確立 災害が発生した場合に備え、市及び消防関係機関等は、管理者等との連絡・協力体制を確立する。</p> <p>(4) 適切な修理の実施 適時、適切な修理を実施し、予想される被害を未然に防止する。</p> <p>(5) 防火・消防施設等の設置 自動火災報知設備、貯水槽、防火壁、消防道路等の施設・設備の設置を促進する。</p> <p>(6) 文化財及び周辺環境の整備 文化財及び周辺環境の整備を常に実施する。</p> <p><b>2 重要文化財の耐震対策</b></p> <p>平成30年（2018）8月9日付け文化庁文化財部参事官（建造物担当）の事務連絡「重要文化財（建造物）の耐震対策について」のとおり、下記の耐震対策を実施する。</p> <p>(1)耐震予備診断・耐震診断及び耐震補強の実施</p> <p>(2)対処方針の作成・提出</p> <p>(3)耐震対策推進の周知徹底</p> <p>(4)補助事業における耐震予備診断の必須</p> <p>(5)耐震予備診断実施の徹底</p>

## (6) 県の指導・助言

### 3 応急的な対策

被害発生時の現場保存や緊急的保存措置の指導を行い、火災・散逸などの二次災害防止に努める。

### 4 災害時の対応

災害時には、次の対応を実施する。

(1) 被害状況の把握と報告

(2) 事後措置の指示・伝達

### 5 応急協力体制

市は、県と協力し、緊急避難用保管場所（公立博物館、資料館等）の提供など文化財の安全確保に努めるとともに、文化財の専門知識を有する者を派遣し、適切な対応がとられるよう応急協力体制の確立を図るものとする。



## 8) 第2次犬山市環境基本計画【令和3年(2021)3月策定 期間10年】

計画の概要
<p>市内の豊かな環境を守り、次の世代へより良いものとして引き継いでいくため、平成14年(2002)4月の「犬山市環境基本条例」の施行と同時に策定された。</p> <p>将来環境像「里山の自然と暮らしが調和した 住み続けたいまち 犬山」の実現を目指して、里山環境の保全、公害対策やごみ減量など市の環境の保全および創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図っている。</p> <p>また、近年の環境課題に対応するため、令和2年(2020)3月に「第2次犬山市環境基本計画」を策定し、環境の保全等に関する更なる取組を推進する。</p>
基本目標1 里山の恵みを守り育てるまち ～自然共生社会の実現～
<p><b>個別目標(1) 里山の保全</b></p> <p>施策① 里山(洞)の保全</p> <p>施策② 農地、森林・里山林の保全</p> <p>施策③ ため池・河川、水辺の保全・活用</p> <p><b>個別目標(2) 生物多様性の保全</b></p> <p>施策④ 動植物の生息・生育環境の保全</p> <p>施策⑤ 生物多様性の保全に向けた普及・啓発</p> <p><b>個別目標(3) 健全な水循環系の構築</b></p> <p>施策⑥ 健全な水循環系の維持・回復に向けた取組の推進</p> <p>施策⑦ 良好な水環境の維持</p>

### (3) 個別計画

#### 1) 国宝犬山城天守・史跡犬山城跡保存活用計画

【令和3年（2021）3月策定 期間10年】

<b>計画の概要</b>
<p>国宝犬山城天守・史跡犬山城跡の今後の保存管理に万全を期すると共に、中・長期的な観点から、歴史遺産としての保存・活用及び整備を計画的に推進することを目的として策定した計画である。</p>
<b>（文化財に係る項目）</b>
<p>国宝犬山城天守、史跡犬山城跡の文化財的価値、本質的価値と構成要素を明確化し、それらを適切に保存活用するための基本方針、方法、現状変更等の取り扱い基準等を示している。</p>

#### 2) 史跡東之宮古墳保存活用計画【平成30年（2018）3月策定】

<b>計画の概要</b>
<p>史跡東之宮古墳を適切に保存・活用し、次世代へと確実に伝達することを目的に平成30年3月に策定した計画である。</p>
<b>（文化財に係る項目）</b>
<p>史跡東之宮古墳の本質的価値と構成要素を明確化し、それらを適切に保存活用するための基本方針、方法、現状変更等の取り扱い基準等を示している。</p>

## 2. 歴史文化資源リスト

(1) 小学校区別

(2) 歴史文化資源種別

## 歴史まちづくり事業について

## 1. 犬山市歴史的風致維持向上計画

概要：平成 31 年 3 月に認定を受けた犬山市歴史的風致維持向上計画（第 2 期 計画期間は平成 31 年度～令和 10 年度）の進行評価を行うとともに、計画の変更を行う。今後、令和 5 年 2 月 14 日（火）に開催する犬山市歴史まちづくり協議会での審議を行い、パブリックコメントを実施した後に変更の手続きを進める。

## 2. 第 8 回 中部歴史まちづくりサミット in 郡上

概要：年に一度中部地区各都市持ち回りで開催しているもので、歴史的風致維持向上計画が国の認定を受けた 16 都市の首長が一堂に会して歴史まちづくりに関わる様々な課題について情報交換をしている。サミットの詳細は以下のとおり。令和 4 年度は 10 月 20 日に岐阜県郡上市で開催した。

開催日時：令和 4 年 10 月 20 日（木）13：00～17：00（サミット）

令和 4 年 10 月 21 日（金） 8：45～11：55（現地視察）

開催場所：岐阜県郡上市総合文化センター

開催内容：(1) 郡上八幡の紹介「郡上八幡北町大火からの復興」  
(2) 基調講演「歴史まちづくり法の意義・効果と将来」  
(3) 講演「重要伝統的建造物群保存地区 選定 10 周年について」  
(4) パネルディスカッション

## 3. 犬山市歴史まちづくり賞事業

概要：景観や風情の向上に貢献している伝統的な意匠などに優れた建造物を表彰することで、歴史的建造物を将来にわたって守り続け、そして城下町の伝統的な景観を次世代へ継承していくために、平成 29 年度より実施している。令和 4 年度も継続して実施する。

応募条件等は令和 4 年 1 月 6 日（火）に開催した歴史まちづくり協議会専門部会で審議を行った。

募集期間：令和 4 年 2 月 1 日（水）～2 月 28 日（火）

## 犬山祭の保存修理等及び地域の伝統行事等伝承事業について

## 1. 地域の伝統行事等伝承事業（国指定等）

## ① 犬山祭の車山行事の魚屋町中幕復元新調

- (ア) 事業者 一般社団法人犬山祭保存会（魚屋町）
- (イ) 事業概要 中幕 2 面（前面・右面）の復元新調  
※全 4 面中の残り 2 面（後面・左面）及び赤幕 4 面を令和 5 年度に復元新調予定
- (ウ) 総事業費 8,770,000 円（見込）
- (エ) 国庫補助額 8,770,000 円（交付決定済） 100%
- (オ) 受注者 ㈱龍村美術織物

## ② 犬山祭の車山行事の下本町車山保存修理

- (ア) 事業者 一般社団法人犬山祭保存会（下本町）
- (イ) 事業概要 車山の屋根廻り部材（野地板・垂木・破風・鬼板・懸魚・格天井・棟桁・脇桁・鋳金具）の保存修理
- (ウ) 総事業費 4,734,000 円（見込）
- (エ) 国庫補助額 3,747,000 円（交付決定済）
- 県費補助額 425,000 円（交付決定済）
- 市費補助額 562,000 円（交付決定済）
- (オ) 受注者 ㈹楽浪文化財修理所・京都社寺鋳漆㈱

①



魚屋町現中幕（右面）



魚屋町中幕（試作確認）



魚屋町中幕（直繻い部分の刺繍作業中）

②



下本町屋根廻り部材（部分）



下本町鬼板・懸魚・破風（施工打合せ）



下本町破風（漆塗り直し作業中）

## 2. 地域の伝統行事等伝承事業（国指定等以外）

## ①用具等整備事業（市内の民俗芸能や伝統行事に用いる神楽屋形や楽器等の修理・新調）

(ア) 事業者 犬山市文化遺産活用推進実行委員会

(イ) 事業概要

①安戸町内会の神楽屋形の修理

②二の宮稚児山（壇尻）保存会の桶胴太鼓の修理

③虫鹿神社御神楽保存会の太鼓修理と小太鼓新調

④寺洞町内会お宮関係文化財保存会の神楽（御輿）・獅子頭修理

⑤荒井組神楽保存会の獅子屋形修理

⑥獅子（囃子）保存会の縮太鼓修理

⑦橋爪上組会の神楽屋形修理と篠笛新調

(ウ) 総事業費 19,631,220 円（見込）

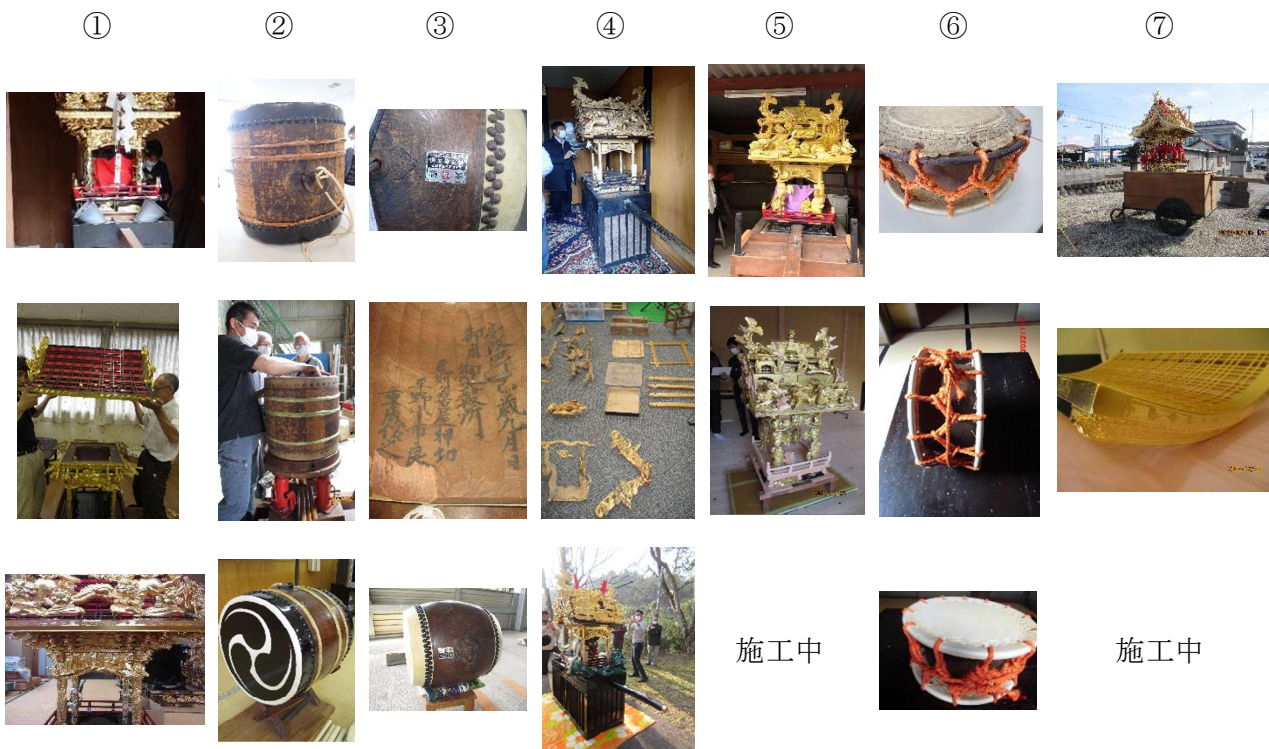
国庫補助額 14,869,000 円（交付決定済）

市費補助額 4,748,220 円（交付決定済） } 100%

(エ) 受注者

①株式会社加藤 ②中村太鼓店 ③⑥堀田新五郎商店 ④シオン(株)

⑤⑦株式会社倉知佛壇店 ⑦笛師田中敏長



(上段：着手前、中段：施工中、下段：完了時)

## 犬山祭の保存修理等について

## 1. 犬山祭の車山行事 民俗文化財伝承・活用等事業

## 犬山祭の車山行事の魚屋町中幕復元新調

- (ア) 事業者 一般社団法人犬山祭保存会（魚屋町）
- (イ) 事業概要 中幕 2 面（後面・左面）及び赤幕 4 面（飾房等の付属品含）の復元新調  
※中幕全 4 面中の 2 面（前面・右面）は令和 4 年度に復元新調実施
- (ウ) 総事業費 10,310,000 円（見込）
- (エ) 国庫補助額 5,155,000 円（見込）
- 県費補助額 927,000 円（見込）
- 市費補助額 3,436,000 円（見込）
- 所有者負担額 792,000 円（見込）
- } 100%



魚屋町現中幕（左面）



魚屋町赤幕（前面）

## 文化財建造物の保存修理について

## 1. 令和4年度犬山市文化財保存事業費補助金事業について

国登録有形文化財（建造物）等を地域の資産として残していくため、歴史的風致維持向上計画の重点区域内に建つ歴史的建造物を歴史的風致形成建造物に指定し、修理費用の一部を助成する。令和4年度は2件の修理に対し補助を行う。

## (1) 登録有形文化財専念寺庫裏（写真本堂の右側 修理済）

・・・資料4-1

修理内容：奥広間、大広間の床下構造部材の取替



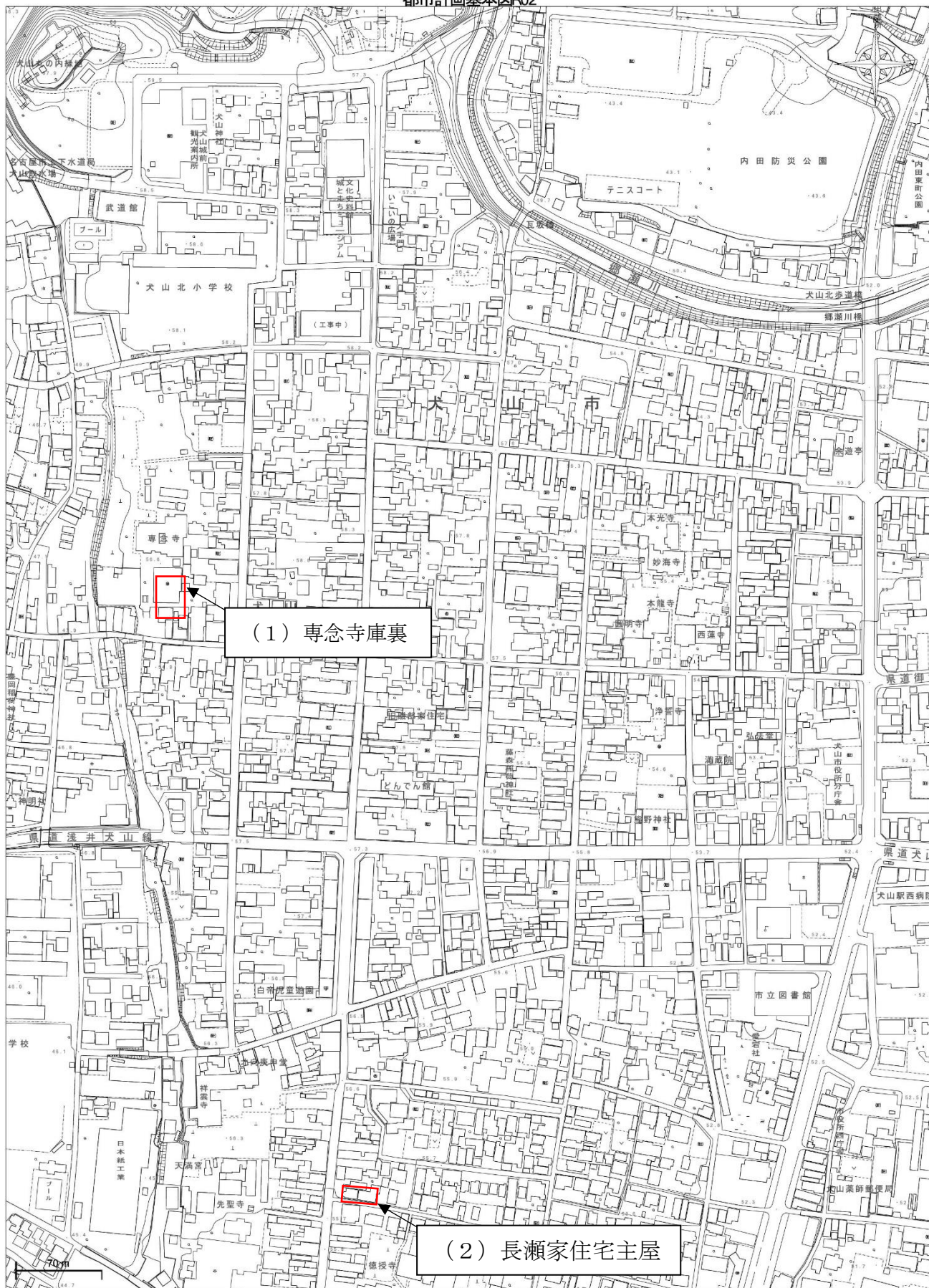
## (2) 歴史的風致形成建造物長瀬家住宅（今後修理予定）

・・・資料4-2

修理内容：下屋の葺き替え







1/2500

1/1

## (1) 専念寺庫裏

- 建造物名 専念寺庫裏【登録有形文化財建造物】
- 所在地 犬山市大字犬山字西古券
- 建物概要
  - 【構造】・・・木造平屋
  - 【建築年】・・・江戸中期（元禄2年）
  - 【面積】・・・建築面積 216 m<sup>2</sup>
  - 【外観】・・・切妻造、棧瓦葺、桁行 20.7m、梁間 10.9m

- 事業内容  
奥広間、大広間の床下構造部材の取替。

- 補助対象事業費及び交付額  
事業費:2,932,915 円 補助額:1,955,000 円

## ■ 特徴

専念寺は浄土宗の寺院で、寺伝によると弘治元年（1555）犬山城主池田信輝の創建で、信輝公の伯父である讃誉放念を開山とする。信輝が小牧・長久手の戦いで戦死し、犬山城主小笠原家、次いで平岩家の菩提寺となり、同家一族の墓がある。

専念寺庫裏は愛知県の近世社寺建築調査の際に調査され、元禄2年建築で愛知県下では4番目に古い建物である。

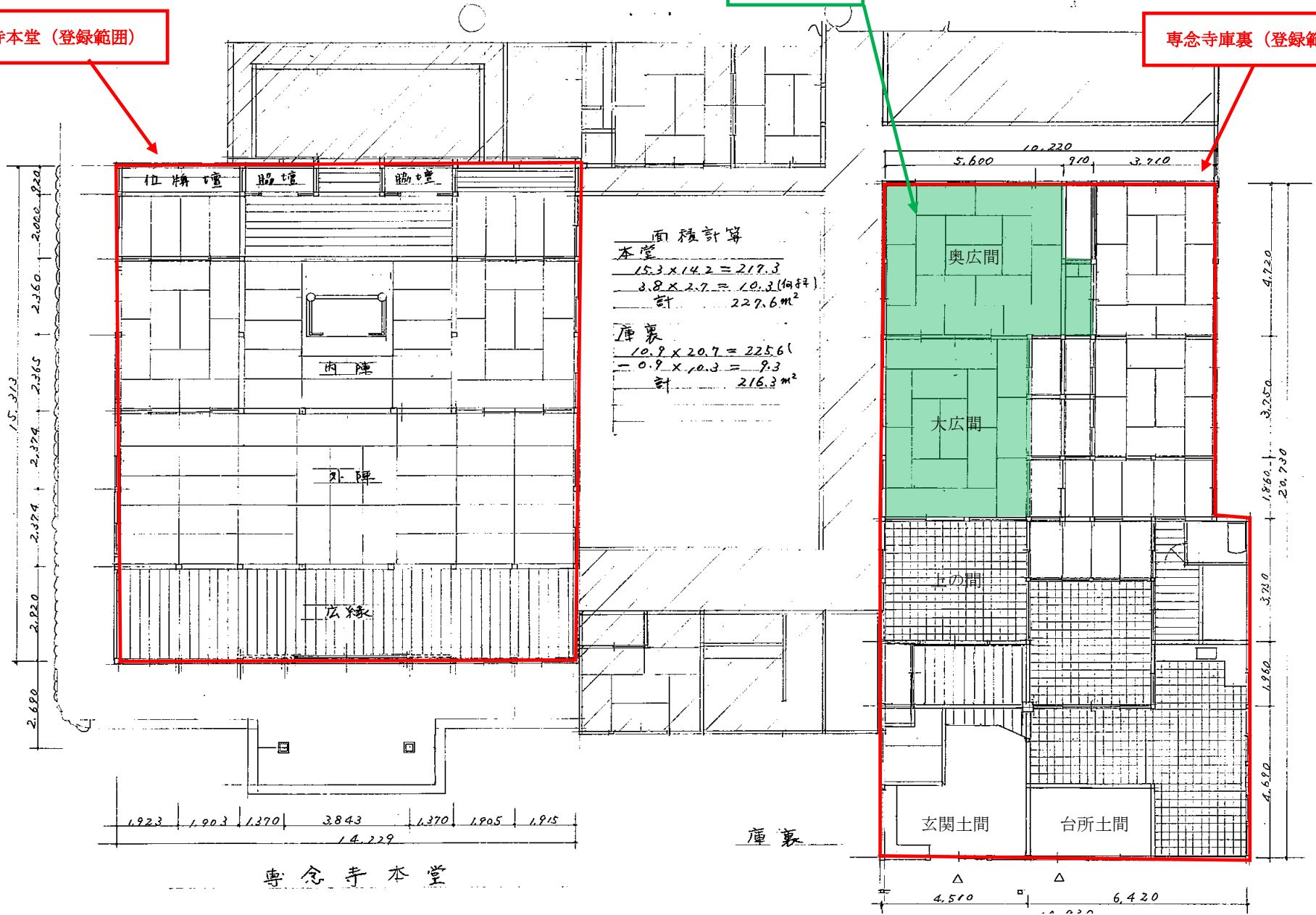
全体を縦に二分し、本堂寄りの土間を玄関とし、西側土間（現在板床張）を台所とする。本堂側の各室を床付きの接客空間とし、反対側を内向きの室としている。本堂、庫裏とともに犬山市の江戸時代中期の浄土宗寺院の典型的な例として貴重な遺構である。平成16年に改造され、西側濡縁は広縁となり、座敷の一部の建具は取替、古い天井板の下に新しい天井板を張るなどの改造が行われているが、構造体は当初材を良く残している。

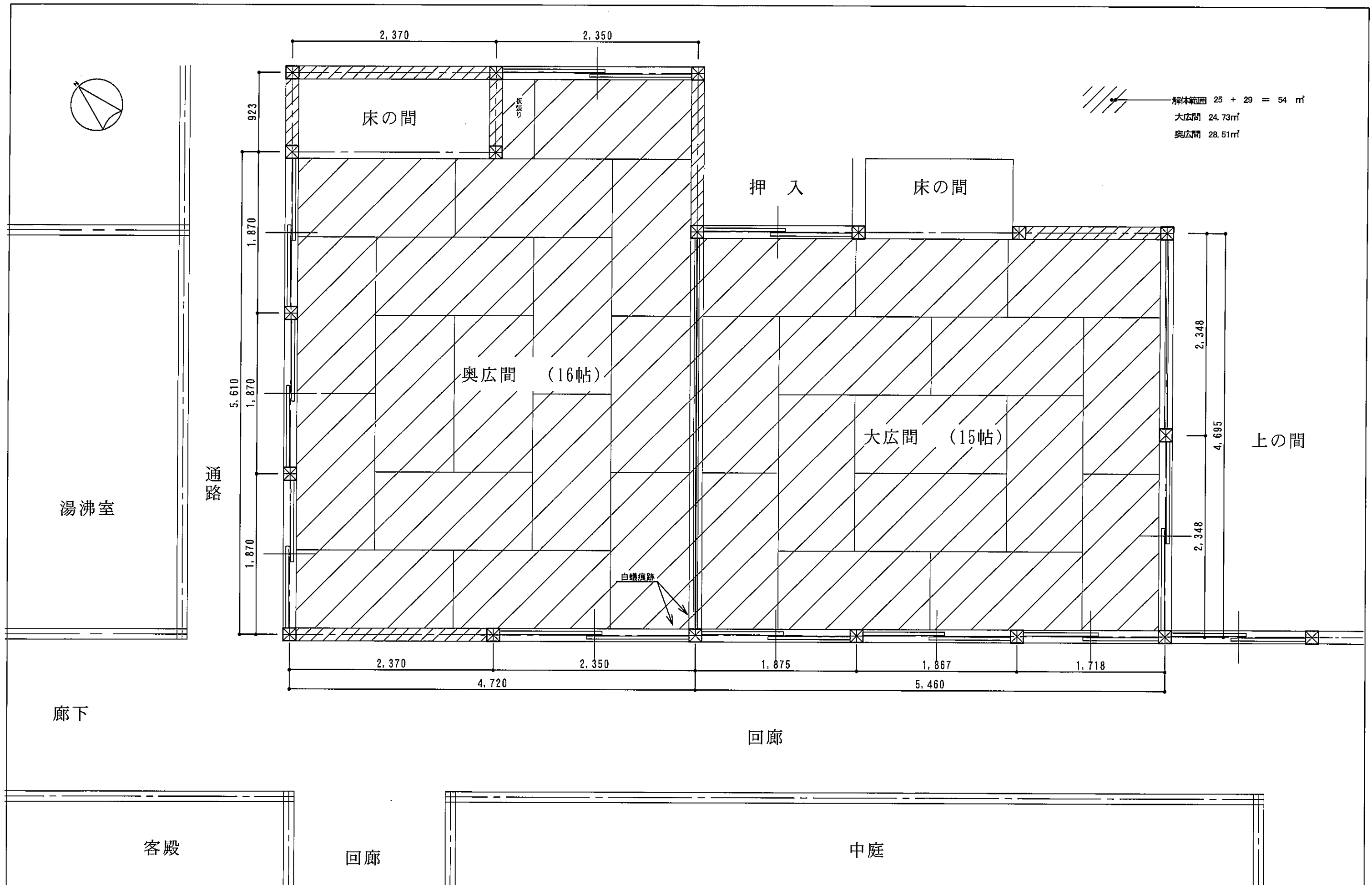
■ 工事箇所

専念寺本堂 (登録範囲)

工事箇所

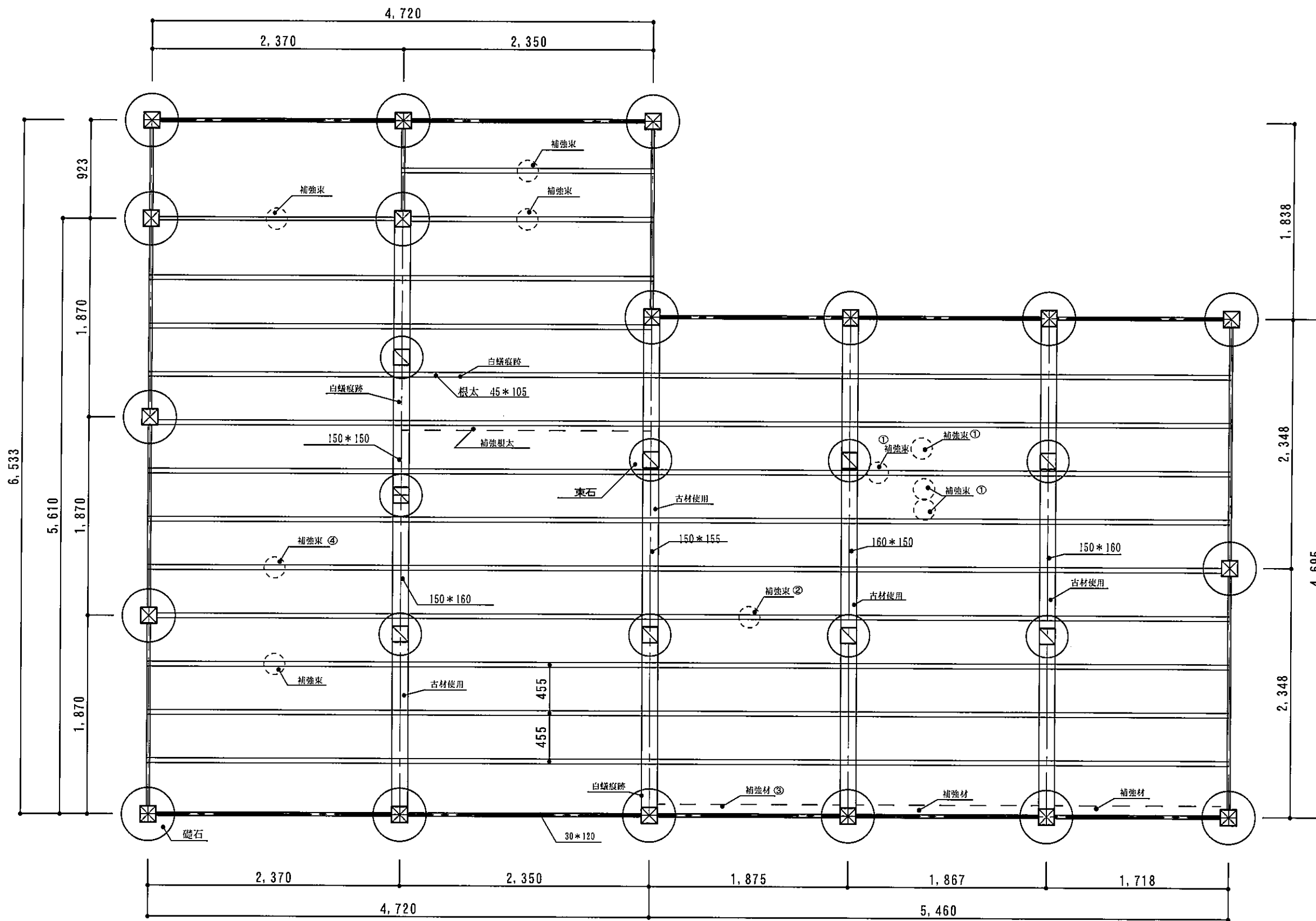
専念寺庫裏 (登録範囲)





既設平面図 1/40

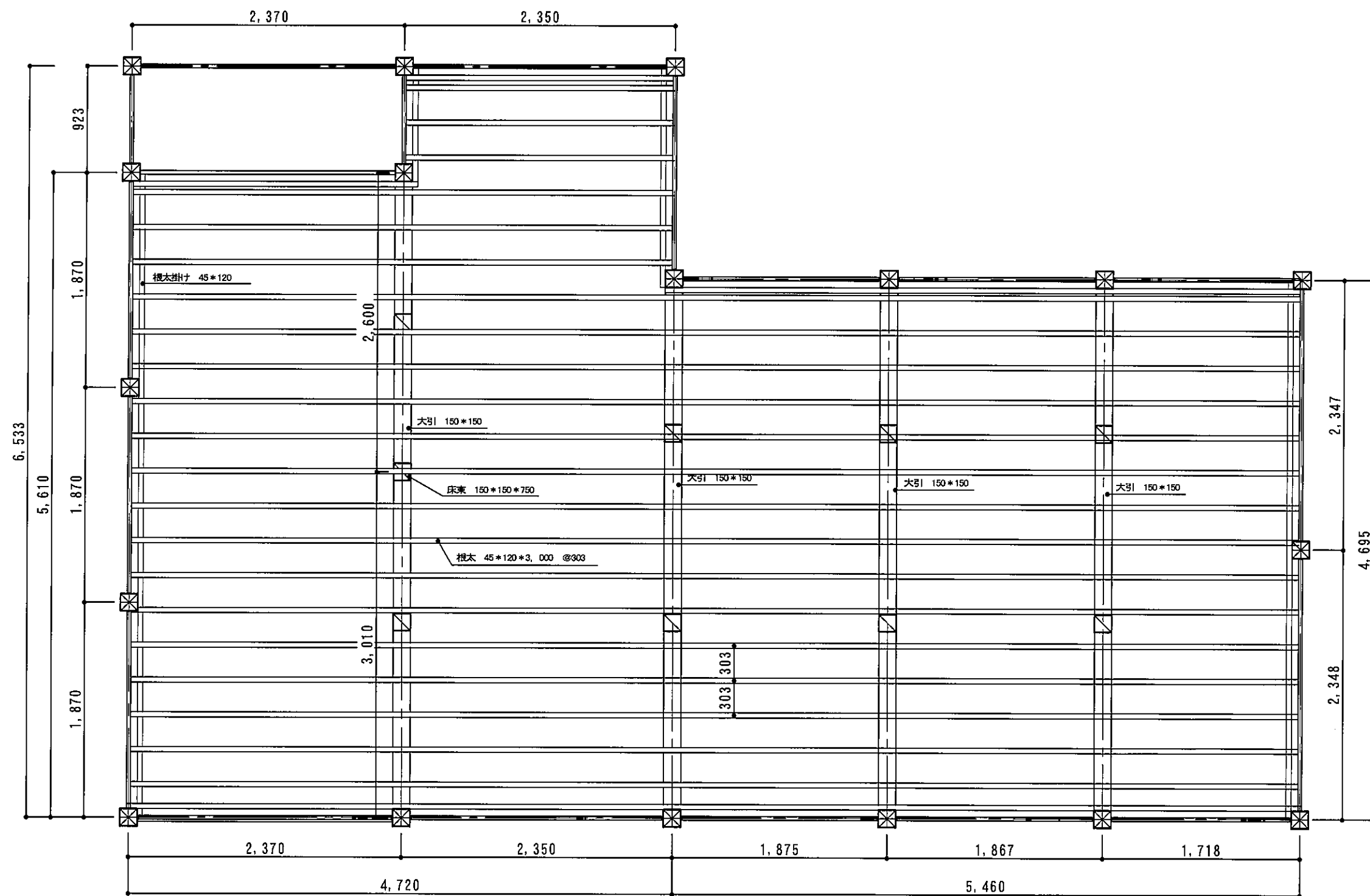
工事名 専念寺広間床改修工事		図名 既設平面図	縮尺 1/40	令和3年9月15日
検図	担当	製図	図番	訂正 年 月 日
安達建築株式会社				



- ☒ 柱 150\*150
- ☒ 床束 150\*150

既設床組み伏せ図 1/40

工事名 専念寺広間床改修工事			図名 既設床伏せ図	縮尺 1/40	令和3年9月18日
検図	担当	製図	安達建築株式会社		訂正 年 月 日



- ≡≡≡ 根太 45\*120\*3,000 @303
- ≡≡≡ 大引 150\*150
- 床束 150\*150\*750
- ≡≡≡ 根太掛汁 45\*120

床 伏 せ 図 1/40

工事名 専念寺広間床改修工事		図名 床 伏 せ 図	縮尺 1/40	令和 3 年 9 月 18 日
検 図	担 当	製 図	図 番	訂 正 年 月 日
安達建築株式会社				

# 專念寺庫裏床改修工事



補強束 ①



---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

補強束 ①



---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

補強束 ⑤



---

---

---

---

---

---

---

---

---

---



補強束 ④



---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

補強束 ③



---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

白蟻痕跡



---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

白蟻痕跡



白蟻痕跡



白蟻痕跡





## (2) 長瀬家住宅主屋

- 建造物名 長瀬家住宅主屋【歴史的風致形成建造物】
- 所在地 犬山市大字犬山字南古券 267
- 建物概要
  - 【構造】・・・木造二階建
  - 【建築年】・・・大正元年
  - 【面積】・・・建築面積 62.5 m<sup>2</sup>
  - 【外観】・・・平入、切妻造、棧瓦葺、桁行 5.6m、梁間 10.3m
  - 【利用状況】・・・個人住宅として活用

- 事業内容  
下屋屋根葺替

- 事業費（補助額）  
1,186,020 円 （補助 790,000 円）

## ■ 特徴

長瀬家は、江戸時代末に栗栖より現在地に移住し、明治21年生まれの二代鋏次郎が大正元年に現在の主屋を建築し、箱錠鍛冶を営んだ。三代賢次郎は昭和30年代にテント業に転じ、平成5年に背面側の浴室、便所等の平屋部分を取り壊し、二階建ての座敷を新築した。平成17年に高齢化により廃業した。

主屋は稲置街道東側に面し、西向きの建物で、間口は三間、奥行は五間半で、敷地は間口三、三間、奥行十七間で城下町では標準的な広さの商家である。

正面側のミセは、中央に柱を建て北側一間半、奥行三間半の板間としているが、当初は北側も土間で、ここで箱錠前を製作していた。土間境が中戸で、大黒柱の奥北側は一間半四方の板間で、南側は一間の通り庭と半間の階段としている。板間の奥は六畳室で北側に仏壇、床の間を配し、南側は長四畳の板間としている。

正面外観は稲置街道に面し、半間の下屋を出し、一階は中央に柱を建て、北と南で腰の高さの異なるアルミサッシの腰高ガラス戸、各4枚引き違い戸としている。二階は両端半間を黒漆喰塗の壁とし、中央二階は窓で、長押を上下に付ける。軒は船柁造りである。建具はアルミサッシに変えられているが、伝統的な外観を良く残している。

西側写真



一文字瓦葺替

北西側写真

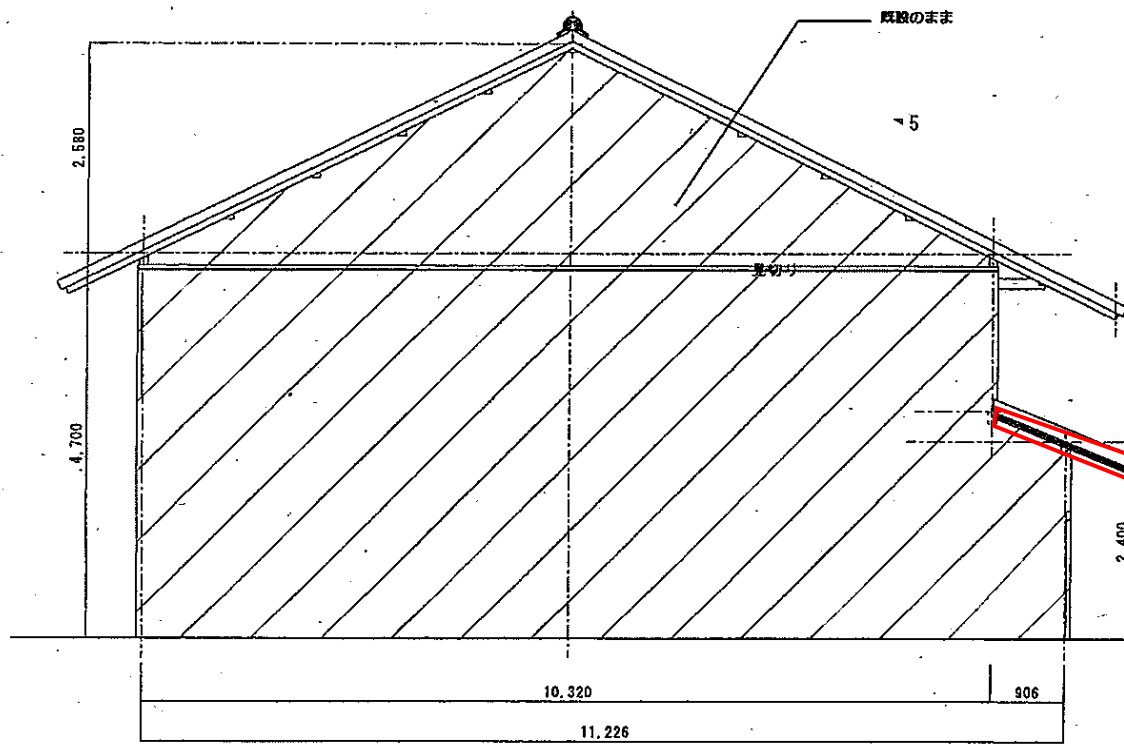


一文字瓦葺替

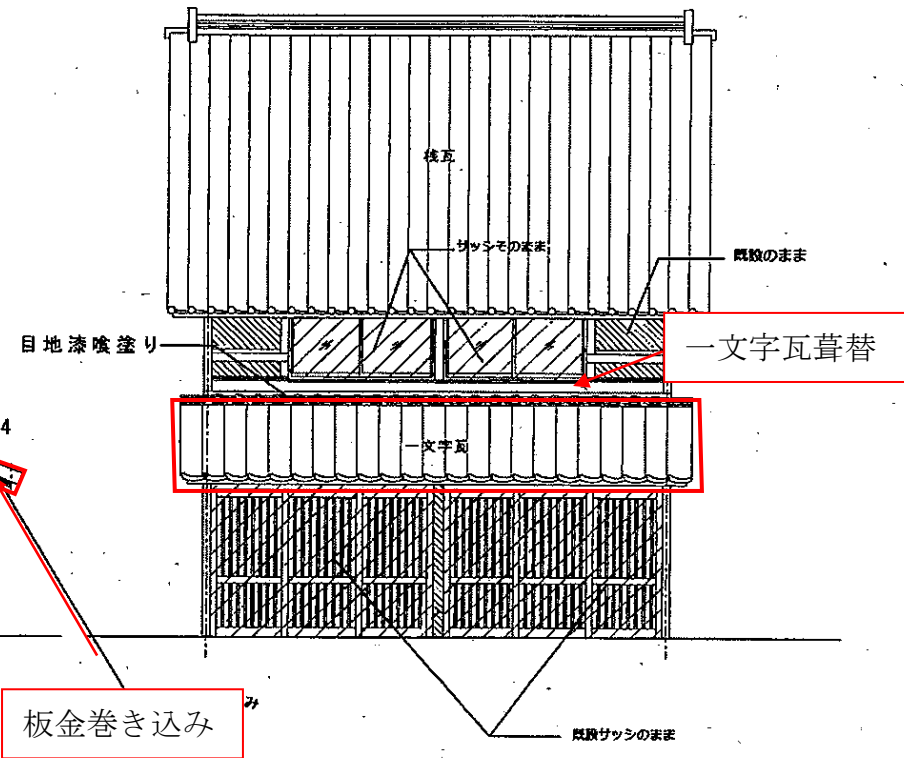
板金巻き込み

立図面図

北側立面図



西側立面図



## 令和 4 年度 犬山城関連主要の進捗について

## 1. 犬山城の保存活用に関する事業

## (1) 史跡犬山城跡整備基本計画策定

- 計画の対象範囲、整備に関する現状と課題について、犬山城調査整備委員会で意見聴取を行った。
- 犬山市福祉会館跡地（大手門枡形跡）の史跡追加指定範囲について意見聴取を行った。
- 令和 5 年度に具体的な整備内容を検討し、整備基本計画を取りまとめる予定。

## (2) 石垣調査の実施

- 史跡犬山城跡の石垣の三次元測量、現況調査を実施し、石垣カルテを現在作成している。  
(実施箇所)：本丸東側、杉の丸南側・西側

## (3) 石垣保護工事・・・【資料 5-1】

- 松の丸南東側の石垣、石垣下斜面の樹木間に落石防止のための樹脂製ネット設置する工事を完了した。  
工 期：6 月 16 日から 10 月 21 日まで  
請負業者：犬山建設株式会社

## (4) 犬山城黒門跡礎石発掘調査・・・【資料 5-2】

- 市外に移築され、現存している黒門の原位置での復元整備について検討するため、礎石の残存状況や地形の改変状況を確認するため、8 月 16 日～26 日で登城口南側、12 月 16 日～30 日で登城口北側の発掘調査を行った。  
調査の結果、礎石については 2 点とも原位置を保っていないことが明らかとなったほか、地山・岩盤層の検出は出来なかったが、化粧土と見られる土層が検出されたほか、礎石の抜き取り痕の可能性のある落ち込みを確認した。また、化粧土以下の面については確認規模で 1m 以上土が盛られていることから、犬山城築城に伴う地業の痕跡の可能性があり、現在整理作業を行っている。

## (5) 移築された門・櫓の復元に向けた調査

- 犬山城城郭調査の一環として、廃城時に移築された市内外に現存する犬山城の門、櫓について、将来的な移築又は復元の際の基礎資料とし、記録としての保存を図ることを目的として、実測調査及び痕跡調査を実施。  
(実績)：運善寺山門（一宮市：伝清水門か？）  
期間：令和 4 年 6 月 20 日、9 月 26 日（2 日間）  
調査：指導員 名古屋工業大学名誉教授 麓和善（犬山城調査整備委員会）  
名古屋工業大学准教授 濱田晋一  
調査員 名古屋工業大学・同大学院の学生 延べ 13 名  
(実績)：専修院山門（扶桑町：伝矢来門）  
期間：令和 4 年 8 月 8 日、8 月 22 日（2 日間）  
調査：指導員 名古屋工業大学准教授 濱田晋一

調査員 名古屋工業大学・同大学院の学生 延べ 10 名

(実績) : 瑞泉寺山門 (犬山市 : 伝内田門)

期間 : 令和 4 年 10 月 3 日、10 月 28 日、11 月 21 日 (3 日間)

調査 : 指導員 名古屋工業大学名誉教授 麓和善 (犬山城調査整備委員会)

名古屋工業大学准教授 濱田晋一

調査員 名古屋工業大学・同大学院の学生 延べ 7 名

#### (6) 犬山城城郭内樹木剪定伐採・・・【資料 5-3】

○国宝犬山城天守・史跡犬山城跡 保存活用計画に基づき、遺構、眺望、来訪者、植生、景観に影響がある樹木を対象に、伐採、剪定等を実施。

実施時期 : 令和 5 年 1 月～3 月 (予定)

伐採樹木 : 本丸西側 3 本 (石垣損傷)、本丸東側 8 本 (石垣損傷 3 本、眺望阻害 5 本)

#### (7) 犬山城天守防災対策

○犬山城調査整備委員会から意見聴取した結果、犬山城の防災対策については、新たに部会を設置して検討することとなった。

○天守だけでなく史跡を含めて、設備面と運用面の両面から検討したうえで「(仮) 犬山城防災対策計画」を策定する予定。

#### (8) 「近世城郭の天守群」の取り組み

○令和 4 年 6 月 1 日に国宝の城を有する松本市、松江市、犬山市の三市長が、世界遺産登録に向けた取組や文化観光の推進について意見交換を実施。懇談終了後に、和田裕行彦根市長に挨拶する機会にも恵まれた。

○令和 4 年 11 月 22 日に松本市、松江市、犬山市の三市長が姫路市長を表敬訪問し、国宝 5 城を有する城郭都市として観光面の協力を更に深めるとともに、歴史文化の交流・ネットワーク化を進めていくことを確認。来年 9 月に姫路市で開催される「お城 E X P O」に 5 市長が集まり、5 城を世界の宝にしていくための連携等について協議する場とすることで一致。

○令和 5 年 1 月 23 日にフランスの専門家とオンラインで繋ぎ、近世城郭の天守群の価値や提案書原案等についてアドバイスをもらう予定。

## 2. 犬山城の管理に関する事業

### (1) 主な維持・修繕・・・【資料 5-4】

○来訪者が快適に登閣してもらうために、経年劣化した設備等を適切に維持・修繕する。

- ・城郭内案内看板改修工事 (史跡整備基本計画策定後に実施)
- ・城郭内トイレ洋式化改修工事 (完了)
- ・天守一階展示スペース撤去工事 (「(仮) 犬山城防災対策計画」策定後に実施)
- ・城郭内四阿基礎撤去工事、城郭内櫓跡地コンクリート撤去工事 (七曲石垣崩落応急修理、弓矢櫓南側石垣応急修理完了に実施)
- ・七曲石垣崩落応急修理、弓矢櫓南側石垣応急修理 (砕石土嚢により崩落箇所を保護する工事を



令和 5 年度に実施予定)

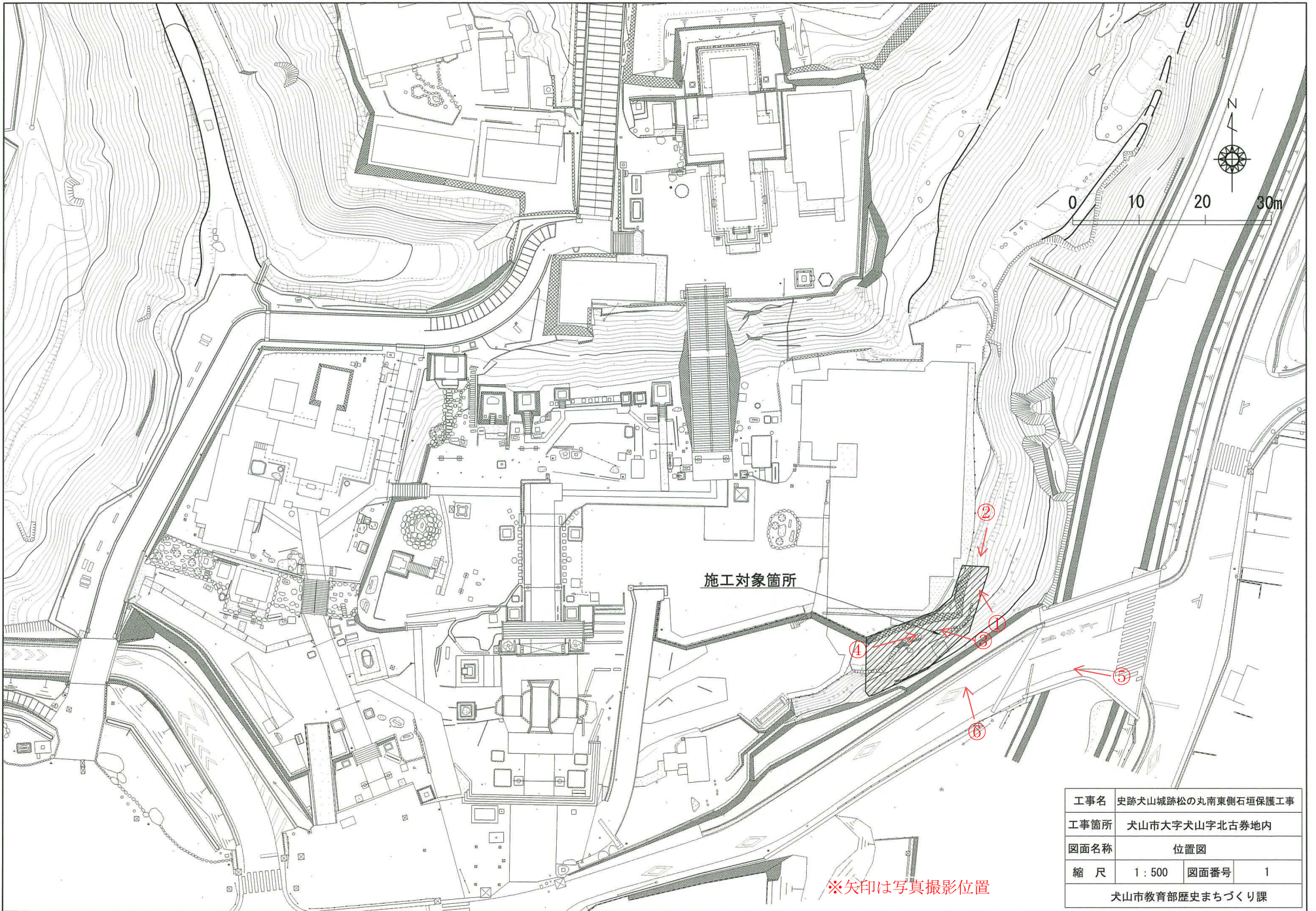
## (2) 犬山城の消防訓練及び無料開放の実施・防災対策強化

### ○犬山城防災訓練の実施

- ・日 時：令和 5 年 1 月 26 日（木）午前 10 時から 11 時
- ・内 容：文化財の防災意識を高めるとともに火災発生時の初動対応を円滑に行えるよう、犬山城職員、夜間警備員、消防署等との合同消防訓練を実施。
- ・想 定：不審者の放火により天守 2 階中央付近から出火し延焼拡大をしている。天守内には多くの来城者がいる。
- ・無料開放：9：00～17：00

### ○火災を想定した“夜間初動訓練”の実施

- ・日 時：令和 4 年 10 月 25 日（火）、11 月 1 日（火） 午後 5 時 30 分から 6 時 30 分
- ・内 容：犬山城の夜間体制は警備員 1 人（23:30～02:00 重複で 2 人）の勤務となっている。発災時に有効な初期対応ができない場合には甚大な被害の発生が危惧されることから、通報から消防隊が現場到着するまでの約 10 分間に、迅速な対応を行い、最小限の被害に抑えることが出来るよう、夜間火災発生時の対応マニュアルに基づき、初動対応訓練を実施する。
- ・対 象：犬山城に勤務する夜間警備勤務者 4 人





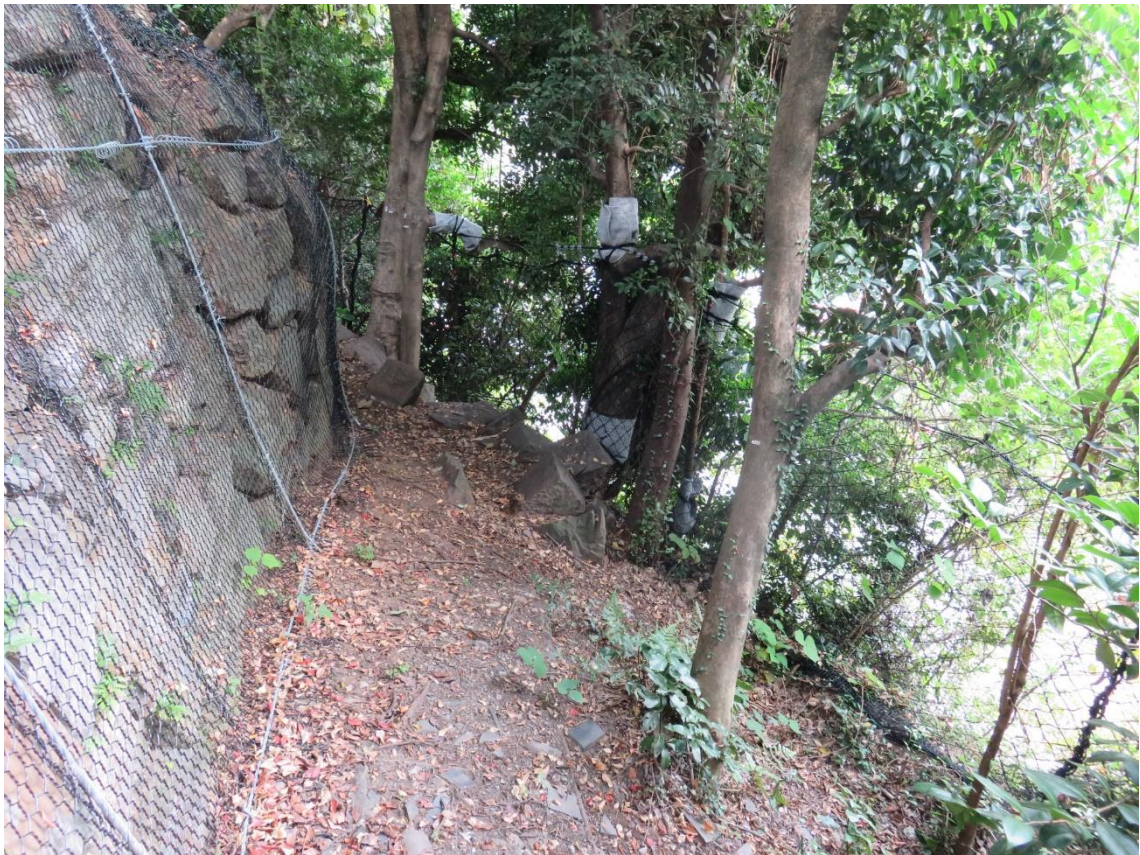
①No. 509 石垣 ネット設置状況（南東から）



②No. 509 石垣 ネット設置状況（北から）



③No. 510 石垣 ネット設置状況 (南東から)



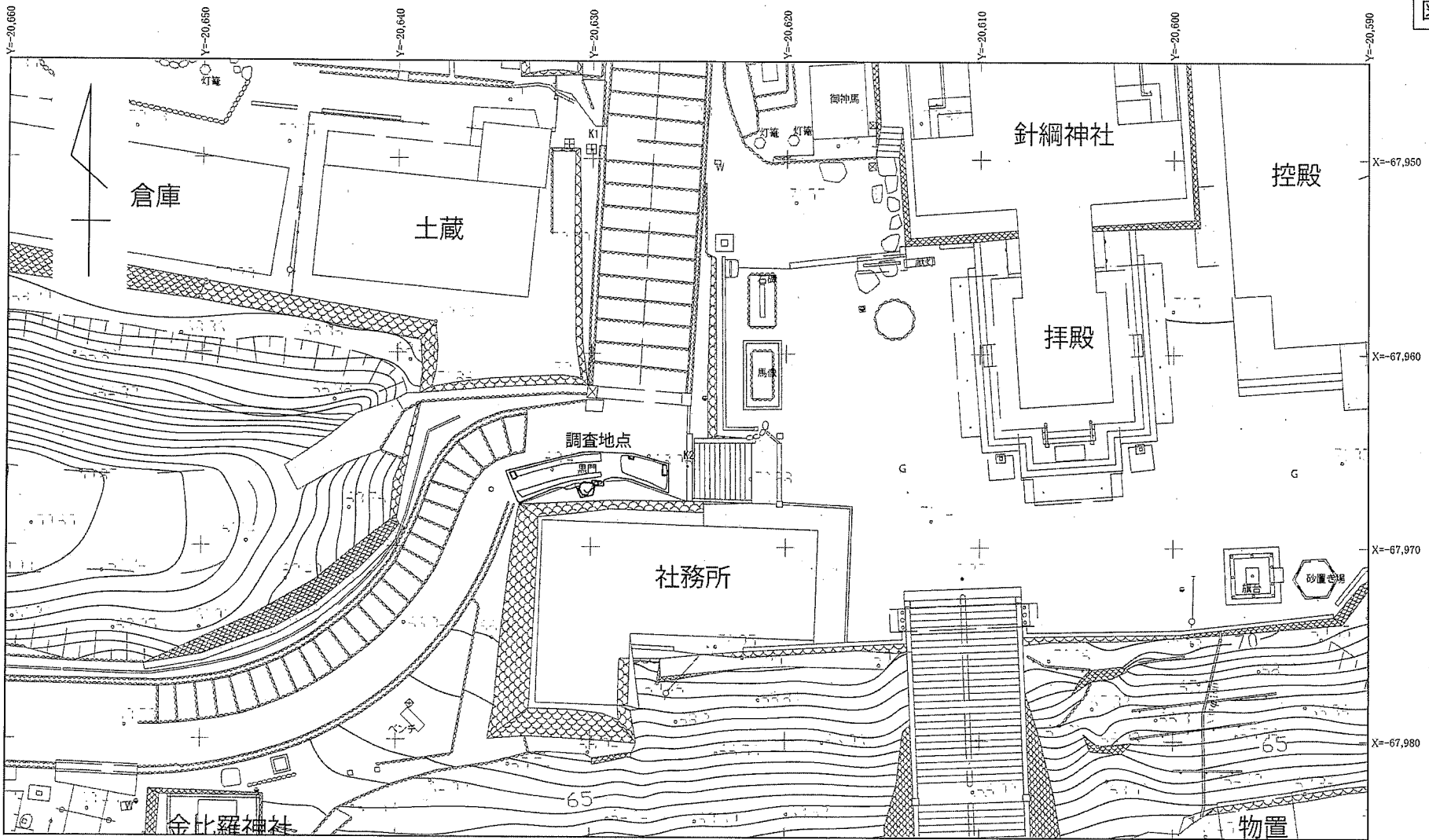
④No. 510 石垣 ネット設置状況 (西から)



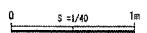
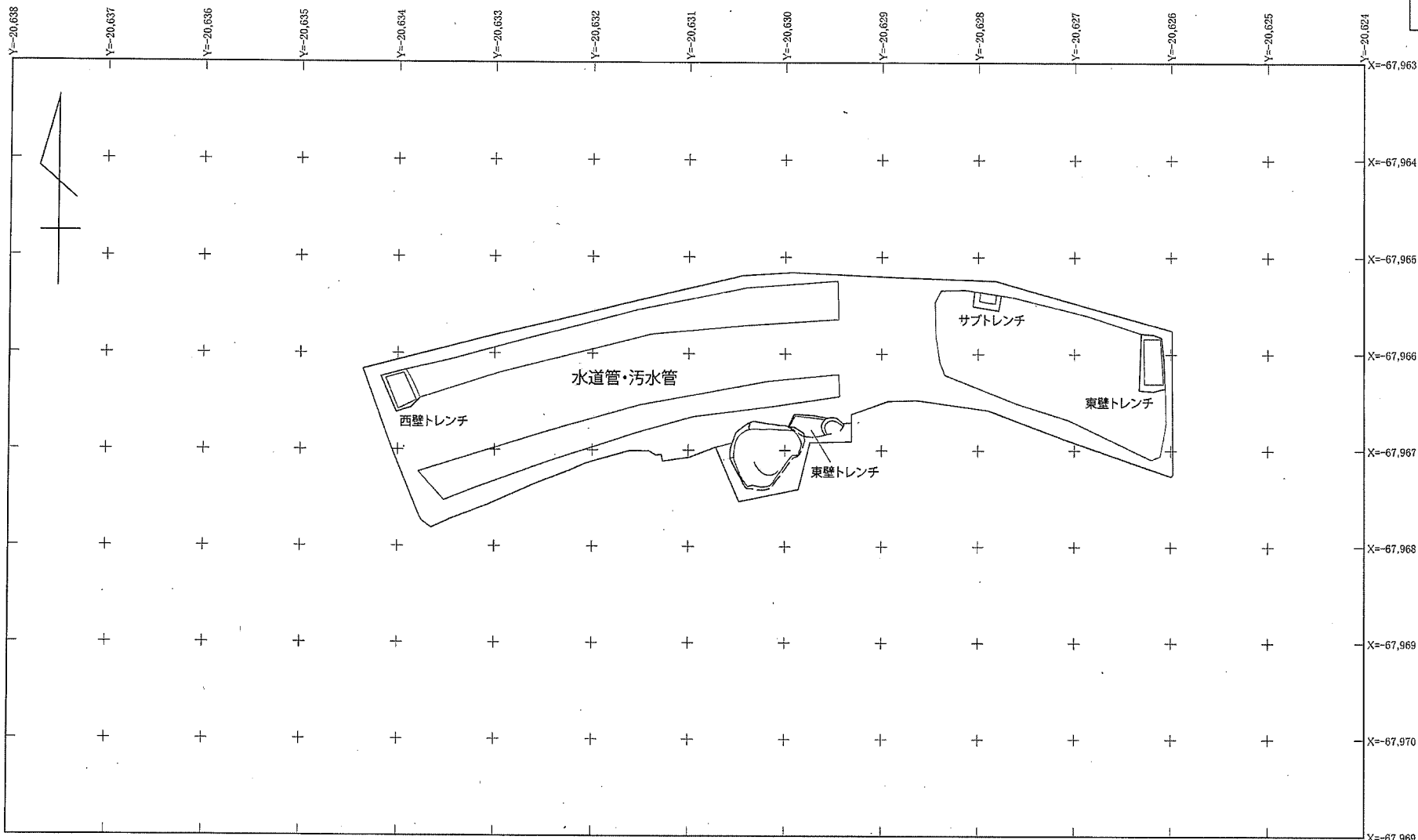
⑤ ネット設置後施工箇所全景（東から）



⑥ ネット設置後施工箇所全景（南から）



工事名	犬山城黒門跡発掘調査支援業務		
図面名	調査区設定図		
日付	令和4年8月19日		
縮尺		図面番号	1
会社名	株式会社四門		
事業者名	犬山市教育委員会		

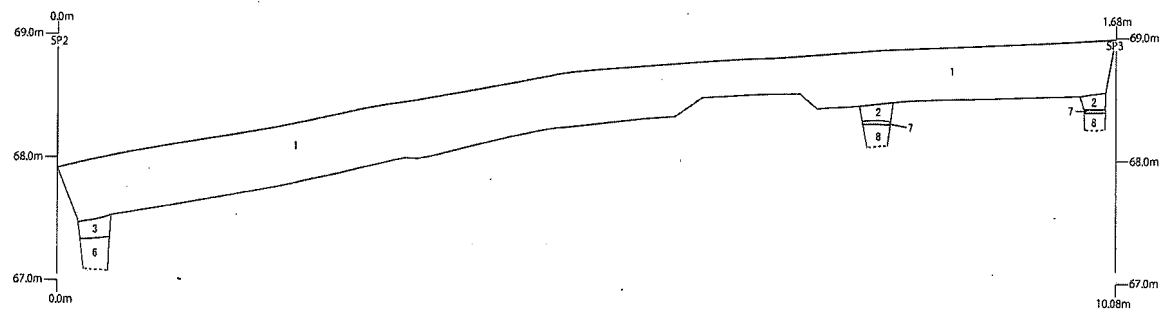


工事名	犬山城黒門跡発掘調査支援業務		
図面名	平面図		
日付	令和4年8月19日		
縮尺		図面番号	2
会社名	株式会社四門		
事業者名	犬山市教育委員会		

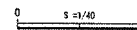






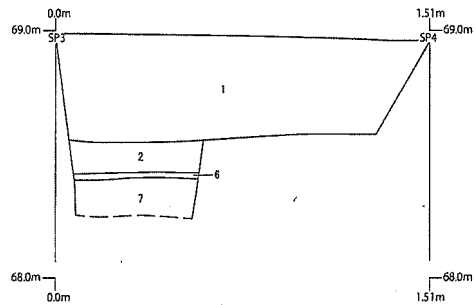


- 1 表土 コンクリート・碎石層
- 2 10YR5/1 褐灰色 粗粒砂
- 3 N4/0 灰色 中～粗粒砂 中礫（径150mm大）多量含む。
- 6 10YR4/2 灰黄褐色 中～粗粒砂 中礫（径200mm大）中量含む。
- 7 10YR6/1 褐灰色粘質土と2.5Y7/1灰白色粘土の斑土
- 8 10YR5/2 灰黄褐色 中～粗粒砂 中礫（径50mm大）中礫含む。

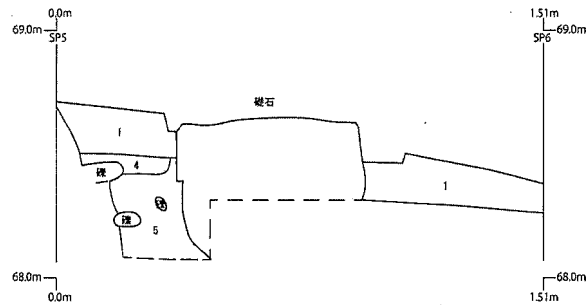


工事名	犬山城黒門跡発掘調査支援業務		
図面名	土層断面 1		
日付	令和4年8月19日		
縮尺		図面番号	5
会社名	株式会社四門		
事業者名	犬山市教育委員会		

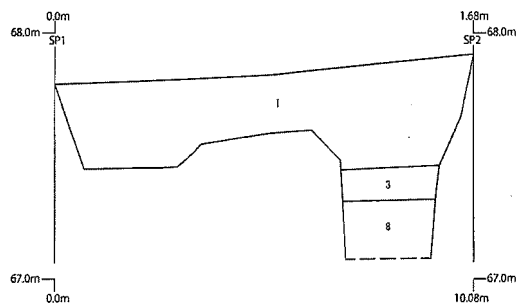
東壁トレンチ



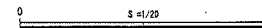
南壁トレンチ



西壁トレンチ



- 1 表土 コンクリート・碎石層
- 2 10YR5/1 褐灰色 粗粒砂
- 3 N4/0 灰色 中～粗粒砂 中礫(径150mm大)多量含む。
- 4 N5/0 灰色 粘質土 中礫(径1～30mm大)多量含む。
- 5 10YR4/1 褐灰色 粘質土 中礫(径50～150mm大)少量含む。
- 6 10YR6/1 褐灰色粘質土と2.5Y7/1灰白色粘土の斑土
- 7 10YR5/2 灰黄褐色 中～粗粒砂 中礫(径50mm大)中量含む。
- 8 10YR4/2 灰黄褐色 中～粗粒砂 中礫(径200mm大)中量含む。



工事名	犬山城黒門跡発掘調査支援業務		
図面名	土層断面 2		
日付	令和4年8月19日		
縮尺		図面番号	6
会社名	株式会社四門		
事業者名	犬山市教育委員会		



完掘状況(西から)



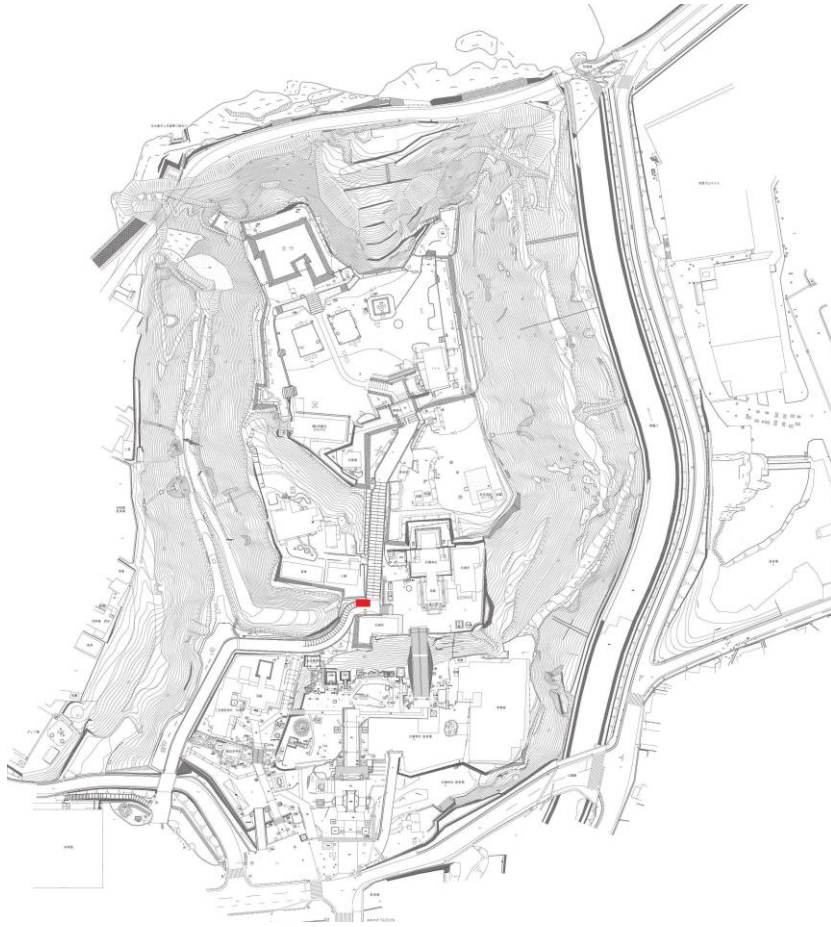
完掘状況 (東から)



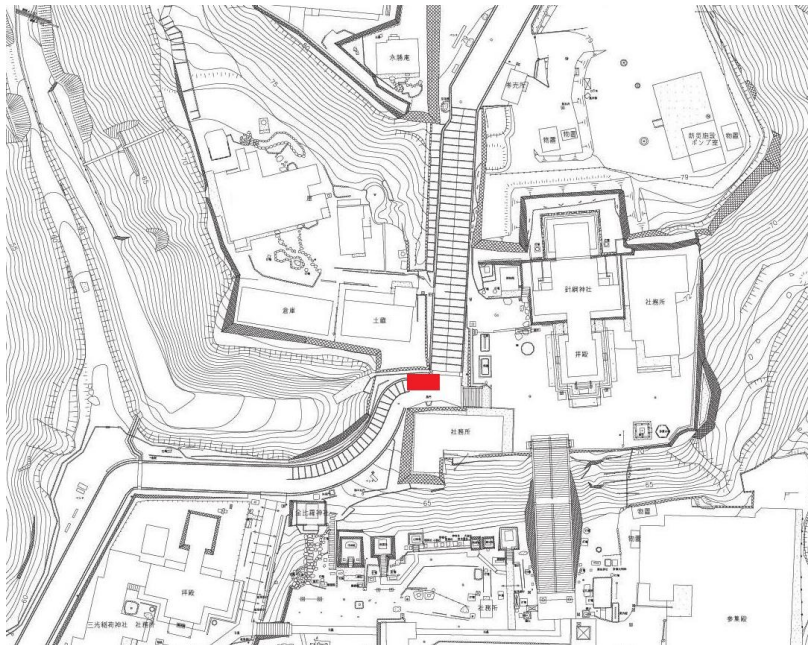
礎石東側堆積状況



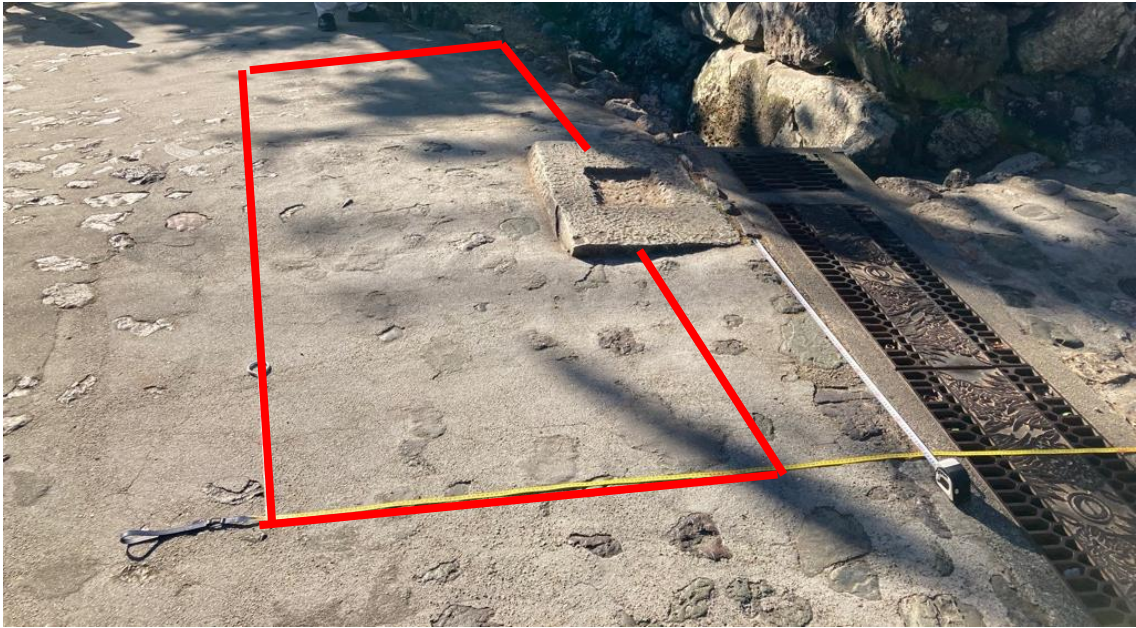
サブトレンチ東側完掘状況(西から)



黒門跡北側 調査区位置図



黒門跡北側 調査区位置拡大図



トレンチ設定予定箇所(東から)



トレンチ設定予定箇所 (西から)







調査区全景写真



礎石検出状況



昭和期硬質面検出状況



掘り込み検出状況

# 伐採箇所・伐採管理

## 1. 伐採箇所



天守西側伐採箇所



天守東側伐採箇所





## 2. 対象木

### 2-1 史跡犬山城跡・名勝木曾川現状変更内容

○伐採樹木（数量・伐採方法等）

伐採数量	伐採方法	備考
11本	択伐	伐根は行わない

○伐採樹木一覧（詳細）

管理区分	区分	識別番号	樹種	個体情報			備考
				樹高 m	幹周 cm	株数	
遺構	本	本 11	アラカシ	3.3	164.0		損傷(石垣)
		本 65	ケヤキ	9.5	119.0		損傷(石垣)
		本 72	サクラ	4.0	70.0		損傷(石垣)
		本 83	サクラ	8.0	87.0		損傷(石垣)
		本 91	タラヨウ	3.5	75.0		損傷(石垣)
眺望	城山	緑 71	アラカシ	4.5	127.0		損傷(石垣)
		緑 75	ムクノキ	9.7	85.0		
		緑 76	アラカシ	10.7	115.0		
		緑 79	クロガネモチ	8.7	121.0		
		緑 91	ムクノキ	12.5	120.0		
		緑 102	ムクノキ	10.9	104.0		

### 2-2 管理対象木の5区分とその概要

管理対象木の5区分とその概要（国宝犬山城天守・史跡犬山城跡保存活用計画より）

① 遺構に影響を及ぼす恐れのある樹木 ・支障木（損傷（石垣）、崩落（亀裂）、倒伏（侵食・根返り）、損傷（石積））
② 眺望に影響を及ぼす恐れのある樹木 ・天守の眺望に影響する樹木
③ 来訪者の安全確保に影響を及ぼす恐れのある樹木 ・支障木（衰弱（幹折れなど））
④ 植生の質に影響を及ぼす恐れのある樹木 ・支障木（衰弱（幹折れなど））、遷移初期種の樹木等、つる植物
⑤ 景観に影響を及ぼす恐れのある樹木 ・樹冠スカイライン※を乱す樹木

### 2-3 管理対象木の管理ゾーン別の本数（令和2年度時点）

管理対象木区分	管理ゾーン						総計
	曲輪	三光寺山	城山外縁	東	北	西	
①遺構	107本	-	81本	17本	52本	12本	<b>188本</b>
②眺望	47本	12本	369本	203本	48本	118本	<b>428本</b>
③来訪者	1本	4本	-	-	-	-	<b>5本</b>
④植生	4本	29本	56本	29本	5本	22本	<b>89本</b>
⑤景観	-	-	29本	-	22本	7本	<b>29本</b>
<b>総計</b>	<b>159本</b>	<b>45本</b>	<b>535本</b>	<b>249本</b>	<b>127本</b>	<b>159本</b>	<b>739本</b>

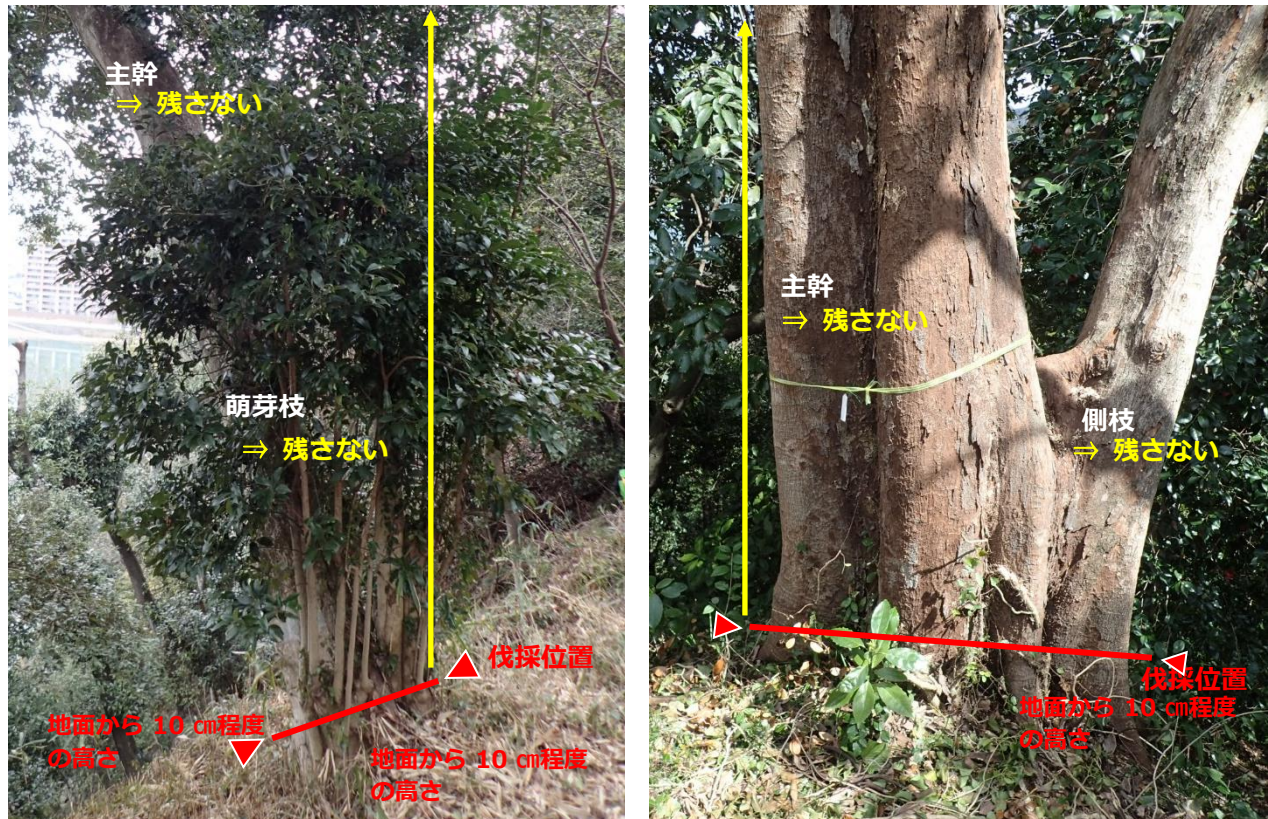
史跡指定地内の樹木管理について、曲輪内の遺構に影響を与える樹木の内、石垣に損傷を及ぼす恐れのある樹木及び城山に成立する自然性の高い植生の健全な育成を図り、天守の眺望確保、景観の保全の観点で樹木伐採を実施する。また、抜根等、掘削は一切行わない。

### 3. 伐採管理

伐採は、主幹や萌芽枝を含む側枝を全て除去する「伐採管理（完全伐採）」を実施する。

伐採位置は単木・株立木のいずれも主幹および萌芽枝を含む側枝の根元とし、傾斜地では斜面上側の地際から10cm程度の高さで伐採することを基本とする。また、伐り口は可能な限り平滑にし、斜面下側にやや傾斜させることで、雨水の滞留とそれに伴う切断面の腐朽の進行を遅らせる。

伐採した樹木は玉切りし、曲輪内では運び出しを行い、林内については平地に安定させた状態で集積する。



写真：伐採管理（完全伐採）の例

### 4. 石垣等を損傷する恐れのある樹木

史跡犬山城跡の本質的価値の構成要素である石垣やその他の地下遺構に直接的に影響を及ぼす可能性のある樹木で、支障木「損傷（石垣）」が該当する。

一般的に水分や養分を吸収する樹木の細根は、樹冠の投影面積と同程度の広がりを持つとされている。このため、石垣の天端付近に生育している樹木の根の影響も石垣やその他の地下遺構に及んでいる可能性がある。特に、石垣の場合、複数の要因（裏込めの水の通り道を塞ぐ、水が1ヶ所に集中して流れる、根の腐った跡が空洞になる、など）によって、石垣のはらみ出しや天端石のズレが生じ、石垣の安定性が失われ、崩れやすくなる。このほか、地震や強風により樹木（根）が揺さぶられることで、石垣が崩壊することも想定される。

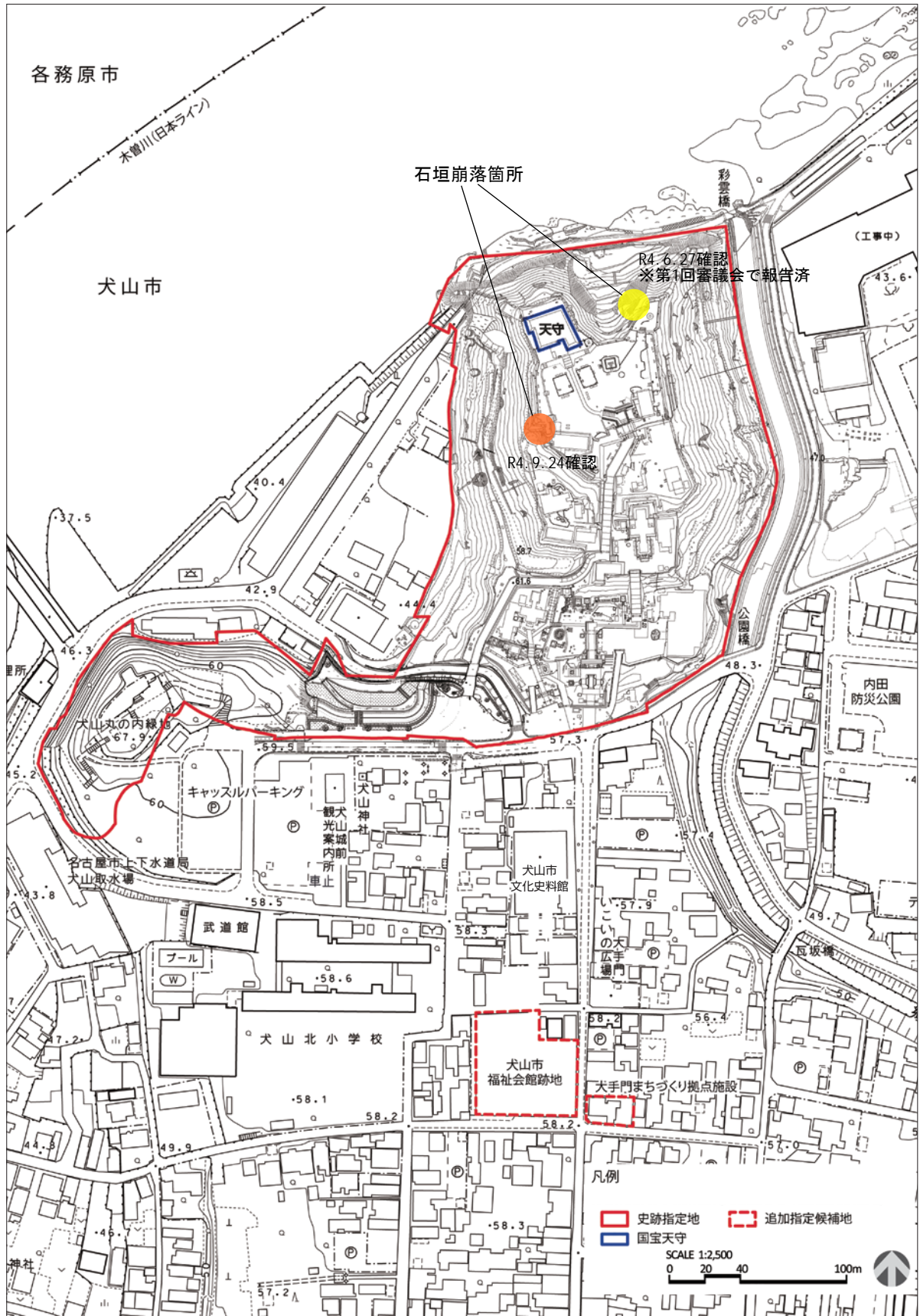
このため、石垣の変状の有無にかかわらず、速やかに対策を講じる必要のある樹木である。

石垣の保全から支障木の伐採は、文化財保護の指定を受けており公益性があるものである。

## 5. 眺望に影響を及ぼす恐れのある樹木

天守や天守台石垣の眺望に影響を及ぼす恐れのある樹木が該当する。史跡指定地域内の樹木は、その存在が史跡犬山城跡の景観を特徴づけているため、遺構への影響を配慮しつつ、速やかに対策を講じる必要がある。

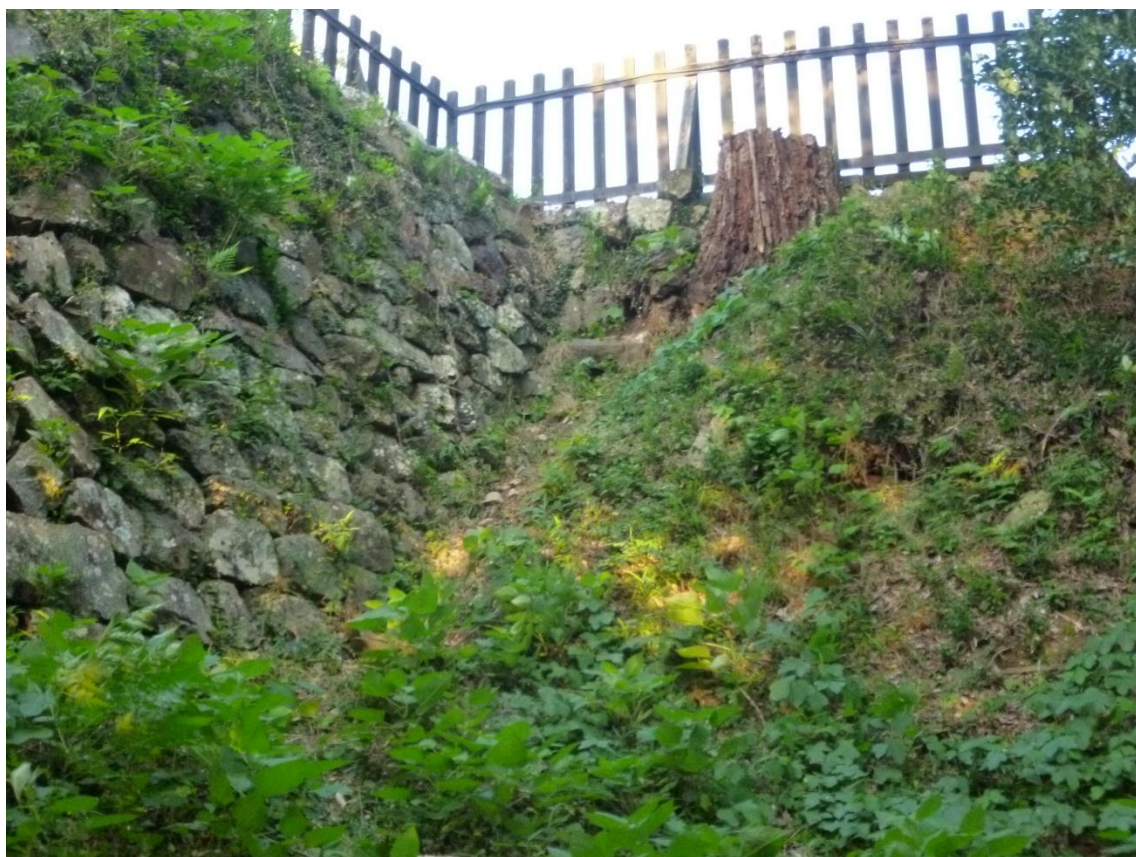
### 史跡範囲を示す地形図







弓矢櫓跡南側石垣崩落前（令和4年7月頃）



弓矢櫓跡南側石垣崩落後（令和4年9月下旬）



【拡大】弓矢櫓跡南側石垣崩落前（令和4年7月頃）



【拡大】弓矢櫓跡南側石垣崩落後（令和4年9月下旬）



シート・土嚢設置状況



シート・土嚢設置状況（石垣上部）



碎石土嚢による崩落防止の事例（兵庫県佐用郡佐用町 利神城）



碎石土嚢設置状況

## 史跡東之宮古墳保存活用事業について

## 1. 東之宮古墳管理

請負者	一般社団法人パブリックワークス犬山市アメニティ協会
契約期間	令和4年4月～令和5年3月
実施内容	東之宮古墳進入路（成田山側・丸山側）及び古墳周辺の清掃（毎月）
	東之宮古墳進入路（成田山側・丸山側）及び古墳周辺の草刈工（年4回）
	東之宮古墳 古墳上草刈り（年1回）

## 2. 東之宮古墳普及啓発事業

請負者	特定非営利活動法人古代瀬波の里・文化遺産ネットワーク
契約期間	令和4年7月～令和5年3月
実施内容	東之宮古墳 土あげまつりプロジェクト ① 日時 第1回 令和4年9月23日（金・祝） 台風接近により中止 第2回 令和4年12月17日（土） 冬至の日の出見学会同時開催 参加者 23名 第3回 令和5年3月21日（月・祝）午前10時～正午 令和5年3月25日（土）・・・予備日 ② 内容 東之宮古墳の前方部の削れている箇所を、市民参加により古墳を修復するイベント「土あげ祭」により修復する。この事業は令和3年度から令和7年度にかけて実施する。
	東之宮古墳散策ツアー ① 日時 令和4年10月29日（土） ② 内容 東之宮古墳と犬山祭に関連するコースを散策しました。 ③ 参加者 13名

## 令和4年度 東之宮古墳土あげ祭開催状況報告書

## 1. 令和4年度土あげ祭プロジェクト実施状況

## 第1回

日 時：令和4年9月23日（金・祝）午前10時～正午  
台風接近により中止

## 第2回

日 時：令和4年12月23日（金・祝）午前6時30分～午前10時30分

参加者：23人

その他：冬至の日の出見学会を同時開催

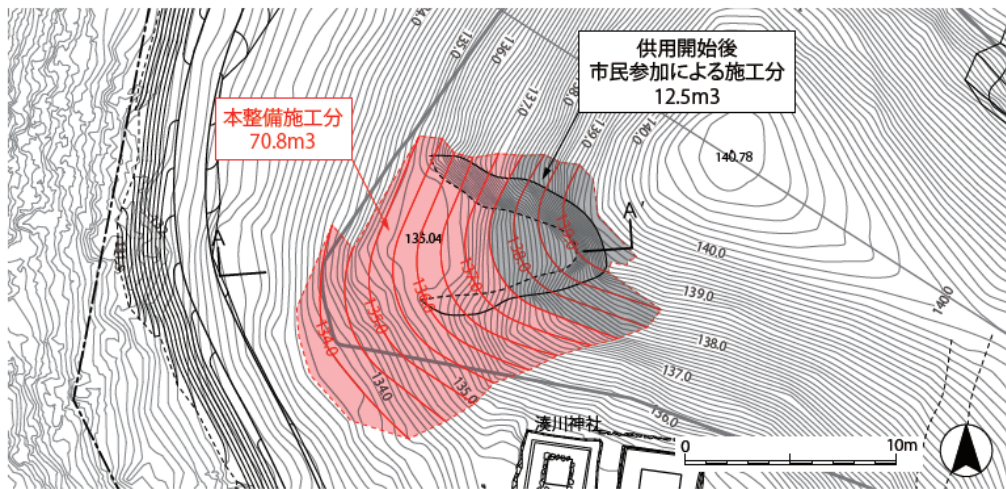
## 第3回（予定）

日 時：令和5年3月21日（火・祝）午前10時～正午

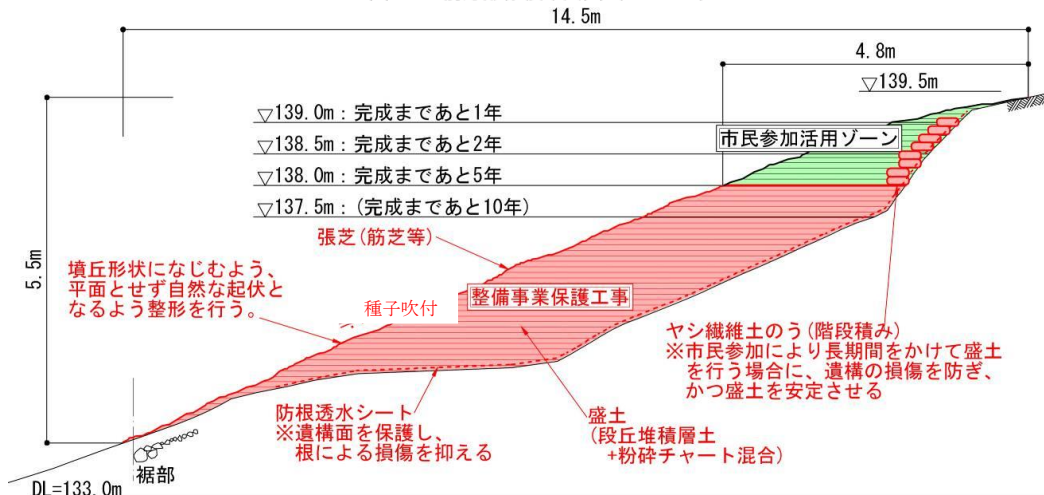
場 所：東之宮古墳（集合 東之宮古墳成田山側入口）

参加者：40人

## 2. 修復予定箇所



【図 4-3】 前方部修復平面図 (S=1/300)



### 3. 実施方法

#### (1) 土の作成 @成田山側進入路 広場

- 土は木曽川流域の段丘堆積層に粉砕したチャートをブレンドする。
- 土（段丘堆積層）は地元工事業者を通し、入手済み。（河川工事で使用するもの。）
- 粉砕チャートは進入路の壁面チャートから落下したものを集積して使用。



#### (2) 土上げ

- 土のう袋に作成した土を詰め、土漏れ、運びやすさを重視し麻袋で包む。
- 土のう袋6割程度（20kg程度）を用意。
- 1人で背負い方式で運びあげる。



#### (3) 土の叩きしめ

- 運びあげた土を墳丘の前方部西コーナーに降ろし、木製タンパーを使用して叩きしめる。（初回が市、委託者で実施）



試行時状況



《 土あげ量 》

◎ 仮定・・・ スコップ  $0.15\text{m} \times 0.15\text{m} \times 0.1\text{m} \div 0.002 \text{ m}^3$   
 背負による土上げ (3杯)  $0.006 \text{ m}^3$   
 ※ ただし、年齢・体力により土量を調整する  
 $0.006 \text{ m}^3 / 1 \text{ 人} \times 30 \text{ 人} \times 2 \text{ 往復} = 0.36 \text{ m}^3$

修復面積  $12.5 \text{ m}^2 \div 1 \text{ 回あたり } 0.36 \text{ m}^3 \div 35 \text{ 回}$

現地での計測・・・ 縦  $1.5\text{m} \times$  横  $1.2\text{m} \times$  高さ  $0.1\text{m} = 0.18 \text{ m}^3$  (令和4年度冬至分)  
 $0.18 \text{ m}^3 \div 23 \text{ 人} \div 0.008$  (2回)  
 1回あたり 1人  $0.004 \text{ m}^3$

$12.5 \text{ m}^3 \div 0.008 \text{ m}^3 \div \text{必要人数 } 1563 \text{ 人}$

$1563 \text{ 人} \div 30 \text{ 人} (1 \text{ 回}) \div 53 \text{ 回}$

5. 令和4年12月17日実施「冬至の日の出見学と土あげ祭」開催状況



冬至の日の出見学状況



土あげ祭開始状況





土あげ状況



修復状況

5. 令和4年3月25日実施土あげ祭演劇形式開催状況



土あげ



古墳修復状況

## 天然記念物ヒトツバタゴ自生地について

## 1. ヒトツバタゴ自生地の現状

個体状況	既存成木 7本（フェンス内） 更新幼木 数本（フェンス内・外）
樹 勢	良好 6本、枯死 1本、実生個体 11本あり
開花状況	4月28日 開花 5月 4日 満開 5月16日 落花 ※ 新型コロナウイルスの影響を受け、情報発信せず 臨時駐車場：4月28日～5月16日 現地案内看板：4月28日～5月16日   (5月5日撮影)
管理状況	樹木管理（通年実施 樹勢診断、結実診断、開花診断） 周辺草刈り（年3回 5月、7月、11月に実施）
周辺環境	周辺に貴重な植物種が生息

## 2. 天然記念物ヒトツバタゴ自生地保存活用計画策定（令和4年度～）

ヒトツバタゴ自生の今後の保存・活用方針を定める保存活用計画を策定する。

令和4年度は計画策定にあたり必要となる環境調査を実施、計画の骨子作成を実施する。

（計画策定期間 令和4年～令和6年予定）

## ＜令和4年度調査項目＞

## （1）既存資料調査

地形、地質、土壌、地下水、気象、植物（植生・ヒトツバタゴ）、動物、利用状況 等

## （2）現地環境調査（土壌成分調査・土壌水分量調査、地下水位調査等）

土壌水分量、土壌分析（pH、EC、全P・全N・全K、強熱減量）、水路状況、地下水位



図 1.1 土壌分析地点（①、②）、地下水位測定地点

## &lt;スケジュール&gt;

年度	項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和4年	委員会						第1回		現地指導			第2回	
	環境調査						調査仕様検討	入札契約			調査	報告 仕様検討	入札
	資料調査								調査	報告			
	計画策定									骨子作成	骨子検討		
令和5年	委員会		第3回			現地指導						第4回	
	環境調査	契約調査	→									報告	
	計画策定		課題整理	→				現状変更検討	→	方針検討	→	協議	
令和6年	委員会		第5回			第6回					第7回		
	計画策定	入札契約	公開活用検討	計画案作成	→	計画案協議	→				計画案完成	パブコメ	計画完成

## 市史編さん事業について

## 1. 令和4年度事業内容

## (1) 活動体制の構築

- ・犬山市史編さん委員会専門部会委員とともに市史編さんに関する活動を行う調査執筆委員及び調査協力員を委嘱。(令和4年12月時点で13名)

## (2) 犬山市史編さん委員会専門部会による活動の実施

- ・史料編刊行に向けて各班で会議及び資料調査や聞き取り調査等の各種調査の実施。

## (3) 史料編の構成内容の検討

- ・史料編の構成内容の詳細検討。(各班で構成案を作成中)

## (4) その他

- ・犬山市史編さん計画の見直し
- ・執筆要領の作成、執筆準備
- ・市史編さん事業に関する広報活動の検討 等

編さん委員会		
回数	開催日	内容
第1回	令和4年10月1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和4年度の活動について</li> <li>・史料編の構成・内容について</li> <li>・今後の編さんスケジュールについて</li> </ul>
専門部会		
回数	開催日	内容
-	令和4年5月25日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内巡見</li> </ul>
第1回	令和4年6月11日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和4年度の活動について</li> <li>・史料編の構成・内容について</li> <li>・今後の編さんスケジュールについて</li> </ul>
第2回	令和4年9月17日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和4年度の活動について</li> <li>・史料編の構成・内容について</li> <li>・今後の編集作業について</li> <li>・今後の編さんスケジュールについて</li> </ul>
第3回	令和4年12月17日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和4年度の活動について</li> <li>・史料編の構成・内容について</li> <li>・今後の編集作業について</li> <li>・犬山市史平成編編さん計画の改訂について</li> </ul>

専門部会（班会・調査） ※令和4年4～12月			
班名	延べ回数	延べ従事者数	主な活動内容
歴史班	37回	54人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 歴史班会</li> <li>・ 資料調査（広報、新聞記事等）</li> <li>・ 聞き取り調査（市民活動関係）</li> </ul>
地理班	27回	51人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地理班会</li> <li>・ 資料調査 （関係団体所蔵資料、統計等）</li> <li>・ 聞き取り調査 （自然、防災、産業関係）</li> </ul>
民俗班	13回	22人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 民俗班会</li> <li>・ 資料調査 （関係団体所蔵資料等）</li> <li>・ 聞き取り調査 （市内祭礼保存団体）</li> </ul>
観光・文化班	35回	52人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 観光・文化班会</li> <li>・ 資料調査（新聞記事、関係団体 所蔵資料等）</li> <li>・ 聞き取り調査（観光関係）</li> </ul>

## 2. 令和5年度事業内容・計画

### （1）犬山市史編さん委員会（年2回）

- ・ 資料収集・調査等進捗状況の確認
- ・ 史料編内容の確認
- ・ 収集資料の活用策検討 等

### （2）専門部会（年4回＋班会議）

- ・ 資料収集・整理
- ・ 調査（文献・現地調査・ヒアリング等）
- ・ 史料編の収録内容調整、原稿執筆 等

### （3）その他

- ・ 編さん事業に関する広報活動 等

(参考) 委員名簿

(犬山市史編さん委員会) 任期：審議期間

No.	職名	氏名	委員区分	所属等
1	委員長	羽賀祥二	(1) 学識経験者	名古屋大学名誉教授
2	委員	岡本耕平	(1) 学識経験者	愛知大学文学部教授
3	委員	赤塚次郎	(2) 公共的団体	犬山市文化財保護審議会副会長
4	委員	奥村康祐	(2) 公共的団体	犬山市教育委員会教育長職務代理者
5	委員	小川征一	(2) 公共的団体	(一社) 犬山市観光協会会長
6	委員	高橋秀治	(2) 公共的団体	犬山商工会議所会頭
7	委員	中村真咲	(2) 公共的団体	名古屋経済大学犬山学研究センター長

(犬山市史編さん委員会専門部会) 任期：審議期間

No.	職名	氏名	所属等	活動班
1	部会長	羽賀祥二	名古屋大学名誉教授	歴史班
2	委員	河西秀哉	名古屋大学人文学研究科准教授	歴史班
3	委員	佐々木重洋	名古屋大学人文学研究科教授	民俗班
4	委員	岡本耕平	愛知大学文学部教授	地理班
5	委員	可児光生	美濃加茂市民ミュージアム館長	地理班
6	委員	笥真理子	公益財団法人犬山城白帝文庫 学芸員	観光・文化班
7	委員	中野裕子	博物館明治村主任学芸員	観光・文化班

(犬山市史編さん委員会専門部会調査執筆委員及び調査協力員) 任期：審議期間

No.	職名	氏名	所属等	活動班
1	調査執筆委員	久保正明	愛知学院大学非常勤講師・ 豊田市史資料調査会	歴史班
2	調査執筆委員	関口哲矢	大同大学など非常勤講師	歴史班
3	調査執筆委員	岡佑哉	愛知学院大学非常勤講師	歴史班
4	調査執筆委員	山中海瑠	名古屋大学大学院人文学 研究科・博士前期課程	民俗班
5	調査執筆委員	永田幸枝	特定非営利活動法人 犬山里山学研究所研究員	地理班
6	調査執筆委員	加藤秋人	名古屋経済大学経済学部准教授 地域連携センター副センター長	地理班

7	調査執筆委員	村山 徹	名古屋経済大学経済学部准教授	地理班
8	調査執筆委員	望月友恵	特定非営利活動法人古代瀬波の里・文化遺産ネットワーク 主任 研究員	観光・文化班
9	調査執筆委員	大島敏裕	拠点校指導教員	観光・文化班
10	調査協力員	井上宗一郎	安祥文化のさと地域運営共同体・ 総括責任者	民俗班
11	調査執筆委員	後藤真司	(一社) 犬山市観光協会	観光・文化班
12	調査執筆委員	石川慶一郎	愛知工業大学 地域防災研究セン ターポストドクトラル研究員	地理班
13	(臨時委員) 調査協力員	長岡昭雄	石上げ祭伝承保存会	民俗班 ※委嘱の日か ら調査終了ま で

※調査執筆委員…専門部会委員の指導の下、調査及び執筆を行う。

調査協力員…専門部会委員の指導の下、調査を行う。



## 史跡名勝天然記念物の現状変更について (R4. 9. ~R5. 1.)

## 1 令和4年9月～令和5年1月 現状変更件数

- 名 勝：12件
  - ・ 文化財名 木曾川
- 史 跡：5件
  - ・ 文化財名 犬山城跡

史跡・名勝・天然記念物 き損、現状変更状況一覧表(令和4年3月～7月末時点)

## 【現状変更】

## 名勝木曾川

No	許可日	内容	申請	備考
1	9/5	危険防止のための伐採	軽微な現状変更	※
2	9/13	社務所修繕に伴う仮設足場の設置	軽微な現状変更	※
3	10/6	電柱、電線および開閉器の新設	軽微な現状変更	
4	10/12	便所建築等	文化庁案件	
5	10/12	進入路拡幅	文化庁案件	
6	10/25	危険木伐採	軽微な現状変更	※
7	11/2	犬山城本丸弓矢櫓南側石垣き損	文化庁案件	※
8	11/11	仮設設備の簡易設置	軽微な現状変更	
9	11/18	歩道再整備	文化庁案件	
10	11/29	樹木伐採	文化庁案件	
11	12/12	引込線と工事用ポールの仮設置	軽微な現状変更	
12	12/16	発掘調査	文化庁案件	※

※ 名勝木曾川指定地のうち史跡犬山城跡指定地のもの。

## 史跡犬山城跡

No	許可日	内容	申請	備考
1	9/5	危険防止のための伐採	軽微な現状変更	※
2	9/13	社務所修繕に伴う仮設足場の設置	軽微な現状変更	※

3	10/25	危険木伐採	軽微な現状変更	※
4	11/2	犬山城本丸弓矢櫓南側石垣き損	文化庁案件	※
5	12/16	発掘調査	文化庁案件	※

※ 名勝木曾川指定地のうち史跡犬山城跡指定地のもの。

寄贈資料・寄託資料について（R4.8～R5.1に受け入れたもの）

資料10

1 寄贈

No	受理日	申込者	寄贈資料	数量	保管場所
1	R5.1.4	個人	掛け軸「萬歳楽」 村瀬太乙	一幅	犬山市文化史料館

2 寄託

No	受理日	申込者	寄託資料	数量	保管場所	受託期間
1	R4.11.18	個人	タペストリー（壁掛け）	1点	中本町まちづくり 拠点施設	R4.11.25～R7.11.24

## 【主旨】

小牧・長久手の戦いにゆかりのある自治体同士で連携強化を図り、戦いの知見を深め、情報共有・情報発信などを促進する。定期的に情報共有を図りながら、加盟市による情報発信や誘客事業に恒久的に取り組んでいく。「極力コストをかけない」「できることをできる施設で」「迅速さ」の3点を主軸とした部分の連携。

## 小牧・長久手の戦い同盟 盟約書

真の天下分け目の一戦は 小牧・長久手の戦いである

- 一 戦いの知見を深める
- 一 ゆかりの地の繋がりを深める
- 一 日本国内外に発信し人々の往来を促す

## 【加盟市（2022年12月現在）】

犬山市・小牧市・春日井市・長久手市・日進市・可児市・瀬戸市・尾張旭市

## 【同盟締結日】

その老 犬山市・小牧市・春日井市・長久手市・日進市 （5市） 2021年11月30日付  
その式 可児市・瀬戸市・尾張旭市 （3市） 2022年1月28日付

## 【事務局】

なし

## 【負担金】

なし

## 【同盟市で行う継続的な事業（現時点）】

<情報共有会の開催>

2～3ヵ月おきに同盟市で集まり、小牧・長久手の戦いに関する各市の近況報告や連携事業の誘い、開催市の史跡の視察などを行う。開催は持ち回り制で情報共有会のメーリングリストを通じて、主催市の担当が会場や時間の案内、また当日は司会進行を行う。

## これまでの開催市・施設

- （小牧市）令和3年3月24日 れきしるこまき
- （日進市）令和3年6月29日 岩崎城歴史記念館
- （春日井市）令和3年11月2日 春日井商工会議所
- （犬山市）令和4年1月28日 犬山市役所 視察：犬山城天守
- （長久手市）令和4年5月11日 長久手市文化の家
- （可児市）令和4年9月22日 ぎふワールド・ローズガーデン明智荘の館

(瀬戸市) 令和5年1月予定

### 【これまでの連携事例】

(結成5市) 小牧・長久手の戦い同盟ポスターの作成・ゆかりの地の自治体に送付・掲示の依頼

令和3年3月14日(小牧市) れきしるこまきにて長久手市学芸員の講座

令和3年6月20日(小牧市) れきしるこまきにて岩崎城学芸員の講座

令和3年12月21日～令和4年3月31日(日進市) 岩崎城(展望塔)にて同盟結成 パネル展示

令和4年4月3日(小牧市) 小牧山さくらまつり～小牧山園遊会～同盟市パンフレット・チラシの配布

令和4年7月2日(小牧市) れきしるこまきにて長久手市・大口町・岩崎城学芸員のトークセッション

令和4年7月24日(日進市) 岩崎城歴史記念館にて長久手市学芸員の講座

令和4年9月10日・10月15日・11月12日(犬山市) 同盟締結記念市民総合大学オンライン講座

令和4年11月19日・20日(可児市) 「山城に行こう! 2022」 参加市: 小牧市・日進市

令和4年9月30日～11月20日(可児市) 周遊スタンプラリー 参加市: 全市

令和4年11月18日～20日(長久手市) あいち市町村フェア 同盟市ブース出展

令和4年12月1日～25日(小牧市) 小牧市スマートフォン用ウォーキングアプリ「alko」参加市: 全市

令和4年12月6日～令和5年1月29日(春日井市・日進市) 岩崎城と勝川(太清寺) 記念証ラリー

令和5年3月25日(予定)(長久手市) 長久手市郷土史研究会主催 記念講演

Youtube チャンネル「こまなが! ちゃんねる」、こまながショート動画配信

各市開催の展示会・講座・イベントのポスター相互送付、掲示、パンフレット・チラシの設置

### 【メディア掲載例】

北海道新聞、デーリー東北、秋田魁新報、岩手日報、山形新聞、福島民友、河北新報、千葉日報、東京新聞、神奈川新聞、伊勢新聞、静岡新聞、岐阜新聞、毎日新聞愛知県版、岐阜県版、北日本新聞、北國新聞、福井新聞、京都新聞、奈良新聞、神戸新聞、山陽新聞、日本海新聞、愛媛新聞、高知新聞、大分合同新聞、佐賀新聞、宮崎日日新聞、大分合同新聞、熊本日新聞、琉球日報 など

日本城郭協会 HP・攻城団 HP・城びと HP、Yahoo!ニュース など

### 【同盟加入方法】

事前のオブザーバー参加も可能。情報共有会で挙手による承認制。盟約書には首長の公印が必要。

これまでのオブザーバー参加: 愛西市、江南市、蟹江町、

### 【同盟加盟のメリット】

- ・関係者の顔つなぎが可能、今後の事業がやりやすくなる(史料の貸し借り、講座の依頼など)
- ・気軽に情報共有ができるネットワークを作り、連携したい市町村同士で動ける体制を構築できる
- ・各市町村開催のイベントを通じて、もれなくPRをしてもらうことが可能
- ・各市町村の企画やその内容を知ることができ、今後の事業に活かすことが可能
- ・メディア掲載など、「同盟」で話題性をつくることが可能
- ・各市町村が「小牧・長久手の戦い」の深い学びにつながる など